

我孫子市地域防災計画

令和6年度修正

我孫子市市民危機管理対策会議

目 次

〈総論編〉

第1節	計画の方針	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	計画の基本方針	1
第4	計画の構成	2
第5	国土強靱化計画との整合	2
第6	計画の修正	2
第2節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1	我孫子市	3
第2	千葉県	3
第3	指定地方行政機関	4
第4	自衛隊	7
第5	指定公共機関	7
第6	指定地方公共機関	8
第7	公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	9
第8	市民及び事業所等	10
第3節	市の地勢	12
第1	位置及び概況	12
第2	自然環境	12
第3	社会環境	14
第4節	地域防災力の向上	15
第1	地域防災計画推進の考え方	15
第2	地域防災力向上のための方策	15

〈地震対策編〉

第1章	総則	
第1節	計画の前提条件	19
第1	地震災害の履歴	19
第2	地震災害の想定	21
第2章	災害予防計画	
第1節	防災力の向上	25
第1	防災知識の周知・普及	25
第2	防災訓練の実施	26
第3	自主防災活動の推進	28
第2節	防災都市づくり	31
第1	市街地の整備	31
第2	建築物の不燃化	32
第3	建築物等の耐震化	32
第4	ライフライン施設の耐震化	34
第3節	地盤災害の防止	35
第1	土砂災害の防止	35

第2	液状化対策	37
第3	地籍調査の推進	37
第4節	火災予防対策	38
第1	出火防止	38
第2	初期消火	39
第3	消防体制の整備	39
第4	救急救助体制の整備	40
第5節	防災拠点施設の整備	41
第1	防災拠点機能の整備	41
第2	避難場所等の整備	42
第3	避難路の整備	45
第6節	応急活動体制の整備	46
第1	災害対策本部体制の整備	46
第2	情報収集・伝達体制の整備	47
第3	広報体制の整備	49
第4	緊急輸送体制の整備	49
第7節	広域応援体制の整備	51
第1	協定締結の推進	51
第2	受援体制の整備	51
第3	被災地支援体制の整備	52
第8節	被災者支援体制の整備	53
第1	避難体制の確立	53
第2	応急医療体制の整備	54
第3	生活救援体制の整備	55
第4	感染症対策・廃棄物等処理体制の整備	57
第5	住宅関連対策体制の整備	58
第6	応急教育・保育体制の整備	58
第7	ボランティア環境の整備	59
第9節	要配慮者の安全確保体制の整備	60
第1	要配慮者の支援	60
第2	外国人への支援	62
第10節	帰宅困難者支援体制の整備	63
第1	一斉帰宅の抑制	63
第2	帰宅困難者の安全確保	63
第3	帰宅支援対策	64
第3章	災害応急対策計画	
第1節	災害応急活動体制	65
第1	動員・配備	65
第2	災害警戒本部	66
第3	災害対策本部	67
第4	本部解散後の体制	70
第2節	情報の収集・伝達	77
第1	地震に関する情報の収集	77
第2	通信連絡体制	78

第3	被害情報の収集・伝達	79
第4	災害報告	80
第3節	災害発生時の広報	82
第1	災害広報活動	82
第2	報道機関への対応	83
第4節	応援要請、応援の受け入れ	85
第1	自治体等への応援要請	85
第2	自衛隊の災害派遣	87
第3	民間団体等に対する協力要請	90
第4	受援体制	90
第5節	災害救助法の適用	92
第1	災害救助法の適用基準	92
第2	災害救助法の適用手続き	93
第3	災害救助法による救助の実施者	94
第6節	消防・救急救助活動	95
第1	消防活動	95
第2	救急救助活動	97
第3	危険物等の対策	98
第7節	災害警備・交通規制	101
第1	災害警備	101
第2	防犯対策	102
第3	交通規制	102
第8節	避難	106
第1	避難指示等	106
第2	避難誘導	108
第3	避難所の開設	109
第4	避難所の運営	110
第5	指定避難所以外の避難者に対するの支援	114
第6	避難所の閉鎖	115
第9節	応急医療救護	116
第1	初動医療体制	116
第2	被災者等への医療・保健活動	120
第10節	緊急輸送対策	122
第1	緊急輸送路の確認	122
第2	緊急輸送	122
第11節	ライフライン施設等の応急対策	124
第1	ライフライン施設等	124
第2	道路・橋りょう	132
第3	河川・雨水管理施設	132
第4	公共施設	132
第12節	生活救援対策	133
第1	飲料水・生活用水の供給	133
第2	食料の供給	135
第3	生活必需品の供給	137

第4	救援物資の受け入れ・管理	138
第5	物資の輸送（供給）体制	138
第6	災害相談	139
第7	停電時の充電スポット	139
第13節	行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬	140
第1	行方不明者の捜索	140
第2	遺体の処理	141
第3	遺体の埋葬等	141
第14節	感染症対策・清掃・廃棄物対策	142
第1	感染症対策	142
第2	障害物の除去	143
第3	ごみ・廃棄物処理	143
第4	し尿の処理	145
第5	環境汚染の防止	145
第6	動物対策	146
第15節	住宅等対策	147
第1	被災建築物の応急危険度判定	147
第2	被災宅地の危険度判定	148
第3	応急仮設住宅の供与	148
第4	住宅の応急修理	149
第5	住家の被災調査・り災証明書の発行	149
第6	文化財の保護	151
第16節	児童・生徒・園児の安全対策	152
第1	災害発生時の対応	152
第2	応急教育	153
第3	応急保育	153
第17節	要配慮者への対応	155
第1	避難行動要支援者の避難支援	155
第2	要配慮者の生活支援	156
第18節	ボランティアへの対応	159
第1	ボランティアの受け入れ	159
第2	災害ボランティアセンターの活動	160
第3	ボランティア活動支援	160
第19節	帰宅困難者への支援対策	162
第1	施設管理者等の対応	162
第2	市の対応	162
第20節	被災時の市外被災地への支援	164
第1	情報収集・連絡調整	164
第2	被災地支援活動	164
第3	避難者の受け入れ	165
第21節	被災地への支援対策（市以外大規模被災）	166
第1	被災地支援体制	166
第2	被災地支援活動	167
第3	避難者の受け入れ	167

第22節	南海トラフ地震対策	169
第1	基本方針	169
第2	南海トラフ地震に関する情報	169
第3	防災対応	171
第4章	災害復旧・復興計画	
第1節	市民生活のための緊急措置	173
第1	被災者の生活確保	173
第2	住宅の再建	176
第3	地域経済への支援	177
第4	その他関係機関が行う特例措置	177
第2節	生活関連施設の復旧計画	179
第1	災害復旧事業	179
第2	激甚災害の指定	179
第3節	災害復興	180
第1	復興体制	180
第2	災害復興基本方針の策定	180
第3	災害復興計画の策定	180
第5章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第1節	総則	183
第1	計画の目的	183
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	183
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	184
第3節	関係者との連携協力の確保に関する事項	185
第1	資機材、人員等の配備手配	185
第2	物資の備蓄・調達	185
第4節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	186
第1	後発地震への注意を促す情報の発表	186
第2	応急活動体制	187
第3	後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知	187
第4	防災対応	187
第5節	防災訓練に関する事項	189
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	190

〈風水害対策編〉

第1章	総則	
第1節	計画の前提条件	191
第1	河川及び沼	191
第2	風水害の履歴	191
第3	風水害等の想定	192
第2章	災害予防計画	
第1節	防災力の向上	195
第1	防災知識の周知・普及	195
第2	水防演習の実施	196
第3	自主防災活動の推進	196

第4	災害対策本部体制の整備	197
第2節	水害予防対策	198
第1	河川の整備と維持管理	198
第2	流域治水の推進	198
第3	雨水管理施設の整備	198
第4	防災意識の周知等	199
第3節	土砂災害・風害等予防対策	200
第1	土砂災害の防止	200
第2	風害対策	201
第3	雪害対策	202
第4節	火災予防対策	204
第5節	要配慮者の安全確保体制の整備	205
第1	要配慮者の支援	205
第2	外国人への支援	205
第6節	帰宅困難者支援体制の整備	206
第1	一斉帰宅の抑制	206
第2	帰宅困難者の安全確保	206
第3	帰宅支援対策	206
第3章	災害応急対策計画	
第1節	災害応急活動体制	207
第1	動員・配備	207
第2	配備検討会議	208
第3	災害警戒本部	209
第4	災害対策本部	209
第5	本部解散後の体制	212
第2節	情報の収集・伝達	219
第1	気象等に関する情報の収集	219
第2	通信連絡体制	221
第3	被害情報の収集・伝達	221
第4	災害報告	222
第3節	災害発生時の広報	223
第1	災害広報活動	223
第2	報道機関への対応	223
第4節	応援要請、応援の受け入れ	224
第1	自治体等への応援要請	224
第2	自衛隊の災害派遣	224
第3	民間団体等に対する協力要請	224
第4	受援体制	224
第5節	災害救助法の適用	225
第6節	消防・救急救助活動	226
第1	消防活動	226
第2	救急救助活動	226
第3	危険物等の対策	226
第7節	災害警備・交通規制	227

第1	災害警備	227
第2	防犯対策	227
第3	交通規制	227
第8節	避難	228
第1	安全で適切な避難	228
第2	避難指示等	229
第3	避難誘導	232
第4	緊急避難場所・避難所の開設	232
第5	避難所の運営	233
第6	避難所の閉鎖	235
第9節	応急医療救護	236
第1	初動医療体制	236
第2	被災者等への医療・保健活動	236
第10節	緊急輸送対策	237
第1	緊急輸送路の確認	237
第2	緊急輸送	237
第11節	ライフライン施設等の応急対策	238
第1	ライフライン施設等	238
第2	道路・橋りょう	238
第3	河川・雨水管理施設	238
第4	公共施設	238
第12節	生活救援対策	239
第1	飲料水・生活用水の供給	239
第2	食料の供給	239
第3	生活必需品の供給	239
第4	救援物資の受け入れ・管理	240
第5	物資の輸送（供給）体制	240
第6	災害相談	240
第7	停電時の充電スポット	240
第13節	行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬	241
第1	行方不明者の捜索	241
第2	遺体の処理	241
第3	遺体の埋葬等	241
第14節	感染症対策・清掃・廃棄物対策	242
第1	感染症対策	242
第2	障害物の除去	242
第3	ごみ・廃棄物処理	242
第4	し尿の処理	242
第5	環境汚染の防止	243
第6	動物対策	243
第15節	住宅等対策	244
第1	被災宅地の危険度判定	244
第2	応急仮設住宅の供与	244
第3	住宅の応急修理	244

第4	住家の被災調査・り災証明書発行	244
第5	文化財の保護	245
第16節	児童・生徒・園児の安全対策	246
第1	災害発生時の対応	246
第2	応急教育	246
第3	応急保育	246
第17節	要配慮者への対応	247
第1	避難行動要支援者の避難支援	247
第2	要配慮者の生活支援	247
第18節	ボランティアへの対応	248
第1	ボランティアの受け入れ	248
第2	災害ボランティアセンターの活動	248
第3	ボランティア活動支援	248
第19節	帰宅困難者への支援対策	249
第1	施設管理者等の対応	249
第2	市の対応	249
第20節	土砂災害対策	250
第1	土砂災害警戒情報の発表	250
第2	避難	250
第3	市の対応	251
第21節	雪害対策	252
第1	大雪情報の収集・周知	252
第2	雪害対策	252
第22節	竜巻対策	254
第1	竜巻情報の収集・周知	254
第2	竜巻被害への対応	254
第23節	火山噴火対策	255
第1	火山情報の収集・周知	255
第2	降灰対策	256
第4章	災害復旧・復興計画	
第1節	市民生活のための緊急措置	257
第2節	生活関連施設の復旧計画	258
第3節	災害復興	259

〈大規模事故対策編〉

第1章	総則	
第1節	大規模事故体制	261
第1	大規模事故への対応の基本方針	261
第2	動員・配備	261
第3	災害救助法の適用	264
第2章	大規模事故対策計画	
第1節	大規模火災対策計画	265
第1	基本方針	265
第2	予防計画	265

第3	応急対策計画	267
第2節	危険物等災害対策計画	268
第1	基本方針	268
第2	予防計画	269
第3	応急対策計画	269
第3節	航空機災害対策計画	271
第1	基本方針	271
第2	予防計画	271
第3	応急対策計画	271
第4節	鉄道災害対策計画	274
第1	基本方針	274
第2	予防計画	274
第3	応急対策計画	274
第5節	道路災害対策計画	276
第1	基本方針	276
第2	予防計画	276
第3	応急対策計画	276
第6節	断水対策計画	278
第1	基本方針	278
第2	予防計画	278
第3	応急対策計画	278

〈放射性物質事故対策編〉

第1章 総則

第1節	放射性物質事故への対応	281
第2節	放射性物質事故の想定	282

第2章 放射性物質事故対応計画

第1節	予防計画	283
第2節	応急対策計画	284
第1	動員・配備	284
第2	応急対策	284
第3節	復旧対策計画	288

〈資料編〉

1	市民危機管理対策会議・災害対策本部関係	289
資料1-1	我孫子市市民危機管理対策会議条例	289
資料1-2	我孫子市市民危機管理対策会議委員名簿	292
資料1-3	我孫子市災害対策本部条例	293
資料1-4	我孫子市避難行動要支援者名簿に関する条例	294
資料1-5	我孫子市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則	296
2	情報の収集・伝達・調査	298
資料2-1	防災行政無線（固定系）屋外受信装置設置場所	298
資料2-2	防災行政無線（移動系）局の設置場所	299
資料2-3	我孫子市防災行政無線局管理運用規定	300

3	災害救助法及び応援協力関係	304
資料3-1	被害の認定基準(災害総括報告)	304
資料3-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	307
資料3-3	千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例	310
資料3-4	我孫子市災害見舞金規則	319
資料3-5	災害応援協定等一覧(防災担当課締結分)	321
4	交通輸送・避難対策関係	325
資料4-1	指定緊急避難場所一覧	325
資料4-2	指定避難所一覧	326
資料4-3	福祉避難所一覧	327
資料4-4	我孫子市内の緊急輸送道路一覧	328
資料4-5	京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画	329
5	風水害・土砂災害関係	331
資料5-1	重要水防箇所一覧	331
資料5-2	水害関係年表	335
資料5-3	土砂災害警戒区域指定地一覧	340
資料5-4	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	342
資料5-5	気象庁注意報・警報の発表基準	343
資料5-6	市内の雨量観測所	344
資料5-7	要配慮者利用施設	345
6	その他	347
資料6-1	我孫子市自主防災組織一覧	347
資料6-2	避難行動要支援者の現況	351

〈用語集〉

〈関係機関等関連項目一覧〉

総論編

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第42条の規定に基づき、我孫子市市民危機管理対策会議（市町村防災会議、以下、「市民危機管理対策会議」という。）が作成する計画であって、我孫子市に係わる災害等に関し、我孫子市及び防災関係機関が全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに、災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

本計画は、市の地域に係る防災に関する基本的かつ総合的な計画であり、自助・共助・公助の理念に基づいて、市、防災関係機関、市民、自主防災組織等及び事業所等の防災に関する責務を明確にするとともに、各機関等の事務又は業務を有機的に統合する計画である。

また、本計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画、千葉県地域防災計画、防災業務計画等との整合並びに関連性を有するとともに、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。

第3 計画の基本方針

本計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものであるが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。そのため、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害発生時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくことを基本方針とする。

なお、災害対策にあたっては、人口の高齢化等の社会変化を踏まえて要配慮者の視点にたった対策を地域と一体となって強化することや、近年の災害教訓を踏まえ男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することなどに留意する。

第4 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

我孫子市地域防災計画	
総論編	方針、業務大綱
地震対策編	地震災害、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画
風水害対策編	風水害・土砂災害・火山災害・雪害等
大規模事故対策編	航空機災害・大規模火災・危険物等災害・鉄道災害・道路災害・大規模断水
放射性物質事故対策編	放射性物質事故・原子力施設事故
資料編	各種資料・様式・条例等

第5 国土強靱化計画との整合

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき策定された「我孫子市国土強靱化地域計画」との整合性を有するものであり、当該計画で定められた目標、対応方針等の内容を反映する。

第6 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、見直しが必要である場合は、市民危機管理対策会議において修正する。

したがって、防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を市民危機管理対策会議に提出するものとする。

また、防災に関する科学的研究の成果並びに災害による被害の発生状況と災害対策の効果を考え合わせ、恒久的に検討を加える。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、市及び防災関係機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、市民、事業所等が処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 我孫子市

- (1) 我孫子市市民危機管理対策会議及び災害対策本部に関する事
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関する事
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関する事
- (5) 救助、防疫及び保健衛生に関する事
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関する事
- (8) 被災市営施設の応急対策に関する事
- (9) 災害時における文教対策に関する事
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関する事
- (11) 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- (12) 被災施設の復旧に関する事
- (13) 関係団体が実施する災害応急対策の調整に関する事
- (14) 被災者の避難生活や生活再建支援に関する事
- (15) 災害対策に関する近隣市等協力機関・団体の相互応援協力に関する事

第2 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関する事
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関する事
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関する事
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関する事
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関する事
- (8) 被災県営施設の応急対策に関する事
- (9) 災害時における文教対策に関する事
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関する事
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関する事
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- (13) 被災施設の復旧に関する事
- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関する事
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都縣市間の相互応援協力に関する事
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関する事
- (17) 被災者の生活再建支援に関する事

- (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

第3 指定地方行政機関

1. 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- (5) 津波、噴火警報等の伝達に関すること

2. 関東財務局千葉財務事務所

- (1) 立会関係
主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- (2) 融資関係
 - ア 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること
 - イ 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること
- (3) 国有財産関係
 - ア 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - イ 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - ウ 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
 - エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
 - オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
 - カ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - ア 災害関係の融資に関すること
 - イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
 - ウ 手形交換、休日営業等に関すること
 - エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
 - オ 営業停止等における対応に関すること

3. 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- (2) 関係職員の派遣に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること

4. 関東農政局

- (1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること

- (2) 応急用食料・物資の支援に関する事
- (3) 食品の需給・価格動向の調査に関する事
- (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事
- (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関する事
- (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事
- (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関する事
- (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事
- (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事
- (10) 被害農業者に対する金融対策に関する事

5. 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安、施設（治山）等の維持、造成に関する事
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事

6. 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- (3) 被災中小企業の振興に関する事

7. 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事
- (2) 鉦山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関する事

8. 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関する事
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関する事
- (4) 災害時における応急海上輸送に関する事
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関する事

9. 関東地方整備局

- (1) 災害予防
 - ア 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
 - イ 通信施設等の整備に関する事
 - ウ 公共施設等の整備に関する事
 - エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
 - オ 官庁施設の災害予防措置に関する事
 - カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事
 - キ 豪雪害の予防に関する事
- (2) 災害応急対策
 - ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事
 - イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
 - ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
 - エ 災害時における復旧資材の確保に関する事

〈総論編〉 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
- カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
- キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
- ク 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

(3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

10. 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- (3) 地殻変動の監視に関すること

11. 東京管区気象台

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

12. 関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応の支援に関すること
- (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

13. 千葉労働局

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

14. 関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
- (3) 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
- (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

15. 北関東防衛局

- (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
- (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

第4 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
 - ウ 防災資材の整備及び点検に関すること
 - エ 市地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
 - イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

第5 指定公共機関

1. 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時における通信サービスに関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

2. 日本赤十字社千葉県支部

- (1) 医療救護に関すること
- (2) こころのケアに関すること
- (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること
- (4) 血液製剤の供給に関すること
- (5) 義援金の受付及び配分に関すること
- (6) その他応急対応に必要な業務に関すること

3. 日本放送協会

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- (4) 被災者の受信対策に関すること

4. 東日本旅客鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設の保全に関すること
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

5. 日本貨物鉄道株式会社

- (1) 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

6. 日本通運株式会社千葉支店

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する
こと

7. 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関すること
(2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

8. KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

9. 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること
(2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
(3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

10. ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

11. 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- (1) 災害時における物資の輸送に関すること

第6 指定地方公共機関

1. 千葉県手賀沼土地改良区

- (1) 用排水施設の整備と管理に関すること
(2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること

2. 株式会社エナジー宇宙、日本瓦斯株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

3. 公益社団法人千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

4. 一般社団法人千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

5. 一般社団法人千葉県薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

6. 公益社団法人千葉県看護協会

- (1) 医療救護活動に関すること
- (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

7. 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

8. 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1. 一般社団法人我孫子医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

2. 一般社団法人我孫子市歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

3. 我孫子市薬剤師会

- (1) 医薬品の調達、供給に関すること
- (2) 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること

4. 公益社団法人千葉県柔道整復師会（我孫子市接骨師会）

- (1) 医療活動に関すること
- (2) 柔道整復師会（接骨師会）と医療機関との連絡調整に関すること

5. ちば東葛農業協同組合

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
- (2) 農作物被害の応急対策の指導に関すること
- (3) 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること

6. 我孫子市商工会

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること
- (3) 救助用物資（生活必需品）等の復旧用資材確保に関すること

7. 病院等医療施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること
- (3) 災害時における病人等の収容、保護に関すること
- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること

8. 社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会

- (1) 要配慮者の支援に関すること
- (2) 災害ボランティア活動の支援に関すること

9. 社会福祉施設

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における収容者の保護に関すること

10. 幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校・高等学校・大学

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における園児・児童・生徒・学生の保護及び誘導に関すること
- (3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関すること
- (4) 被災施設の災害復旧に関すること

11. 危険物取扱施設

- (1) 安全管理の徹底に関すること
- (2) 防護施設の整備に関すること

第8 市民及び事業所等

1. 市民

- (1) 自助として自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、次の対応を行う。
 - ア 住宅の耐震診断・改修等
 - イ 食料、飲料水等の備蓄
 - ウ 非常持出品の準備
 - エ 家具・大型家電の転倒防止

オ 出火防止対策

- (2) 各家庭で災害発生時の対応について検討し認識すること
- (3) 県及び市等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

2. 自主防災組織・自治会・町内会・管理組合・女性防火クラブ・防災協会・まちづくり協議会・地区社会福祉協議会

自主防災組織・自治会・町内会・管理組合・婦人（女性）防火クラブ・防災協会・まちづくり協議会・地区社会福祉協議会は、共助として地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努め、災害発生時に次の対応を行うこと

- (1) 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること
- (2) 情報の収集伝達に関すること。
- (3) 避難誘導、救出救護に関すること
- (4) 避難所の運営に関すること
- (5) 被災者に対する炊き出し、救援物資配付等の協力に関すること
- (6) 県、市が行う被害状況調査等の災害対策業務全般への協力に関すること
- (7) 防災に関する知識の普及に関すること
- (8) 防災用資機材の備蓄に関すること

3. 事業所

- (1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
- (2) 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること
- (3) 事業所は災害発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること

4. 市民活動団体

防災に係る活動を行う市民活動団体については、平常時から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害発生時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第3節 市の地勢

第1 位置及び概況

本市は、千葉県北西部に位置し、面積は 43.15 km²であり、南は手賀沼、北は利根川にはさまれた位置にある。市の北方は、利根川を隔てて茨城県取手市及び茨城県北相馬郡利根町と相對しており、北西及び南西は柏市に接している。南東は印西市に接し、東京都心から JR 常磐線で約 35 分のところにある。

位置	東経 139° 59′ 30″ ~ 140° 8′ 55″ 北緯 35° 50′ 14″ ~ 35° 53′ 52″
海拔	約 20m
面積	43.15 km ²
延長	東西 14 km 南北 4 ~ 6 km

第2 自然環境

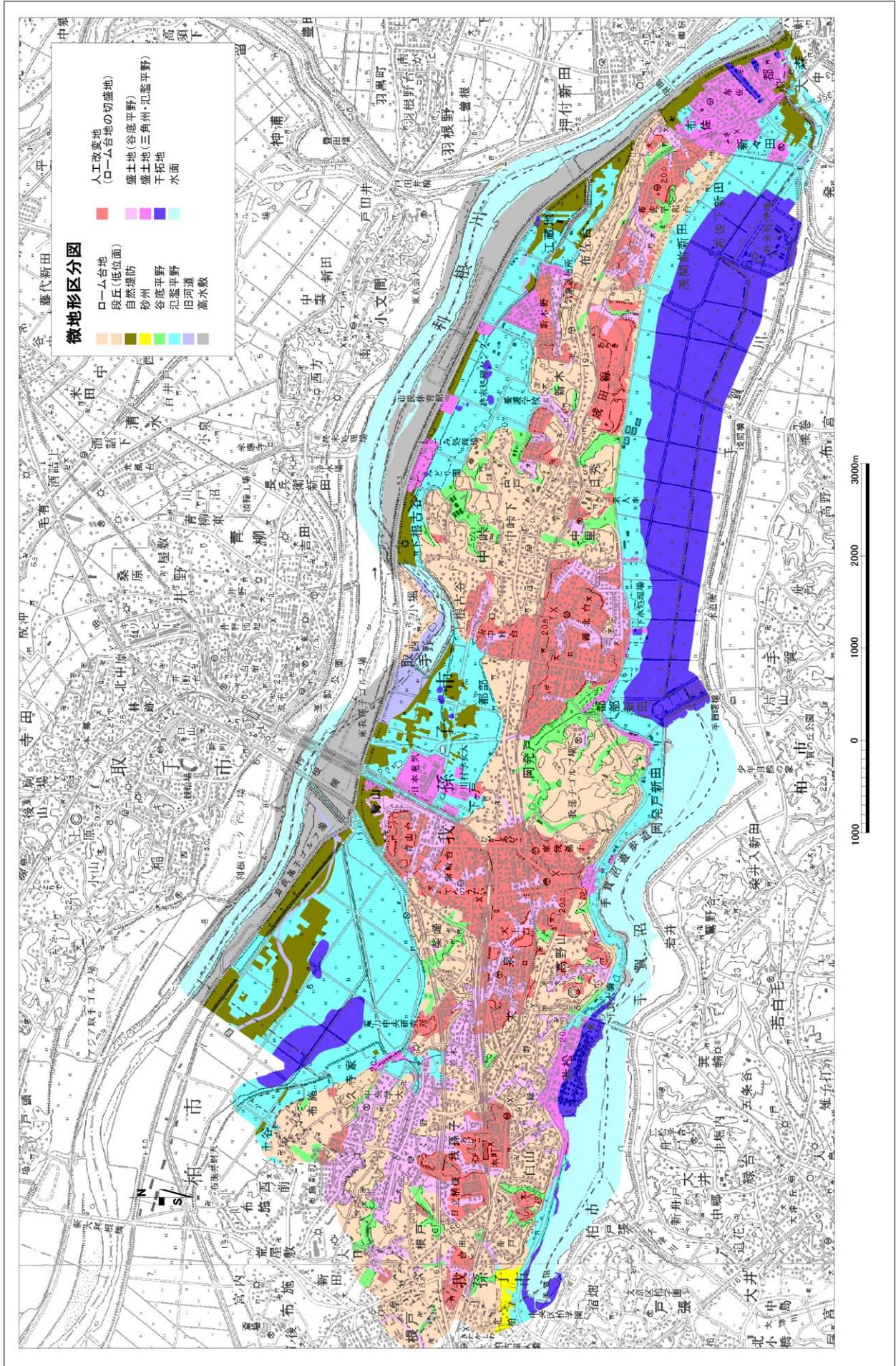
1. 地形・地質

本市は、南に手賀沼、北に利根川を配する細長い馬の背状の土地となっている。

市の中心部を東西に、標高 10~20m の洪積台地が形成され、その周辺に手賀沼や利根川の浸食や堆積作用により形成された標高 10m 以下の沖積低地が分布している。手賀沼に至る緩やかな南斜面林や利根川に面した北斜面林、その周辺に広がる水田地帯や河川敷など、肥沃な土壤に育まれた豊かな緑と水環境を擁した、自然の多いまちである。

2. 気象

気候は、温暖な千葉県の中で冬の気温は比較的低温、平成 23 年からの 10 年間の平均気温は 14.7℃、最高気温は 39.2℃、最低気温は -6.9℃である。



第3 社会環境

1. 人口

本市の人口は、令和6年11月1日現在で130,124人、59,608世帯である。そのうち、65歳以上の人口は31.1%となっている。

2. 土地利用

本市の地目別民有地面積（令和4年1月1日現在）は、田・畑が約46.3%と最も多く、宅地は約37.1%である。毎年宅地が増加し、田・畑・山林が減少している傾向にある。

利根川沿い及び手賀沼沿いの低地は水田として利用されており、斜面は樹林地として残され、台地上にも樹林地が点在している。台地上は主に宅地、畑が分布する。開析谷は農地として利用されてきたが、埋土等により人工的に改変され、住宅地として利用されているところも多い。

3. 建物

市の「2022 統計書」によると、市内の建物のうち、木造建物（棟数）の割合は79.9%で、非木造建物（棟数）は20.1%となっている。我孫子市耐震改修促進計画（令和6年3月）によれば、本市の住宅の耐震化率は92.4%で、耐震性が不十分と判断される住宅は約4,100戸となっている。

4. 道路

国道356号が東西にのび、本市の要所を連絡している。幅員が狭く通過交通量が多いという問題点があるが、本市の重要な幹線道路となっている。

このほか、国道6号、主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉竜ヶ崎線等の幹線道路が存在している。現在、都市計画道路の整備が進捗しており、今後さらに各地区間の連絡は良くなりつつある。

新興住宅地内の街路は幅員が広く、直線的で連絡性も良いが、旧市街地の街路は幅員が狭く、屈曲し、見通しが悪い街路が多い。スプロール、崖地等の影響により、街路の接続が悪い場所が台地縁辺部に見られる。

5. 鉄道・バス

鉄道は、市内を南北方向に走るJR常磐線と、我孫子駅を起点に分岐し東西方向に走るJR成田線とがあり、市内に6つの駅がある。市内のほぼ全域が鉄道のサービス圏としてカバーされており、市内の主要な駅の乗降客数は、令和3年度には、我孫子駅で1日平均約2万5千人、天王台駅約1万5千人であり、全ての駅で若干減少傾向にある。

バスは、JR常磐線の我孫子駅と天王台駅を起点にバス路線網が形成されている。

第4節 地域防災力の向上

第1 地域防災計画推進の考え方

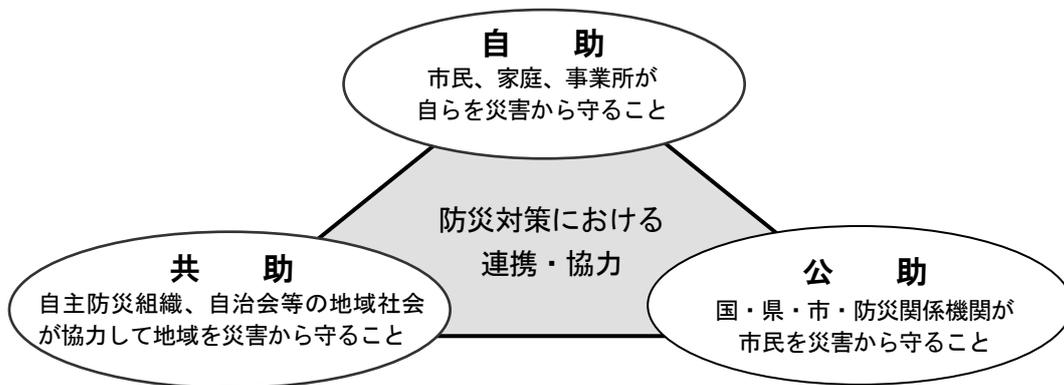
大規模災害においては、市や防災関係機関だけでなく、家族や地域住民が中心となって、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」との考えに基づき行動することが求められる。

阪神・淡路大震災、東日本大震災などの過去の災害では、地震発生直後の「自力・家族」、「住民同士」による助け合いによって、多くの命が救われており、災害直後における地域の防災活動の重要性が明らかになっている。

また、その後の避難生活等においても、地域のつながりが被災者の支えとなっている。

これらのことから、地域防災の推進は、「市民・事業所」、「地域の市民で組織する自主防災組織等」「行政・防災関係機関」の3者がそれぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助」を基本とする。

地域防災のために、3者がそれぞれの役割を認識し、自らの防災力を向上させるようにする。



◆自助・共助・公助の割合とは

平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、倒壊家屋からの救出を誰が行ったかを調べたところ、「自力・家族」（自助）が67%、「友人・隣人」（共助）が31%、「救助隊」（公助）が2%であったことから^{*}、自助・共助の重要性があらためて認識された。そして、自助・共助・公助の割合を7：2：1としている。

^{*}日本火災学会：1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書

第2 地域防災力向上のための方策

地域防災力向上のために、自助・共助・公助として、次の方策により防災力を向上させる。

1. 自助

個人、家族、事業所等は、自らの命を自ら守るため、次の役割を担い、地域防災力を向上させることを基本とする。

(1) 個人・家庭

- ア 建物の倒壊、落下物による被害を防止するため耐震化、室内の安全対策を行うこと
- イ 災害が発生した場合に自力で生き抜くための備蓄を行うこと（ローリングストック（循環備蓄^{*}）を推奨）

※食料品を多めに買って置き、消費期限を切らさずに日常的に使いながら買い足すことで、一定量を確保しておく備蓄方法

○備蓄の例

3日分以上（推奨1週間分）の食料や飲料水、生活必需品など

- ・食料・飲料水（缶詰、レトルト食品、クラッカー、パン、アルファ米 等）
- ・生活必需品（洗面用具、ティッシュペーパー、カセットコンロ、簡易トイレ 等）
- ・非常用持出品セット（飲料水、食料品、衣類、貴重品、救急用品、予備電池・モバイルバッテリー 等）

- ウ 地域の災害危険箇所、避難場所、避難経路、災害履歴などの知識を把握すること
- エ 災害発生時の安全かつ適切な行動を把握すること
- オ 地域の防災活動（共助）に参加すること
- カ 過去の災害から得られた教訓の伝承等の防災への取組みを行うこと

(2) 事業所

- ア 建物の倒壊、落下物による被害を防止するため耐震化、室内の安全対策を行うこと
- イ 自衛消防隊等の組織を結成すること
- ウ 避難訓練、初期消火訓練、救出訓練など災害に備えた防災訓練を行うこと
- エ 災害が発生した場合、帰宅困難な場合に自力で生き抜くための備蓄を行うこと

○備蓄の例

従業員等の3日分以上（推奨1週間分）の食料や飲料水、生活必需品など

- ・食料・飲料水（クラッカー、パン、アルファ米、水 等）
- ・生活必需品（ティッシュペーパー、毛布、簡易トイレ、発電機 等）

- オ 従業員に防災知識の普及、災害発生時の行動について周知を行うこと
- カ 地域の防災活動に参加し、災害発生時は協力を行うこと

(3) 学校

- ア 建物の倒壊、落下物による被害を防止するため耐震化、室内の安全対策を行うこと
- イ 自衛消防隊等の組織を結成すること
- ウ 避難訓練、初期消火訓練、救出訓練など災害に備えた防災訓練を行うこと
- エ 保護者に引き渡せない児童や、帰宅困難な児童・生徒が生き抜くための備蓄を行うこと

○備蓄の例

- ・食料・飲料水（クラッカー、パン、アルファ米、水 等）
- ・生活必需品（ティッシュペーパー、毛布、簡易トイレ、発電機 等）

- オ 災害が発生した場合の児童・生徒の安全確保、一時保護の体制を構築すること
- カ 児童・生徒、教職員に防災知識の普及、災害発生時の行動について周知を行うこと
- キ 避難所開設時の開錠、避難者の受け入れ、運営の協力を行うこと
- ク 移動系防災無線の管理を行うこと

(4) 福祉施設

- ア 建物の倒壊、落下物による被害を防止するため耐震化、室内の安全対策を行うこと
- イ 自衛消防隊等の組織を結成すること
- ウ 避難訓練、初期消火訓練、救出訓練など災害に備えた防災訓練を行うこと
- エ 災害が発生した場合の入所者の安全確保、一時保護の体制を構築すること
- オ 入所者、職員に防災知識の普及、災害発生時の行動について周知を行うこと
- カ 災害が発生した場合に自力で生き抜くための備蓄を行うこと

○備蓄の例

- 3日分以上（推奨1週間分）の食料や飲料水、生活必需品など
- ・食料・飲料水（クラッカー、パン、アルファ米、粉・液体ミルク、アレルギー対応食品、水等）
 - ・生活必需品（ティッシュペーパー、毛布、簡易トイレ、発電機 等）
 - ・救護用機材（担架、救護用車いす 等）

2. 共助

自主防災組織等の住民組織は、地域を自ら守るために、次の役割を担い、地域防災力を向上させることを基本とする。

- ア 地域の防災組織を結成すること
- イ 地区防災計画を策定すること
- ウ 避難訓練、初期消火訓練、救出訓練、避難所運営訓練など災害発生に備えた防災活動を行うこと
- エ 住民に防災知識の普及を行うこと
- オ 地域の崖地、ブロック塀等の安全点検を行い、危険箇所などを把握すること
- カ 地域の手助けが必要な住民を把握し、災害発生時に支援すること
- キ 防災資機材の購入、点検を行うこと

○防災資機材の例

- ・情報収集・伝達用機材（拡声器、携帯用ラジオ 等）
- ・初期消火・救出用機材（消火器、バール、ジャッキ 等）
- ・救護・避難用資機材（担架、リヤカー、発電機、簡易トイレ 等）

- ク 災害発生時に地域の被害情報を収集すること
- ケ 災害発生時に住民への情報伝達、避難誘導、避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を行うこと
- コ 避難所の開設、運営を主体的に行うこと

3. 公助

市役所は、公助として次の役割を担い、地域防災力を向上させることを基本とする。

なお、防災対策の検討にあたっては、地域と一体となった対策の強化について努め、要配慮者の視点にたった支援体制や、男女のニーズの違いへの対応、施策等の決定過程及び防災の現場への男女共同参画の視点を取り入れることに留意するものとする。

- ア 組織の危機管理能力の向上を図ること
- イ 応急対策が効果的を行うよう災害対策の仕組みを構築すること
- ウ 防災資機材等の備蓄を行うこと

○防災資機材の例

- ・避難所用資機材（間仕切り、発電機、投光器、仮設トイレ、簡易トイレ、テント等）
- ・救出・救護用機材（担架、リヤカー、ハンドマイク、掛けや、ツルハシ、スコップ 等）
- ・生活必需品（毛布、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品 等）
- ・食料・飲料水（アルファ米、パン、クラッカー、ビスケット、麺類、サバイバルフード、粉・液体ミルク、アレルギー対応食品、水 等）

- エ 協定締結など広域災害に備えた応援体制づくりをすること

〈総論編〉 第4節 地域防災力の向上

オ 道路、市街地、河川など災害に強い都市づくりを推進すること

カ 自助・共助の地域防災活動のための支援を行うこと

キ 防災知識の普及・啓発を行うこと

※各防災関係機関の処理すべき事務は、第2節を参照のこと。

地震対策編

第 1 章 総則

第1節 計画の前提条件

第1 地震災害の履歴

1. 地震の履歴

我孫子市を含む南関東地域は、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートの会合部にあたり、最も地震活動の活発な地域である。

これまでに本市に被害を及ぼした地震は、安政江戸地震（1855年）、関東地震（1923年）、東日本大震災（2011年）などが挙げられる。

〈千葉県における地震災害の履歴〉

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害
1703 元禄 16	12. 31	元禄地震	M8.2 震源：房総半島南東沖（日本海溝）	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者 6,534 人、家屋全壊 9,610 戸。
1854 安政 1	12. 23	安政東海地震	M8.4 震源：駿河湾（駿河トラフ）	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者 3 人。
1855 安政 2	11. 11	安政江戸地震	M6.9 震源：東京湾北部	下総地方を中心に、被害。死者 20 人、家屋全壊 82 戸。
1923 大正 12	9. 1	関東地震	M7.9 震源：相模湾（相模トラフ）	相模湾を震源とした大地震（関東大震災）で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者 1,342 人、負傷者 3,426 人、家屋全壊 31,186 戸、同焼失 647 戸、同流失 71 戸。
1960 昭和 35	5. 23	チリ地震津波		県内海岸に 2～3m の津波。死者 1 人。
1987 昭和 62	12. 17	千葉県東方沖地震	M6.7 震源：千葉県東方沖（日本海溝）	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 戸、填砂現象多数。
2005 平成 17	4. 11	千葉県北東部地震	M6.1 震源：千葉県北東部（震源の深さ：約 52 km）	八日市場市、旭市、小見川町、干潟町で震度 5 強。県内での被害なし。我孫子市で震度 3 を観測。
2005 平成 17	7. 23	千葉県北西部地震	M6.0 震源：千葉県北西部（震源の深さ：約 73 km）	東京都足立区で震度 5 強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度 5 弱。我孫子市で震度 4 を観測。
2011 平成 23	3. 11	東北地方太平洋沖	M9.0 震源：三陸沖（震源の深さ：24km）	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、地盤の液状化が発生、九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で 23.7km ² に達した。死者は 22 名（内、津波による死者 14 名）、行方不明者 2 名（津波による）、負傷者 270 名。我孫子市で震度 5 弱を観測。
2012 平成 24	3. 14	千葉県東方沖	M6.1 震源：千葉県東方沖（震源の深さ：約 15km）	県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 箇所倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。我孫子市で震度 3 を観測。
2020 令和 2	6. 25	千葉県東方沖	M6.1 震源：千葉県東方沖（震源の深さ：約 36km）	県内で重傷者 1 名（市原市）、軽傷者 1 名（いすみ市）

（千葉県地域防災計画、気象庁震度データベース検索を編集）

2. 東日本大震災の被害

(1) 全国の被害

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、マグニチュード9.0の巨大な地震で、太平洋側に大きな津波被害をもたらした。令和3年3月9日現在、全国で死者19,747人、行方不明者2,556人、負傷者6,242人、住家被害は、全壊122,005棟、半壊283,156棟、一部破損749,732棟、千葉県でも死者・行方不明者24人、負傷者268人、住家全壊807棟、半壊10,311棟などの被害が発生した。（総務庁消防庁による）

また、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北～関東一帯を中心に放射性物質の降下の影響が発生した。

(2) 市の被害

我孫子市では、震度5弱（計測震度4.8）であったが、布佐地区などの低地で液状化現象が発生し、建物、塀、電柱、道路及び地下埋設管等に大きな被害が発生した。

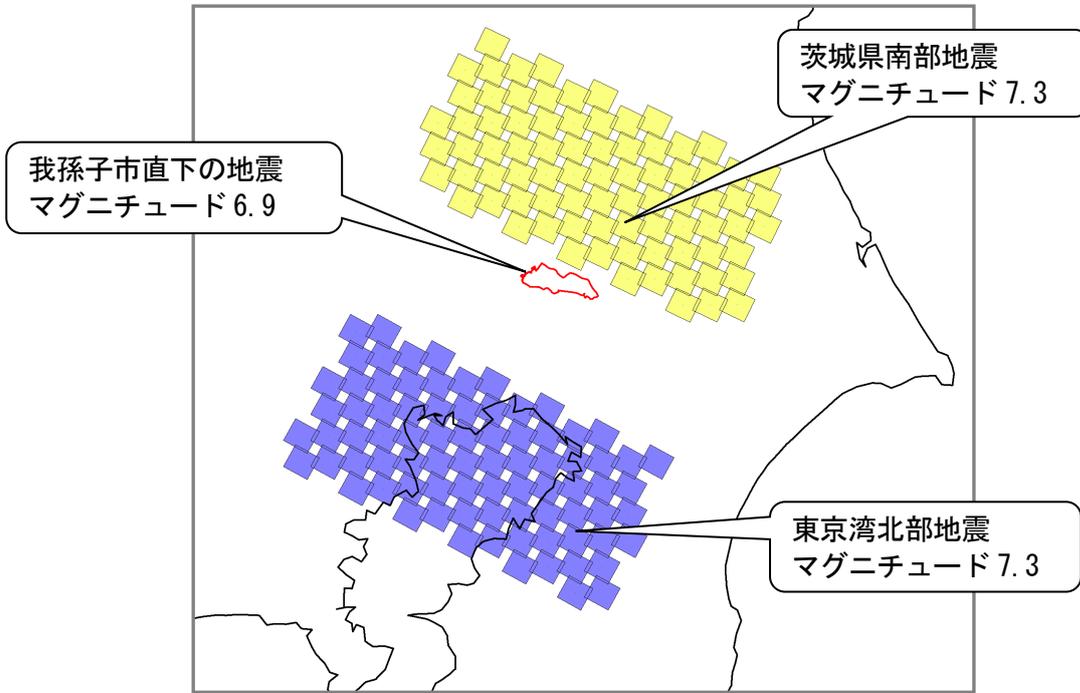
〈東日本大震災での我孫子市の被害〉

項目		被害の概要
人的被害		軽傷者2名
住家被害		全壊134棟、大規模半壊5棟、半壊96棟、一部損壊3,323棟
ライフライン	電気	青山、青山台、岡発戸、北新田、柴崎、中峠、下ヶ戸、中里、日秀、江蔵地、古戸、南青山、新木、新木野、布佐平和台、布佐、布佐西町、新々田などで約2,800件の停電 布佐地区は3月12日に復旧、それ以外は3月12日未明までに復旧
	水道	配水管の損傷で191戸が断水、宅内漏水により1,700戸が断水 3月16日までに復旧
	下水道	概ね4kmの管路損害
道路被害		国道356号、県道2箇所が通行止め 被害の状況は、塀倒壊77箇所、液状化45箇所、損傷157箇所、電柱・信号柱倒壊等18箇所、マンホール隆起15箇所等 国道は3月25日、県道は4月14日に復旧、その他市内各所は3月18日までに復旧
公園		14箇所施設等に被害
鉄道		JR常磐線、成田線とも運転見合わせ、成田線は3月21日に復旧

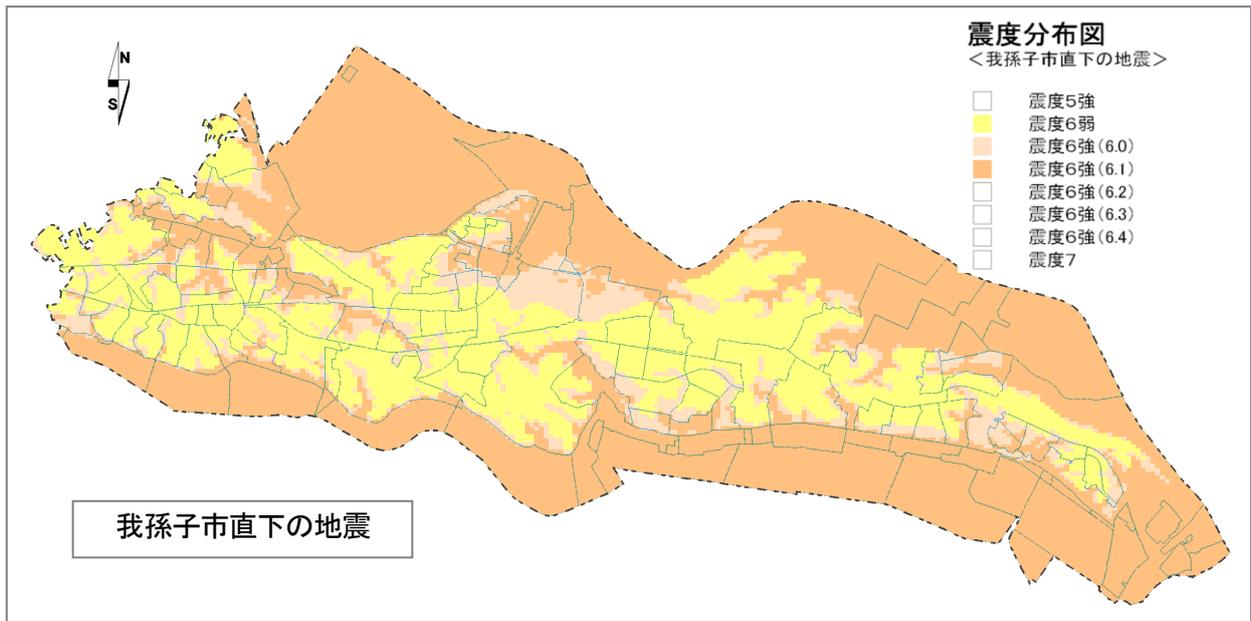
第2 地震災害の想定

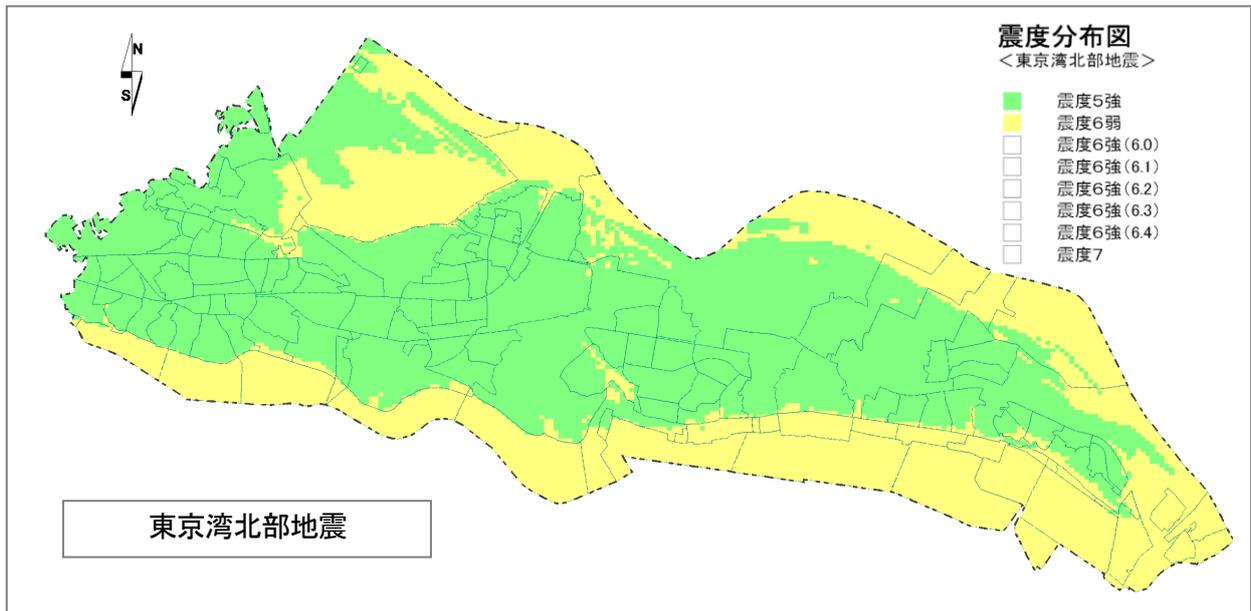
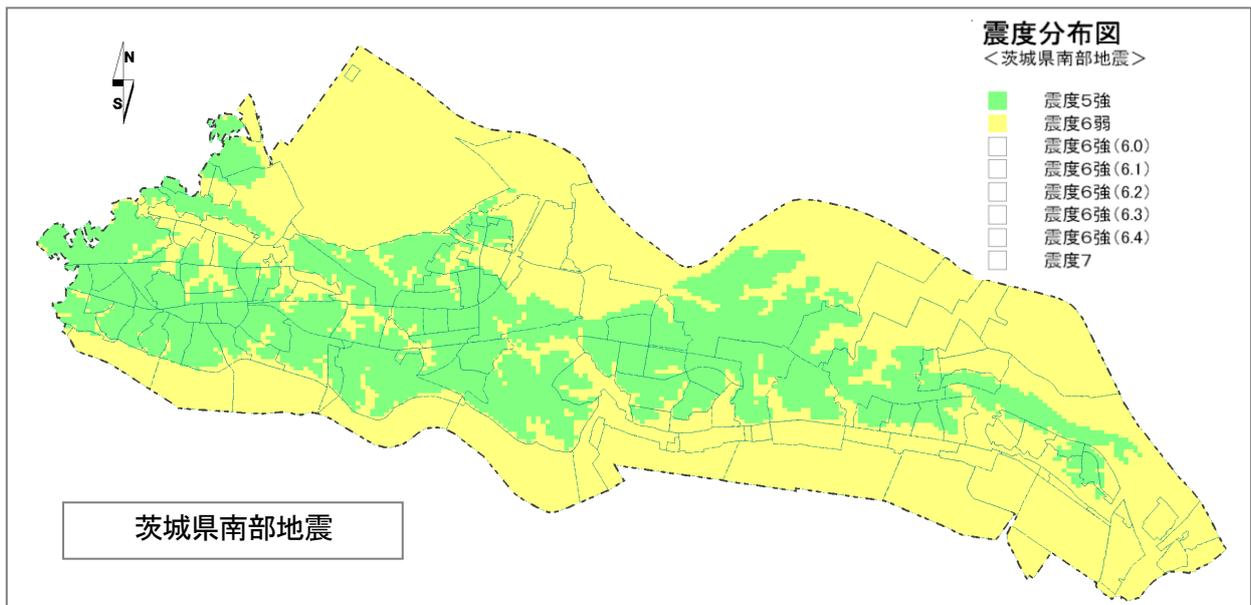
我孫子市で想定される地震として、「我孫子市地震ハザードマップ解析業務委託報告書」より、想定地震及び震度・液状化の結果をまとめ、計画の前提となる被害について想定する。

1. 想定地震

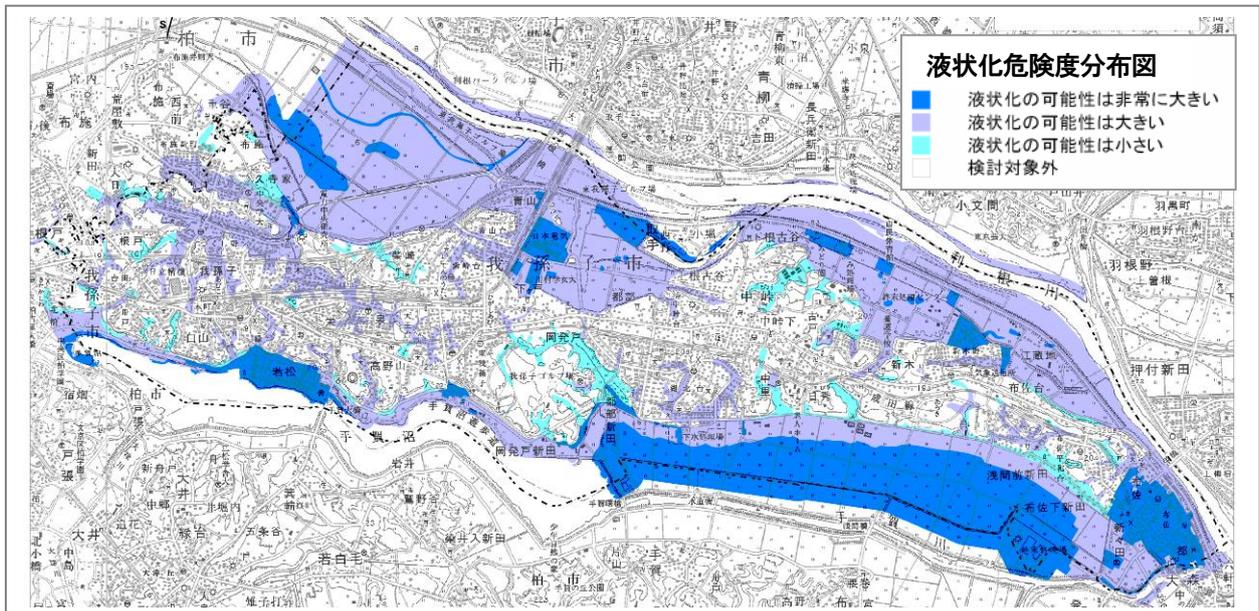


2. 地震動





3. 液状化



4. 計画策定の前提とする被害想定

我孫子市直下の地震（マグニチュード 6.9）を本計画策定の前提とし、過去に発生した同程度の地震から被害を次のように想定する。

(1) 震度、液状化

低地で震度6強、台地で震度6弱の揺れとなる。低地で液状化現象が発生する。

(2) 被害

旧耐震基準の古い建物を中心に全・半壊の被害、ブロック塀等の倒壊が発生する。液状化によって道路の陥没、砂や地下水の噴出、建物の沈下、地下埋設管の被害が発生する。

住宅の密集地で火災が発生した場合は、延焼が拡大する。

(3) 機能障害

停電、断水、ガスの供給停止、電話の不通等の機能障害が発生する。

(4) 人的被害

倒壊建物等により死者、負傷者や、倒壊家屋等に閉じ込められた要救出者が発生する。避難者は、住宅の耐震化、近年の同程度の地震発生時の状況、千葉県の実定等を鑑み、人口（13.2万人）の15%を見込む。

【参考資料】大阪府北部地震の記録（平成30年6月18日午前7時58分発生）

平成30年11月2日現在

市町村名	最大震度	人的被害(人)			住家被害(棟)			非住家被害(棟)	最大避難所数	最大避難者数(人)		
		死亡	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損			勧告	指示	自主
豊中市	5強	0	1	38	3	31	2,484	10	62	0	0	89
吹田市	6弱	0	4	58	0	5	3,050	185	40	0	0	76
高槻市	6弱	2	1	39	11	225	20,087	2	119	18	0	605
守口市	5弱	0	0	7	0	0	798	51	32	0	0	33
枚方市	6弱	0	0	23	1	10	5,831	0	53	0	4	268
茨木市	6弱	1	10	68	3	177	15,739	97	74	0	0	686
寝屋川市	6弱	0	0	9	0	9	1,395	72	6	0	0	11
箕面市	6弱	1	3	3	0	25	673	73	14	0	0	133

※出典：「大阪府北部を震源とする地震に関する被害状況等について」大阪府ホームページ

5. 千葉県による被害想定

千葉県は、近い将来（今後100年程度以内）、県内に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を対象に阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、平成19年度及び平成26・27年度に地震被害想定調査を実施した。このうち、被害量を算出している千葉県北西部直下地震の結果をまとめる。

(1) 想定地震

千葉県北西部直下地震は、市川市から千葉市直下のフィリピン海プレートで発生し、規模はマグニチュード7.3を想定している。

(2) 地震動・液状化

我孫子市での震度は、市のほぼ全域が震度6弱、一部が震度6強又は震度5強と予測された。液状化は、手賀沼及び利根川沿いの低地での発生が予測された。

〈地震対策編〉第1章 総則 第1節 計画の前提条件

(3) 建物被害 (冬 18 時、風速 8m/s) ※5 未満は「-」と表示

全壊棟数 (棟)	揺れ	液状化	急傾斜地	火災	合計
	約 320	約 10	-	約 260	約 580
倒壊棟数 (棟)	約 30	-			
半壊棟数 (棟)	約 2100	-			

(4) 人的被害 (冬 18 時) ※5 未満は「-」と表示

	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災		ブロック塀等の転倒	合計	
			4m/s	8m/s		4m/s	8m/s
死者 (人)	-	-	-	約 10	-	-	約 20
重傷者 (人)	約 20	-	-	-	約 10	約 30	約 30
軽傷者 (人)	約 210 うち約 80	-	-	約 10	約 10	約 220	約 230

(5) ライフライン ※5 未満は「-」と表示

電力供給能力	災害直後 51%、1 週間後 52%、1 ヶ月後 94%
固定電話不通回線率	災害直後 48%、1 週間後 49%、1 ヶ月後 9%
携帯電話停波基地局率	災害直後 4%、1 週間後 46%、1 ヶ月後 9%
上水道機能支障 (人)	直後約 4000、1 日後約 4000、1 週間後約 220、1 ヶ月後-
都市ガス機能支障 (世帯)	-
LP ガス機能支障 (世帯)	約 240

(6) 帰宅困難者 (帰宅困難な市民、平日 12 時)

通勤約 7,700 人、通学約 3,400 人、私事等約 1,700 人、計約 12,800 人
--

(7) 避難者 (冬 18 時、風速 8m/s)

	1 日後	1 週間後	2 週間後	4 週間後	1 ヶ月後
避難者数 (人)	約 2,500	約 12,500	約 15,500	約 8,500	約 7,600
避難所	約 1,500	約 6,200	約 6,200	約 2,500	約 2,300
避難所外	約 990	約 6,200	約 9,300	約 5,900	約 5,300

(8) 廃棄物 (冬 18 時、風速 8m/s)

震災廃棄物	約 58,500 トン、約 56,100m ³		
生活ごみ (トン/月)	発災～3 ヶ月後	3 ヶ月後～半年	半年～1 年後
	約 2,800	約 2,800	約 2,800
	家庭ごみ	約 850	約 640
	粗大ごみ	約 3,600	約 3,400

(9) エレベーター

閉じ込め者数	昼 12 時 約 30 人、夕 18 時 約 20 人
停止数	約 30 棟、約 50 台

(10) 被災可能性のある重要文化財 (冬 18 時、風速 8m/s)

井上家住宅主屋、井上家住宅旧瀧場、井上家住宅二番土蔵、井上家住宅新土蔵、井上家住宅表門、井上家住宅裏門、井上家住宅外塀、井上家住宅庭門、井上家住宅庭塀

※出典：平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書

第2章 災害予防計画

第1節 防災力の向上

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 防災知識の周知・普及	学校教育課、指導課、市民安全課、障害者支援課、企画政策課、人事課	
第2 防災訓練の実施	市民安全課、人事課、消防本部、各施設の管理課	各防災関係機関
第3 自主防災活動の推進	市民安全課、企業立地推進課、消防本部	

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における災害危険箇所、防災知識の把握に関すること ・地域の自主防災活動への参加に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災活動の実施に関すること
学校、福祉施設、医療施設、事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災組織の編成、防災訓練等の実施に関すること ・職員、従業員等への防災知識の普及に関すること ・事業継続計画（BCP）の作成と実践に関すること

第1 防災知識の周知・普及

1. 児童・生徒への周知

学校教育課、指導課は、各学校に対し、「学校安全計画」及び「学校危機管理マニュアル」の作成と活用について指導し、各学校の教職員全員が理解するよう努める。また、児童・生徒が災害を理解し、自らの判断で行動できる力を養うための防災、安全教育を実施するよう、各学校に指導する。さらに、各学校は児童・生徒を通じて保護者に対する周知を図るものとする。

2. 市民への周知

(1) 市の防災広報

市民安全課は、災害発生時に的確な判断に基づき行動ができるよう、自主防災組織等を通じ、防災知識の普及を図る。

また、家庭向けの各種の広報資料を作成し、市民に対して配布するなど防災広報を実施する。

〈防災広報の内容と手段〉

防災広報の内容	手段
<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の概要 ・各防災機関の災害対策 ・地震等に関する一般知識 ・出火の防止及び初期消火の心得 ・室内外、高層ビル等における地震発生時の心得 ・ハザードマップ（地震・洪水） ・緊急避難場所、避難所、安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館等の確保、避難路、避難地 ・警報等や避難指示等の意味と内容説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報あびこ ・ホームページ ・あびこハザードマップ ・パンフレット、ポスター ・出前講座 ・啓発ビデオの貸し出し ・映画、防災座談会等

<ul style="list-style-type: none"> ・避難方法、避難時の心得 ・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・ペットの同行避難、避難所での飼養 ・学校施設等の防災対策 ・建物の耐震対策、家具の固定 ・災害危険箇所 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施 ・発生した災害の情報及び市の対応 ・過去の災害状況、教訓 	
---	--

(2) 要配慮者への広報

市民安全課、障害者支援課、企画政策課は、視覚障害者や外国人など、一般的な広報では不十分な方に対する啓発方法として、点字版及び録音版による防災行動マニュアルの作成や、外国語版のパンフレット・防災マップ作成を進める。

(3) 防災関係機関の防災広報

防災関係機関は、それぞれ所管する事務及び業務に関する地震防災応急対策について職員に対し教育を実施するほか、利用者等についても啓発する。

3. 市職員への周知

人事課及び市民安全課は、日常の行政事務を通じ積極的に防災対策を推進し、かつ、地域における防災活動を率先して実施できるよう、次の事項について、職員研修、講演会、防災のマニュアル等の手段をもって、防災意識の啓発を図る。

- ア 地震及び洪水等に関する知識
- イ 災害関係法令
- ウ 災害対策本部の組織、災害時事務分掌
- エ 動員、配備体制及び任務分担
- オ 市が実施している防災対策

第2 防災訓練の実施

1. 市総合防災訓練

市民安全課は、震度6強の大地震の発生を想定し、防災関係機関、自主防災組織等、ボランティア団体、NPO組織及び教育機関等が一体となった総合的な訓練を実施する。

これによって、各機関相互及び住民との緊密な協力体制を確立するとともに、災害発生時の対応能力の向上並びに広く市民の防災意識の啓発を図る。

(1) 実施時期及び場所

原則として、秋に、感染症対策を踏まえ、大規模会場において全市的な訓練を実施する。

(2) 実施方法

市総合防災訓練実施要綱を定め実施する。参加機関は、市民（自主防災組織等、ボランティア等）、市、防災関係機関、民間協力団体等とする。

(3) 訓練内容

災害対策本部設置訓練、地域対策支部設置訓練、情報伝達訓練、初期消火訓練、応急救護訓練、救出救助訓練、避難誘導訓練、避難所開設訓練、応急給水訓練等

2. 避難所運営訓練（大規模地震対策）

市民安全課は、地域に根ざした実践的な参加型の避難所運営訓練を「避難所運営マニュアル」に基づき、市内全小学校で実施する。これによって、市民が自主的に避難所を開設・運営していくための実践的な対応能力の向上を図り、避難所運営委員会の設立に繋げる。

また、地域の特色や要望に応じた内容の訓練を実施することで、地域に根ざした訓練として定着することを目標とする。

(1) 実施時期及び場所

令和7年度から、全小学校（13校）で3巡目の訓練を実施する。

(2) 実施方法

各小学校の避難所運営訓練ごとに内容を定め実施する。参加は、該当小学校区内の全ての自治会・自主防災組織とする。

(3) 訓練内容

避難所設置・受付訓練、資機材設置訓練、非常用飲料水供給訓練、初期消火訓練、地域の特色や要望を取り入れた訓練、校舎利用確認訓練等

3. 避難所設置・開設・受付・運営訓練（風水害対策）

市民安全課は、職員の災害対応能力の向上を図ることを目標に、「避難所開設・運営マニュアル〈風水害編〉」に基づき、風水害時に特化し、避難所開設から受付、運営・閉鎖までをシミュレーションした実践的かつ効果的な訓練を実施する。

(1) 実施時期及び場所

台風シーズン前までに、洪水時の第1優先順位で開設する避難所で実施する。

(2) 実施方法

避難所ごとに実践的な内容を定め実施する。参加は、風水害時に避難所を運営（担当）する職員とする。

(3) 訓練内容

避難所開設訓練、受付訓練、運営訓練、避難所における感染症対応訓練、避難所閉鎖訓練等

4. 福祉避難所設置・開設・受付・運営訓練

(1) 実施時期及び場所

年度内に1回、福祉避難所に指定されている公共施設で実施する。

(2) 実施方法

福祉避難所の開設から受付、運営について、職員を中心として実践的かつ効果的な訓練を実施する。

(3) 訓練内容

福祉避難所開設訓練、避難者移送訓練、避難者受入れ訓練、福祉避難所運営訓練、福祉避難所閉鎖訓練

5. 地域における訓練

(1) 住民組織における訓練

自主防災組織等は、自主防災組織、自治会、管理組合等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練を消防署等の協力のもとに実施する。

内容は、初期消火訓練、避難・誘導訓練、安否確認訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、炊き出し訓練等とする。

(2) 事業所における訓練

事業所は、消防署等と連携して定期的に初期消火訓練、避難訓練を実施する。

6. 施設における訓練

(1) 施設における訓練

小・中学校、幼稚園、保育園、高等学校、大学、社会福祉施設等の管理者は、避難その他救助の円滑な遂行を図るため、定期的に訓練を実施する。

(2) 市役所における訓練

市民安全課は、職員参集訓練や防災行政無線の通信訓練を実施する。

各施設の管理課は、避難その他救助の円滑な遂行を図るため、定期的に訓練を実施する。

7. 防災関係機関における訓練

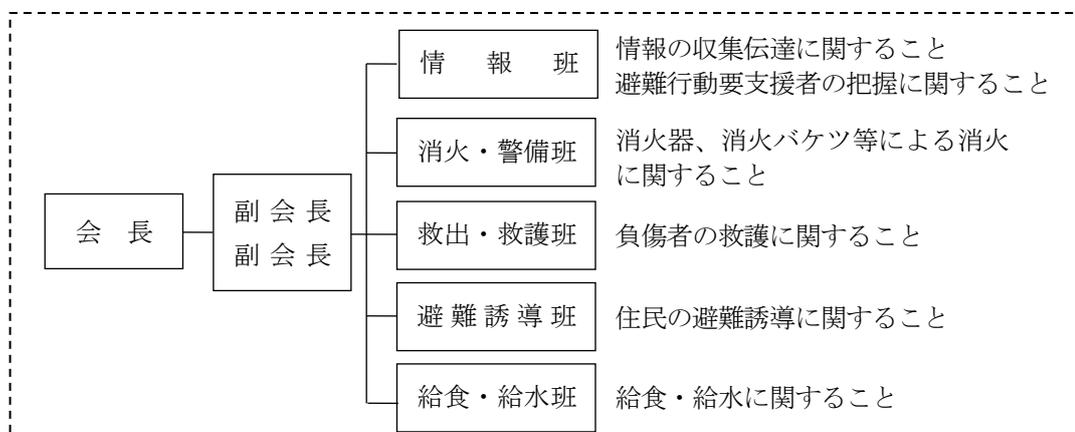
各防災関係機関は、市の総合防災訓練に参加するほか、それぞれの訓練計画にしたがって定期的に訓練を実施する。

第3 自主防災活動の推進

1. 自主防災組織の結成

市民安全課は、災害発生による被害の防止及び軽減を図るため、自主防災組織連絡協議会の協力を得て、自治会等を母体として自主防災組織の結成を促進する。

自治会等は、自主防災組織が未結成の場合は、市の支援や自主防災組織連絡協議会の協力を得て自主防災組織を結成し、自主防災活動を実施する。



〈自主防災組織系統図（例）〉

2. 自主防災組織活動への支援

(1) 防災訓練への支援

市民安全課は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材の整備や活動を促進するため、「我孫子市自主防災組織整備事業資器材及び助成金交付要綱」に基づき、資機材の整備や防災倉庫用の借地及び防火防災訓練に対して助成を行う。

(2) 自主防災組織の防災訓練実施

自主防災組織は、安否確認訓練、避難誘導訓練、初期消火訓練、救出救護訓練等を、各自主防災組織の規約及び年間計画に基づき、年1回以上実施するものとする。

なお、近隣組織との合同訓練を実施するなど、地域の特性に合わせた訓練内容で実施するものとする。

また、市より交付された資機材の点検・管理にも努める。

市民安全課は、自主防災組織の要請に基づき、訓練等について支援・助言等を行う。

(3) 自主防災組織連絡協議会の活動の強化

市民安全課は、自主防災組織による地域防災活動を、より実効性のあるものにするために、自主防災組織連絡協議会において自主防災組織間の情報交換や相互協力体制の確立を支援し、研修会及び講習会などによる活動の活性化を図るとともに、防災リーダーの育成を図る。

自主防災組織は、研修会及び講習会に参加し、地域の防災リーダーの育成を行う。

(4) 地域の人材育成の支援

市民安全課は、防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金交付要綱に基づき、地域の防災力の向上のための活動に、専門的な知識をもって参加し、協力する事ができる人材の育成を図る。

(5) 地区防災計画の策定支援

地区防災計画とは、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画のことである。自主防災組織等は、地域の防災活動等を取りまとめた地区防災計画を作成し、市民危機管理対策会議に提案することができる。

市民安全課は、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月、内閣府）等の資料を自主防災組織等に提供し作成を支援する。

3. 施設及び事業所等の防災組織強化

(1) 施設・事業所の防災組織

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設の管理権原者は、消防法第8条及び消防法第36条の規定により防火・防災管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行う。

消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル等には、消防法第8条の2の規定により、統括防火管理体制の確立、災害発生時の防災体制を指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

消防本部は、危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、県は、高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、

保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

(3) 中小企業の防災組織

企業立地推進課は、震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、我孫子市商工会が市と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

各事業所は、事業継続計画（BCP）を作成するほか、従業員への防災知識の普及、飲料水・食料等の備蓄、地域への貢献などを行う。

第2節 防災都市づくり

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 市街地の整備	都市計画課、道路課、公園緑地課	県（柏土木事務所）、国（千葉国道事務所）
第2 建築物の不燃化	都市計画課、建築住宅課	
第3 建築物等の耐震化	各施設の管理課、建築住宅課、市民安全課、市街地整備課	県（柏土木事務所）
第4 ライフライン施設の耐震化	下水道課、水道局	東京電力パワーグリッド（株）、（株）エナジー宇宙、LPガス販売業者、東日本電信電話（株）

■自助・共助の役割

市民	・住家の耐震化に関すること ・屋内家具、ブロック塀等の危険防止に関すること
自主防災組織等	—
事業所	・事業所建物の耐震化に関すること ・室内設備の危険防止に関すること

■関連項目

第3章 第6節 消防・救急救助活動
第3章 第11節 ライフライン施設等の応急対策

第1 市街地の整備

市は、被害を最小限にとどめることができる市街地を形成するために「都市計画マスタープラン」に基づき、次の防災都市づくりを進める。

1. 延焼遮断帯の形成

都市計画課は、火災における市街地の延焼の遅延や防止を図るため、都市計画道路、鉄道、公園・緑地、河川などのオープンスペースを確保し、それらのネットワークによって延焼遮断帯の形成を図れるような都市づくりを進める。

2. 道路・橋りょう整備

(1) 道路の整備

道路課は、避難路、緊急車両の進入路、救援物資の輸送路、延焼遮断帯として重要な役割を果たす道路を整備する。

特に、「消防計画」に火災防ぎょ困難地域として位置づけられている我孫子地区南側、湖北駅北口などで改善を行う。

(2) 橋りょうの整備

道路課及びその他道路管理者は、「我孫子市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき重要路線の橋りょうの点検を優先的に実施し、地震動・液状化等に対する安全性に配慮した橋りょうの耐震

補強を実施する。

3. 公園緑地の確保

公園緑地課は、市街地の安全性を向上させるため、防災空間となる公園を整備し、緑地などのオープンスペースを確保する。

第2 建築物の不燃化

都市計画課は、市街地火災の延焼を防止するため、駅周辺の商業・業務地においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物等又は準耐火建築物等の建築を促進する。

建築住宅課は、防火地域及び準防火地域以外の市街地においても建築基準法第22条の区域指定を継続し、屋根の不燃化及び外壁の防火性能の強化を促進する。

第3 建築物等の耐震化

1. 耐震診断・改修の促進

「我孫子市耐震改修促進計画」（令和6年3月）に基づき、住宅と特定建築物の耐震化を促進する。

(1) 公共施設の耐震化

我孫子市耐震改修促進計画に基づき、1981年（昭和56年）以前に建築された旧耐震基準による特定建築物や震災時に応急活動拠点となる施設は、すべて耐震診断と必要な改修を完了している。その他の施設についても、今後継続的に使用していくことが見込まれる施設については、適切な対応により耐震性を図る。

また、天井脱落防止等の非構造部材の耐震対策を実施し、耐震性の確保に努める。

(2) 民間建築物の耐震化

各建築物の所有者は、自らの生命・財産は自ら守るという自助の意識を持ち、所有する建築物の耐震化を行う。

建築住宅課は、所有者等の取り組みを支援し耐震改修等を促進するため、所有者向けの情報提供・啓発を行うとともに、次の支援策を実施する。

ア 木造住宅耐震診断助成制度

イ 木造住宅耐震改修工事助成制度

ウ マンション耐震診断助成制度

また、耐震診断の報告が義務付けられている「要緊急安全確認大規模建築物」（不特定多数の者が利用する大規模建築物等）の所有者に対し、耐震診断の実施を促し、その結果を公表する。

(3) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

建築住宅課は、県の緊急輸送道路で市内を通過する4路線の沿道の建築物のうち、道路を閉塞させるおそれのある旧耐震基準で建築された通行障害建築物について、耐震化の促進に努める。

2. 擁壁・ブロック塀等の安全対策

(1) 擁壁等の崩壊防止

建築住宅課は、崖地に近接して建物や擁壁等が設けられる場合、確認申請の審査の中で、建築基準法に基づき適合性を確認する。市街地整備課は、崖地に擁壁等を設ける場合、開発行為の許可申請の審査の中で、都市計画法に基づき適合性を確認する。

(2) ブロック塀等の倒壊防止

建築住宅課及び市民安全課は、次の対策を実施する。

ア 建築確認申請の審査の中で、新設・既設のブロック塀について、正しい施工方法や補強方法の啓発及び指導

イ ブロック塀等を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう、市の広報紙、ホームページ等を活用した啓発

3. 高層建築物における対策

(1) エレベーターの閉じ込め防止対策

建築住宅課は、地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時等管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、ホームページ等で同装置の設置の啓発に努める。

(2) エレベーターの停止への対策

市民安全課は、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、関係団体やマンション自治会等と連携した対策を検討する。

4. 落下物の防止

(1) 外壁タイル等の落下防止

建築住宅課は、外壁タイル及び窓ガラス等の落下による歩行者等の被害や、天井の脱落による被害を防止するため、所有者、管理者に対し適正な維持管理について啓発を行い、建築基準法の定期報告にあわせて劣化対策工事や維持管理について指導・助言を行う。

(2) 屋外広告物に対する規則

千葉県屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理について指導する。

(3) 公共施設等における落下物対策

小・中学校、保育園等の公共施設の管理者は、屋内における物品・器具等の倒壊、落下の防止に努める。

(4) 不特定多数が集まる施設における落下物対策

大規模小売店舗等の不特定多数の人が集まる施設等の管理者は、公共施設に準ずる措置を講ずるよう努める。

5. 家具・大型家電の転倒防止

市民安全課は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報紙、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策を啓発する。

第4 ライフライン施設の耐震化

ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

1. 水道施設

水道局は、水道施設の耐震化や非常用発電設備などの施設整備を行う。

また、災害発生時の広域的バックアップ体制、緊急時における給水能力の強化等により、被災した場合でも市民に水を供給できる機能の充実を図る。

さらに、災害発生後の円滑な応急対応や復旧・復興のため、即応できる体制と、住民からの問い合わせ等に対応する体制を整備する。

2. 下水道施設

下水道課は、災害発生時の緊急輸送路等を確保するために、必要な箇所のマンホールの浮上防止等を実施し耐震化を図る。

3. 電気施設

東京電力パワーグリッド（株）は、地震時における電力供給確保の観点から、電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保に努める。

4. ガス施設

（株）エナジー宇宙は、主なガス工作物の耐震性を強化し地震被害の軽減を図るとともに、二次災害の防止と早期の供給再開ができるように、施設やガス管の耐震化、緊急遮断装置の設置等を推進する。

また、LPガス販売業者は、県の指導により転倒・転落防止措置、マイコンメーター等の安全器具の普及、地震時のバルブ等開閉措置の啓発等を図る。

5. 通信施設

東日本電信電話（株）は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

第3節 地盤災害の防止

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 土砂災害の防止	市民安全課、高齢者支援課	県（柏土木事務所）
第2 液状化対策	市民安全課、建築住宅課、下水道課、水道局	東京電力パワーグリッド（株）、（株）エナジー宇宙、東日本電信電話（株）
第3 地籍調査の推進	道路課	

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の把握に関すること ・住家の液状化対策に関すること
自主防災組織等	—
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の把握に関すること ・住家の液状化対策に関すること

第1 土砂災害の防止

1. 土砂災害の防止

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）、「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づき土砂災害の防止に努める。

(1) 危険箇所の公表

県は、土砂災害危険箇所の調査を行い、県のホームページで公表するとともに、土砂災害危険箇所マップを作成し、市を通じて公共施設等で配付する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

○土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

○土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域

(3) 土砂災害警戒体制の整備

市民安全課は、土砂災害警戒区域に指定された地域に対し、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備に努める。

また、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、緊

急避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項等を定めるとともに、自主防災組織等による警報や避難指示等の伝達、避難訓練等の実施を促進する。

特に、区域内の要配慮者利用施設に対しては、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報を施設管理者に伝達するため、施設ごとに市の連絡担当を定めている。

(4) 要配慮者利用施設の避難体制の整備

高齢者支援課及び市民安全課は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で避難確保が必要な施設の名称及び所在地を地域防災計画に定め、避難確保計画の作成のための助言等を行う。

当該施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

なお、市長は、避難確保計画を作成していない管理者等に対して作成を指示し、指示に従わなかった場合は、その旨を公表し作成を促す。

※資料編 資料5-7 要配慮者利用施設

2. 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市と協議の上、急傾斜地法の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行う。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号全てに該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

ア 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ

イ 急傾斜地の高さが5m以上のがけ

ウ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

(2) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

(3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(4) 施設の整備

県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、要配慮者利用施設に係る危険箇所、避難所や避難路を有する危険箇所、崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

3. 宅地造成地災害対策

県は、宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき規制区域の指定等、宅地

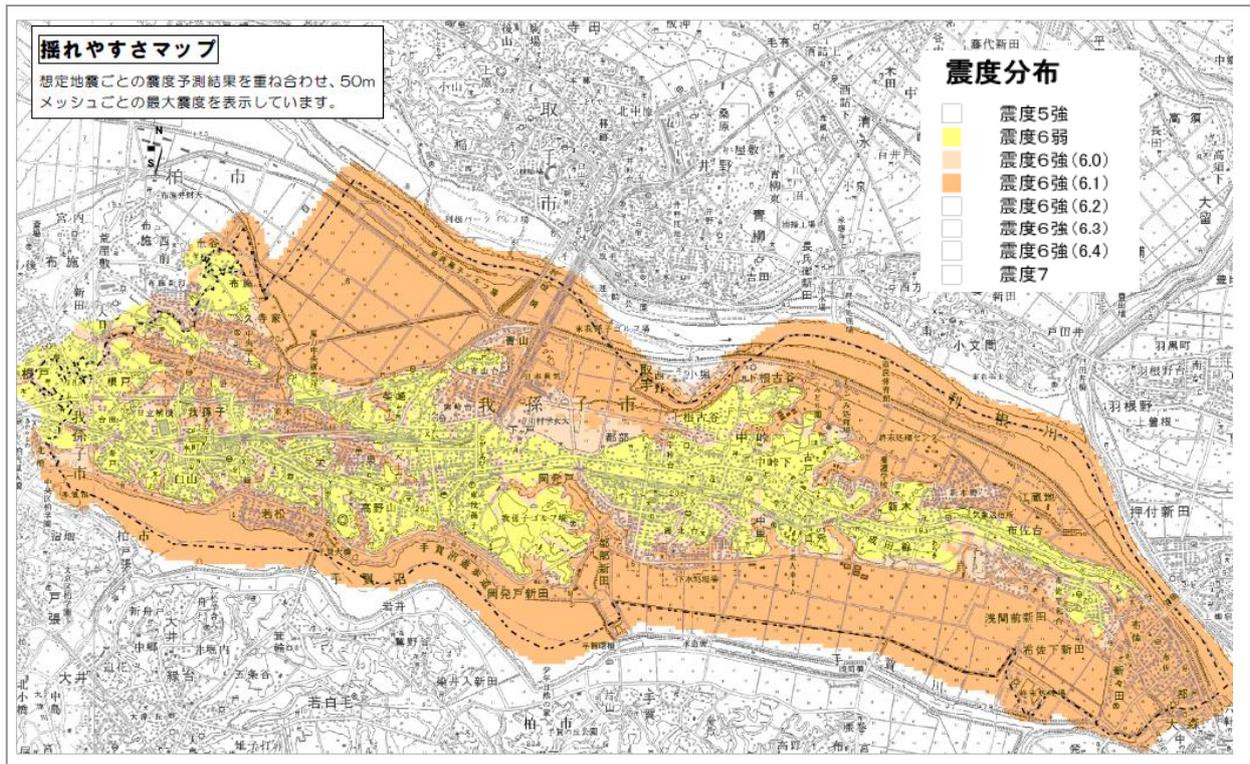
工事の指導を行う。

市は、大規模盛土造成地について、位置や規模をハザードマップ等で公表する。

第2 液状化対策

1. 液状化現象に関する知識の普及

市民安全課は、東日本大震災での液状化現象の発生状況を踏まえ、ゆれやすさ、液状化危険度や地盤特性を示した「あびこハザードマップ」を作成し市民に周知を図る。



2. 建築物の液状化対策

建築住宅課は、建築基準法の定めにより、建築物の基礎、杭等の適合性について、建築確認申請における審査時及び検査時に確認する。

建築物の液状化対策は、建築地の地盤調査結果や建築物計画などの個別条件を総合的に判断することが必要なため、相談先として一般社団法人日本建築構造技術者協会等の窓口を紹介する。

3. ライフラインの液状化対策

ライフライン事業者は、管路の新設・更新等において、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。

第3 地籍調査の推進

道路課は、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧・復興に資するため、国土調査事業十箇年計画に基づき県の支援を受けて地籍調査の実施を検討する。

第4節 火災予防対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 出火防止	消防本部	
第2 初期消火	消防本部	
第3 消防体制の整備	消防本部	我孫子市消防団
第4 救急救助体制の整備	消防本部	我孫子市消防団

■自助・共助の役割

市民	・家庭の出火防止に関すること
自主防災組織等	・地域の初期消火訓練、救命救護講習に関すること
事業所	・事業所の出火防止に関すること ・事業所の初期消火訓練、救命救護講習に関すること

■関連項目

第3章 第6節 消防・救急救助活動

第1 出火防止

1. 地震火災の出火防止

(1) 一般家庭に対する指導

消防本部は、区・自治会・自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行い、防火意識の高揚並びに消火器、防災製品等の周知・普及を図る。

また、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカーの設置やブレーカーを落としての避難を周知するなど通電火災防止対策を推進する。

(2) 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

消防本部は、防火・防災管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火・防災管理者の選任を期すとともに、小規模防火対象物についても災害に対する事前対策と災害発生時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

また、雑居ビル等においては、建物全体で協力し合う体制を促し、一体的な統括防火管理体制づくりが図られるよう指導する。

(3) 予防立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を実施し、防火対象物の状況を把握するとともに火災発生危険の排除に努める。

(4) 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(5) 住宅用防災機器の設置

消防本部は、住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、すべての住宅（寝室、階段等）に住宅

用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図るように指導する。

2. 危険物製造所等の保安監督

危険物施設等の管理者等は、危険物等による災害発生時の自衛消防体制と活動要領を制定する。

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、自衛消防体制の確立や保安要員の配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

また、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、必要な助言、指導を実施する。

火災予防条例の規定に基づく少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等についても同様に助言、指導を行う。

3. 化学薬品等の出火防止

消防本部は、出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化を図るよう指導を行う。

4. 火災予防についての周知

消防本部は、全国（春季・秋季）火災予防運動期間等において、火災予防思想の普及のため、市内各地で次のような周知を実施する。

ア 広報紙への掲載や横断幕等の掲示、大型スーパー等における店内アナウンス、消防車両における巡回広報

イ 消防フェア、消防防災祭り等のイベント開催

ウ 危険物施設、建築物、車両等の査察

5. 文化財の防火対策

消防本部は、文化財管理者に対し文化財の防火対策を指導する。

第2 初期消火

消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、自主防災組織等に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

第3 消防体制の整備

1. 消防力の整備

消防本部は、地震時に予想される同時多発火災による消火活動や建物倒壊等による救助活動等に対応するため、消防車両等の増強や機能整備を図るとともに、救助用資機材などを配備及び備蓄する。

2. 消防団体制の強化

消防本部は、消防団体制の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備を拡充する。

また、教育訓練を通して能力の向上を図る。

なお、消防団体制を強化するためには、次の点に留意する。

- ア 消防団に関する市民意識の高揚
- イ 処遇の充実
- ウ 消防団の施設・装備の拡充
- エ 女性消防団員の入団促進、能力活用等
- オ 消防団員の確保推進
- カ 消防本部との連携強化

3. 消防団の予防活動

消防団は、地域防災の要として、平常時から次の活動を行い、市民の防災意識の高揚に努める。

- ア 防火指導等の啓発活動
- イ 応急手当の普及活動
- ウ 火災予防運動、歳末特別警戒等の巡回、広報活動

4. 消防水利の整備

消防本部は、地震時に消火栓が使用できない場合に備え、耐震性貯水槽の整備、自然水利の活用を検討する。

5. 市街地における空中消火の検討

消防本部は、市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書」（平成21年3月）を基に、市街地における空中消火について検討する。

6. 市町村相互の応援体制

消防本部は、消防組織法第39条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用に基づく相互の連絡体制等を常に把握し、各種災害に迅速な対応ができるようにする。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月）に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

第4 救急救助体制の整備

1. 救急救助体制の整備

消防本部は、医療機関との連携を強化するとともに、救急救助隊の整備充実を図る。

特に、救急救命士等の増員、高規格救急車両の配備、その他救急救助資機材の備蓄を推進する。また、消防団に対しても教育指導を推進し救急救助活動能力の向上に努める。

2. 自主救護能力の向上

消防本部は、市民の自主救護能力の向上を図るため、救命講習等を実施する。

第5節 防災拠点施設の整備

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 防災拠点機能の整備	資産管理課、教委総務課、下水道課、水道局、市民協働推進課、生涯学習課、市民安全課、図書館	
第2 避難場所等の整備	市民安全課、教委総務課、生涯学習課、高齢者支援課、障害者支援課、保育課、子ども相談課、市民協働推進課	
第3 避難路の整備	道路課、市民安全課	

■自助・共助の役割

市民	・避難場所、避難路の確認に関すること
自主防災組織等	・避難場所、避難路の確認に関すること
事業所	・避難場所、避難路の確認に関すること

■関連項目

第3章 第1節 災害応急活動体制
第3章 第8節 避難
第3章 第17節 要配慮者への対応

第1 防災拠点機能の整備

災害対策本部及び地域対策支部として位置づけられている市庁舎等の市有施設や、防災備蓄倉庫等の防災拠点機能を整備する。

また、全小学校13校を地域防災拠点とし、様々な拠点機能の整備を図る。

1. 災害対策本部機能の整備

資産管理課は、災害対策の中核機能を有する市庁舎について、建物や設備が被災し、ライフラインが途絶した場合でも、災害対策本部としての機能を果たせるよう、必要な非常用電源の確保など、バックアップ機能を整備する。

2. 地域防災拠点の整備

教委総務課、下水道課、水道局及び市民安全課は、全小学校13校を地域防災拠点として定め、避難所、給水、倉庫、トイレ、非常用電源の設置等、それぞれの機能について、地域の防災拠点として整備する。

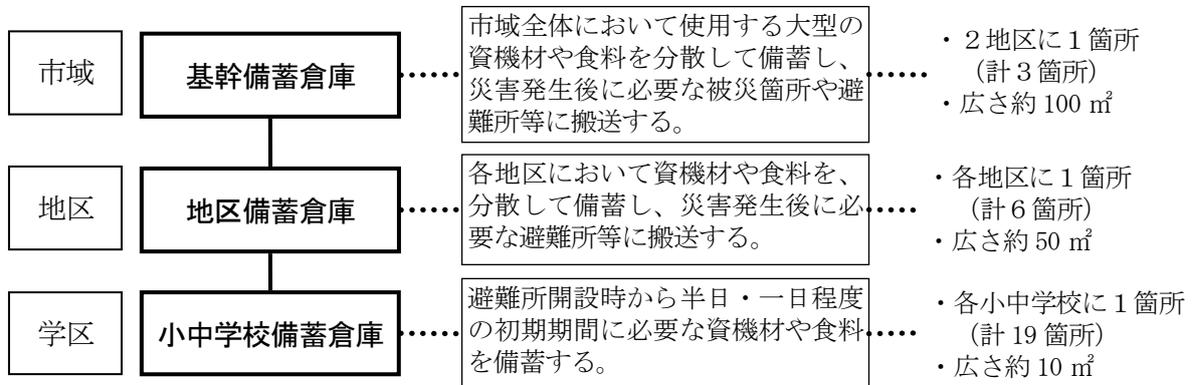
3. 地域対策支部機能の整備

市民協働推進課、生涯学習課、図書館及び市民安全課は、支部として位置づけられている6箇所の公共施設の耐震化を進めるとともに、情報の収集・提供のための通信・広報機能を持つ設備を整備する。

4. 防災備蓄倉庫の整備

市民安全課は、備蓄資機材、救援物資等の備蓄倉庫は、分散・拠点機能のネットワーク化と全市的な配置バランスを考慮して配置する。

〈備蓄倉庫整備計画〉



地区名	基幹備蓄倉庫	地区備蓄倉庫	小中学校備蓄倉庫
我孫子北	久寺家汚水中継	久寺家汚水中継ポンプ場	根戸小、並木小、久寺家中
我孫子南	ポンプ場	白山中学校	第一小、第四小、白山中（地区備蓄倉庫）
天王台	(仮称) 湖北消防署駐車場	高野山	第二小、第三小、高野山小、我孫子中
湖北		(仮称) 湖北消防署駐車場 (既存：湖北台西小学校余裕教室)	湖北小、湖北台西小、湖北台東小、湖北中、湖北台中
新木	気象台記念公園	気象台記念公園	新木小
布佐		未定 (既存：布佐小学校余裕教室)	布佐小、布佐南小（余裕教室）、布佐中

第2 避難場所等の整備

1. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

現在、市では次の種類の指定緊急避難場所及び指定避難所を指定している。

市民安全課は、人口分布や避難所周辺の防災的環境の変化に応じて「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府（防災担当）平成29年3月）の選定基準を参考に新たな避難場所の指定及び取消しを行う。指定緊急避難場所及び指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

〈避難場所等の定義〉

指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設
指定福祉避難所	自宅が被災し住むことができなくなった要配慮者のうち、特別な支援や介護が必要な要配慮者が避難生活を行う施設

指定の基準は、次のとおりである。

(1) 指定緊急避難場所の指定条件

〈指定緊急避難場所の指定条件〉

全体条件		ア 敷地の大部分が、詳細条件で定める安全区域内であること イ 周辺に危険を及ぼす構造物がないこと ウ 地域の防災活動の拠点となり得る場所であること エ 地域住民の集結地点となり得る面積（学校の校庭程度）を有すること オ 災害が切迫した状況においても速やかに開放できること カ 公共用地又はそれに類する場所であること
詳細条件	洪水	ア あびこハザードマップにおいて、浸水が想定されていないこと イ 過去10年において浸水（内水）被害の実績がないこと
	土砂災害	ア 土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所指定されていないこと
	地震	ア 地震ハザードマップにおいて、液状化の可能性区分が「極めて大きい」以外であり、液状化の影響が比較的少ないこと
	大規模な 火事	ア 全体面積（複合可）が、おおよそ 30,000 m ² 以上あり、十分な輻射熱対策を講ずることができること イ できるだけ公共の公園や緑地、学校の校庭であること

(2) 指定避難所の指定条件

〈指定避難所の指定条件〉

ア 政令による次の基準を満たしていること <ul style="list-style-type: none"> ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること ・速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配付することが可能なものであること ・想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること ・車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること イ 周辺に危険を及ぼす構造物がないこと ウ 地域の防災活動の拠点となり得る場所にあること エ 安全な構造である屋内施設を有すること オ 災害発生後に速やかに開設できること カ 公共施設又はそれに類する場所であること キ 災害の現象によらずに使用できること
--

(3) 指定福祉避難所の指定条件

〈指定福祉避難所の指定条件〉

- | |
|---|
| ア 政令による次の基準を満たしていること |
| ・ 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること |
| ・ 災害発生時に要配慮者が相談し、支援を受けることができる体制が整備されること |
| ・ 災害発生時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること |
| イ 我孫子市地域防災計画において、「福祉避難所」の指定を受けていること |
| ウ 要配慮者の一時宿泊滞在が可能な施設であること |
| エ 社会福祉施設又は集会施設であること |

※あらかじめ受入対象者を特定して公示する。

2. 避難所の整備

(1) 避難所施設・設備の整備

市民安全課、教委総務課及び生涯学習課は、避難所に指定した建物について、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 平成 29 年 7 月）により、次のような設備の整備に努める。

また、避難所の開設が予定される施設の所管課は、地震防災上緊急に整備が必要な施設について、耐震性を確保するための整備を行うよう努める。

ア 避難所の開設が予定される施設の耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災住民を収容できる構造又は設備を有するものの指定に努める。

イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

ウ イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。

エ 避難所における救護活動場所や施設の整備に努める。

オ 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。

カ 避難所における要配慮者用のスペース確保に努める。

キ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談等ができる職員の配置等に努める。

ケ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

コ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会や地域住民等関係者と施設の活用について調整に努める。

(2) 避難所の大規模停電対策

市民安全課、教委総務課、生涯学習課及び市民協働推進課は、大規模停電が発生した場合に備え、避難所の安全対策等のため非常用電源等、必要な整備に努める。

ア 非常用電源設備の整備（教委総務課、生涯学習課、市民協働推進課）

イ ポータブル非常用電源の整備（市民安全課）

〈整備済みの避難所〉

(ソーラー電源)		
・我孫子第二小学校	・根戸小学校	・新木小学校
(非常用発電)		
・我孫子第一小学校	・湖北小学校	・布佐南小学校
・生涯学習センター	アビスタ	

3. 福祉避難所の整備

高齢者支援課、障害者支援課、保育課、子ども相談課、市民協働推進課及び市民安全課は、福祉避難所に指定した建物には、次のような設備の整備に努める。

- ア 要配慮者に十分配慮した構造、設備及び運営体制の確保に努める。
- イ ポータブルトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品の確保に努める。
- ウ 児童遊具、粉・液体ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品の確保に努める。

第3 避難路の整備

道路課は、災害発生時において市民が安全に避難できるよう広い幅員、歩道をもった道路を整備する。

また、市民安全課は、避難誘導標識の設置を検討する。指定緊急避難場所に避難誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、災害種別の対応を明示するとともに、記号の見方に関する周知にも努める。

自主防災組織等は、避難路として使用する道路について、危険な重量塀・ブロック塀、看板等の落下物を調査して、市民に周知する。

第6節 応急活動体制の整備

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 災害対策本部体制の整備	各部、行政管理課、市民安全課	
第2 情報収集・伝達体制の整備	市民安全課、秘書広報課、人事課、生涯学習課、行政管理課、消防本部、各課	東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）
第3 広報体制の整備	秘書広報課	
第4 緊急輸送体制の整備	市民安全課、資産管理課、各所管課	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

■関連項目

第3章 第2節 情報の収集・伝達
第3章 第3節 災害発生時の広報
第3章 第10節 緊急輸送対策

第1 災害対策本部体制の整備

1. 地域防災計画に基づく各種計画・マニュアル等の整備

各課は、地域防災計画に基づき対策の実施を具体化するため、各種関連する計画・マニュアル等を検討し、作成する。

また、毎年、手順内容や動員表等を見直し、所属職員や関係機関・団体等への周知を図る。

さらに、災害教訓等を反映した国、県等からの指針やガイドライン等の公表にあわせて、あらたな計画・マニュアル等の作成を行う。

(1) 災害対策全般に関するもの

- ア 我孫子市災害対策マニュアル
- イ 我孫子市災害対策作業手順書

(2) 個別の対策に関するもの

- ア 避難行動要支援者避難支援計画
- イ 災害医療救護マニュアル
- ウ 我孫子市災害時受援計画
- エ 我孫子市避難所開設・運営マニュアル〈大規模地震編〉
- オ 我孫子市避難所開設・運営マニュアル〈風水害編〉
- カ 我孫子市福祉避難所設置基準及び開設・運営マニュアル
- キ 我孫子市避難指示等の判断・伝達マニュアル（水害・土砂災害編）

2. 関係機関との協力体制の整備

各部署は、災害発生時に備え応援等を要請する関係機関、団体、企業等と連携の内容を確認し、迅速な協力が得られるように連絡方法等の体制を構築する。

また、協定が締結されていない場合は、市民安全課と連携して協定締結を進める。

3. 業務継続計画（BCP）の見直し及び推進

各課は、災害発生時のリスクのある中で市役所の業務が継続して行えるよう「我孫子市災害時業務継続計画（大規模地震編）」（平成26年3月）に基づき、リスクの軽減を図るとともに、達成状況等を確認し、その見直しに努める。

行政管理課は、業務継続計画を管理し、各課が行う見直しの結果をとりまとめ更新する。

4. 地域対策支部機能の検討

市民安全課は、地域対策支部が機能するように、人員配置、活動事項、情報伝達情報等について検討する。

第2 情報収集・伝達体制の整備

1. 通信施設の整備

(1) 防災行政無線（固定系）の整備

市民安全課は、防災行政無線の聴取困難地域を解消するために、屋外拡声器を新たに増設するとともに、メール配信サービスやフリーダイヤル、自動架電システム等で補完する。また、速やかに災害情報を伝達するため、さまざまな通信手段を一斉に配信できるシステムを整備する。

既存の施設について、聴取困難地域等は再送信子局の整備により解消することも検討する。また、民間所有地に設置されている場合など、移設が必要になった際は、可聴範囲や電波受信状況などを考慮し場所を検討し、速やかに移設を行う。それ以外の施設については、バッテリー等の定期的な点検を実施し、非常時に備えて維持管理に努める。

〈防災行政無線（固定系）の整備〉

- | |
|--------------------------|
| ア 聴取困難地域への増設（平成27年度に8基） |
| イ デジタル化整備（平成25～27年度に70基） |

※資料編 資料2-1 防災行政無線（固定系）屋外受信装置設置場所

(2) 防災行政無線（移動系）の整備

市民安全課は、電話が不通になった場合の拠点施設との情報連絡のため、防災行政無線（移動系）を、次の施設に配備する。

〈防災行政無線（移動系）の配備箇所〉

- | | | |
|--------------|----------|----------|
| ア 市内小中学校 19校 | イ 市役所 | ウ 消防本部 |
| エ 水道局 | オ 保健センター | |
| カ 生涯学習センター | アビスタ | キ 我孫子警察署 |

※資料編 資料2-2 防災行政無線（移動系）局の設置場所

(3) 携帯電話の管理

市民安全課は、避難所及び地域対策支部で使用する携帯電話について、適正な管理を行い、

災害発生時の情報伝達が図れるようにする。

(4) MCA無線の整備

市民安全課は、携帯電話が不通の場合の通信手段を確保するため、MCA無線を次の施設に配備する。

〈災害発生時のMCA無線の使用箇所等〉

ア 避難所（福祉避難所を含む）	イ 地域対策支部となる拠点施設
ウ 本部長、副本部長、各本部員	エ 本部事務局

(5) 新しい通信手段の検討

秘書広報課は、インターネット、メール配信、LINE、X、データ放送等多様な通信メディアの活用について検討する。

市民安全課は、有線通信が不通になった場合や、携帯電話が不通になった場合の通信手段の確保のため、IP無線等の新たな方法を検討する。

(6) Wi-Fiの整備

避難所（福祉避難所を含む）となる施設の所管課及び行政管理課は、避難者等がスマートフォンやタブレット端末等を活用して情報が得られるよう、避難所に優先してWi-Fi設備を整備する。さらに、帰宅困難者一時滞留施設にも拡大する。

〈整備済みの避難所〉

ア 市内小中学校 19校
イ 近隣センター9館 （我孫子北近隣センター つくし野館、我孫子南近隣センター以外の全館）
ウ けやきプラザ

2. 無線従事者の確保

人事課は、市職員の無線従事者の資格取得者を管理するとともに、業務上必要な数の有資格者の確保を図る。

3. 情報収集・伝達体制の整備

(1) 電話受付体制

生涯学習課は、災害発生時の電話受付担当者を指定し、市民等からの問い合わせ対応について検討し、職員への習熟を図る。

(2) 本部連絡員

各班は、災害発生時に本部事務局に常駐する本部連絡員を定め、各班との情報連絡や報告について検討する。

(3) 民間団体・事業所等との協力体制

各課は、災害発生時に各部の業務と関連のある防災関係機関や民間団体・事業者と連絡方法等を検討する。

(4) 情報収集用資機材の準備及びネットワークの復旧体制

行政管理課は、情報収集・伝達のための機材の確保及びネットワーク等の復旧について検討し、情報システム部門業務継続計画を定める。

消防本部は、災害発生後の情報収集のため、無人航空機（ドローン）を配備し、操縦者の育成を図る。また、操縦技術の習熟及び無人航空機（ドローン）の有効活用に努める。

4. 災害伝言ダイヤル等の活用の周知

市民安全課及び通信事業者は、災害伝言ダイヤルの活用について周知を図る。

第3 広報体制の整備

1. 報道機関との連携

秘書広報課は、災害発生時の広報活動として、記者クラブ等の持つ広報媒体の活用ができるように情報提供のルールや仕組みづくりを整備する。

2. 広報印刷物の発行体制の整備

秘書広報課は、災害発生後、迅速に広報印刷物を発行するために、必要な手続き、手順等を示したマニュアルを作成する。

特に、地震発生直後において通常の広報印刷物発行手順が取れない場合を想定した対応策を検討する。

第4 緊急輸送体制の整備

1. 緊急輸送路の指定

市民安全課は、県の指定した路線と有機的に連携を保つことを基本にして、次の基準により市の緊急輸送道路を指定する。

なお、この指定は必要に応じて、その都度見直す。

〈我孫子市緊急輸送道路の指定基準〉

- | |
|------------------------------------|
| ア 一般県道 |
| イ 国道・県道と避難所、市防災備蓄倉庫、市内主要施設、駅をつなぐ市道 |
| ウ 市の南北をつなぐ道路 |

※資料編 資料4-4 我孫子市内の緊急輸送道路一覧

2. 集積場所・輸送拠点の指定

市民安全課は、災害発生時における物資の受け入れ、一時保管及び市内各地区への配布を効率的に行うため、適切な集積場所及び輸送拠点を検討し、指定する。

また、大量の物資が集積する場合には、民間の物流事業者の協力を得られるよう協定の締結等において連携の構築に努めるものとする。

資産管理課は、緊急度に応じて災害発生時の物資の受け入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を図る。

3. 臨時ヘリポート予定地の指定等

(1) 予定地の指定

市民安全課は、市街化の状況に応じて、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、順次臨時ヘリポート予定地の指定を行う。

〈ヘリコプター臨時離発着場の指定基準〉

- ア 30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物のないこと。
- イ 施設の周囲のうち、少なくとも1～2方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物がないこと。
- ウ ヘリコプターの離着陸に際しては、約20m/sの横風があるのでその風圧を考慮すること。
- エ 面積は、機種の大小、夜間・昼間の別により異なるが、例えば、目安として次のとおりである。
- | | |
|-----------------|-------------------|
| OH-6D：約 30m×30m | UH-1J：約 36m×36m |
| UH-60：約 50m×50m | CH-47：約 100m×100m |

(2) ヘリサインの整備

市民安全課は、ヘリコプターが活動する際の施設識別を容易にするため、防災拠点施設の屋上等にヘリサインを整備する。ヘリサイン設置施設は、次の浸水想定区域の学校を優先して整備し、順次拡大する。

〈整備候補〉

- | | | |
|--------|----------------|--------|
| ・並木小学校 | ・湖北中学校（R2整備済み） | ・布佐中学校 |
|--------|----------------|--------|

4. 緊急通行車両の事前届出

資産管理課及び各所管課は、市有車両について緊急通行車両の事前届出を行う。

第7節 広域応援体制の整備

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 協定締結の推進	市民安全課	
第2 受援体制の整備	企画政策課、各課	
第3 被災地支援体制の整備	議会事務局、人事課	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

■関連項目

第3章 第4節 応援要請、応援の受け入れ
第3章 第20節 被災時の市外被災地への支援
第3章 第21節 被災地への支援対策（市以外大規模被災）

第1 協定締結の推進

大規模災害が発生した場合、市単独での対応は困難であり、全国の市町村、民間団体、企業等からの応援が不可欠である。そのため、協定締結先との連携の強化を図る。

1. 自治体との応援協定の締結

市民安全課は、広域的な応援体制を確保するために、相互応援協定を締結している自治体との連携の強化を図る。協定を締結している自治体は、次のとおりである。

〈協定締結自治体〉

千葉県内全市町村、茨城県取手市、茨城県つくば市、神奈川県大和市、栃木県足利市、山形県金山町、廃棄物と環境を考える協議会加盟団体（64市町村）

2. 各種団体、民間企業等との応援協定の締結

市民安全課は、現在の協定締結先との連携強化を図るとともに、特に指定福祉避難所の拡充を図るため、新たに建設された福祉施設に対して協定締結を呼びかける。

また、物資の供給、救援物資の整理や輸送等についても、協定締結の拡充を図る。

民間企業等との応援協定については、締結先からの求めに応じて、協定の公平性・現実性・継続性の観点から締結を検討していく。

第2 受援体制の整備

1. 公共団体の受援体制の整備

各課は、所管する災害対策活動に関して他の公共団体等からの応援を受け入れることが想定される場合は、応援受け入れ体制の整備を図る。

2. 自衛隊の応援体制の整備

企画政策課は、自衛隊の災害派遣部隊の受け入れにおける連絡調整、活動拠点の確保等の体制整備を図る。

各課は、所管する災害対策活動の内容から、自衛隊に災害派遣要請を行うことが予想される災害現場への誘導、作業の調整等の実施体制を整備する。

3. 応援計画の周知

市民安全課は、「我孫子市災害時応援計画（応援マニュアル）」に基づいて、円滑に全国の自治体や団体等から応援部隊や物資等を受け入れることができるよう、要請・受け入れの手順、受入拠点、物資配送体制等について、職員等に周知を図る。

また、情報連絡員の役割について、防災関係機関との理解の共有を図る等、情報共有や連携の強化を行う。

第3 被災地支援体制の整備

議会事務局及び人事課は、市以外の地域で災害が発生した場合、市からの応援が迅速にできるように各部の役割分担、応援要員の携行資機材、食料、物資の調達、輸送手段の確保等の方法について検討する。

第8節 被災者支援体制の整備

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 避難体制の確立	市民安全課、手賀沼課	
第2 応急医療体制の整備	健康づくり支援課、市民安全課	我孫子医師会、我孫子市歯科医師会、我孫子市薬剤師会、我孫子市接骨師会、県（松戸保健所（健康福祉センター））
第3 生活救援体制の整備	市民安全課、市民課、水道局	
第4 感染症対策・廃棄物等処理体制の整備	国保年金課、手賀沼課、市民安全課、下水道課	我孫子警察署
第5 住宅関連対策体制の整備	建築住宅課、財政課、課税課、収税課、市民安全課	
第6 応急教育・保育体制の整備	教委総務課、学校教育課、指導課、保育課、子ども支援課	
第7 ボランティア環境の整備	市民安全課	我孫子市社会福祉協議会

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、生活物資、ペット関係物資の家庭内備蓄に関すること ・避難訓練への参加に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の避難誘導体制の確立、避難訓練に関すること ・避難所運営マニュアルの作成に関すること
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導計画の作成、避難訓練に関すること ・従業員用の食料、生活物資の備蓄に関すること

■関連項目

第3章 第5節	災害救助法の適用
第3章 第8節	避難
第3章 第9節	応急医療救護
第3章 第12節	生活救援対策
第3章 第13節	行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬
第3章 第14節	感染症対策・清掃・廃棄物対策
第3章 第15節	住宅等対策
第3章 第16節	児童・生徒・園児の安全対策
第3章 第18節	ボランティアへの対応

第1 避難体制の確立

1. 避難誘導体制の整備

(1) 市民等の誘導体制の整備

市民安全課は、災害発生時に避難行動を安全に行うため、自主防災組織等、防災関係機関との避難時の連絡方法等を検討する。

自主防災組織等は、地域住民に対し、災害発生時の避難場所、避難路を周知し、防災訓練等を通じて避難誘導や支援体制を習熟する。

(2) 施設の誘導體制の整備

各施設の管理者は、施設利用者等の避難誘導計画を作成し、避難訓練により習熟を図る。

2. 避難所運営体制の整備

(1) 避難所運営体制の検討

自主防災組織等は、避難所の開設・運営が円滑に行えるよう班の編成及び役割分担、運営のルール、仮設トイレ設置場所等の施設活用等の運営体制について検討し、地域住民に周知を図る。

なお、検討にあたっては、女性や要配慮者等の参画を図り、さまざまなニーズや視点に対応した運営体制とすることに留意する。

(2) 避難所運営訓練の実施

市民安全課は、「避難所開設・運営マニュアル（大規模地震編）」に基づき、避難所開設・運営訓練を実施し、自主防災組織等が自主的な避難所運営を行えるよう進める。

(3) ペットの避難についての周知及び検討

ペットの同行避難が原則となっているため、手賀沼課は、避難生活時におけるペットの取り扱いについて、千葉県獣医師会東葛支部や関係団体等と体制の整備について検討する。

(4) 避難所への避難車両の受け入れの検討

自主防災組織等は、車両で避難した際の駐車について、受け入れの有無も含め、地域を主体とした検討により、避難所ごとに管理・受け入れ体制の構築を図る。

第2 応急医療体制の整備

1. 初動医療体制の整備

(1) 救急医療拠点となる病院の確保

健康づくり支援課は、災害発生時に救急医療拠点や救護所となる医療機関の確保について、医師会等と連携し必要に応じて事前に各医療機関と協定を締結するなど、災害発生時の円滑な医療拠点を確保する。

また、災害発生時の医療体制の実効性を高めるため、「災害発生時医療救護活動マニュアル」を作成する。

(2) 医療救護体制の確立

健康づくり支援課は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会と連携して、協定に基づいて迅速な対応が図れるように、医師会医療救護班の編成や配置、資機材の確保等について事前計画を検討する。

(3) 継続医療の確保体制の確立

健康づくり支援課は、入院患者や人工透析等の継続医療が必要な患者の治療を確保するため、医師会、松戸保健所（健康福祉センター）及び医療機関と、緊急時の対応等について検討する。

(4) 後方医療体制の整備

健康づくり支援課は、災害等による負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救

命医療が行われるよう、市内及び周辺地域の収容医療機関とのネットワーク化を図る。

(5) 長期的医療体制の整備

健康づくり支援課は、避難所や被災地を巡回する巡回医療やこころのケア対策として、日頃から精神科医療活動を実施するための準備を推進する。

2. 医薬品・医療資機材の確保体制の整備

(1) 災害発生時応急医療救護セットの備蓄

市民安全課は、災害発生時応急医療救護セットを、引き続き防災倉庫及び避難所に指定している各小・中学校に備蓄する。

(2) 救護所用医薬品の循環備蓄

健康づくり支援課は、救護所で使用する医薬品等を医師会・病院と協議の上、病院での循環備蓄を行う。（病院が備蓄医薬品を日常の診療で使用し、災害発生時は救護所で使用する。）

(3) トリアージタグの整備

健康づくり支援課は、救護所で行なわれる傷病者の傷害等の選別（トリアージ）に使用するトリアージタグ（識別票）を計画的に整備する。

第3 生活救援体制の整備

1. 給水体制の整備

(1) 給水拠点

給水拠点は、市内全小学校を基本とする。

(2) 水源の確保

水道局及び市民安全課は、災害発生から3日間は、被災者の生命維持に必要な水を、一人あたり1日3リットル確保する。

また、4日目以降は、生活用水も加えて一人あたり1日20リットルを確保する。これらの水源を確保するため、次の整備を進める。

ア 給水量の確保

- ・配水池等の水を確保する。
- ・全ての小学校（13校）及び中学校（6校）の受水槽への応急給水栓の設置が完了している。
- ・市東部地区の災害時の緊急配水池として、气象台記念公園に耐震性貯水槽を整備している。

イ 災害対策用井戸の整備

給水拠点となる小学校3箇所（我孫子第一小、湖北小、布佐南小）に整備が完了している災害用対策井戸を活用する。

ウ 簡易型防災井戸の整備

給水拠点となる小学校に整備が完了している簡易防災井戸を、生活用水として活用する。

エ 災害用協力井戸の確保

井戸を掘削している個人や事業者と協定の締結を進める。

(3) 給水用資器材の整備

水道局では、給水活動が円滑に行えるよう給水車及び給水タンクへの供給設備の整備を完了

している。

また、市内の指定給水装置工事事業者や輸送業者等と協定を締結し、給水用車両の確保及び給水拠点での応急給水活動等に係る協力体制を確立し、災害発生時の給水に対応する。

(4) 市民、事業所での確保

市民、事業所では、次のような飲料水、生活用水を備蓄する。

ア 最低1人1日3リットルの飲料水を3～5日分備蓄する。

イ 風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにする。

2. 食料、生活物資等の供給体制の確保

(1) 食料・飲料水の公的備蓄

市民安全課は、災害当初に食料・飲料水を供給できるよう備蓄に努める。

〈備蓄目標の考え方〉

ア 食料

- ・人口13万2千人の15% 2万人を被災者として設定する。
- ・災害当初の3日間は救援がないものとし、9食分を備蓄で充当する。
- ・備蓄の9食分のうち、1/2を流通備蓄で、1/2を市の備蓄で供給する。

備蓄目標 $13万2千人 \times 15\% \times 3日 \times 3食 \times 1/2 \approx 9万食$

イ 飲料水

- ・ペットボトルの公的備蓄は、帰宅困難者用を中心に行う。

なお、一時滞留施設に受け入れる帰宅困難者に、可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄にも努める。

(2) 食料、生活物資等の緊急調達体制の整備

市民安全課は、市内外事業所等との協定締結を行い、食料、生活物資等の確保に努める。

また、災害発生時には市内外事業所等から積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

(3) 市民、事業所での備蓄

市民、事業所は、災害発生時にライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、食料、生活物資等を備蓄する。

なお、事業所や市民が備蓄する食料、生活物資等は、概ね3日以上（できれば7日分）に相当する量を目標とする。

3. 災害相談体制の整備

市民課は、被災者の生活相談や援助ニーズの把握のため、避難所や地域対策支部に相談窓口を開設し運営するために、相談業務の種類、配置要員等の検討を行う。

第4 感染症対策・廃棄物等処理体制の整備

1. 遺体処理・火葬体制の整備

(1) 警察との連携

国保年金課は、我孫子警察署と連携して検視、身元の確認、遺体の引渡し等ができるよう体制整備を行う。

(2) 遺体安置所体制の整備

国保年金課は、遺体安置に必要な資機材を確保するために、協定等を活用し葬祭業者、関係団体等に対する応援要請を行う。

市民課は、埋葬許可書の発行等の体制を整備する。

(3) 火葬体制の整備

国保年金課は、火葬場へ搬送する遺体の搬送用車両を把握し、葬祭業者、関係団体等に対する応援要請体制を整備する。

2. 動物対策の整備

手賀沼課は、ペットと一緒に避難する同行避難に備えて、ペットを所有する市民等に対し、次の「飼い主責任の原則」の周知を図る。

ペットの所有者は、同行避難に備えて、ケージ、給餌用資機材、餌、飲料水等のペット用品を備蓄する。

〈飼い主責任の原則〉

動物の飼い主は、災害発生時に動物を放置したり、解き放すことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないこと、避難所屋内には入れないこと、スペースには所有する動物の対応は自己完結で行うことが、飼い主の責務として求められる。

災害発生時に、飼い主と一緒に避難し避難場所のエリア内で暮らすには、飼い主として遵守すべき基本的マナーがある。

- ア ムダ吠えをしない、待てなどの基本的なしつけ
- イ 糞便の後始末
- ウ 犬をつなぐ場合の耐久性のあるリードの使用
- エ ケージの準備
- オ 一定量の餌、飲料水、給餌用資機材の用意など

3. 災害廃棄物処理体制の整備

手賀沼課（資源循環推進室）は、県の「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」に従い「災害廃棄物処理計画」を策定し、仮置き場の指定、処理体制の構築、関係機関等への要請など、具体的な処理体制の確立を図る。

4. 環境対策への備え

県は、被災家屋の解体時にアスベスト飛散を防止するために、解体業者に対し、平時から適正な取扱いを行うよう啓発する。

5. し尿処理体制の整備

市民安全課は、仮設トイレの備蓄を計画的に図っていくとともに、他の自治体や企業との連携を図り、調達体制の整備を図る。

また、下水道課は、避難所のトイレの機能を確保するために、マンホールトイレの整備を進める。

第5 住宅関連対策体制の整備

1. 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

建築住宅課は、震災発生時に効果的に応急危険度判定を行うために、被災建築物判定の優先順位の設定、判定士及び資機材の確保などについて事前に準備を進める。

2. 災害救助法適用時の応急仮設住宅供給体制の整備

建築住宅課は、応急仮設住宅の建設候補地について調査し、県に報告する。

3. 被災証明書の交付体制の確立

財政課、課税課、収税課、市民安全課は、遅滞なく被災者に被災証明書を交付できるよう、被害認定担当者のための研修会への職員参加等による育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結など実施体制の整備に努める。

第6 応急教育・保育体制の整備

1. 学校の体制整備

教委総務課、学校教育課、指導課は、災害の発生に備えて、学校において次のような対策及び措置を講ずる。

ア 学校の立地条件などを考慮し、大規模な災害発生時に危険と思われる箇所を整備し、常設消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検する。

イ 児童・生徒の避難時の危険防止のため、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等必要な措置を行う。

ウ 児童・生徒の避難訓練、災害発生時の事前指導及び事後措置を検討する。

エ あらかじめ保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定め、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童・生徒の引渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

オ 市の教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網を確立する。

カ 災害発生時の応急教育、指導の方法などについて明確な計画を立てておく。

キ 勤務時間外における所属教職員の連絡先や非常招集の方法を定め、各学校から教職員に周知させておく。

2. 保育所の体制整備

保育課は、市立保育園において学校と同様の措置を整備する。

3. 学童保育室の体制整備

子ども支援課は、学童保育室において学校に準じた対策及び措置を講じる。

第7 ボランティア環境の整備

1. ボランティアリーダーの養成

市民安全課は、災害救援ボランティア講座の開催を支援し、市民を対象にボランティアリーダーの育成を進めるとともに、災害救援ボランティアの認定を受けた個人等を中心に、県が実施する研修会や講習会への参加をはじめ、市における研修会や総合防災訓練についても、参加協力を進める。

また、市内の高等学校や大学の学生を対象にしたボランティアリーダーの育成について検討する。

2. ボランティア意識の向上

市民安全課は、社会福祉協議会と連携して「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）を中心に実施する講演会などの諸行事を通じ、ボランティア意識の向上を図る。

また、「防災の日」（9月1日）及び「防災週間」（8月30日～9月5日）を中心に実施する防災訓練等に市民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する意識の向上と連携を強化する。

第9節 要配慮者の安全確保体制の整備

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 要配慮者の支援	市民安全課、高齢者支援課、障害者支援課、保育課、社会福祉課、子ども相談課、子ども支援課、国保年金課、各施設を所管する課	我孫子市社会福祉協議会
第2 外国人への支援	企画政策課、市民安全課	

■自助・共助の役割

市民	・避難行動要支援者の把握、避難支援への参加に関すること
自主防災組織等	・避難行動要支援者の把握、避難支援体制の構築に関すること
事業所	—

■関連項目

第3章 第17節 要配慮者への対応

第1 要配慮者の支援

1. 避難行動要支援者名簿の作成等

市民安全課、高齢者支援課、障害者支援課及び社会福祉課は、「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、自助・共助・公助が役割を分担する避難支援体制を構築する。

なお、避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、名簿の記載対象者全員に同意を得ることは困難であることから、名簿への記載対象に該当する者は、名簿に記載された時点で同意したとみなす方式を採用する。

また、避難支援等関係者へ事前に名簿を提供するため、条例等により同意を得た者を記載する。
※上記方式を、我孫子市では「同意前提方式」と呼称する。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難支援体制の構築に関係する者は、市、警察、社会福祉協議会、自主防災組織、町内会・自治会、マンション管理組合、福祉団体等の避難支援等の実施に携わる関係者とする。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次のとおりである。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ウ 療育手帳A・Bを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する65歳以上の単身世帯の者
- オ 市の生活支援（障害福祉サービス）を受けている18歳以上の難病患者
- カ 要介護認定1～2を受けている者で、名簿への記載を希望する者
- キ 市、自治会長、民生委員が支援の必要を認める者で、かつ当該者の世帯の世帯主が名簿への記載を希望する者

ク 外国人、妊婦、乳幼児等がいる世帯で、世帯主が名簿への記載を希望する者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

名簿作成に必要な個人情報は、次のとおりとし、市民の申請に基づいて記載する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他連絡先

カ 避難支援などを必要とする事由

キ 前各号に掲げたものの他、避難支援などの実施に関し市長が必要と認める事項

(4) 名簿の提供、更新、情報漏洩防止措置

名簿は、自治会・自主防災組織、マンション管理組合、高齢者及び障害者等を支援する団体等に対して、同意前提方式に基づいて、個人情報の取扱いについて協定を締結した者に提供する。警察、社会福祉協議会及び民生委員には条件を付記せずに提供する。

名簿の更新は、年2回実施する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合でも活用が可能なようにバックアップをとり、適切な管理に努める。

(5) 避難行動要支援者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮

避難情報等の伝達のため、FAXやメールの一斉送信、ポスティング等の文字情報の優先的活用、防災行政無線個別受信機設置への助成等を実施する。

また、避難支援等関係者を經由した「地域住民の声掛け」ができるよう体制を確立する。

(6) 避難支援等関係者の安全措置

避難支援にあたっては、安全を確保するように支援者に周知する。

2. 福祉避難所の利用

一般の要配慮者については、通常の避難所に避難した後に、移送を判断（トリアージ）して、福祉避難所に収容することを基本とし、集団で過ごすことが困難な障害者等については、収容する福祉避難所を事前に指定する。

ただし、個別避難計画等の作成において、要配慮者の状況によっては福祉避難所に直接避難できるよう配慮に努める。

3. 個別避難計画の作成

避難行動要支援者や災害時に一人で避難することが難しい要配慮者一人ひとりについて、具体的な避難支援情報等をまとめた個別避難計画を作成する。

特に、土砂災害警戒区域内に居住する避難行動要支援者を優先度の高い方とし、計画作成を促進する。また、個別避難計画作成検討会を定期的開催し、優先度の高い方以外の計画作成方法や自治会・自主防災組織と連携した計画の取り扱い、計画の更新方法について、引き続き検討する。

4. 避難施設等の整備

(1) 福祉避難所の整備

市民安全課は、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 令和6年3月）を参考として、必要な整備に努める。

(2) 福祉避難所の指定

市民安全課は、公共施設等を福祉避難所として指定し、要配慮者の避難生活時に必要な飲料水、食料、介護用具等の資機材等を、各施設を所管する課と連携して備蓄する。

また、民間の福祉事業者と協定等を締結し、社会福祉施設への要配慮者の緊急入所体制を構築する。

5. 応急食料及び防災資機材等の備蓄

(1) 応急食料の備蓄

市民安全課は、アレルギー疾患のある乳幼児に配慮した粉・液体ミルク等や、アレルギー対応の食料等の計画的な備蓄に努める。

各社会福祉施設等は、各種食料を計画的に備蓄する。

(2) 生活用品、防災資機材等の備蓄

市民安全課は、要配慮者が避難生活を送るために必要となる車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、毛布、タオル等の必要な生活用品のほか、オムツ等衛生用品や医薬品の備蓄、車椅子用仮設トイレ等の計画的な備蓄を検討する。

また、協定を締結した、民間企業や各種団体から提供される福祉用品についても活用する。

6. 防災知識の普及、防災訓練の充実

市民安全課、高齢者支援課、障害者支援課及び社会福祉課は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布などにより災害発生時の対応についての知識の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの参加を呼び掛けるよう努める。

7. 避難所以外に避難する要支援者への対応

市民安全課、高齢者支援課、障害者支援課、社会福祉課は、避難所以外での避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者への支援について、松戸保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会等の福祉関係団体と連携した体制を構築する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受け入れ等について、主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

第2 外国人への支援

企画政策課及び市民安全課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「要配慮者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関してボランティア団体との連携などを行う。

また、避難所等の標識の多言語化、外国語による防災パンフレット等の配布、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。

第10節 帰宅困難者支援体制の整備

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 一斉帰宅の抑制	市民安全課	
第2 帰宅困難者の安全確保	市民安全課	東日本旅客鉄道（株）
第3 帰宅支援対策	市民安全課	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水、食料、物資等の備蓄に関すること ・ 従業員への帰宅困難対策の周知、安否確認等の訓練に関すること ・ 一時滞留施設の提供に関すること

■関連項目

第3章 第19節 帰宅困難者への支援対策

第1 一斉帰宅の抑制

1. 基本原則の周知・徹底

市民安全課は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底をホームページ等で啓発する。

2. 安否確認手段の周知・普及

市民安全課は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、J-anpi、X等のSNSなど、通話に頼らない安否確認手段について、平常時からの体験・活用を通じて、災害発生時に利用してもらえるよう広報を行う。

また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3. 情報連絡体制

市民安全課は、東日本旅客鉄道（株）と交通機関停止時の旅客の避難対応について協議を行う。

第2 帰宅困難者の安全確保

1. 一時滞留施設の確保と周知

市民安全課は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞留施設を指定し、周知を図る。

2. 大規模商業施設や駅における利用者保護の要請

市民安全課は、大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、大規模商業施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、地震発生時の適切な待機や誘導について、平常時から訓練を行うよう要請する。

3. 訓練等の実施の要請

市民安全課は、事業所、大規模商業施設、学校等に対し、来場者、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するように要請する。

第3 帰宅支援対策

1. 災害時帰宅支援ステーションの周知

市民安全課は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。

2. 搬送手段の確保

市民安全課は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関とともに臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 動員・配備	全ての班	
第2 災害警戒本部	全ての班	
第3 災害対策本部	全ての班	
第4 本部解散後の体制	全ての班	

■関連項目

第2章 第5節 防災拠点施設の整備

第1 動員・配備

1. 配備基準

災害発生時の配備基準は、次のとおりとする。

〈配備体制の基準〉

配備種別	本部	本部設置・配備基準	組織	配備要員
警戒配備体制	災害警戒本部	1 市内に震度4の地震が発生したとき（自動設置・自動配備） 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中又は巨大地震注意）が発表されたとき（自動設置・自動配備） 3 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合（自動設置・自動配備） 4 その他の状況により市長が必要と認めたとき	○災害警戒本部会議構成員 ・本部長（副市長） ・本部員（企画総務部長、財政部長、健康福祉部長、子ども部長、防災担当部長、環境経済部長、建設部長、都市部長、消防長、教育総務部長、生涯学習部長、水道局長） ○事務局 ・事務局長（防災担当部長） ・事務局次長（企画総務部長） ・局員（市民安全課、行政管理課、企画政策課、人事課、秘書広報課、資産管理課、生涯学習課、文化・スポーツ課、各部の本部連絡員）	被害調査班（財政課、課税課、収税課）、復旧班（道路課、下水道課、治水課）、給水班その他警戒本部長が必要と認めた班
第1 配備体制	災害対策本部	1 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき（自動設置・自動配備）	○災害対策本部会議構成員 ・本部長（市長） ・副本部長（副市長、教育長、水道局長） ・本部員（各部の部長、部長職にある者） ○事務局 ・事務局長（防災担当部長） ・事務局次長（企画総務部長） ・局員（市民安全課、行政管理課、企画政策課、人事課、秘書広報課、資産管理課、生涯学習課、文化・スポーツ課、各部の本部連絡員）	全職員（会計年度任用職員を除く）
第2 配備体制		3 その他の状況により市長が必要と認めたとき		全職員（会計年度任用職員を含む）

2. 職員の動員

(1) 配備の決定

配備は、原則として、震度に基づく自動配備とする。自動配備以外の場合は、配備検討会議

を経て市長が判断する。

(2) 動員の方法

勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により事務局が配備体制の伝達を行う。各所属長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

勤務時間外で自動配備に該当する場合は、職員参集メールを用いて連絡を行う。該当職員は、震度等に応じて、動員指令を待つことなく自ら所定の部署に参集する。

なお、勤務時間外で配備検討会議による場合は、事務局が配備体制の伝達を行う。

(3) 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各自の勤務場所又は指定場所とする。参集した職員は、所属単位に事務局に参集報告を行う。

3. 職員の配置

各所属長は、災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、災害の規模、状況により、職員の配備交代体制管理、必要な物資・資機材の確保を行う。

また、初動対応及び応急復旧を円滑に進めるため、庁内調整班（人事課）又は各班相互の調整により、専門的知識を有する職員を中心として、従事者を融通し必要な人員の確保を図る。

第2 災害警戒本部

1. 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

〈災害警戒本部の設置基準〉

- | |
|---|
| ア 市内に震度4の地震が発生したとき（自動設置・自動配備） |
| イ 南海トラフ地震臨時情報（調査中又は巨大地震注意）が発表されたとき（自動設置・自動配備） |
| ウ 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき（自動設置・自動配備） |
| エ その他の状況により市長が必要と認めたとき |

(2) 本部設置場所

災害警戒本部の設置場所は、議会棟1階AB会議室とする。

(3) 災害警戒本部会議の開催

災害警戒本部会議は、災害の状況に応じて、防災担当部長若しくは他の部長の提議により開催する。協議事項は、概ね次のとおりである。

〈災害警戒本部会議の協議事項〉

- | |
|------------------------------------|
| ア 被害情報の収集及び分析 |
| イ 初期応急対策の検討 |
| ウ 事態の推移に伴う今後の対応策と配備体制、地域対策支部の設置の検討 |
| エ 市長からの特命事項 |
| オ その他 |

2. 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織及び災害時事務分掌は、災害対策本部組織及び災害時事務分掌と同様とする。

3. 災害警戒本部体制の解除等

副市長は、災害のおそれが解消した場合、災害警戒体制を解除する。

第3 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

基準に達した場合の配備体制は、第1配備体制とし、被害状況等により第2配備体制への移行を判断する。

〈災害対策本部設置基準〉

- ア 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき（自動設置・自動配備）
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（自動設置・自動配備）
- ウ その他の状況により市長が必要と認めたとき

(2) 本部設置場所

災害対策本部の設置場所は、議会棟1階AB会議室とする。

災害本部事務所の設置場所は、本庁舎又は庁舎分館内の会議室とする。庁舎車両班は、本部事務所に必要な設備の設置を行う。

ただし、建物損壊等により、本部の機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、次の表の順により本部を移設する。

〈本部の設置場所〉

- 第1位 議会棟1階AB会議室
- 第2位 消防本部庁舎 大会議室
- ※ 以下、代替機能を有する適切な場所を選定する。

2. 災害対策本部の運営

(1) 指揮

本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

本部の設置及び指揮は、本部長（市長）の権限により行われるが、本部長（市長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

〈災害対策本部の指揮権限の委任〉

- | | | |
|------------|---------|----------|
| 第1位 副市長 | 第2位 教育長 | 第3位 水道局長 |
| 第4位 防災担当部長 | | |

(2) 本部会議

本部長は、災害に関する情報を分析し、本部の基本方針を協議するため、本部会議を開催す

る。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。本部員が出席できない場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

本部長は、必要に応じて、オブザーバーとして関係団体（社会福祉協議会、消防団等）に出席を要請し、参考意見を求める。

本部会議の協議事項は、次のとおりである。

〈本部会議の協議事項〉

ア	職員の配備体制（動員を含む。）の発令、切り替え、解除に関する事
イ	被害情報の収集及び伝達に関する事
ウ	災害情報、気象情報等の収集、報告、伝達等に関する事
エ	市民への避難指示等に関する事
オ	応急対策の実施に係る調整に関する事
カ	災害時優先業務に関する事
キ	被災者の救助、救済対策に係る調整に関する事
ク	国、自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関する事
ケ	災害救助法の適用申請、激甚災害の指定要請等各種救済措置に関する事
コ	その他重要な災害対策に関する事

(3) 本部設置の通知

総括班は、本部を設置したときは、直ちにその旨を通知又は公表する。通知又は公表の方法は、最適な方法を選択するものとする。

〈本部設置等の通知〉

通知先又は公表先（例示を含む）	通知又は公表の方法（例示を含む）
千葉県災害対策本部	千葉県防災情報システム
我孫子警察署	千葉県防災行政無線
関係機関及び市民危機管理対策会議委員	市防災行政無線
市民	メール、LINE、X
報道機関	市ホームページ
	電話、ファックス、口頭

(4) 本部の運営

総括班は、本部会議の運営及び本部長の命令・指示に関する全体の統括を行う。

庁内調整班は、対策実施における各班の調整を行う。

(5) 本部連絡員

本部連絡員は、総括班とともに本部の運営・総括を行い、各班からの情報を情報収集・システム班に伝達する。

また、本部事務局での情報、調整事項等について、各班に連絡を行う。

3. 本部機能の維持

庁舎車輛班は、庁舎建物及びライフライン機能の点検を行い、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等の機能の維持を図る。

また、災害対策要員への食料、飲料水、資機材等の供給を行う。

4. 地域対策支部

(1) 地域対策支部の活動

地域対策支部は、災害警戒本部での協議、又は災害対策本部設置と同時に設置される。地域対策支部の要員（支部職員・応援職員）は、あらかじめ定められた者とし、支部職員は、直接、地域の集合場所に集合する。地域対策支部の活動内容は、次のとおりである。

災害対策本部と地域対策支部との連絡は、渉外班が行う。

〈地域対策支部の設置場所と機能〉

	支部	第1順位（倉庫）	第2順位
設置場所	我孫子北部	我孫子北近隣センター（並木本館）	市民プラザ
	我孫子南部	アピスタ（生涯学習センター）	けやきプラザ
	天王台	天王台北近隣センター	近隣センターこもれび
	湖北	湖北地区公民館	湖北台近隣センター
	新木	新木近隣センター	障害者福祉センター
	布佐	市民図書館布佐分館	布佐南近隣センター
	機能	ア 被害情報の収集、被害箇所の確認 イ 避難所、避難者の把握 ウ 避難所、防災倉庫の開錠 エ 避難所の安全確認、避難者の初期受け入れ オ 自治会、自主防災組織等との連絡調整 カ 災害対策本部からの各種情報の掲示 キ 市民からの問い合わせ対応	

(2) 地域対策支部の応援体制

各地域対策支部において応援が必要な場合は、支部同士又は庁内調整班により応援体制を組むこととする。

また、地域対策支部での対応が困難な場合には、支部長は本部長に対して現地対策本部の設置を要請する。

5. 現地対策本部

(1) 現地対策本部

本部長は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。現地対策本部長は、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する。

派遣職員は、本部会議で諮り各部の職員である。

(2) 合同調整所

本部長は、災害の現場において、現地関係機関（県、消防、警察、自衛隊、医療機関、事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

6. 災害対策本部の解散

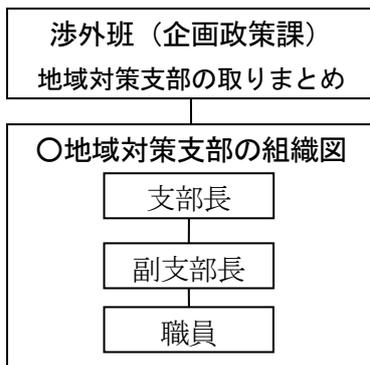
本部長は、災害の危険が解消したと認めた場合、若しくは災害発生後における応急措置が概ね完了したと認めた場合、本部を解散する。

第4 本部解散後の体制

災害対策本部及び災害警戒本部を解散した後に、引き続き災害対応や事務処理が必要な場合は、災害時事務分掌に基づき、解散後に新たに発生した業務も含めて、引き続き担当課が業務を行う。

なお、業務を担当する課の整理が必要な場合には、業務担当課、人事課、市民安全課が調整にあたる。





○構成

- ・支部長1、副支部長2、支部員2 合計：各支部5人
(地域内在住)
- ※必ず女性が1名は所属すること。

支部名	指定職員	合計
我孫子北部	5名	30名
我孫子南部	5名	
天王台	5名	
湖北	5名	
新木	5名	
布佐	5名	

【本部事務局 災害時事務分掌】

班名	統括責任者	責任者	No.	災害時事務分掌
総括班	市民生活部長 企画総務部長	市民安全課長	1	本部の設置、運営及び閉鎖に関する事
			2	本部会議に関する事
			3	本部運営の記録、対策本部会議の書記に関する事
			4	本部長の命令及び指示の伝達等に関する事
			5	国、自衛隊、千葉県、他市町村、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関する事
			6	国、県等への災害報告に関する事
			7	気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事
			8	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関する事
			9	防災行政無線の運用に関する事
			10	被災者台帳（個人番号記載版）の作成に関する事
情報収集・システム班	市民生活部長 企画総務部長	行政管理課長	11	災害情報全体の収集、とりまとめ及び各部への提供に関する事
			12	市民・自治会・団体からの災害情報の集約に関する事
			13	本部運営の記録、対策本部会議の書記、対策本部の総括報告書に関する事
			14	情報収集・伝達用機材の確保に関する事
			15	ネットワーク等通信手段の確保・復旧に関する事
			16	庁内各種システムの復旧・運用に関する事
			17	被災者台帳（個人番号未記載版）の作成に関する事
渉外班	市民生活部長 企画総務部長	企画政策課長 会計管理者	18	国、自衛隊、千葉県、他市町村、関係機関、民間企業等への応援要請及び連絡調整に関する事
			19	各機関からのリエゾン及び応援の受け入れ、連絡調整、受援の取りまとめに関する事
			20	地域対策支部のとりまとめ及び連絡調整に関する事
			21	復興計画の立案と進行管理に関する事
			22	受援調整会議に関する事
庁内調整班	市民生活部長 企画総務部長	人事課長 行政管理課長	23	応急対策における庁内の調整に関する事
広報記録班	市民生活部長 企画総務部長	秘書広報課長	24	市民への災害関係の情報提供及び広報に関する事
			25	報道機関との連絡調整及び対応に関する事
			26	災害の記録（映像・写真）に関する事
			27	災害見舞者及び視察者の接遇に関する事

班名	統括責任者	責任者	No.	災害時事務分掌
庁舎車輛班		資産管理課長①	28	庁舎の機能確保に関する事
			29	災害発生時の配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関する事
			30	緊急通行車輛の申請に関する事
			31	対策本部設置の設備・機材の確保に関する事
電話対応班		生涯学習課長	32	市民等からの電話問い合わせに関する事
特命班		文化・スポーツ課長	33	本部長の特命に関する対応に関する事
本部連絡員班			34	本部事務局と各班との連絡調整に関する事
			35	本部事務局の事務に関する事

【対策班 災害時事務分掌】 ◎は主たる災害時事務分掌

班名	統括責任者	業務責任者	No.		災害時事務分掌
被害調査班	財政部長	財政課長	36	◎	被害調査総括に関する事
			37	◎	被害発生状況の調査に関する事
			38		住家被害認定調査に関する事
			39		り災台帳の作成及びり災証明発行に関する事
			40	◎	義援金の受け入れ及び配分に関する事
		課税課長	41		被害調査総括に関する事
			42		被害発生状況の調査に関する事
			43	◎	住家被害認定調査に関する事
			44		り災台帳の作成及びり災証明発行に関する事
			45	◎	税の減免等に関する事
		収税課長	46		被害調査総括に関する事
			47		被害発生状況の調査に関する事
			48		住家被害認定調査に関する事
			49	◎	り災台帳の作成及びり災証明発行に関する事
			生活支援班	市民協働推進課長	市民課長
51	◎	市民の安否及び所在の把握（行方不明者情報の収集）・公開に関する事			
52		ボランティアセンターとの連絡調整に関する事			
53		自治会、NPO等との連絡調整に関する事			
市民協働推進課長	54				
	55				市民の安否及び所在の把握に関する事
	56	◎			ボランティアセンターとの連絡調整に関する事
	57	◎			自治会、まちづくり協議会、NPO等の団体との連絡調整に関する事
	58	◎			自治会からの情報収集に関する事
要配慮者班	健康福祉部長 子ども部長	社会福祉課長			60
			61		要配慮者支援に関する事
			62		福祉避難所の開設・運営に関する事
			63	◎	日赤、民生委員、社会福祉協議会等の福祉団体との連絡調整に関する事
			64	◎	災害救助法の適用に関する事
		65	◎	災害見舞金の支給に関する事	
		子ども相談課長 (こども発達センター)	66	◎	要配慮者の避難及び支援に関する事
			67		福祉避難所の開設・運営に関する事
			68		災害救助法の適用に関する事
			69		応急保育に関する事

〈地震対策編〉第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制

班名	統括責任者	業務責任者	No.		災害時事務分掌
要配慮者班	健康福祉部長 子ども部長	障害者支援課長 (あらかき園、障害者福祉センター)	70	◎	要配慮者の避難及び支援に関すること 福祉避難所の開設・運営に関すること 福祉施設入所者の支援に関すること
			71		
			72		
		高齢者支援課長	73	◎	要配慮者の避難及び支援に関すること 福祉避難所の開設・運営に関すること 福祉施設入所者の支援に関すること
			74		
			75		
		保育課長	76	◎	要配慮者の避難及び支援に関すること 福祉避難所の開設・運営に関すること 応急保育に関すること
			77		
			78		
		子ども支援課長	79	◎	要配慮者の避難及び支援に関すること 福祉避難所の開設・運営に関すること 福祉施設入所者の支援に関すること 応急保育に関すること 応急保育(学童保育)に関すること
80					
81					
82					
83					
国保年金課長	84	◎	要配慮者の避難及び支援に関すること 福祉避難所の開設・運営に関すること 遺体の処理・安置・火葬に関すること		
	85				
	86				
医療班	健康福祉部長	健康づくり支援課長	87	◎	応急医療救護及び助産に関すること
			88	◎	被災者(避難者)の健康管理に関すること
廃棄物・し尿班	環境経済部長	生活衛生課長	89	◎	仮設トイレ設置及び管理に関すること 環境保全及び公害発生の防止に関すること 放射性物質のモニタリングに関すること
			90		
			91		
		手賀沼課長	92	◎	廃棄物処理に関すること 仮設トイレ設置及び管理に関すること 簡易トイレの確保に関すること し尿の収集に関すること ペットに関すること
			93		
			94		
			95		
			96		
			96		
			96		
物資班	環境経済部長	商業観光課長	97	◎	生活用品の供給に関すること 救援物資の受け入れの全体調整に関すること 食料の供給に関すること 物資集積所の管理に関すること 生活用品及び救援物資の配送に関すること
			98		
			99		
			100		
			101		
		企業立地推進課長	102	◎	生活用品の供給に関すること 救援物資の受け入れの全体調整に関すること 食料の供給に関すること 物資集積所の管理に関すること 生活用品及び救援物資の配送に関すること
			103		
			104		
			105		
			106		
		農政課長	107	◎	救援物資の受け入れ全般に関すること 避難所における物資の必要量の把握及び連絡調整に関すること 食料の供給に関すること 食料の配送に関すること
			108		
			109		
			110		
農業委員会事務局長	111	◎	救援物資の受け入れ全般に関すること 避難所における物資の必要量の把握及び連絡調整に関すること 食料の供給に関すること 食料の配送に関すること		
				112	
				113	
				114	

〈地震対策編〉第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制

班名	統括責任者	業務責任者	No.		災害時事務分掌
復旧班	建設部長	道路課長	115	◎	道路及び橋りょうの復旧に関する事 交通規制に関する事 建設業界への協力要請に関する事
			116		
			117		
		下水道課長	118	◎	下水道の復旧に関する事
		治水課長	119	◎	河川・排水路等の復旧に関する事
住宅班	都市部長	建築住宅課長	120	◎	被災建築物の応急危険度判定に関する事 宅地の応急危険度判定に関する事 住宅の応急修理に関する事 住宅関係の障害物の除去に関する事 ◎ 応急仮設住宅の設置及び管理に関する事 ◎ 応急仮設住宅の入居者選定に関する事 崖崩れの応急対応に関する事
			121		
			122		
			123		
			124	◎	
			125	◎	
		126			
		市街地整備課長	127		被災建築物の応急危険度判定に関する事 ◎ 宅地の応急危険度判定に関する事 住宅の応急修理に関する事 住宅関係の障害物の除去に関する事 ◎ 応急仮設住宅の設置及び管理に関する事 ◎ 応急仮設住宅の入居者選定に関する事 ◎ 崖崩れの応急対応に関する事
			128	◎	
			129		
			130		
			131		
132					
都市計画課長	133	◎	被災建築物の応急危険度判定に関する事 宅地の応急危険度判定に関する事 ◎ 住宅の応急修理に関する事 ◎ 住宅関係の障害物の除去に関する事 ◎ 応急仮設住宅の設置及び管理に関する事 ◎ 応急仮設住宅の入居者選定に関する事 崖崩れの応急対応に関する事		
	134				
	135				
	136	◎			
	137	◎			
	138				
	139				
	140				
帰宅困難者班	都市部長	公園緑地課長	141	◎	我孫子駅の帰宅困難者支援に関する事
		資産管理課長②	142	◎	天王台駅他の帰宅困難者支援に関する事
		交通政策課長	143	◎	帰宅困難者支援の総括に関する事
			144	◎	公共交通情報の把握に関する事
会計管理者	145		帰宅困難者支援に関する事		
消防救助班	消防長	総務課長	146	◎	救急・救助に関する事 ◎ 消火に関する事 ◎ 水防活動に関する事 ◎ り災証明（火災）に関する事
		予防課長	147	◎	
		警防課長	148	◎	
		西消防署長	149	◎	
		東消防署長			
給水班	水道局長	経営課長	150		応急給水に関する事
		給水課長	151	◎	応急給水に関する事
			152		水道施設の復旧に関する事
		工務課長	153		応急給水に関する事
			154	◎	水道施設の復旧に関する事

班名	統括責任者	業務責任者	No.	災害時事務分掌
避難所班	教育総務部長 生涯学習部長	教委総務課長	155	◎ 避難所運営全体の総括に関すること
			156	◎ 避難者全体の把握の総括に関すること
			157	我孫子地区の避難所運営の総括に関すること
			158	応急教育に関すること
		学校教育課長	159	◎ 我孫子地区の避難所運営の総括に関すること
			160	◎ 応急教育に関すること
		指導課長	161	◎ 天王台地区の避難所運営の総括に関すること
162	湖北地区の避難所運営の総括に関すること			
163	応急教育に関すること			
教育相談センター所長	164	◎ 湖北地区の避難所運営の総括に関すること		
	165	天王台地区の避難所運営の総括に関すること		
鳥の博物館長	166	◎ 新木地区の避難所運営の総括に関すること		
	167	布佐地区の避難所運営の総括に関すること		
図書館長	168	◎ 布佐地区の避難所運営の総括に関すること		
	169	◎ 新木地区の避難所運営の総括に関すること		
市外被災者班	議会事務局 長	議会事務局長	170	◎ 市外の被災地の支援に関すること
			171	市外からの避難者及び市外へ避難した避難者（市民）の把握及び支援、情報提供に関すること
	監査委員事務局 長	監査委員事務局長	172	◎ 市外の被災地の支援に関すること
			173	◎ 市外からの避難者及び市外へ避難した避難者（市民）の把握及び支援、情報提供に関すること

【地域対策支部】

班名	責任者	班員	No.	災害時事務分掌
地域対策支部	指定職員	指定職員	174	災害発生直後の被害情報の収集、被害箇所の確認に関すること
			175	地域の情報の取りまとめ及び本部情報班への報告に関すること
			176	避難所や防災倉庫の開錠及び避難所の安全確認、避難者の初期受け入れに関すること
			177	自治会、自主防災組織等との連絡調整に関すること
			178	災害対策本部からの各種情報の広報掲示等に関すること
			179	市民からの地域情報等の問い合わせ対応に関すること

【共通事務】

共通事務	180	所管施設利用者等の安全確保に関すること
	181	所管施設の復旧に関すること
	182	所管の被害調査に関すること
	183	避難所の運営に関すること
	184	本部長の特命事項に関すること

第2節 情報の収集・伝達

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 地震に関する情報の収集	総括班、情報収集・システム班	銚子地方気象台
第2 通信連絡体制	総括班、渉外班、広報記録班	
第3 被害情報の収集・伝達	電話対応班、情報収集・システム班、渉外班、被害調査班、生活支援班、地域対策支部、住宅班	
第4 災害報告	総括班、消防救助班	

■自助・共助の役割

市民	・地域の被害情報の通報に関すること
自主防災組織等	・地域の被害情報の集約・通報に関すること
事業所	・地域の被害情報の通報に関すること

■関連項目

第2章 第6節 応急活動体制の整備

第1 地震に関する情報の収集

情報収集・システム班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。

〈地震情報の種類〉

種類	内容
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。
震度速報	地震発生から約1分半後に、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の揺れと検知時刻を速報。本市は、「千葉県北西部」である。
震源に関する情報	震度3以上で発表する。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられるが、震度を入手していない地点がある場合は、その地点を発表。
遠地地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合に発表する。
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する。

第2 通信連絡体制

災害対策本部、地域対策支部及び防災関係機関との連絡のため、次の通信手段を活用する。

1. 通信手段

(1) 電話

ア 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。

イ FAX

災害対策本部と防災関係機関との情報の伝達及び報告等の通信連絡は、正確を期するため、原則としてFAXによる文書連絡によって行う。

(2) 市防災行政無線（固定系）

市防災行政無線（固定系）を用いて、災害対策本部から市民への一斉放送を行う。

(3) 市防災行政無線（移動系）

市防災行政無線（移動系）を用いて、災害対策本部と避難所及び出先機関に出動している職員との連絡を行う。

(4) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム等により県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。

(5) MCA無線

MCA無線により災害対策本部と市出先機関及び災害現場に出動している職員間の連絡を行う。

(6) LINE、メール配信

LINE、メール配信サービスにより、防災無線情報や防災情報を登録者に伝達する。

(7) 県内市町村情報

高齢者等避難、避難指示等の情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を入力し、Lアラートを通じて報道機関から放送する。

2. 通信施設が使用不能となった場合の措置

渉外班（企画政策課）は、市が所有する通信手段が被災した場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次の機関所属の無線局を利用する。

(1) 県の無線通信施設

(2) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

ア 警察通信施設

- イ 国土交通省関係通信施設
 - ウ 海上保安部通信施設
 - エ 日本赤十字社通信施設
 - オ 東日本電信電話（株）通信施設
 - カ 東京電力グループ通信施設
 - キ 日本放送協会千葉放送局通信施設
 - ク 東京ガス（株）通信施設
- (3) 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

第3 被害情報の収集・伝達

1. 被害情報の収集・整理

(1) 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市又は警察に通報する。通報を受けた警察は、その旨を速やかに市に通報する。

通報を受けた市長（渉外班（企画政策課））は、直ちに下記の機関に通報する。

- ア 銚子地方気象台
- イ その災害に関係のある近隣市町村
- ウ 最寄りの県出先機関及び警察署

(2) 市民からの情報受付

電話対応班は、本部事務局にコールセンターを開設し、市民からの被害情報等を受け付け、情報収集・システム班にその内容を連絡する。

(3) 自治会等からの情報受付

地域対策支部及び生活支援班（市民協働推進課）は、自主防災組織等からの被害情報等を受け付け、情報収集・システム班にその内容を連絡する。

(4) 情報の整理

情報収集・システム班は、災害対策本部で収集した情報を集約し整理する。その他、被害調査班による被害情報や復旧班の点検等による全ての情報を集約し、各班の災害対応に活用できるよう情報の種類ごとに整理する。

本部連絡員班は、これらの情報を各班に連絡し、この情報に基づき災害対策を実施する。

2. 被害調査

被害調査班は、情報収集・システム班の整理した情報に基づいて、被害発生箇所の確認を行い、状況を報告する。

また、地域対策支部は、市民、自治会等からの情報に基づき被害発生箇所の確認を行い、状況を情報収集・システム班に伝達する。

3. 盛土及び崖地の被害情報収集

住宅班（市街地整備課）は、大規模盛土造成地及び崖地の被害情報などを集約し、緊急に対応が必要な被害については、応急対策を実施する。

また、関係する各班に連絡する。

第4 災害報告

1. 災害発生の報告

総括班は、震度4以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を県に報告する。震度5強以上を記録した地震、死者又は行方不明者が生じたものにあつては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

消防救助班は、大規模な災害により消防本部に通報が殺到したときは、その通報件数を総務省消防庁及び県に報告する。

2. 県への被害報告

(1) 報告先・手段

総括班は、災害報告を千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、別に県が定めた「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(2) 報告基準

次の基準に該当した場合に県に報告する。

- ア 震度5弱以上を観測した場合
- イ 気象警報（波浪を除く）が発表された場合
- ウ 市災害対策本部を設置した場合
- エ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県（本部事務局）が認めた場合
- オ 上記以外で、災害等による被害を覚知した場合
- カ 上記以外で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い事案が発生した場合

(3) 報告すべき事項

報告すべき事項は、次のとおりである。

〈県に報告する事項〉

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の状況
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - (ア) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - (イ) 主な応急措置の実施状況
 - (ウ) その他必要事項
- カ 災害による市民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他必要な事項

(4) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者を次のとおり定める。

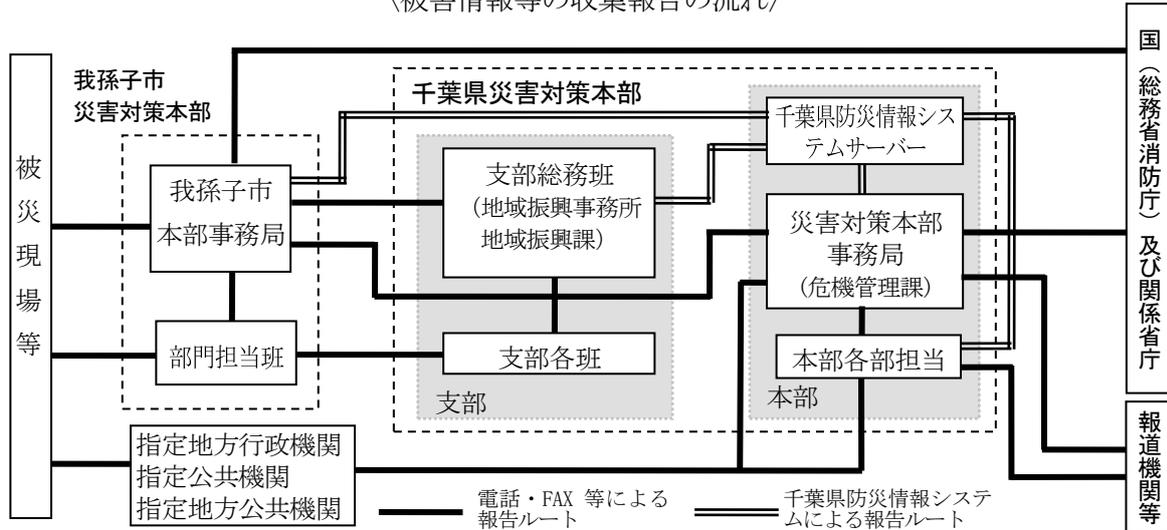
〈報告責任者〉

- ア 総括責任者：防災担当部長（市民生活部長）
- イ 取扱責任者：事務局総括班長（市民安全課長）

(5) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

〈被害情報等の収集報告の流れ〉



第3節 災害発生時の広報

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 災害広報活動	総括班、広報記録班、避難所班、地域対策支部、生活支援班	まちづくり協議会
第2 報道機関への対応	広報記録班	

■自助・共助の役割

市民	・情報入手と地域住民への伝達に関すること
自主防災組織等	・情報入手と地域住民への伝達に関すること ・地域住民への広報に関すること
事業所	・情報入手と従業員等への伝達に関すること

■関連項目

第2章 第6節 応急活動体制の整備

第1 災害広報活動

情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

1. 災害対策本部からの一斉広報

次の手段により災害対策本部から市民への広報を行う。

(1) 防災行政無線（固定系）の放送

総括班は、避難指示等の一斉に伝達する事項は防災行政無線（固定系）を使用する。

(2) LINE、メール配信

総括班は、(1)の内容をLINE及びメールで登録者に一斉配信する。

(3) 緊急速報メール

広報記録班は、緊急速報メールで情報を伝達する。

(4) 広報車による巡回

広報記録班は、給水等の災害対策の実施状況等の事項は、広報車で巡回して伝達する。

(5) 災害広報紙の配布

広報記録班は、災害対策の実施方法、被災者支援に関する情報は、災害広報紙を作成し、市民に配布する。

(6) ホームページへの掲載

広報記録班は、市のホームページに情報を掲載する。

(7) Xへの掲載

広報記録班は、市のXで、情報を掲載する。

2. 災害広報揭示施設

地域対策支部、生活支援班及びまちづくり協議会は、次の災害広報揭示施設に、災害対策本部（広報記録班）からの防災行政無線放送の内容や避難情報、その他のお知らせ事項を掲示する。地域対策支部は問い合わせや相談にも対応する。

また、自主防災組織等は、災害広報揭示施設にそれぞれの地域のお知らせ事項や安否確認情報などを掲示し、地域内の情報伝達に活用する。

市民及び自主防災組織等は、災害広報揭示施設に掲示してある情報を入手し、地域の要配慮者等に伝達する。

〈災害広報揭示施設〉

ア 地域対策支部	イ 近隣センター
ウ 行政サービスセンター	エ ボランティアセンター

3. 避難所での広報

避難所班は、避難所において避難所運営委員会と連携をとって避難者への広報を行う。

〈避難所における広報〉

ア 避難所広報板の設置	イ 避難所運営組織による口頭伝達
ウ 手話、外国語ボランティア等による伝達	

第2 報道機関への対応

1. 報道機関への要請

(1) 放送要請

広報記録班は、災害等のため通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により通知、要請、伝達又は警告のため「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送を要請する。

なお、市長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

(2) 報道取材への対応

広報記録班は、報道機関からの取材活動の受付を行う。

取材は、本部長の許可を得た者のみとし、電話による取材は受け付けないことを基本とする。避難所等における被災者への取材は、地域の自主防災組織等、避難所運営委員会が許可したもののみとする。

また、災害対策本部内への立入り、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者等のプライバシー等に配慮をするよう報道機関に要請する。

2. 記者発表

広報記録班は、臨時の記者詰め所及び会見所を設置し、本部会議で諮った事項について必要に応じて記者発表を行う。

また、報道機関へは定期的に情報提供する。

〈記者発表の概要〉

会見所	市長応接室
発表者	第1位 市長 第2位 副市長 第3位 市民生活部長
発表内容	ア 被害の状況 イ 応急対策の実施状況 ウ 応援要請の状況

第4節 応援要請、応援の受け入れ

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 自治体等への応援要請	総括班、渉外班、復旧班、消防救助班、給水班	
第2 自衛隊の災害派遣	総括班、渉外班	自衛隊
第3 民間団体等に対する協力要請	総括班	
第4 受援体制	総括班、渉外班	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

■関連項目

第2章 第7節 広域応援体制の整備

第1 自治体等への応援要請

1. 自治体等への応援要請

(1) 国への応援要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認めるときは、国に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。要請については、国土交通省関東地方整備局に対して行い、TEC-FORCE等の派遣を要請する。

また、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、人的応援の要請を行う。

総括班は、これらの手続きを県への応援要請に準じて実施する。

(2) 県への応援要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。総括班は、これらの手続きを実施する。

〈県への応援要請手続き〉

要請先	県防災危機管理部危機管理課	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	ア 災害の状況 イ 応援を必要とする理由 ウ 応援を希望する物資等の品名、数量 エ 応援を必要とする場所 オ 応援を必要とする活動内容 カ その他必要な事項	災害対策基本法第68条

(3) 地方行政機関等への応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に

係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの)の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあつせんを求める。総括班は、これらの手続きを実施する。

〈指定地方行政機関等への応援要請手続き〉

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あつせんを求める場合は県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あつせん要請	ア 派遣の要請・あつせんを求める理由 イ 職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣・あつせんについて必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 あつせん：災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17

(4) 県内市町村への応援要請

本部長は、県内で大規模な災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援を要請する。渉外班（企画政策課）は、これらの手続きを実施する。

〈県内市町村への応援要請手続き〉

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
要請事項	ア 被害の状況 ウ 応援の具体的な内容及び必要量 オ 応援場所及び応援場所への経路 カ 前各号に掲げるものの他必要な事項	イ 応援の種類 エ 応援を希望する期間
応援の種類	ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 イ 被災者の救出、医療、感染症対策、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 オ 被災者の一時収容のための施設の提供 カ 被災傷病者の受け入れ キ 遺体の火葬のための施設の提供 ク ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ケ ボランティアの受付及び活動調整 コ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	

2. 広域消防応援体制

(1) 派遣要請の手続き

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」（千葉県平成4年4月）及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」（千葉県平成8年5月）により広域応援統括消防機関を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。消防救助班は、これらの手続きを行う。

(2) ヘリコプターの派遣要請

本部長及び消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。消防救助班は、これらの手続きを実施する。

(3) 応援の受け入れ

応援隊の集結地は、別に定める進出拠点若しくは、活動拠点とする。

消防救助班は、応援派遣部隊の受け入れ及び指揮、運用を行うとともに、応援隊車両を被災現場へ誘導する。

3. 水道事業者への要請

給水班は、災害発生時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業者等に応援要請をする。

4. 下水道事業者への要請

復旧班（下水道課）は、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応援措置の支援を要請する。

5. 広域避難

(1) 県内市町村への避難

総括班は、市域を超えて広域的な避難が必要となる場合は、広域避難を要する被災者の受け入れについて、他の市町村長と直接、協議する。

また、県に対して受け入れ先市町村の紹介、被災者の運送の支援を要請する。

(2) 県外への避難

総括班は、県外市町村への広域的な避難が必要となる場合、県に対し他都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告の上、直接、県外市町村と協議する。

また、県に被災者の運送の支援を要請する。

第2 自衛隊の災害派遣

1. 災害派遣・撤収要請

(1) 派遣要請の手続き

本部長は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して次の事項を明記した文書をもって自衛隊の派遣を要求する。ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。その場合、自衛隊に要請の要求を行った旨及び地域の災害状況を通知するとともに、通知した旨を知事に通知する。

通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。総括班は、これらの手続きを実施する。

〈災害派遣要請の手続き〉

連絡先	県防災危機管理部危機管理課
要請事項	ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

(2) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

(3) 派遣活動の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

〈自衛隊の活動項目〉

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作製、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び感染症対策	被災者に対し、応急医療及び感染症対策を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。

ただし、複数の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

	OH-6D×1	約30m×30m	UH-1J×1	約36m×36m
	UH-60×1	約50m×50m	CH-47×1	約100m×100m

第3 民間団体等に対する協力要請

本部長は、応急対策を実施するために必要と認めるときは、各種協定に基づき協定締結団体・機関・企業の長に対し応援を要請する。応援要請は、次の事項を示して文書で行う。

ただし、文書によるいとまのないときは、電話等で要請し、その後文書を提出する。総括班は、これらの手続きを実施する。

〈明記する事項〉

ア 応援を必要とする理由	イ 応援を必要とする期間
ウ 応援を必要とする場所	エ その他参考となるべき事項

第4 受援体制

1. 受援体制

渉外班（企画政策課、会計課）は、「我孫子市災害時受援計画（受援マニュアル）」に基づき、次の受援体制を整える。

(1) 受援担当

応援の内容及び要請先等により、受援担当を区分し要請及び受け入れを行う。

区分	担当する応援
渉外班（企画政策課、会計課）	複数部門にまたがる応援及び総合的な応援
各班の受援担当	各班が直接、要請する方が効果的な応援

(2) 受援調整会議

各班の応援に関するニーズの把握、応援者の再配置等、受援の調整を図るため、受援調整会議を開催する。

(3) 受入拠点

受入拠点は、水の館駐車場とする。

(4) 活動支援

各活動現場においては、応援隊の支援を受ける班が応援隊の対応を行う。

応援隊の宿泊施設、食料、資機材等は、応援隊が手配することを原則とするが、市で支援が可能な場合は、食料・物資、飲料水、燃料を支援する。

2. リエゾンの受け入れ

(1) 受け入れ機関

総括班は、次の機関に対してリエゾンの派遣を要請し、渉外班（企画政策課・会計課）は、災害対策における調整を図る。

各機関は、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するため、あらかじめ選定した人員を情報連絡員（リエゾン）として市に派遣する。

ア 千葉県	イ 自衛隊	ウ 利根川下流河川事務所	エ 東日本電信電話（株）
-------	-------	--------------	--------------

(2) 受け入れ拠点

受け入れ拠点は、庁舎分館1階会議室とする。

第5節 災害救助法の適用

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 災害救助法の適用基準	要配慮者班	
第2 災害救助法の適用手続き	要配慮者班	県
第3 災害救助法による救助の実施者	要配慮者班	

■関連項目

第2章 第8節 被災者支援体制の整備

第1 災害救助法の適用基準

1. 災害救助法の適用基準等

(1) 災害が発生した場合の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。本市における適用基準は、次のとおりである。

〈災害救助法の適用基準〉

	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	第1条第1項第2号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	第1条第1項第3号前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数	
	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多数	第1条第1項第3号後段
災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	県知事が内閣総理大臣と協議	内閣府令第1条※	
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府※で定める基準に該当するとき。		第1条第1項第4号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		内閣府令第2条第1項第1号※
	災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出に特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第2条第1項第2号※

※ 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令

(2) 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行う。

2. 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

〈滅失住家の換算〉

ア 全壊（全焼・流失）住家	1世帯	滅失住家	1世帯
イ 半壊（半焼）住家	2世帯	滅失住家	1世帯
ウ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった住家	3世帯	滅失住家	1世帯
※床下浸水、一部破損は換算しない。			

〈被害の認定基準〉

被害の区分	認定の基準
住家の全壊全焼（全流出）	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。
住家の半壊（半焼）	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。 大規模半壊：損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもをいう。 その他：損壊部分がその住家の延床面積の20%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のもをいう。
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

※「住家」とは、現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取り扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 災害救助法の適用手続き

- (1) 本部長（要配慮者班（社会福祉課））は、市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長は直ちにその旨を知事（県災害対策本部事務局）に報告する。
- (2) 災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つ

ことができないとき、本部長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

第3 災害救助法による救助の実施者

災害救助法が適用された場合は知事が救助を行い、本部長はこれを補助するものとする。

本部長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助の事務に着手するものとする。

本部長は、市限りで処理不可能な場合、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て救助活動を実施する。

〈災害救助法の救助項目〉

ア 災害が発生した場合の救助

救助の種類		期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	災害発生の日から7日以内 ※災害が発生するおそれがある場合も実施
	応急仮設住宅	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	食品の給与	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		被害発生の日から10日以内に完了
医療及び助産	医療	災害発生の日から14日以内
	助産	分べんした日から7日以内
被災者の救出		災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理		災害発生の日から1月以内に完成
生業に必要な資金の貸与		災害発生の日から1月以内に完了
学用品の給与		教科書：災害発生の日から1月以内に完了 その他の学用品：災害発生の日から15日以内に完了
埋葬		災害発生の日から10日以内に完了
死体の搜索		災害発生の日から10日以内に完了
死体の処理		災害発生の日から10日以内に完了
住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(障害物)の除去		災害発生の日から10日以内に完了

イ 災害が発生するおそれがある場合の救助

避難所の供与

第6節 消防・救急救助活動

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 消防活動	消防救助班	我孫子市消防団
第2 救急救助活動	消防救助班	我孫子市消防団、警察（我孫子警察署）
第3 危険物等の対策	消防救助班、避難所班	県、警察（我孫子警察署）、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、日本貨物鉄道（株）

■自助・共助の役割

市民	・初期消火、救助活動に関すること
自主防災組織等	・初期消火、救助活動に関すること
事業所	・初期消火、救助活動に関すること

■関連項目

第2章 第2節 防災都市づくり
第2章 第4節 火災予防対策

第1 消防活動

1. 消防体制の確立

消防救助班は、地震発生により災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、「我孫子市消防計画」に基づき、非常配備体制をとり、災害活動体制の確保を図る。

(1) 組織

市に災害対策本部が設置されたとき、震度5弱の地震が発生したとき、消防長が必要と認めるときには、警防本部を設置する。



〈非常災害時の組織〉

(2) 初動活動

地震が発生し、被害が予測される時、あるいは災害対策本部長の命を受けたときは、平常業務をすべて停止し、次の初動措置をとる。

〈消防の初動活動〉

ア 車両・資機材等の安全確保	イ 有線電話の通話統制
ウ 全無線局の開局及び点検	エ 被害状況の把握
オ 重要防ぎょ地域の状況把握	カ 消防車・救急車・広報車等の出動準備
キ 勤務職員・庁舎施設の状況確認	

(3) 消火活動の原則

消火活動は、次の原則に基づき実施する。

ア 避難所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消火活動を行うものとする。

ウ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

エ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたるものとする。

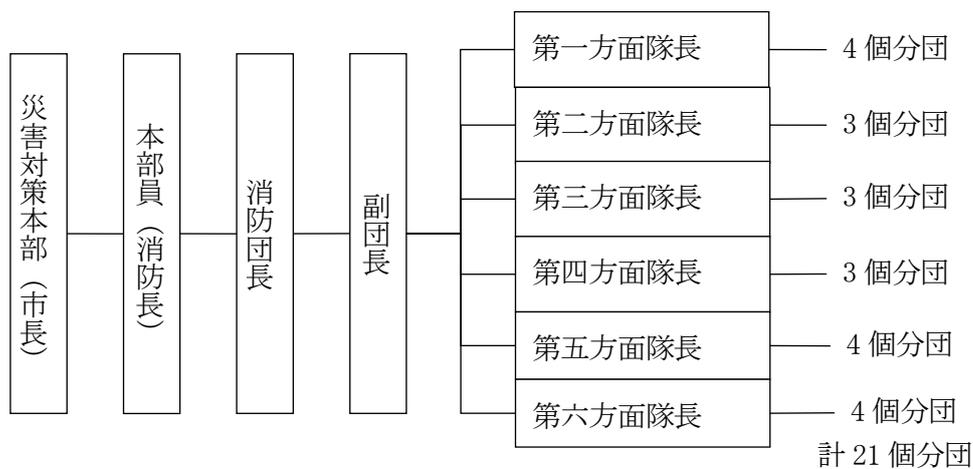
オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、多数人命の安全確保、延焼拡大防止を主眼として、重要対象物の消火活動を優先するものとする。

2. 消防団体制の確立

(1) 組織

消防団は、警防本部の消防長の指揮により、警防本部内に消防団指揮本部を設置する。



(2) 消防団の活動

消防団は、常備消防と連携し、次の活動を実施する。

ア 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、市民と協力して初期消火を図る。

イ 消火活動

消防救助班の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行う。

ウ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急処置及び安全な場所への搬送を行う。

エ 避難誘導

避難指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

オ 情報収集

地域密着の特性を活かし、管内の被災状況の情報収集を行う。

カ 支援活動

避難所等への物資運搬等、災害発生後の避難生活に対する支援活動を実施する。

3. 市民・自主防災組織等・事業所の消火活動

(1) 自主防災組織等の活動

自主防災組織等は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防が到着した場合にはその指示に従う。

(2) 事業所等の活動

事業所等は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

(3) 通電火災への警戒

消防救助班は、市民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

4. 惨事ストレス対策

消防救助班は、職員等の惨事ストレス対策を講じるため、必要に応じて精神科医等の専門家の派遣等を国等に要請する。

第2 救急救助活動

1. 消防の活動

(1) 活動の原則

救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(2) 出動の原則

消防救助班及び消防団は、救急救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

ア 延焼火災が多発し、多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

- ウ 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(3) 救急搬送

- ア 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。搬送は、所轄消防本部、市有車両により行う。
- イ 道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は必要に応じ、千葉県ドクターヘリ（北総・君津）、千葉市消防局、派遣された自衛隊等のヘリコプターにより搬送を行う。

(4) 傷病者多数発生時の活動

- ア 災害の状況などを判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、消防救助班、医師会医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
- イ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(5) 応援要請

- 災害の状況等により市だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長は県知事に要請を依頼する。
- また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設業者等に出動を要請する。

2. 警察の活動

- 警察は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に救出・救護活動を行う。
- 救出した負傷者等については、速やかに防災機関と連携を図り、救護所又は最寄りの医療機関に収容する。

3. 自主防災組織等の活動

- 自主防災組織等及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。
- また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

第3 危険物等の対策

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、消防救助班は、必要に応じて協力や情報連絡を行う。それぞれの施設の応急対策は次のとおりである。

1. 高圧ガス等の保管施設

県及び消防救助班は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

(1) 県

- ア 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。
- イ 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。
- ウ 連絡通報体制の早期確立を図る。

(2) 消防救助班

- ア 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。
- イ 関係機関との情報連絡を行う。

(3) 関東東北産業保安監督部

- ア 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。

(4) ガス事業者

- ア ガスホルダーの受け入れ、送金の停止又は調整を行う。
- イ 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。
- ウ ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

2. 石油類等危険物保管施設

消防救助班は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動
- (4) 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

3. 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、次の対応措置を行う。

(1) 県

延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。

- ア 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。
- イ 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。

(2) 関東東北産業保安監督部

火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

4. 毒物・劇物保管施設

(1) 県

次の各項の実施について指導する。

- ア 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置
- イ 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置

ウ 災害発生時における保健所（健康福祉センター）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報

(2) 教育委員会（教委総務課、学校教育課、指導課）

災害発生時の活動について、次の対策計画を検討し、計画に基づき行動するよう指導する。

ア 災害発生時の任務分担

イ 出火防止及び初期消火活動

ウ 危険物等の漏洩、流出等による危険防止

エ 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止

オ 児童生徒等に対する、災害発生時における緊急措置に関する安全教育の徹底

カ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等

キ 避難場所及び避難方法

5. 危険物等輸送車両

(1) 消防救助班

ア 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

イ 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

ウ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

(2) 警察

輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

(3) 関東東北産業保安監督部

ア 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。

イ 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。

ウ 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。

(4) 関東運輸局

危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。

ア 災害発生時の緊急連絡設備を整備する。

イ 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。

ウ 輸送担当者に災害発生時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

(5) 日本貨物鉄道（株）

危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、日本貨物鉄道（株）における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

第7節 災害警備・交通規制

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 災害警備		警察（我孫子警察署）
第2 防犯対策	生活支援班、避難所班	警察（我孫子警察署）
第3 交通規制	復旧班、帰宅困難者班、庁舎車輛班	警察（我孫子警察署）、県（柏土木事務所）、国（千葉国道事務所）

■自助・共助の役割

市民	・避難所、避難地区の防犯に関すること
自主防災組織等	・避難所、避難地区の防犯に関すること
事業所	—

第1 災害警備

1. 震災警備の基本方針

警察は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

2. 警備体制

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

県内に震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合等

(2) 対策室

県内に震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合等

(3) 災害警備本部

県内に震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合等

3. 災害警備活動要領

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の運用
- (4) 通信の確保
- (5) 負傷者の救出及び救護
- (6) 避難誘導及び避難地区の警戒
- (7) 警戒線の設定
- (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止
- (9) 報道発表

- (10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容
- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

第2 防犯対策

1. 避難所の防犯

避難所班は、避難所内における犯罪を防止するために、避難者への注意喚起や避難者による夜間等の周囲の見回りを行う体制を構築する。

また、必要に応じて警備員を配置する。

2. 避難地域の巡回

生活支援班（市民協働推進課）は、避難した地域における犯罪等を防止するため、警察、防犯指導員、自主防災組織等と連携して地域の巡回等を実施する。

第3 交通規制

1. 交通規制の実施者

各機関は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。

復旧班（道路課）は、市管理の道路が、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、警察署と協議して通行禁止又は制限等の措置をとる。

〈交通規制等の実施者及び状況・内容〉

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3第1項 第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度に	道路交通法第6条 第4項 第75条の3

	において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

2. 交通規制の指針

警察は、次のとおり交通規制を行う。

- (1) 交通規制の対象となる道路は、「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。
- (2) 緊急交通路の確保は、高速道路、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。
- (3) 緊急交通路を確保するため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- (4) 交通規制を担保するため、必要により交通検問所を設置する。
- (5) 直下の地震に対する交通規制計画
 - 京葉東葛地域における直下の地震が発生した場合の交通規制は、次により行う。
 - ア 京葉東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画
 - イ 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画
- (6) 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行う。

3. 緊急通行車両の確認

- (1) 緊急通行車両標章及び証明書の交付
 - ア 知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。
 - イ 庁舎車輛班は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。
 - ウ 知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。
 - エ 交付された標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示する。警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。
- (2) 緊急通行車両の事前届出
 - ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
 - イ 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

4. 規制除外車両の確認

(1) 規制除外車両の確認

公安委員会は、緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、通行禁止の対象から除外する。

規制除外対象車両の使用者又は当該車両を使用して業務を行おうとする者は、緊急通行車両の確認と同様の手続きを行う。

(2) 規制除外車両の事前届出・確認

規制除外車両の事前届出制度の対象となる車両は、次のとおりである。車両の所有者は、緊急通行車両の事前届出と同様の手続きを行う。

緊急通行車両とならない車両であって、

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

5. 交通情報の収集及び提供

帰宅困難者班（交通政策課）及び復旧班（道路課）は、警察署、道路管理者、その他関係行政機関と連絡し、次の事項について、交通情報の収集を行う。

- (1) 鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
- (2) 主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
- (3) 交通規制の実施状況
- (4) 特に危険と認められた道路及び橋りょう
- (5) その他必要な事項

6. 放置車両の移動

復旧班（道路課）及び道路管理者は、所管する道路における車両の通行が停止・停滞し、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することやその他必要な措置をとることを命ずる。

車両等の占有者等が措置をとらない場合や現場に不在の場合は、車両の移動等の必要な措置をとる。

また、沿道での車両保管場所の確保のため、やむを得ない場合、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。

7. 地震発生時における運転者のとるべき措置

地震発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること
 - ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること
 - イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること
 - ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたま

まとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

(2) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること

ア 車両を道路外の場所に置くこと

イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること

ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

第8節 避難

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 避難指示等	総括班、広報記録班	
第2 避難誘導	総括班	我孫子市消防団、警察（我孫子警察署）
第3 避難所の開設	総括班、避難所班、地域対策支部、市外被災者班、医療班	施設管理者（教職員）
第4 避難所の運営	総括班、避難所班、要配慮者班、物資班、医療班、渉外班	
第5 指定避難所以外の避難者に対する支援	地域対策支部、避難所班、市外被災者班	
第6 避難所の閉鎖	総括班	

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・避難所の開設・運営に関すること ・耐震性が確保された自宅での生活の継続に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・避難所の開設・運営に関すること
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に関すること

■関連項目

第2章 第5節 防災拠点施設の整備
第2章 第8節 被災者支援体制の整備

第1 避難指示等

1. 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。

また、避難指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

総括班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。

〈避難の種類及び発令基準の目安〉

種類	内容	基準の目安
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるように準備を開始する。 ・避難行動要支援者は避難に時間がかかるため、この段階で避難開始を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況により本部長が必要と認めるとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・避難のための立ち退きを指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険

		が及ぶと認められるとき ・その他災害の状況により、本部長が必要と認めるとき
--	--	--

〈避難指示の発令権者及び要件〉

発令権者	要件	根拠法令
市長	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第6項
警察官	○市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき	災害対策基本法第61条
	○市長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいなるとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(2) 避難指示等の内容

避難指示は、次のことを明らかにして行う。

- ア 避難対象地域（町丁目、施設名、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等）
- イ 避難の理由（避難要因、土砂災害、洪水等の災害種別等）
- ウ 避難先（安全な方向及び避難所の名称）
- エ その他（避難行動時の最小携帯品、避難行動要支援者の優先避難・介助の呼びかけ等）

(3) 避難指示等の解除

本部長は、災害による危険がなくなったと判断される場合は、避難指示を解除する。

2. 避難情報等の伝達

(1) 市民への伝達

総括班及び広報記録班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、メール、広報車、Ｌアラート等で伝達する。

(2) 県に対する報告

総括班は、高齢者等避難及び避難指示又は解除を発令した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局及び東葛飾地域振興事務所に報告する。

3. 避難手段

指定緊急避難場所・避難所への避難手段は、徒歩又は自転車、オートバイのみとする。

なお、車両での避難所への避難（駐車）については、避難所ごとに設置される「避難所運営委員会」の誘導、管理のもと、受け入れる方針とする。

4. 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。情報の提供は、上記2. (1)のとおりである。

〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ○市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

第2 避難誘導

1. 市民の避難誘導

避難誘導は、自主防災組織等が地域の市民の誘導を行うことを原則とする。

なお、延焼火災発生や土砂崩壊等が発生した場合は、総括班は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等を配置し、自主防災組織等の協力により実施する。

2. 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、地域が支援して行うことを原則とする。

3. 学校等施設における誘導

学校、幼稚園、保育園、事業所、百貨店等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

4. 事業所等における誘導

事業所等における避難の誘導は、事業所が行うことを原則とする。

第3 避難所の開設

1. 避難所の開場

開場する避難所は、本部長の指示によるものとする。総括班は、開場する避難所を全ての班及び地域対策支部に連絡する。

勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者が開場する。

勤務時間外の場合には、避難所班、地域対策支部指定職員又は施設管理者が開場する。

ただし、夜間等に避難住民がすでに集まっている場合、本部長の指示がなくとも、避難所班、地域対策支部指定職員又は施設管理者は、安全が確保されている体育館や会議室等のスペースに誘導する。

2. 避難者の受け入れ

避難者の受け入れは、避難所班、施設管理者及び地域対策支部指定職員が行う。

また、避難者の指示、統括は、自主防災組織等の代表者が、施設管理者、市職員と連携して行うことを原則とする。

避難所班及び地域対策支部指定職員は、避難所の開設状況、避難者数等の避難者の動向を、避難所に配置されている防災行政無線（移動系）又はMCA無線で市災害対策本部に報告する。

3. 避難所の開設

(1) 避難所の開設

家屋の倒壊等により居住が困難な被災者のために、避難所を開設する。開設する避難所は、家屋の被害状況及び居住困難者数等に基づいて本部長が判断するが、概ね、次の順位で開設する。

なお、市民は、家屋の被害が軽微で耐震性が確保されている場合、自宅での生活を継続するものとする。

〈避難所開設の順位〉

第1位	13箇所（小学校13校）
第2位	20箇所（小学校13校＋中学校6校＋生涯学習センター）
第3位	26箇所（全ての避難所）

(2) 収容スペースの設定

避難所の収容スペースは、次の考え方を基本に設定する。

〈収容人数の基本〉

- ア 24時間以内の短期避難
- ・ 1人あたり2㎡程度を目安とする。
 - ・ 収容人数を上回る避難者が避難してきた場合は、生命の安全確保の観点から、他スペース等の活用を行い、可能な限り避難者を受け入れる。
- イ 長期避難・感染症対策を考慮した避難
- ・ 1人あたり4㎡程度を目安とし、生活を考慮したスペースを確保する。

4. 感染症対策

総括班、避難所班、地域対策支部及び医療班は、新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等の感染症が流行している場合は、感染防止のため次の事項に留意して避難所の開設を行う。

(1) 多くの避難所の確保

避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、可能な場合は、指定避難所以外の施設を避難所として確保する。

(2) 受け入れ時の対応

避難者の受け入れ時において、発熱等により健康状態の良好でない避難者に体温測定等を実施する。

(3) 専用スペース等の確保

発熱や咳等の症状がある者の専用スペース又は別施設、専用トイレ、間仕切り等を確保し、一般の避難者と同じスペースに滞在させないように配慮する。

(4) 健康管理

避難所にはマスク、アルコール消毒液等を常備し、必要に応じて避難者に配布するとともに、こまめな手洗い、咳エチケット等の励行、十分な換気、感染症対策のポスターの掲示等を行う。また、定期的に体温等を確認する等、健康状態を把握する。

第4 避難所の運営

1. 避難所運営体制

(1) 避難所運営の基本

避難所の長期的な運営は、自治会・自主防災組織等や避難者を中心とした自主運営にて行うことを原則とする。運営においては、女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(2) 市職員の役割

避難所班の責任者は、避難所班職員の中から避難所の責任者を定め、自主運営が立ち上がるまでの初期対応を行うとともに、自治会・自主防災組織等や避難者のリーダーからなる避難所運営委員会の立ち上げ及び運営を支援する。

また、避難所の情報を統括し、避難所で必要な食料、物資や生活支援について把握し、各班に対策を要請する。

なお、避難所の開設が長期に及ぶ場合は、本部会議にて避難所ごとに担当を割り当て全職員で運営、管理を分担する。

(3) 市職員の体制

地震により災害対策本部が設置され避難所を開設する場合は、職員の体制について、次のとおりとする。体制の詳細についてはマニュアルにおいて明記するが、応急対策を行う部局の人員を考慮した上で、全部局の中から、毎年度あらかじめ職員を指名する。

また、大規模地震の発生時に、道路損壊や断水、公共施設の破損、人命救助などの理由により、あらかじめ指名した職員による配置が困難な場合や、被害状況により多くの避難所を開設する場合は、あらかじめ定められた課や指名職員のみならず、第2配備体制（全職員）において対応する。

なお、風水害時と重複する避難所については、共通の配置とする。

●第1順位

地域名	避難所名	主管課	対応する部
我孫子北部	根戸小学校	保育課	子ども部
	並木小学校	子ども相談課	建設部、健康福祉部
我孫子南部	我孫子第一小学校	文化・スポーツ課	生涯学習部、水道局
	我孫子第四小学校	文化・スポーツ課	財政部、健康福祉部
天王台	我孫子第二小学校	学校教育課	教育総務部
	我孫子第三小学校	収税課	財政部
	高野山小学校	指導課	会計課
湖北	湖北小学校	農政課	環境経済部、教育総務部
	湖北台西小学校	手賀沼課	都市部、農業委員会事務局
	湖北台東小学校	手賀沼課	健康福祉部
新木	新木小学校	社会福祉課	健康福祉部 議会事務局
布佐	布佐小学校	人事課	企画総務部、市民生活部
	布佐南小学校	市民課	健康福祉部

※主管課において責任者（1名）を選出し、対応する部からの選出と合わせて、避難所ごとに合計10名の従事者をあらかじめ選任する。

●第2順位、第3順位

地域名	避難所名	主管課	応援
我孫子北部	久寺家中学校	学校教育課	第2配備体制（全職員）で対応
	中央学院大学	学校教育課	
	我孫子二階堂高校	学校教育課	
	電力中央研究所	学校教育課	
我孫子南部	白山中学校	学校教育課	
	生涯学習センター アビスタ	学校教育課	
	我孫子高校	学校教育課	
天王台	我孫子中学校	指導課	
湖北	湖北中学校	教育相談センター	
	湖北台中学校	教育相談センター	
	中央学院高校	教育相談センター	
新木	該当なし	鳥の博物館	
布佐	布佐中学校	図書館	
	我孫子東高校	図書館	

※第2順位、第3順位の避難所については、責任者を含め、あらかじめ職員配置（指名）を行わず、第2配備体制（全職員）で対応する。

(4) 外部支援者との連携

避難所班は、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等と協議する場を設けるなど、避難者のニーズの把握や運営のノウハウの提供を受け、避難者の意向を反映した避難者支援に留意する。

(5) 避難者の把握

避難所班は、避難所運営委員会の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成し、避難者の把握を行い、安否情報については、生活支援班（市民課）及び各地域対策支部に伝達する。避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等についても把握する。

2. 避難所施設

(1) スペース・設備の整備

避難所班は、施設管理者、避難所運営委員会の代表者とともに、避難に使用するスペースを指定する。

また、状況に応じて避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整える。

〈避難所のスペース・施設〉

ア スペースの事例	
(室内) ・避難所運営委員会用スペース	・救援、救護、休憩スペース
・更衣、授乳スペース	・物資仕分け、集配スペース
(屋外) ・ごみ集積所	・トイレ設置場所
・ペット避難場所	・緊急車両進入場所
イ 設備の事例	
・炊き出しのための調理設備や器具	・燃料
・洗濯機	・畳、パーティション
・仮設風呂、シャワー	・仮設トイレ
・暖房機器	・扇風機等の冷房機器
・特設公衆電話	・情報提供掲示板
・簡易ベッド	

(2) 女性への配慮

運営に当たっては、避難者のプライバシー及び安全の確保とともに、女性の避難者への配慮として、次の対策を行う。

〈女性への配慮事項〉

ア 女性専用の相談窓口	イ 女性専用のトイレ、物干し場、更衣室の設置
ウ 授乳室の設置	エ 女性専用の物資配付
オ 防犯対策（性犯罪、DV被害、暴力、虐待などの対策）	

3. 食料・物資の供給

避難所班は、把握した避難者数から食料・物資の必要量を物資班（農政課）に請求する。避難所に供給された食料・物資は、避難所運営委員会が決めたルールのもとに配給を行う。

4. 要配慮者への支援

(1) 避難生活での配慮

避難所班は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。

要配慮者班（障害者支援課、高齢者支援課、子ども相談課）は、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

(2) 福祉避難所の開設

要配慮者班（障害者支援課）は、避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、近隣センター等の公共施設に福祉避難所を開設し収容する。

5. 健康・清潔の維持

医療班は、避難所救護所を開設し、避難所班及び要配慮者班と連携して被災者の健康の維持活動を実施する。

渉外班（企画政策課）は、自衛隊の仮設風呂の設置の要請、入浴可能な施設の確保と送迎を手配し、避難者に入浴サービスを提供する。

6. ペットへの対応

(1) ペット収容施設

避難所班は、ペットの種類に関わらず、原則、屋外（グラウンド等の生活場所とは異なる場所）にペット専用スペースを指定するとともに、避難所内での飼養のルールを作成する。

また、次の指定避難所においては、地域交流教室をペット同伴で避難生活が可能スペースとして指定する。

〈ペット同伴で生活可能な指定避難所〉

我孫子第一小学校、高野山小学校、湖北台西小学校、湖北台東小学校、布佐小学校

(2) ペットの飼養

ペットの飼養は、同行避難をした所有者の自己責任とする。所有者は、持参したケージ、餌等を使用するとともに、給餌及び排泄等の処理等を所有者自身で対応する。

7. 広域避難

本部長（総括班）は、避難指示等を発令時に、市内での避難所確保が困難となった場合、県内の他の市町村への住民の受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。

緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

8. 広域一時滞在

本部長（総括班）は、大規模な災害が発生し、市内での居住場所の確保が困難となり、市外での一時的滞在（避難所又は応急仮設住宅等）が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。

第5 指定避難所以外の避難者に対する支援

■指定避難所以外での避難生活について

我孫子市においては、災害の発生後に想定される生活の内、通常的生活を送ることができず、やむを得ず避難生活を余儀なくされる方について、生活をする場所ごとに次のように分類する。

1 通常生活

自宅に被害がなく、または軽微な被害であり、安全（耐震性）に問題がなく、食料の備蓄等もあり通常生活が続くことができる場合には、自宅での通常生活を行う。

また、電気、ガス、水道などのライフラインが止まっている場合でも自宅の安全性に問題がない場合には、自宅での通常生活を行う。

※市ではこの「通常生活」について、「在宅避難」とは明確に区別する。

2 避難生活

(1) 指定避難所（福祉避難所）での避難

市が開設した指定避難所（福祉避難所）で避難生活を行うこと。

(2) 指定避難所（福祉避難所）以外での避難

① 自宅内避難（在宅避難）生活

自宅に被害があり、安全（耐震性）に問題がある場合や、食料の備蓄等の枯渇により、自宅で生活することが困難な問題がある場合においても、様々な理由や事情により、自宅（在宅）で生活すること。この避難生活について、市では「在宅避難」と呼称する。

② 敷地内避難生活（車中泊、テント泊、車庫・ガレージ泊）

①と同様の場合に、屋外（敷地内）でテント内や車中、車庫、ガレージなどで避難生活を行うこと。

③ 公共用地での車中泊

①と同様の場合に、市が開放した区域（公共用地）において、車中などで避難生活を行うこと。

④ 親戚・縁故先避難

⑤ 地域内避難

①と同様の場合に、親戚や友人宅などの縁故先への避難や、地域内の自治会集会所などにおいて避難生活を行うこと。

また、自宅の被害や食料の備蓄、電気、ガス、水道などのライフラインの断絶の有無に関わらず、親戚・縁故先や地域内に避難する場合も同様となる。

なお、これら避難者に対して、次の対応をとる。

- ・地域対策支部による広報活動や情報収集により、これらの避難生活をする被災者の方の所在を把握し、エコノミークラス症候群等の予防対策や医療班と連携した健康診断、保健指導を行う。
- ・指定避難所（福祉避難所）への移動を促す。

1. 指定避難所以外の避難場所の検討

総括班は、指定避難所以外において避難が可能な場所について検討し、被災者に周知する。また、必要に応じて民間施設に受け入れを要請する。

〈指定避難所以外の避難場所〉

避難場所	条件
車中泊が可能な場所	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての災害の危険区域外にあること ・一定程度（最低100台以上）の車両が自由に出入り可能であること ・外付けトイレがあること ・公共的な場所が望ましい。 〈候補地〉 ふれあいキャンプ場駐車場、五本松公園駐車場
車両の一時的避難が可能な場所	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域外にあること ・一定規模（最低100台以上）の車両が自由に出入り可能であること 〈候補地〉 ふれあいキャンプ場駐車場、五本松公園駐車場
地域の集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、町内会で管理する集会所等であること ・地域住民による自主的な開設及び運営や市との定期的な連絡が可能であること ・一定程度（20人以上）の避難者の受け入れが可能であること ※事前の市への届け出や、市からの食料、資器材等の提供などを含め検討する。
民間の宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての災害の危険区域外にあること ・一定程度の客室数（150室程度）が確保可能であること

※「民間の宿泊施設」については、長期避難時の要配慮者の受け入れを想定し検討する。

2. 所在の把握等

地域対策支部指定職員は、指定避難所以外の自宅内、車中・テント泊、ガレージ等での避難生活を余儀なくされている被災者の所在を把握し、指定避難所・福祉避難所への移動を促す。

また、市外被災者班（監査委員事務局）は、市外に避難した被災者を把握するため、広報活動や他の市町村に連絡して、所在を確認する。

3. 支援

避難所班及び地域対策支部指定職員は、指定避難所以外の避難者に対して、避難所での食料・物資の供給、巡回医療、保健医療サービスの情報提供等の支援に努める。

特に、車中泊の避難者に対して、エコノミークラス症候群等の予防対策や、医療班と連携した健康診断、保健指導を実施するよう努める。

第6 避難所の閉鎖

1. 避難所の移設・統合

避難所の開設期間は、原則7日以内とするが、本部長の判断により、必要に応じて応急仮設住宅等が確保され入居が終了するまで開設を継続する。

また、施設の利用を考慮して、避難所運営委員会の意見を踏まえて避難所の移動・統合を行う。

2. 避難所の閉鎖

応急仮設住宅等への入居にともなって、収容者が減少する場合は、本部長の総合的な判断により順次閉鎖を行う。避難所の閉鎖に当たっては、避難者に閉鎖を予告する。

避難所の閉鎖は、民間施設から優先的に行う。

第9節 応急医療救護

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 初動医療体制	医療班、消防救助班、地域対策支部	我孫子医師会、我孫子市歯科医師会、我孫子市薬剤師会、我孫子市接骨師会、県（松戸保健所（健康福祉センター））
第2 被災者等への医療・保健活動	医療班、要配慮者班	我孫子医師会、我孫子市歯科医師会、我孫子市薬剤師会、我孫子市接骨師会、県（松戸保健所（健康福祉センター））

■自助・共助の役割

市民	・ 応急手当に関すること ・ 救護所への搬送に関すること
自主防災組織等	・ 応急手当に関すること ・ 救護所への搬送に関すること
事業所	・ 応急手当に関すること ・ 救護所への搬送に関すること

■関連項目

第2章 第8節 被災者支援体制の整備

第1 初動医療体制

1. 医療救護体制

(1) 救護本部の設置

医療班は、災害対策本部が設置され、①多数の疾病者が発生、②医療機関の機能が停止、の条件を満たす場合に、我孫子市救護本部を設置し、医師会災害対策本部と連携し、「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、市内における医療救護活動の総合調整を行う。

なお、我孫子市救護本部が設置された場合は、医療班以外の対策班に属する保健師及び看護師（管理職を除く）は、医療班として応急医療救護にあたる。

また、我孫子医師会長は自ら必要と認めるときは、医師会災害対策本部の設置、医師会医療救護班の編成及び出動を行い、傷病者の医療救護活動に当たる。

(2) 救護本部の活動

救護本部の活動は、次のとおりとする。

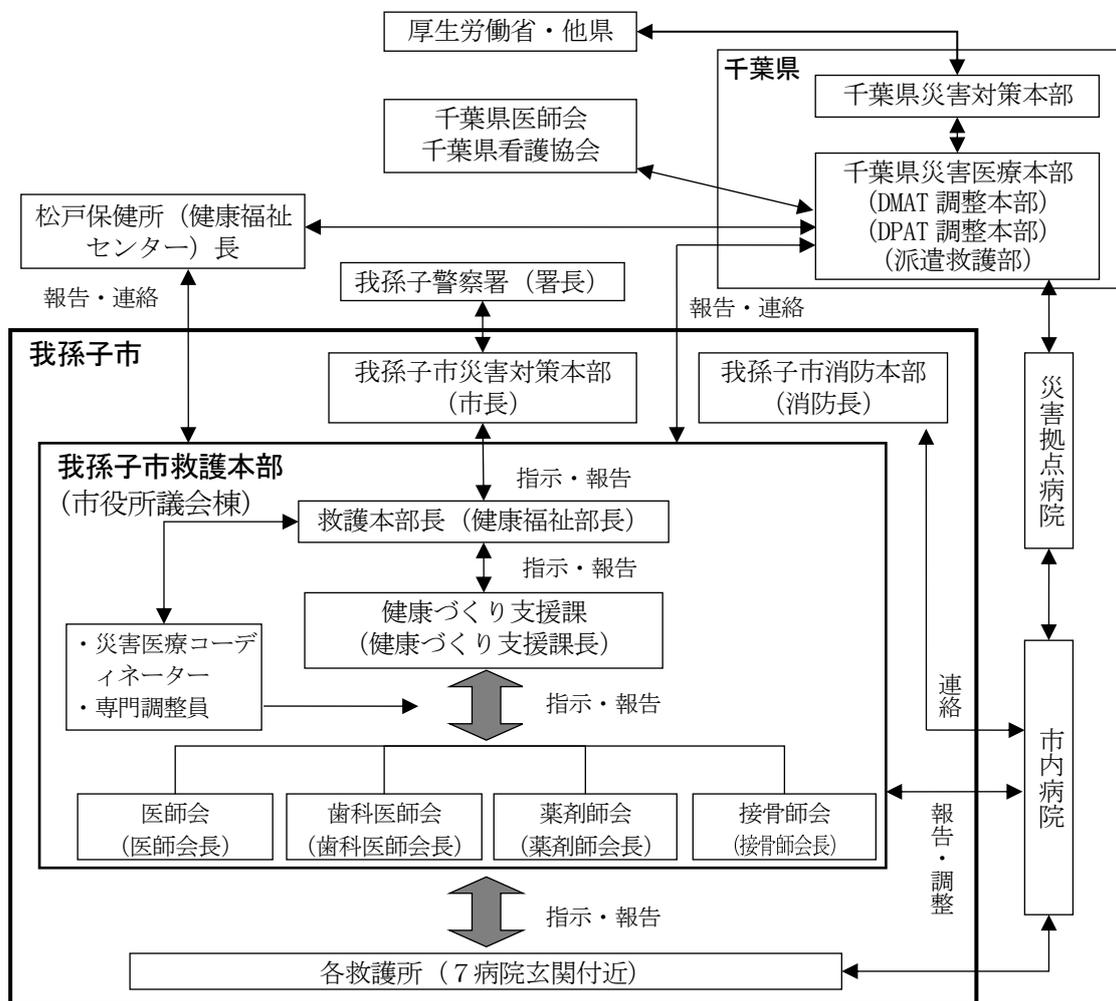
〈救護本部の活動〉

- | | |
|---|----------------------|
| ア | 各師会、医療機関等の被害状況の把握と整理 |
| イ | 救護所の設置検討・指示 |
| ウ | 救護所の設置・運営 |
| エ | 医療機関の傷病者受入態勢に係る情報収集 |

- オ 医薬品・衛生材料の輸送、各要員の派遣
- カ 医療機関、救護所の傷病者の把握、搬送手段、搬送先の調整
- キ 医薬品・衛生材料の流通状況の把握、補充調整、調達
- ク 市災害対策本部への報告・調整
- ケ 関係機関との情報交換・調整
- コ 関係機関への要員派遣等の協力・応援要請
- サ 広報・情報活動
- シ 千葉県災害医療本部との情報共有及び調整
- ス 千葉県医療救護班派遣（JMAT等）、DMAT（災害派遣医療チーム）・DPAT（災害派遣精神医療チーム）派遣に係る情報収集
- セ その他、状況に応じた必要事項

(3) 救護本部の指揮命令系統

救護本部の指揮命令系統は、次のとおりである。



(4) 情報の収集と提供

医療救護本部は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関と連携し、情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

〈情報の種類〉

ア 傷病者等の発生状況	イ 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
ウ 避難所及び救護所の設置状況	エ 医薬品及び医療資機材の需給状況
オ 医療施設、救護所等への交通状況	カ その他医療救護活動に資する事項

2. 救護所の設置

救護本部が設置された場合に救護本部長（健康福祉部長）の指示に基づき救護所を設置する。ただし、要員の参集基準に基づく自動参集の場合は、救護本部長（健康福祉部長）の指示を待たずに、状況に応じて、参集と同時に設置し、医師会医療救護班を編成して活動を開始する。各救護所の責任者は、各病院医師とする。

〈救護所の設置場所〉 ※すべて玄関付近

ア アビコ外科整形外科病院	イ 名戸ヶ谷あびこ病院
ウ 我孫子東邦病院	エ 我孫子聖仁会病院
オ 平和台病院	カ 東葛辻仲病院
キ 天王台消化器病院	

3. 救護所での医療救護活動

救護所では、次の医療救護活動を行う。医療班は、救護所に職員を派遣し医師会医療救護班とともに運営、本部への状況報告を行う。

〈救護所での活動〉

ア 傷病者のトリアージ
イ 重症者（赤タグ）及び中等症者（黄タグ）を各医療機関へ搬送
ウ 軽症者（緑タグ）への応急処置
エ 医薬品・衛生材料の需給状況の管理
オ 診療記録（診療録・診療日誌・業務日誌・傷病者一覧）の作成
カ 遺体（黒タグ）発生状況に応じて死体検視及び死体検案書の作成
キ その他、状況に応じた必要事項

4. 医薬品・衛生材料等の確保

救護所における医薬品衛生材料等を確保する主な方法は、購入費用を市が最初に負担し、以降は平時の病院における診療で使用・補充する循環備蓄とする。災害発生時には医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会からも提供を受けて確保する。状況に応じて、薬剤師会を通じて薬品業者からも確保し、不足する場合は、県に対し医薬品等の供給を要請する。輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。

また、救護所設置機関に対し、水、食料、燃料の支援を行う。

5. 避難所での救護活動

避難直後に体調を悪化させる避難者に対応するために、各避難所で避難者の救護活動に対応する。

医療班は、医師会医療救護班の地域対策支部への出動及び地域対策支部での待機を要請する。地域対策支部は、避難所の情報から救護を必要とする避難所に医師会医療救護班の出動を要請する。

6. 市内病院の活動

来院した傷病者は、受け入れることを基本とし、傷病者の重症度に応じ、各病院の判断で消防本部と協力して、転院等の搬送を行う。

また、被災地内の災害医療協力病院では、大手術や大量輸血、透析を極力行わないようにする。なお、収容している傷病者数を入口等の見やすい場所に表示する。

7. 災害拠点病院

県では、大規模災害発生時に重症傷病者の適切な医療を確保するため、県内の医療救護活動の拠点となる病院（災害拠点病院）を整備している。

災害拠点病院は、災害発生時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受け入れ機能を有した病院であり、東葛地区で9病院、県内では27病院が指定されている。

〈災害拠点病院〉

区別	名称	
基幹災害 拠点病院	日本医科大学千葉北総病院	旭中央病院
	亀田総合病院	君津中央病院
	千葉県総合救急災害医療センター	
地域災害 拠点病院	千葉大学医学部附属病院	国立病院機構千葉医療センター
	千葉市立海浜病院	船橋市立医療センター
	東京歯科大学市川総合病院	順天堂大学医学部附属浦安病院
	東京女子医科大学附属八千代医療センター	松戸市立総合医療センター
	東京慈恵会医科大学附属柏病院	成田赤十字病院
	東千葉メディカルセンター	千葉県立佐原病院
	帝京大学ちば総合医療センター	安房地域医療センター
	千葉県循環器病センター	東京ベイ・浦安市川医療センター
	千葉労災病院	千葉市立青葉病院
	東邦大学医療センター佐倉病院	千葉県済生会習志野病院
	千葉西総合病院	国際医療福祉大学成田病院

8. 傷病者の搬送

救出現場から救護所までの軽症者の搬送は、自主防災組織等、事業所が協力して行うことを原則とする。

重症者の搬送は、医療班及び消防救助班が、救急車、応援車両等により行う。

災害拠点病院までの搬送は、救急車又はヘリコプター等により行う。

〈ドクターヘリ緊急離着陸場一覧〉

No.	名称	共通番号	所在地
1	手賀沼公園：多目的広場	C0613	若松
2	湖北台中央公園	C0614	湖北台7丁目
3	五本松運動広場	C0617	岡発戸
4	利根川ゆうゆう公園	C0615	古戸・利根川河川敷
5	布佐南公園	C0616	布佐平和台5丁目
6	久寺家中学校	C0601	久寺家

7	根戸小学校	C0602	つくし野4丁目
8	我孫子第一小学校	C0604	寿1丁目
9	我孫子第三小学校	C0603	柴崎台3丁目
10	高野山小学校	C0605	高野山
11	我孫子中学校	C0606	高野山
12	湖北台西小学校	C0607	湖北台8丁目
13	湖北台東小学校	C0608	湖北台4丁目
14	湖北台中学校	C0609	湖北台6丁目
15	湖北小学校	C0610	中里
16	新木小学校	C0611	新木
17	布佐南小学校	C0612	布佐平和台5丁目

9. 継続医療が必要な傷病者への対応

医療班は、人工透析等の継続医療が必要な傷病者について、医療機関の対応状況を確認し、松戸保健所（健康福祉センター）等と連携し、受け入れ可能な医療機関の情報を把握する。

また、緊急対応が必要な患者に市役所及び地域対策支部への集合を呼びかけ、バス等を確保して、受け入れ可能な医療機関へ移動する。

第2 被災者等への医療・保健活動

1. 要配慮者の健康状態等の把握

松戸保健所（健康福祉センター）及び要配慮者班は、災害発生時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。

2. 避難所での医療活動

(1) 避難所救護所の設置

医療班は、避難所における避難生活が長期化するときは、松戸保健所（健康福祉センター）と連携して避難所に避難所救護所を設置する。

(2) 巡回による被災者の健康管理

医療班及び要配慮者班は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回、健康相談等により被災者の健康状態及び保健医療福祉のニーズを把握し、要配慮者に対する支援及び調整を行う。

医療班は、松戸保健所（健康福祉センター）と連携して、保健活動チームを編成し避難所救護所で被災者の健康状態の把握、栄養指導、メンタルヘルス、衛生状態の保持等の健康管理を行う。医師会医療救護班の編成は、我孫子医師会、我孫子市歯科医師会、我孫子市薬剤師会、我孫子市接骨師会に要請する。

また、必要に応じて、県に医療救護班（JMAT等）、DPATの派遣を要請する。

(3) 二次健康被害の予防

医療班は、要配慮者班及び松戸保健所（健康福祉センター）等と連携して、避難所の環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者が生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場や機会の提供、他者等

とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(4) 活動体制の確保

医療班は、上記(1)～(3)を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し、保健活動計画を立て必要な支援を松戸保健所（健康福祉センター）に報告する。

3. 医療情報の提供

医療班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で市民に提供する。

第10節 緊急輸送対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 緊急輸送路の確認	復旧班、被害調査班	県（柏土木事務所）、国（千葉国道事務所）
第2 緊急輸送	庁舎車輛班、総括班	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

■関連項目

第2章 第6節 応急活動体制の整備

第1 緊急輸送路の確認

1. 緊急輸送路の確認

復旧班（道路課）及び被害調査班は、緊急輸送路として重要な次の4ルート¹の通行可能の状況を確認する。

〈県指定緊急輸送道路〉

重要ルート	主要な橋（架道橋）確認
ア 一般国道6号	大利根橋
イ 一般国道356号	白山橋、富士見橋
ウ 船橋・我孫子線	手賀大橋、天王谷A・Bランプ橋
エ 千葉・竜ヶ崎線	栄橋

2. 緊急輸送路の復旧

復旧班（道路課）は、災害後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた道路を我孫子建設業会の協力を得て、市指定の路線から順次確保する。

県指定の路線（国道含む）については、県又は国がそれぞれ所管する路線の確保にあたるが、市が災害対策実施上の必要から県の指定路線を確保作業する場合は、県（柏土木事務所）又は国（千葉国道事務所）に対してその旨を通知する。

第2 緊急輸送

1. 車両による輸送

(1) 車両の確保

庁舎車輛班は、市保有車両の状況を把握し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

市保有車両では不足する場合又は市保有車両では輸送できない場合は、千葉県トラック協会柏支部等の輸送業者に輸送を要請する。

(2) 燃料の確保

庁舎車輛班は、市保有車両、応援車両等の全ての車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。

2. ヘリコプターによる輸送

(1) ヘリコプターの確保

総括班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、ヘリコプターによる輸送を県等に要請する。

(2) 臨時ヘリポートの開設

総括班は、ヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、自衛隊とともに開設準備を行う。

また、安全確保として離発着場所の確保と立入制限のために必要な職員を配置する。

〈臨時ヘリポートの開設予定場所〉

名称	所在地	発着場広さ	機種別離着陸の可否			
			OH-6D	UH-1J	UH-60	CH-47
手賀沼公園多目的広場	若松1	70m×60m	○	○	○	×
湖北台中央公園野球場	湖北台 7-5	100m×100m	○	○	○	○
利根川ゆうゆう公園	古戸 1187 地先他	100m×100m	○	○	○	○

第11節 ライフライン施設等の応急対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 ライフライン施設等	復旧班、給水班	北千葉広域水道企業団、県（手賀沼下水道事務所）、東京電力パワーグリッド（株）、（株）エナジー宇宙、東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、東日本旅客鉄道（株）
第2 道路・橋りょう	復旧班	県（柏土木事務所）、国（千葉国道事務所）
第3 河川・雨水管理施設	復旧班	国（利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所）、県（柏土木事務所）、利根土地改良区、手賀沼土地改良区
第4 公共施設	施設を所管する班	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

■関連項目

第2章 第2節 防災都市づくり

第1 ライフライン施設等

1. 上水道施設

(1) 地震発生時の初動処置

給水班は、「災害対応マニュアル」に基づき、大規模な地震が発生した場合は、応急的な措置を実施する。

ア 被害情報の収集

取水・導水・浄水・配水施設の被害は、各計器の表示及び目視による巡回点検等で把握する。特に湖北台浄水場については詳細に点検を行う。

イ 巡回点検の順序

巡回点検は、原則として次の順序で行う。

- (ア) 薬剤の流出、有毒ガス及び火災の危険がある消毒設備や非常用発電設備
- (イ) 取水・導水施設、浄水処理施設、配水施設など、取水機能、浄水機能及び配水機能に重大な影響を与える施設
- (ウ) 送・配水管路など市内に配水するための施設

ウ 仕切弁操作の基準

- (ア) 地震により、停電した場合は、非常用発電機を使用し、主要配水幹線を主力に支管を制

限しながら、運用する。

- (イ) 配水管の破損に対しては、区間断水を行い、漏水による二次被害を防ぐ。
- (ウ) 被害のない地区でも配水池等の水を確保するため、必要最小限に給水を制限する。
- (エ) 応急復旧を行った管路は、順次通水を行う。
- (オ) 前各項の計画にしたがって操作する上での判断基準は、まずは、上流側（浄水場）から下流側（給水管）へ、次に大区域から小区域へと行う。
- (カ) 人命にかかわる場合は、前項までの規定にかかわらず最優先対応とする。

エ 水質の保全

- (ア) 地震発生後は、原水から給水栓に至るまでの水質監視に注視する。
- (イ) 消毒施設に被害が生じた場合は、必要な残留塩素濃度を確保するため、手動（人力）で次亜塩素酸ナトリウム注入を行う。

(2) 応急復旧の実施

ア 応急復旧の基本方針

大規模な地震による断水を、できる限り短期間かつ狭い範囲にとどめ、市民生活への影響を最小限に抑えるよう、取水、導水、浄水施設等の機能を確保し、重要給水施設管路の復旧を最優先に実施し、その後配水支管と給水装置の順に復旧を進め、早期給水の再開に努める。

なお、市のみで対応不可能な場合は、近隣市、県、国及びその他の災害協定機関の応援を得て実施する。

〈施設の応急順位〉

第1 取水、導水、浄水施設	第2 送水、配水施設
第3 給水装置	

イ 送水、配水管路の応急復旧工事順位

- (ア) 応急復旧工事は、送水管を修理し、次に配水管を行う。
- (イ) 管路の破裂折損を優先的に復旧し、給水可能区域の拡大を図る。

〈配水管路の復旧順位〉

第1 重要給水施設管路（救護所、指定緊急避難場所、福祉避難所）への給水ルート
第2 基幹管路（導水管、送水管、配水本管）
第3 配水支管

ウ 給水装置の応急措置

宅地内給水装置の復旧は、給水装置の所有者等が行うものとするが、以下に掲げるような箇所については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

〈優先する応急措置の箇所〉

ア 配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの
※ 被災給水装置の閉栓
イ 路上漏水で、特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの

(3) 資機材、車両及び人員の確保

ア 応急復旧用資機材及び車両

市水道局備蓄資機材及び車両をもって対応し、不足した場合は、指定給水装置工事事業者に応援を求め、配水管等については、県（千葉県水道災害相互応援協定）によるものの他、災害時の優先提供に関する協定を締結した企業からによるものとする。

また、緊急を要する仮設配水管を施す場合は、緊急資材共同備蓄システム賃貸借を活用する。

イ 動員計画

突発的な地震の発生に対応できるよう、次のとおり対処する。

(ア) 職員の動員

給水班の職員は、あらかじめ定めた動員計画に基づき参集する。

(イ) 応援の要請

県内外の水道事業者等に応援を求めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき県水政課の調整の下に要請を行う。

被害の復旧について市内の指定給水装置工事事業者及び電設組合並びに燃料組合に応援を求めるときは、副本部長（水道局長）の判断により協力要請を行う。

(4) 災害発生時の広報

災害発生後の広域的な広報は事務局長に要請し、県災害対策本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施するものとする。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行うものとする。

市内の一部地域を対象とする広報は、給水班が拡声器付自動車による路上広報等を行うほか、事務局に防災行政無線（固定系無線）その他による広報を要請して行うものとする。

2. 下水道施設

(1) 管渠の応急措置

復旧班は、大規模な地震により管渠に折損、破損、せん断、たるみ等の被害を受けた場合は、原則として次のとおり管渠の応急措置を実施する。

ア 下水道管渠の被害に対しては、とりあえず汚水、雨水のそ通に支障をきたさないよう移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を実施する。

イ 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止をまねくおそれがあるので迅速に応急措置を講じ、本復旧の方針をたてる。

ウ 枝線の被害については迅速に現況復旧を行う。

エ 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール雨水枘等で流入防止等の応急措置を講じ、排水の円滑化を図る。

オ 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせるものとする。

(2) 下水処理場（終末処理場）等の応急措置

ア 下水処理場等が停電した場合には、直ちに非常用発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期するものとする。

イ 下水処理施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期するものとする。

(3) 資機材、車両及び人員の確保

ア 応急復旧資機材及び車両

下水道施設の応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得て行うものとするが、なお資機材の不足を生じたときは、県に要請し備蓄品の提供を求める。

イ 動員計画

第3章第1節に定める「各部の配備・動員計画」に基づき、あらかじめ配備内容及び動員について定めておくものとする。

(4) 災害発生時の広報

下水道施設の被害状況及び復旧の状況等の市民への広報は、事務局に対し防災行政無線（固定系無線）その他による広報を要請し行う。

広報の時期については、地震発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に合わせて行うものとする。

3. 電力施設

(1) 地震時の活動体制

地震が発生したとき、東京電力パワーグリッド（株）は非常災害対策本部を千葉総支社に設置する。また、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を確立する。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、地震発生時における応援出動体制を確立する。

(2) 地震時の応急措置

ア 資機材の調達

各支社等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 各支社等相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支社あてに緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 災害発生時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 地震時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

なお、建物の倒壊等により送電することがかえって事故を誘発するおそれがある場合等、東京電力パワーグリッド（株）が危険と判断した場合は、送電を停止し、各関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画策定に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の考え方

各設備の復旧にあたっては、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧

効果の大きいものより行う。

ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報活動を実施するとともに、広報車等により直接当該地域への周知に努める。

エ 災害発生時における市民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行う。

オ 需要家からの電気再使用の申し込み等に対し、迅速適切に処理するため、受付処理体制を確立する。

4. ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じた場合、(株)エナジー宇宙は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、次の防災対策を実施する。

(1) 非常災害体制の確立

ア 地震発生時の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。

(イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出勤する。

イ 災害対策本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に災害対策本部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

ア 地震発生時の初動措置

(ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。

(イ) 事業所設備等の点検を行う。

(ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。

(エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。

(オ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

(ア) 災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

(エ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

(ア) 取引先、メーカー等からの調達

(イ) 他ガス事業者からの融通

エ 車両の確保

本社地区に工作車、広報車を保有しており常時稼働可能な体制にある。

また、主要な車輛には、無線を搭載している。

(3) 災害発生時の広報

災害発生時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請するほか、市町村等へ広報を要請するなど、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

ア 地震発生時には

- (ア) ガス栓を全部閉めること。
- (イ) ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること。
- (ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・メーターコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

- (エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合

- (ア) クリーム色のメーターは、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。
- (イ) 操作終了後、3分間マイコンによる漏えい検査をするためガスの使用はしないこと。

ウ 供給を停止した場合

- (ア) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
- (イ) ガスの供給が再開される時には、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでは、ガスを使用しないこと。

(4) 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車輛の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。

また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市町村等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

5. 通信施設（一般電話）

東日本電信電話（株）千葉事業部は、次の対策を行う。

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害時には、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 災害時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、設備、資機材の点検等を行う。

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するた

め、応急措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 特設公衆電話の設置
- オ 非常用可搬型電話局装置の設置
- カ 回線の応急復旧
- キ 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の運用

ウ 災害発生時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- ア 通信途絶、利用制限の理由と内容
- イ 災害復旧措置と復旧見込時期
- ウ 通信利用者に協力を要請する事項
- エ 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の提供開始

(3) 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

6. 通信施設（携帯電話）

(1) (株)NTTドコモ

ア 災害時の活動体制

(株)NTTドコモは、災害時にはその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

イ 災害時の応急措置

災害により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先、確保
- ウ 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置
- エ 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- オ 回線の応急復旧

ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。

- ア 通信途絶、利用制限の理由と内容

- | |
|--|
| イ 災害復旧措置と復旧見込時期
ウ 通信利用者に協力を要請する事項
エ 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始 |
|--|

(2) KDDI (株)

KDDI (株) は、災害時には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害伝言板サービス及び災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に協力する。

(3) ソフトバンク (株)

ソフトバンク (株) は、災害時には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

7. 鉄道施設

東日本旅客鉄道 (株) は、次の対策を行う。

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部等の設置

災害時には、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

イ 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用する。

(2) 災害時の初動措置

各機関の初動措置は、次のとおり。

ア 運転規制

地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

(ア) 沿線に設置された地震計や緊急地震速報の情報に基づき、列車の運転停止や速度規制の措置をとる。

(イ) 規制区間の点検後、異常のないことを確認した後、規制を解除する。

イ 乗務員の対応

(ア) 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

(イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。

(ウ) 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。

第2 道路・橋りょう

道路管理者は、緊急輸送道路を最優先に所管の道路、橋りょう等について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置などの安全策を講じる。

また、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋りょうについて、応急復旧措置を行う。

復旧班（道路課）は、市管理道路について、通行の禁止又は制限等の措置などを講ずるとともに、被災道路、橋りょうについては応急措置を行う。

第3 河川・雨水管理施設

復旧班（治水課）、利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、柏土木事務所、利根土地改良区、手賀沼土地改良区及び各雨水管理施設の管理者は、河川施設や排水路等の雨水管理施設の緊急点検をするとともに、被害状況と危険箇所を把握し、河川や雨水管理施設を閉塞しているがれきの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

第4 公共施設

施設を所管する班は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

第12節 生活救援対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 飲料水・生活水の供給	給水班、総括班	
第2 食料の供給	物資班	
第3 生活必需品の供給	物資班	
第4 救援物資の受け入れ・管理	物資班	
第5 物資の輸送（供給）体制	物資班	
第6 災害相談	電話対応班、生活支援班、地域対策支部	
第7 停電時の充電スポット	生活支援班	

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内備蓄の活用に関する事 ・避難所の災害対策用井戸、簡易防災井戸、受水槽等の活用に関する事 ・地域住民の給水支援に関する事 ・食料、生活必需品等の地域住民への配布に関する事
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の災害対策用井戸、簡易防災井戸、受水槽等の活用に関する事 ・地域住民の給水支援に関する事 ・食料、生活必需品等の地域住民への配布に関する事 ・炊き出しの実施に関する事
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内備蓄の活用に関する事

■関連項目

第2章 第8節 被災者支援体制の整備

第1 飲料水・生活水の供給

1. 家庭内備蓄の活用

広域的に断水した場合、災害発生当初は、重要施設への優先給水を行うため、断水世帯の市民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。

2. 水源の確保

給水で活用する水源は、次のとおりとする。

(1) 浄水場（配水池）

給水班は、大規模地震が発生した場合は、直ちに配水池、配水ポンプ及び場内配管等の異常や基幹管路及び配水支管の被害状況を調査し、大規模な漏水を確認した時はバルブ操作により応急給水用の水を確保する。

(2) 受水槽

給水拠点となる市内各小学校（13校）に整備しており、給水班が応急給水栓を開設し、自主防災組織等が運用して飲料水を供給する。また、応急給水栓を設置済みの市内中学校（6校）

の受水槽も活用する。

(3) 耐震性貯水槽

緊急遮断弁により耐震性緊急貯水槽の水が確保される。

(4) 災害対策用井戸

小学校3校に整備しており、主に生活用水として活用する。

また、発電装置を利用し、停電時には体育館等に電気を供給する。飲料水として活用する場合には、浄水装置（浄水器）を利用する。

水を供給する場合には、自主防災組織等が運用する。

〈設置場所〉

我孫子第一小学校、湖北小学校、布佐南小学校

(5) 簡易防災井戸

小学校に整備しており、生活用水として活用する。水を供給する場合には、自主防災組織等が運用する。

〈設置場所〉

根戸小学校、並木小学校、我孫子第四小学校、高野山小学校、我孫子第三小学校、我孫子第二小学校、湖北台東小学校、新木小学校、布佐小学校

3. 優先給水

給水班は、発生直後は断水地区の重要給水施設（救護所、指定緊急避難場所、福祉避難所）に対し優先給水を行う。給水は、市所有の給水車、資機材、応援車両等を用いて行う。

4. 給水準備

(1) 需要の把握

給水班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、災害対策本部に集約された情報から需要の把握を行う。

把握する内容は、断水地区の範囲、断水人口・世帯数、避難所及び避難者数とする。

(2) 給水拠点の設定

給水は、原則として、各家庭への個別給水ではなく、給水所を設定した拠点給水方式で行う。給水拠点は、全小学校13校を基本とし、必要に応じて設定する。

(3) 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用できる車両及び資機材は、市の備蓄を使用する。

給水班は、市の備蓄では不足する場合は、他の水道事業体、自衛隊、応援協定を締結している民間事業者等の応援を要請する。

(4) 給水基準

給水量は、災害発生後3日間は1人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

(給水量の目安)

日数	目標水量	用途	主な給水方法
地震発生～3日	3リットル/人・日	生命維持に必要な最低限の水	備蓄水と拠点での給水
4日～10日	20リットル/人・日	調理、洗面など最低生活に必要な水	拠点での給水と消火栓での応急給水
11日～21日	100リットル/人・日	調理、洗面及び最低限の浴用、洗濯に必要な水	一部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続
22日～28日	250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水	順次本給水に移行する

5. 給水活動

(1) 給水拠点での給水

ア 給水所（拠点）での給水

給水所（拠点）での給水は、被災者が自ら持参した容器に、給水班が開設した各小学校の受水槽に設置した応急給水栓により、自主防災組織等が、被災者への給水を行う。

なお、自ら容器を持参できない場合には、まず近隣、自主防災組織等に対して援助・相互融通を要請し、なお不足する場合には、市が備蓄する給水袋を使用して行う。

イ 給水所（拠点）への搬送

給水班は、各小学校の受水槽の水が不足する場合は、組立式給水タンクを設置し、浄水場及び耐震性貯水槽から給水車、トラック等の車両及び給水容器等を使用して、給水拠点に搬送し応急給水を行う。

(2) 応急給水栓による給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、消火栓や応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

ア 消火栓を活用した応急給水

災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域の給水拠点の周辺で、活用できる消火栓がある場合は応急給水栓を接続して、応急給水を行う。

イ 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、応援協定に基づく他市からの支援による給水車を活用し、受水槽等へ応急給水を行う。また状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して給水を行う。

第2 食料の供給

1. 食料供給の方針

地震発生直後は、家庭内備蓄（3日以上で、できれば7日分）で充当することを原則とし、市の備蓄はそれを補完する。4日目以降は、協定締結先から購入する食料や市の備蓄食料を供給することを基本とする。

2. 食料の確保

(1) 食料の支給対象者

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

〈食料の支給対象者〉

- | |
|---|
| ア 避難所に収容された者 |
| イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者 |
| ウ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者 |
| エ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者 |
| オ 災害応急対策活動従事者 |

(2) 需要の把握

物資班（農政課）は、次の方法で把握した必要量をまとめる。

- ア 避難者及び食料のみを受け取りにくる被災者（避難所班が把握）
- イ 災害応急対策活動従事者（庁内調整班が把握）

(3) 食料の確保

ア 食料の確保

供給する食料は、できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。

また、乳幼児のための粉・液体ミルク、食物アレルギーにもできるだけ配慮を行う。

物資班（農政課）は、必要量に基づき、協定業者への発注や救援物資等を活用して食料を確保する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

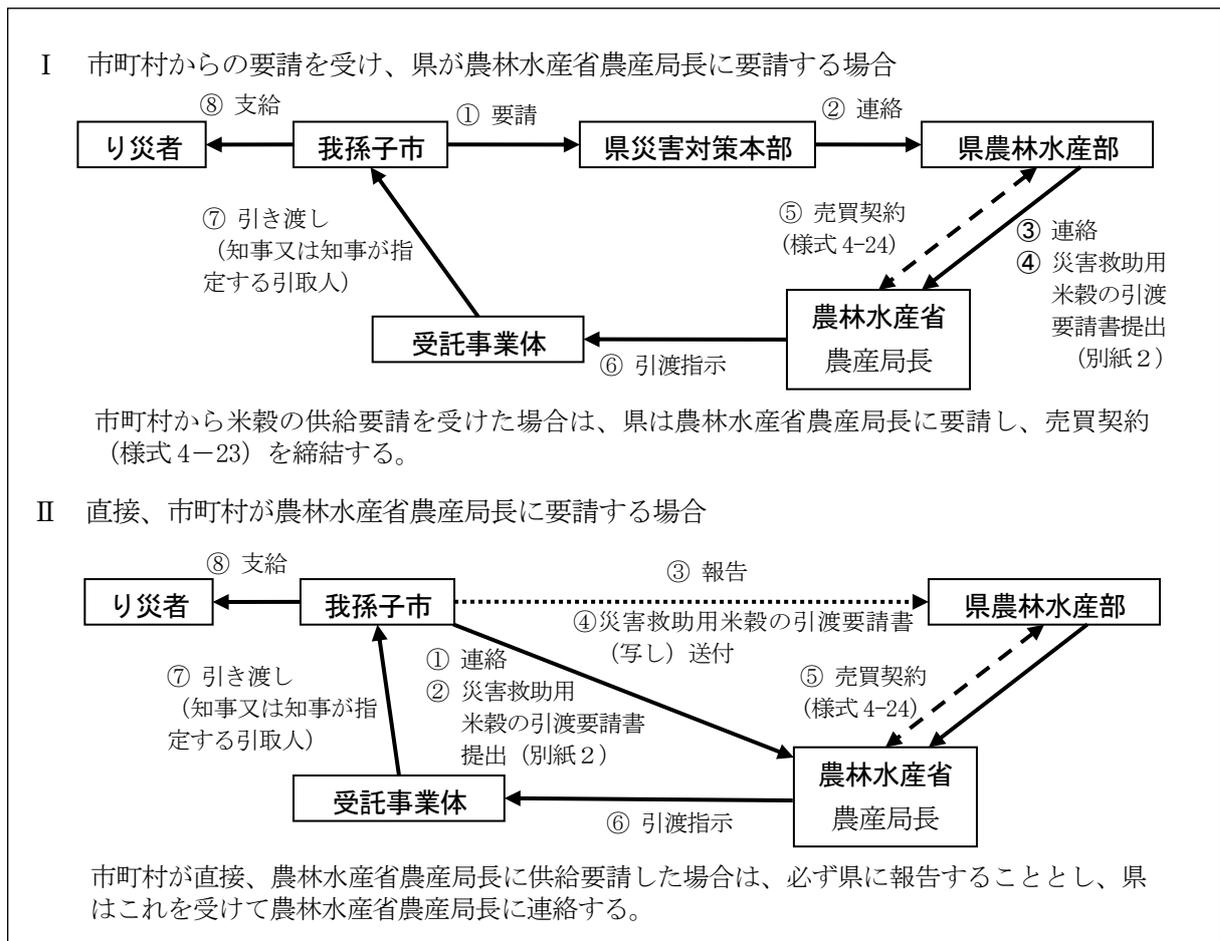
また、協定業者や救援物資では不足する場合は、自衛隊におにぎり等の炊き出しを要請する。

イ 政府所有米穀の調達

物資班（農政課）は、政府所有米穀の調達をする場合、必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと農産局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引き渡しを受けることができる。

また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づいて、農産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。



〈政府所有米穀の受渡し系統図〉

(4) 炊き出し

炊き出しは、自主防災組織等の自主的な活動、又は我孫子市災害ボランティアセンターの活動とする。

3. 食料の供給

物資班（農政課）は、食料供給業者に避難所までの輸送を依頼する。食料供給業者では輸送が困難なときは、輸送業者やボランティアセンターに輸送ボランティアを要請する。

避難所では、自主防災組織等に引き渡し、配付を一任する。

第3 生活必需品の供給

1. 生活必需品供給の方針

地震発生直後は、家庭内備蓄で対応することを基本とし、不足する場合は市の備蓄で補完する。

2. 生活必需品の確保

(1) 生活必需品物資の支給対象者

生活必需品供給の対象者は、次のとおりとする。

〈生活必需品の支給対象者〉

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者 ア 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者
--

(2) 需要の把握

物資の必要量の把握は、食料と同様に行う。

(3) 物資の確保

物資班（商業観光課）は、協定先に生活必需品の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

また、全国からの救援物資も活用する。

3. 生活必需品の供給

生活必需品の輸送は、原則として供給先に避難所までの輸送を依頼する。供給先では輸送が困難なときは、輸送業者やボランティアセンターに輸送ボランティアを要請する。

物資班（企業立地推進課）は、避難所での被災者の必要に応じて、輸送業者に要請して避難所まで輸送する。避難所では、避難所運営委員会や自主防災組織等に引き渡し、配付を一任する。

第4 救援物資の受け入れ・管理

1. 救援物資の要請

物資班（商業観光課）は、備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、県及び相互応援協定を締結している自治体等に救援物資の要請を行う。

なお、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して県と情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

2. 救援物資の受け入れ

救援物資の受け入れは、企業、自治体、団体等からの、ある程度まとまった量の物資のみとする。これを原則とする。

物資班（商業観光課）は、供給の申し出を登録し、市が必要となった時期に、物資の品目、量を連絡し提供を要請する。

なお、個人からの小口の救援物資は、受け取らない方針とする。

第5 物資の輸送（供給）体制

1. 物資輸送拠点の開設

物資班（商業観光課）は、協定に基づき川村学園女子大学体育館に物資輸送拠点を開設する。

また、物資班（企業立地推進課）は、物流機能の復旧にあわせて、補完的な配送拠点として、協定に基づき佐川急便（株）の関係施設の借用を検討する。

〈物資輸送拠点開設場所〉

名称	所在地
川村学園女子大学体育館	下ヶ戸 1133

2. 物資の配送

物資班は、物資班と協定事業者による物流本部（チーム）を設置し、物流事業者のノウハウを活用した物資の受け入れ及び避難所への配送を行う。

第6 災害相談

1. コールセンター

電話対応班は、災害対策本部に市民からの電話による通報や問い合わせに対応するため、特設電話等を確保しコールセンターを設置する。

2. 相談窓口

生活支援班（市民課）及び地域対策支部は、市民の申請手続きや生活相談に対応するため、市役所及び地域対策支部に被災者相談窓口を開設する。

相談窓口には、各班担当者、弁護士等を配置し、各班からの応援をもって、様々な相談に対応できるように努める。相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

〈相談事項例〉

ア 安否情報（家族の消息等）	イ 搜索依頼の受付
ウ り災証明書の発行	エ 埋葬許可証の発行
オ 他各種証明書の発行	カ 応急仮設住宅の申し込み
キ 住宅の応急修理の申し込み	ク 災害見舞金、義援金の申し込み
ケ 被災者生活再建支援金の申し込み	コ 生活資金、営業資金等の相談等
サ 法律関係の相談	シ 健康相談
ス 福祉関係の相談	セ 職業のあっせん等の相談
ソ 市税、保険料等の減免制度の相談・申し込み	タ 各種給付制度の相談・申し込み
チ 市以外が実施する支援制度の紹介	

第7 停電時の充電スポット

生活支援班（市民協働推進課）は、大規模停電が発生した場合の充電等の支援のため、通電している近隣センターに充電スポットを開設する。

充電スポットは、停電していない区域にある、避難所を開設していない近隣センターとする。

第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 行方不明者の捜索	生活支援班、消防救助班	我孫子市消防団
第2 遺体の処理	要配慮者班	警察（我孫子警察署）、我孫子医師会、我孫子市歯科医師会
第3 遺体の埋葬等	生活支援班、要配慮者班	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	・地域の市民の安否確認、行方不明者の通報に関すること
事業所	—

■関連項目

第2章 第8節 被災者支援体制の整備

第1 行方不明者の捜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

なお、捜索活動においては、災害救助法の適用の有無、住家の被害状況、原因は問わない。

1. 行方不明者情報の収集

生活支援班（市民課）は、コールセンター、相談窓口等で受付けた捜索願、地域対策支部からの行方不明者の情報を収集し、行方不明者名簿を作成する。

行方不明者名簿は、消防救助班、警察署及び自衛隊に提出し情報の共有を図る。

2. 捜索活動

消防救助班及び消防団は、行方不明者名簿に基づき、警察、自衛隊、その他の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、捜索を実施するものとする。

3. 安否不明者情報の公表

生活支援班（市民課）は、行方不明者を明確にすることで迅速な救出・救助活動を行うため、安否不明者（災害により所在不明となったと考えられ、連絡のとれない者）の氏名を公表する。公表にあたっては、千葉県「災害時の安否不明者の氏名情報等に係る公表方針」（令和3年9月27日）に基づき、県への情報提供や県との調整などを行う。

公表基準等は、概ね次のとおりである。

公表基準	<p>安否不明者の氏名情報等は、原則公表する。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は公表しない。</p> <p>ア 氏名情報等を公表しても、救出・救助活動に資することがないと判断される場合（捜索対象者と場所が明らかである場合）</p> <p>イ 当該安否不明者について、DV等の被害者として住民基本台帳の閲覧等が</p>
------	---

	制限されている場合 ウ その他、氏名情報等を公表しない相当な理由がある場合
公表範囲	氏名、住所（大字まで）、性別、年齢及び被災状況

第2 遺体の処理

1. 遺体の安置所の設置

要配慮者班（国保年金課）は、遺体の検視、検案、安置を行うために、市民体育館に遺体安置所を開設する。遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資機材は、協定等を活用し葬儀業者等から確保する。

2. 遺体の調査

警察署は、救出現場からの遺体を安置所に搬送し遺体の調査を行う。身元が判明した遺体は、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

3. 遺体の処理

遺体の処理は、遺族等が混乱期のため処理ができない場合等において実施する。

要配慮者班（国保年金課）は、警察による遺体の調査が終了し、市に引き渡された遺体について処理を行うため、県、日赤千葉県支部、我孫子医師会、我孫子市歯科医師会等に検案医師等の派遣を要請する。

処理が終了した遺体は、遺族へ引き渡す。

〈遺体の処理〉

遺体の洗浄、縫合消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。
遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
検案	死因その他の医学的検査をする。

4. 遺体の搬送

遺体の火葬場等までの搬送は、遺族が行うことを原則とする。

要配慮者班（国保年金課）は、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

第3 遺体の埋葬等

1. 遺体の埋葬等

生活支援班（市民課）は、相談窓口等で埋葬許可書を発行する。

遺族で埋葬等ができない場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、県に広域応援要請を行う。

2. 遺骨の保存

要配慮者班（国保年金課）は、協定等を活用し、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取り人の無い身元不明者の遺骨は、遺留品とともに、「行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則」により扱うものとする。

第14節 感染症対策・清掃・廃棄物対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 感染症対策	医療班、廃棄物・し尿班	県（松戸保健所（健康福祉センター））、我孫子医師会、我孫子市歯科医師会、我孫子市薬剤師会
第2 障害物の除去	住宅班、復旧班	
第3 ごみ・廃棄物処理	廃棄物・し尿班	
第4 し尿の処理	廃棄物・し尿班	
第5 環境汚染の防止	廃棄物・し尿班	
第6 動物対策	廃棄物・し尿班	県（松戸保健所（健康福祉センター））、動物愛護センター東葛飾支所、千葉県獣医師会

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの組み立て、清掃に関すること ・消毒に関すること ・ペットの餌等の確保、飼養に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの組み立て、清掃に関すること ・消毒薬剤の配付に関すること
事業所	—

■関連項目

第2章 第8節 被災者支援体制の整備

第1 感染症対策

1. 感染症予防の体制の確立

医療班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症予防の組織を設け、県と協力して感染症予防活動を行う。

2. 感染症予防活動

(1) 予防及びまん延防止

松戸保健所（健康福祉センター）は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。

また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市、関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。

(2) 消毒の実施

医療班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒の調整を行う。

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(3) 患者の入院

松戸保健所（健康福祉センター）は、感染症法第19条の規定により、感染症患者に対し必要に応じ入院を勧告する。

(4) 報告

医療班は、感染症の発生状況や感染症予防活動の状況等を随時、松戸保健所（健康福祉センター）に報告する。

(5) 指定感染症に関する情報共有

医療班は、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、避難場所が確保されるよう、松戸保健所（健康福祉センター）と情報の共有を図る。

第2 障害物の除去

1. 住宅関係の障害物の除去

住宅班（都市計画課）は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木など、日常生活に著しい障害を及ぼしている障害物の除去に限り、応急的に除去する。

市で処理することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

なお、住宅関係の障害物除去の対象者は、次の全ての条件を満たす者とする。

〈住宅関係の障害物除去の対象者〉

- | |
|--|
| ア 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある者 |
| イ 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者 |

障害物の除去は、建設業会に要請する。他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

2. 河川関係の障害物の除去

復旧班（治水課）は、河川等の機能を確保するため、管内河川、公共下水・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の除去作業を関係各部関係機関及び市内の建設業会等と協力して実施する。

第3 ごみ・廃棄物処理

1. がれきの処理

(1) 処理体制の確立

廃棄物・し尿班（手賀沼課（資源循環推進室））は、「災害廃棄物対策指針」、「千葉県災害廃棄物処理計画」、「千葉県市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）」に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。

また、がれき等の大量発生が予想される場合は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する

る協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(2) 廃棄物の収集と処理方法

ア がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、最終処分場で処分する。

イ 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害発生時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

ウ 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、感染症予防に十分配慮するとともに、災害発生時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

エ 産業廃棄物

産業廃棄物は、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を市民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

(3) 第1次処理対策の実施

ア ごみの一時集積

災害発生後収集可能な状態になった時点から 10 日間以内に、ごみの一時集積場を指定し、速やかに被災地域からの搬出を行う。

作業は、委託業者等に要請するものとする。

イ 一時集積場の選定

「粗大ごみ」等については、市民体育館野球場とする。

また「建築物等解体廃棄物」については、選定した市有地へ集積し資源の再利用を図る。

なお、一時集積場については定期的な消毒や警備を行う。

ウ ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、作業計画を策定し決定する。

エ 災害廃棄物に関する啓発・広報

市民、NPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

(4) 第2次処理対策の実施

一時集積場に集積されたごみは、清掃工場で焼却・破碎処分し最終処分場へ搬出するものとする。

なお、第2次処理対策は第1次処理対策が終了した時点から 20 日間以内に完了するものとする。

(5) 環境等への配慮

ア 災害廃棄物の資源化、減量化

廃棄物・し尿班（手賀沼課（資源循環推進室））は、可能な限り建築物の解体段階や仮置場での積極的な分別を実施し、最終処分される廃棄物量を減量する。

イ 環境汚染への配慮

廃棄物・し尿班（手賀沼課（資源循環推進室））は、建築物の解体に際し、PCB 使用電気機器を保有する建築物やアスベストを吹き付け施工された建築物の解体に際しては、適切な

指導を行う。

(6) 環境大臣による廃棄物処理の代行

環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

第4 し尿の処理

1. 仮設トイレの設置

廃棄物・し尿班（生活衛生課）は、断水地域の避難所又は公園等に仮設トイレを設置する。

(1) 仮設トイレ

仮設トイレは、市が備蓄している組立式簡易トイレ及びレンタル業者から確保したものを活用する。不足する場合は、県、他市町村に応援を要請する。

また、トイレに必要なトイレトーパー、清掃用具、消毒剤等を確保する。

(2) マンホールトイレ

各避難所の収容人数 80 人に対し、災害用のマンホールトイレを 1 基設置する。

下水道課で設置するマンホールトイレの基数は、次のとおりである。不足する場合は、組立式簡易トイレを設置する。

〈マンホールトイレ設置基数〉

根戸小学校 8 基 (H27 設置済み)、我孫子第三小学校 7 基 (H28 設置済み)、 我孫子第一小学校 8 基 (H29 設置済み)、湖北台西小学校 8 基 (R3 設置済み)、 布佐南小学校 8 基 (R3 設置済み)、高野山小学校 8 基 (R2 設置済み)、 湖北台東小学校 8 基、並木小学校 8 基、布佐小学校 8 基、白山中学校 8 基 計 79 基 (設置済 47 基、R7 年度以降予定 32 基)
--

2. 自己処理

住家の被害がないが断水のためにトイレが使用できない場合は、自宅トイレで簡易トイレ（便袋）を使用し対応する。

廃棄物・し尿班（手賀沼課）は、業者等から簡易トイレを確保し、必要に応じて市民へ配布する。

3. 収集処理体制の確立

し尿の収集は委託業者に要請する。し尿収集が困難な場合は、県、他市町村等に応援を要請する。

第5 環境汚染の防止

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

県は、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト曝露防止措置の徹底を図るよう事業者等に要請する。

第6 動物対策

1. 放浪動物への対応

松戸保健所（健康福祉センター）及び動物愛護センター東葛飾支所は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助、保護収容する。特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定められた動物）が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

2. ペットへの対応

廃棄物・し尿班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、松戸保健所（健康福祉センター）及び千葉県獣医師会等と取扱いについて協議し、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき千葉県動物救護本部及び動物救護センターが設置される場合は、公共用地を提供するとともに、その旨の広報や相談等に対応する。

第15節 住宅等対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 被災建築物の応急危険度判定	住宅班、広報記録班	
第2 被災宅地の危険度判定	住宅班	
第3 応急仮設住宅の供与	住宅班	
第4 住宅の応急修理	住宅班	
第5 住家の被災調査・り災証明書の発行	被害調査班、消防救助班	
第6 文化財の保護	特命班	

■自助・共助の役割

市民	・住家の被害調査の協力に関すること
自主防災組織等	・応急仮設住宅入居者の見守りに関すること
事業所	—

■関連項目

第2章 第8節 被災者支援体制の整備

第1 被災建築物の応急危険度判定

地震災害により被害を受けた被災建築物について、余震等による二次被害を防止するために、応急危険度判定を行う。

1. 判定実施体制の準備

(1) 実施体制

住宅班（建築住宅課）は、判定実施計画を作成し、判定資機材の準備や判定士の派遣を想定した受け入れ体制を整備する。

また、市職員の有資格者による判定を行うほか、状況に応じて県に応急危険度判定士の派遣を要請する。

(2) 判定作業の広報

広報記録班は、広報紙等により被災者へ応急危険度判定作業に関する広報を実施する。

被災者への広報を行う際、この応急危険度判定は、余震等による二次災害の拡大を未然に防止し、人命の安全性を確保するための緊急的に危険性を判定する作業であり、り災証明などの発給事務とは異なるものであることを正確に広報することに留意する。

2. 判定活動

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（財団法人日本建築防災協会）に基づき目視点検を中心に行い、判定結果をステッカー等で建物に表示する。判定は、避難所、病院等の重要施設を優先的に行う。

第2 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、市民の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

住宅班（市街地整備課）は、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第3 応急仮設住宅の供与

市は、災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない市民に対し、応急仮設住宅を供与する。災害救助法が適用された場合は、「千葉県災害救助法施行細則」に基づき供給する。

なお、応急仮設住宅の供与は、可能な限り既存住宅ストックの活用を重視して、賃貸型を優先して行い、地域コミュニティの維持に配慮するものとする。

〈応急仮設住宅の供与手順〉

初期対応及び供給方針の決定	住宅班（建築住宅課）は、「千葉県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づき、被害状況及び要望の有無を県に報告する。 また、段階的に被害状況及び避難者の意向等を確認し、要望戸数を要望書により県に報告する。
---------------	---

1. 賃貸型応急住宅

住宅班（建築住宅課）は、民間賃貸住宅等の借り上げの必要があると判断される場合は、県に賃貸型応急住宅の供給を要望する。

県は、被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を供給する。

2. 建設型応急住宅

(1) 建設戸数・建設地の決定

住宅班（建築住宅課）は、原則として応急仮設住宅建設候補地リストに登録されている候補地の中から、インフラ等の被害状況及び要望戸数を勘案し、要望戸数が建設可能な候補地を選び、県に報告する。

県の供給方針決定後、建設予定地の状況調査を行い、県に報告する。

〈応急仮設住宅設置の候補地〉

ア 手賀沼公園	イ 湖北台中央公園	ウ 布佐南公園
エ 中峠亀田谷公園	オ 五本松運動広場	カ 気象台記念公園

(2) 建設

災害救助法及び「千葉県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づき、県が設置する。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

また、要配慮者等を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置できる。

(3) 入居・管理

住宅班（建築住宅課）は、県から入居・管理事務の委任を受け、入居者希望調査、募集、入居者の選定及び応急仮設住宅の管理を行う。

第4 住宅の応急修理

1. 住宅の応急修理

(1) 需要の把握

住宅班（都市計画課）は、災害相談窓口又は避難所にて住宅の応急修理の申し込みを受け付ける。対象者は、次の条件を満たす者とする。

〈住宅の応急修理の対象者〉

- ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
 - ・災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
- イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
 - ・災害によって住家が半壊・半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
 - ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 修理の実施

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、我孫子市建設業会に要請して実施する。

日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、我孫子市建設業会に要請して実施する。

市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

2. 市営住宅の応急修理

住宅班（建築住宅課）は、既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損害を受けた場合は、入居者が当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を実施する。この応急修理は、屋根、居室、台所、トイレ等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住戸から実施する。

第5 住家の被災調査・り災証明書の発行

1. 住家の被災調査

(1) 調査方法

被害調査班は、家屋の被害状況の把握及びり災証明書を発行するために、半壊以上の被害が見込まれる住家及びり災証明書の申請のあった住家等を対象に被災調査を行う。

被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）・被害なしに区分し、調査を行う。調査にあたっては、応急危険度判定担当と情報共有を図る。

火災により焼失した家屋等は、消防救助班が消防法に基づき火災調査を行う。

ア 全壊調査

外観目視による外観調査により、全壊か否かを判定する。

イ 一次調査

外観目視調査により、大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）を調査する。

ウ 二次調査

一次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視及び内部立入による再調査を行う。

(2) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に災害発生初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

イ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、市専門職員及び県等に応援を求めて実施する。

ウ り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

エ 住家等の被害認定調査においては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する。

2. り災証明書等の発行

被害調査班（収税課）は、相談窓口において、災害により被害を受けた建築物、その他の物件のり災証明書等を発行する。

(1) り災証明書

家屋の被害認定調査の結果に基づき、被害の事実を確認した住家の被害に関しり災証明書を発行する。

発行対象	住家の世帯主及び同一世帯のもの
証明事項	被害及び浸水の程度区分 ア 全壊 イ 大規模半壊 ウ 中規模半壊 エ 半壊 オ 準半壊 カ 準半壊に至らない（一部損壊） キ 床上浸水 ク 床下浸水

なお、火災により焼失した家屋等は、消防救助班がり災証明書を発行する。

発行については、我孫子市り災証明書等の交付に関する事務取扱規程によるものとする。

(2) 被災（り災事項）証明書

(1)の対象を除く建物の被災に関する証明書を発行する。

発行対象	住家、店舗、倉庫、空家等の所有者又は使用者（(1)の対象者を除く）
証明事項	被害及び浸水の程度区分 ア 全壊 イ 大規模半壊 ウ 中規模半壊 エ 半壊 オ 準半壊 カ 一部損壊 キ 床上浸水 ク 床下浸水 ケ 店舗等浸水

(3) り災届出証明書

被災者からの申請により、家屋の軽微な損壊や、家屋以外の建物、塀・門扉等の被害等に関し、被害が届けられたことを証明するり災届出証明書を発行する。

第6 文化財の保護

1. 通報

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに、災害の拡大防止に努めなければならない。

2. 被害の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を、特命班（文化・スポーツ課）に報告する。特命班（文化・スポーツ課）は、文化財の被害状況を確認し県教育委員会へ報告する。

3. 応急措置

特命班（文化・スポーツ課）は、文化財所有者、管理者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講じる。

文化財所有者、管理者は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

第16節 児童・生徒・園児の安全対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 災害発生時の対応	要配慮者班、避難所班	
第2 応急教育	避難所班	
第3 応急保育	要配慮者班	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

■関連項目

第2章 第8節 被災者支援体制の整備

第1 災害発生時の対応

1. 児童・生徒の安全確保

学校長等は、地震が発生した場合、「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）等に基づき、情報を収集するとともに児童・生徒の安全を確保する。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な避難場所に避難誘導をする。

また、保護者の引き取りがあるまで、児童・生徒を一時的に保護する。

副本部長（教育長）及び避難所班（学校教育課、指導課）は、学校長等からの報告に基づき児童・生徒の安否情報を把握する。

学童保育室は、対象児童を安全な避難場所に避難誘導し、保護者の引き取りがあるまで一時的に保護する。

また、児童の安否情報を、学校長及び要配慮者班（子ども支援課）に報告する。

2. 園児の安全確保

園長等は、地震が発生した場合、情報を収集するとともに、保育園・幼稚園災害時協力員と協力し、園児の安全を確保する。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な避難場所に避難誘導をする。

また、保護者の引き取りがあるまで、園児を一時的に保護する。

要配慮者班（保育課）は、園長等からの報告に基づき園児の安否情報を把握する。

3. 施設の被害調査

学校長、園長等は、施設の被害状況等について調査する。

副本部長（教育長）、避難所班（学校教育課）、要配慮者班長（子ども部長）及び要配慮者班（保育課、子ども相談課）は、学校、保育園等からの報告に基づき施設の被害状況について把握する。

4. 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、各学校等の教職員で、児童・生徒等の安否を確認す

る。副本部長（教育長）及び避難所班（学校教育課、指導課）は、これら安否情報について把握する。

また、学童保育室は児童の安否情報を、学校長及び要配慮者班（子ども支援課）に報告する。

5. 避難所開設への支援

学校長等は、避難所の開設等災害対策のため、職員の配備、役割分担計画に基づいて、市職員、自主防災組織等と連携して避難者の受け入れを行う。

6. 社会教育施設の応急措置

社会教育施設の管理者は、災害が発生した場合、利用者を安全な場所に誘導する。児童・生徒等の場合は、一時保護又は避難所にて、避難所の責任者又は地域対策支部支部長に引き渡す。

副本部長（教育長）及び電話対応班（生涯学習課）は、施設からの報告に基づき、安否情報等を把握する。

第2 応急教育

1. 応急教育の実施

避難所班（学校教育課）、学校長等は、応急教育計画を作成、臨時の学級編成等を行い、児童・生徒等及び保護者に授業再開を周知する。

避難所班（学校教育課）は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

また、学校の再開後、学校給食を再開するにあたっては、県に要請をし、指導助言を受ける。

2. 学用品の給与

避難所班（学校教育課）は、災害により学用品を失った児童・生徒等に対し、必要な教材、学用品を給与する。

〈学用品の品目〉

ア 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

第3 応急保育

1. 保育園の応急保育

要配慮者班（保育課）は、保育園の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育園を設け、保育を実施する。

また、被災者の復旧を支援するため、被災者の園児を一時的に預かる応急保育を実施する。

2. 学童保育室の応急保育

要配慮者班（子ども支援課）は、保育園に準じて、被災者の児童を一時的に預かる応急保育を実施する。

第17節 要配慮者への対応

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 避難行動要支援者の避難支援	要配慮者班、地域対策支部	我孫子市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会
第2 要配慮者の生活支援	避難所班、要配慮者班、生活支援班	我孫子市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会

■自助・共助の役割

市民	・地域の要配慮者の支援に関すること
自主防災組織等	・地域の要配慮者の支援に関すること
事業所	—

■関連項目

第2章 第5節 防災拠点施設の整備
第2章 第9節 要配慮者の安全確保体制の整備

第1 避難行動要支援者の避難支援

要配慮者班は、避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を、民生委員、自主防災組織等、福祉サービス事業者等の福祉団体等、地域の協力を得て行う。

1. 避難行動要支援者の安否確認

民生委員、自主防災組織等は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画等に基づき、在宅の避難行動要支援者の安否を確認し、地域対策支部等に報告する。

また、社会福祉施設等の管理者は、施設入所者等の安否確認を行う。

地域対策支部は、報告のあった避難行動要支援者の安否情報を要配慮者班に連絡する。

2. 避難行動要支援者の捜索・避難支援

(1) 捜索・救出

自主防災組織等は、在宅の避難行動要支援者の所在が不明な場合は、消防・警察、自衛隊等が現地に到着するまでの間、捜索・救出に当たる。

また、地域対策支部は、安否が不明との情報を受けた場合は、要配慮者班、消防救助班に連絡するとともに、自主防災組織等と現場で捜索・救出にあたる。

(2) 避難誘導

自主防災組織等は、建物の倒壊や火災の危険がある場合は、避難行動要支援者の避難を支援し、近隣の避難所等まで誘導する。

また、避難支援が困難な重度の障害者がいる場合は、自主防災組織等の連絡により要配慮者班が社会福祉協議会、福祉サービス事業者等の福祉団体の協力を得て移送を行う。

(3) 社会福祉施設の措置

社会福祉施設等の管理者は、災害により施設が危険な状態にあると判断した時は、入所者等を避難所へ避難させる。

第2 要配慮者の生活支援

1. 要配慮者の把握

避難した要配慮者は、次の5区分により対応することを基本とする。

要配慮者班は、各避難所からの要配慮者からの情報に基づきスクリーニングを行い、要配慮者の把握を行う。

対応区分	対象者の状況
一般避難所 (要配慮者)	一般避難所内において、一定の配慮や家族等の介助により避難生活が可能
福祉避難所	福祉避難所において、家族等の介助や福祉避難所スタッフの介助により避難生活が可能（一般避難所での対応は困難だが、緊急に医療機関への入院・専門的な施設への入所は不要）
緊急入所（要介護者・高齢者）	福祉避難所でも避難生活が困難で、専門的なスタッフによる介助が必要（介護保険法に基づく社会福祉施設へ緊急入所）
緊急入所（要援護障害者）	福祉避難所でも避難生活が困難で、専門的なスタッフによる介助が必要（障害者総合支援法に基づく社会福祉施設へ緊急入所）
緊急入院	医療機関による入院治療を必要

2. 避難所における応急活動

一般避難所においては、次のように要配慮者に対する応急活動を行う。

(1) 情報提供

避難所班は、自主防災組織等に対して、確実に要配慮者に情報が伝達されるように要請する。
また、要配慮者班は、必要に応じて手話通訳者等の派遣について検討する。

(2) 物資提供等の配慮

自主防災組織等は、要配慮者のための専用スペースを設け、要配慮者を優先的に収容する。
要配慮者班は、要配慮者の生活に必要な物資等を確保し供給する。

(3) 幼児・児童等の保護

自主防災組織等は、保護者と離れてしまった幼児・児童等を近隣の知り合い等で保護するよう措置をとる。

3. 福祉避難所の開設・運営

要配慮者班は、一般の避難所が開設され、長期の避難が予想される場合には、「我孫子市福祉避難所設置基準及び開設・運営マニュアル」に基づき、避難している要配慮者のうち、特別な援護を必要とする者のため、福祉避難所を開設する。

(1) 福祉避難所の対象者

福祉避難所の利用の対象者は、次のとおりである。

- 家族等の介助や福祉避難所スタッフの介助により避難生活が可能な要配慮者
- ※医療機関による治療や専門的な器材とスタッフによる介助を必要としない要配慮者で、一般避難所では生活が困難な者及び上記要配慮者の介助者
- ※我孫子市では、「同意前提方式」にて、「避難行動要支援者名簿」を作成しているため、当該名簿への記載者を主たる対象者とする。

(2) 福祉避難所の開設

開設する福祉避難所は、災害対策本部会議にて本部長が指示するものとする。開設時期は、原則として災害発生の日から3日以内とする。

また、防災行政無線、ホームページ、メール配信などにより、福祉避難所の開設を周知する。

(3) 福祉避難所への移送

福祉避難所等への移送（一般避難所から福祉避難所等の施設へ）は、当該要配慮者の介助者（家族・支援者等）が自治会等の地域の協力により行う。

ただし、要配慮者の介助者（家族・支援者等）や地域による移送が困難な場合は、市が民間福祉施設や各支援団体、ボランティアの協力を得て移送を行う。

(4) 福祉避難所の運営

ア 運営体制

福祉避難所は、市が運営することを原則とし、福祉専門職、生活相談員等を配置する。

また、必要に応じて市災害ボランティアセンターに介護分野の人的支援、市内福祉施設からの応援などを求める。

イ 避難スペース

1人あたり4㎡/人を目安として設定する。

ウ 食料・物資（生活用品）

できるだけ一般避難所と同様の提供内容とするが、避難者からの特別な要望については、可能な限り個別に対応する。

エ トイレ、ごみ

福祉避難所の水道・下水の被害状況に応じ、災害用トイレ、清掃用品を確保するほか、避難者の状況に応じ、オストメイト、乳幼児のおむつ交換台等の設備を確保する。

4. 緊急入所、緊急入院

要配慮者班は、避難者の身体状況等の悪化により、緊急入所や医療処置、治療等が必要と判断される場合は、緊急入所施設や医療機関へ速やかに移送し、適切な対応を図る。

5. 要配慮者への相談体制の整備

要配慮者班（子ども相談課）は、各地域対策支部に要配慮者相談窓口を設置し、専門相談員を配置する。

また、避難所、在宅、要配慮者利用施設などに巡回チームを派遣する。

6. 在宅（応急仮設住宅入居者含む）サービスの提供

(1) 実態調査及びニーズ量の算出

要配慮者班（高齢者支援課）は、巡回相談による実態調査及びニーズの把握に基づき、要配慮者に対する保健福祉サービス及び生活支援を提供するため、社会福祉協議会及び介護サービス事業者等と協力して体制を整える。

(2) 在宅（応急仮設住宅入居者含む）サービスの提供

被害を受けた在宅の要配慮者に対しては、次のサービスを実施する。

ア ホームヘルプサービス・配食サービス・入浴サービスの実施

イ 訪問指導

ウ 補装具・日常生活用具の給付

エ ガイドヘルパー等の派遣

7. 外国人への対応

生活支援班は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

第18節 ボランティアへの対応

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 ボランティアの受け入れ	各班	我孫子市社会福祉協議会
第2 災害ボランティアセンターの活動	生活支援班	我孫子市社会福祉協議会
第3 ボランティア活動支援	生活支援班	我孫子市社会福祉協議会

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

■関連項目

第2章 第8節 被災者支援体制の整備

第1 ボランティアの受け入れ

我孫子市災害ボランティアセンターは、県、市町村、関係団体、一般公募等を通じて、ボランティアを募集する。

受け入れたボランティアの活動は、我孫子市災害ボランティアセンターが総括する。

なお、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域のニーズ、意見等を踏まえ、関係団体と協議する。

専門的ボランティアについては、各班が県、関連団体等を通じて要請し、受け入れる。ボランティアセンターで受け入れた専門ボランティアは、生活支援班（市民協働推進課）を通じ、各班の活動との調整を図る。

〈ボランティアの活動内容〉

専門分野	ア 救護所での医療、看護 イ 被災建築物の応急危険度判定 ウ 外国語の通訳、情報提供 エ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 オ 被災者への心理治療 カ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供 キ その他専門的知識、技能を要する活動等
一般分野	ア 避難所の運営 イ 炊き出し、食料等の配付 ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 エ 高齢者や障害者等要配慮者の介護 オ 清掃 カ その他被災地における軽作業等

第2 災害ボランティアセンターの活動

1. ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会は、災害対策本部の要請により、社会福祉協議会内にボランティア活動の調整機関として、我孫子市災害ボランティアセンターを設置する。

また、必要とする時には、各地区社会福祉協議会に現地事務所を設置する。

なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

〈災害ボランティアセンターの活動〉

- | | |
|---|--|
| ア | ボランティアの登録及び管理
ボランティアの登録及び管理を行う。
なお、できる限り市民及び近隣市町からの参加者を要請する。 |
| イ | ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整
ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。 |
| ウ | ボランティアのコーディネート
市災害対策本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。 |
| エ | ボランティアの募集
ボランティアの募集について、市広報紙、市ホームページ、マスコミ等を通じて行う。 |

2. ボランティアニーズの把握

我孫子市災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンター、市災害対策本部等との連絡、避難所や巡回パトロールによる情報収集を行い、各地区社会福祉協議会及び各種ボランティア団体等との情報交換等により、ボランティアの需要の把握に努める。

3. 県災害ボランティアセンターの活動

県災害ボランティアセンターは、我孫子市災害ボランティアセンターと調整のうえ人員を派遣する。被災市周辺市町村は県災害ボランティアセンターの指示により被災市へ人員を派遣する。

なお、県は、複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するため、広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣（東葛飾地区は、西部防災センター）に設置する。

第3 ボランティア活動支援

1. 経費の負担

ボランティア参加者の食事や宿泊場所等の経費については、ボランティア自身が確保し対応する。

また、我孫子市災害ボランティアセンターの活動に必要な事務用品、資機材、炊き出し等の運営経費は、その必要性に応じて市が負担する。

なお、ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を

災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2. 活動環境の整備

生活支援班は、社会福祉協議会、地元、外部のNPO等と情報共有する場を設置し、多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第19節 帰宅困難者への支援対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 施設管理者等の対応		東日本旅客鉄道（株）
第2 市の対応	総括班、広報記録班、帰宅困難者班	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	・利用者等の避難誘導に関すること

■関連項目

第2章 第10節 帰宅困難者支援体制の整備

第1 施設管理者等の対応

1. 施設内待機

事業所及び学校等は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、報道機関や市等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させる。

2. 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設及び東日本旅客鉄道（株）は、管理する施設の安全及び報道機関や市等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を一時滞留場所へ誘導する。

第2 市の対応

1. 一斉呼びかけ

広報記録班は、防災行政無線、メール、LINE、X等を活用して、市内全域に「むやみに移動を開始しない」との一斉帰宅抑制の呼びかけを行う。

2. 一時滞留施設の開設及び誘導

(1) 一時滞留施設の開設

帰宅困難者班（交通政策課）は、各施設管理者と連携協力し、本部長の指示により次の施設の被災状況や安全性を確認した後、一時滞留施設として開設する。

また、一時滞留施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設等へ情報の提供を行う。

(2) 一時滞留施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客は、原則、各事業者が案内又は誘導する。

〈一時滞留施設〉

駅	開設場所	運営担当
我孫子駅	けやきプラザ	公園緑地課
天王台駅	天王台北近隣センター	行政管理課
東我孫子駅	近隣センターこもれび	
湖北駅	湖北台北近隣センター	
新木駅	新木行政サービスセンター	
布佐駅	布佐市民ステーションホール	

3. 帰宅困難者の把握と情報提供

帰宅困難者班（交通政策課）は、大規模集客施設や駅等の周辺における帰宅困難者の発生状況を把握する。

また、帰宅のために市が把握した被害や交通といった災害関連情報を提供する。

4. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となる。

帰宅困難者班（交通政策課）は、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第20節 被災時の市外被災地への支援

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 情報収集・連絡調整	総括班、渉外班	
第2 被災地支援活動	市外被災者班	
第3 避難者の受け入れ	市外被災者班、物資班	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

■関連項目

第2章 第7節 広域応援体制の整備

第1 情報収集・連絡調整

総括班及び渉外班は、次の情報を収集するとともに、被災地支援に関して被災地自治体、関係機関、県との調整を行う。

- (1) 災害の発生情報
- (2) 被災地の交通状況
- (3) 被災地のニーズ（物資、応援要員）
- (4) 他機関の支援の状況

第2 被災地支援活動

1. 救援物資の支援

(1) 救援物資の確保

市外被災者班（議会事務局）は、次の方法で救援物資を確保する。

- ア 市の備蓄
- イ 協定業者からの確保
- ウ 市内の企業、団体からの寄付

なお、個人からの救援物資は、仕分け作業の必要があるため、原則的に受け付けられないものとする。

(2) 救援物資の管理

市外被災者班（議会事務局）は、市役所等の公共施設に救援物資の受け入れ場所を確保し、適正に管理する。

(3) 輸送手段の確保

市外被災者班（議会事務局）は、協定等に基づき、被災地までのトラック等の輸送手段、燃料を確保する。

第3 避難者の受け入れ

1. 避難者の受け入れ

市外被災者班（監査委員事務局）は、緊急的に受け入れた市外被災者について、人数等の把握を行う。

また、計画的に市外被災者を受け入れる場合には、渉外班が、被災自治体との協議により、対象避難者、受け入れ方法、受け入れ期間、費用負担等について、調整を行う。

2. 避難施設の確保

市外被災者班（監査委員事務局）は、避難者受け入れのため、公的施設、公営住宅、民間住宅等を確保する。

3. 生活支援

市外被災者班（監査委員事務局）は物資班と連携し、食料、生活必需品等、生活に必要な支援を実施する。

受け入れが長期に渡る場合は、本部会議にて生活、教育、福祉等の支援について協議する。

第21節 被災地への支援対策（市以外大規模被災）

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 被災地支援体制	総括班、情報収集・システム班、渉外班、広報記録班	
第2 被災地支援活動	物資班、庁舎車両班、被害調査班、庁内調整班	
第3 避難者の受け入れ	渉外班、市外被災者班、物資班	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

■関連項目

第2章 第7節 広域応援体制の整備

第1 被災地支援体制

1. 被災地支援本部の設置

市は、本市以外に大規模な災害が発生したことにより、被災地の支援を行う必要がある場合は、災害支援本部を設置し、市の組織をあげて支援を行う。

(1) 災害支援本部の設置

災害支援本部の設置は、市長が決定する。事務局は、総括班におく。

(2) 災害支援本部の組織

本部の組織は、災害対策本部に準ずるものとする。

支援に関する必要な事項の決定及び調整は、災害対策本部会議に準じ、必要な構成員を招集した本部会議を開催して行う。

(3) 災害時事務分掌

各部の所掌事務は、「災害時事務分掌」に示すとおりとする。

2. 情報収集・連絡調整

総括班、情報収集・システム班及び渉外班は、次の情報を収集するとともに、被災地支援に関して被災地自治体、関係機関、県との調整を行う。

(1) 災害の発生情報

(2) 被災地の交通状況

(3) 被災地のニーズ（物資、応援要員）

(4) 他機関の支援の状況

3. 広報

広報記録班は、ホームページ、広報紙等に被災地支援に関する情報を掲載する。

4. 本部の閉鎖

本部長は、被災地の支援が必要なくなったとき、若しくは全庁的な支援が必要なくなったと認められるときは、本部を解散する。

第2 被災地支援活動

1. 救援物資の支援

(1) 救援物資の確保

物資班は、次の方法で救援物資を確保する。

- ア 市の備蓄
- イ 協定業者からの確保
- ウ 市内の企業、団体からの寄付

なお、個人からの救援物資は、仕分け作業の必要があるため、原則的に受け付けないものとする。

(2) 救援物資の管理

物資班は、市役所等の公共施設に救援物資の受け入れ場所を確保し、仕分けを行う。

(3) 輸送手段の確保

庁舎車輛班は、協定に基づき、被災地までのトラック等の輸送手段、燃料を確保する。

2. 義援金の受付

被害調査班は、義援金の受付口座を開設し、ホームページ、広報紙等で募集する。

3. 職員の派遣

庁内調整班は、被災地からの要請に基づき、必要な職員の職種及び人数を確保し、被災地に派遣する。派遣が長期にわたる場合は、各部各課でローテーションを組み対応する。

また、派遣にあたり派遣職員の被服、食料・飲料水、現地での宿泊場所を確保する。

第3 避難者の受け入れ

1. 避難者受け入れの調整

渉外班は、被災地自治体及び県との協議により、対象避難者、受け入れ方法、受け入れ期間、費用負担等について、調整を行う。

なお、県が受け入れ方針を決定し、要請を受けた場合は、その方針に従うものとする。

2. 避難者支援班の編成

市外被災者班（監査委員事務局）、総括班、渉外班及び庁内調整班は、市外被災者班を中心とした避難者受け入れ及び支援のための支援班を関係各課で編成し、住宅、福祉、就学、就業等に関する支援を総合的に行う。

3. 避難施設の確保

市外被災者班（監査委員事務局）は、避難者受け入れのため、公的施設、公営住宅、民間住宅等を確保する。

4. 生活支援

物資班は、食料、生活必需品等、生活に必要な支援を実施する。

受け入れが長期に渡る場合は、本部会議にて生活、教育、福祉等の支援について協議する。

第22節 南海トラフ地震対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	
第2 南海トラフ地震に関する情報	総括班	
第3 防災対応	総括班、避難所班	

■自助・共助の役割

市民	・南海トラフ地震臨時情報に対応した地震への備えの再確認
自主防災組織等	・南海トラフ地震臨時情報に対応した地震への備えの再確認
事業所	・南海トラフ地震臨時情報に対応した地震への備えの再確認

■関連項目

--

第1 基本方針

1. 南海トラフ地震への考え方

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。

南海トラフで発生する地震に関しては、駿河湾沖で発生する東海地震を対象に、予知を前提とした対応計画が策定されてきたが、気象庁は、平成29年11月1日から「東海地震に関連する情報」を停止し、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。この情報は、南海トラフで異常（地震の発生等）が発生した場合に、これを評価して、続いて発生が想定される地震（後発地震）に備えるためのものである。

このような経緯から、本計画に気象庁の情報に基づく市の対応を定めるものである。

2. 基本方針

南海トラフ地震で想定される震度は、震度5弱程度であり立川断層帯地震と比べると影響は小さいものとなっている。そのため、市は、地震防災対策を推進する必要がある南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていない。

そのため、市の南海トラフ地震対策は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、揺れに備えた警戒を行うことを対策の基本方針とする。

なお、平常時対策及び地震発生後の対策は、第2章～第3章に準拠して行うものとする。

第2 南海トラフ地震に関する情報

1. 情報の種類及び発表条件

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で異常な現象を観測した場合は、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

この情報の種類及び発表条件は、次のとおりである。

種類	発表条件等
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨及び調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

2. 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード等

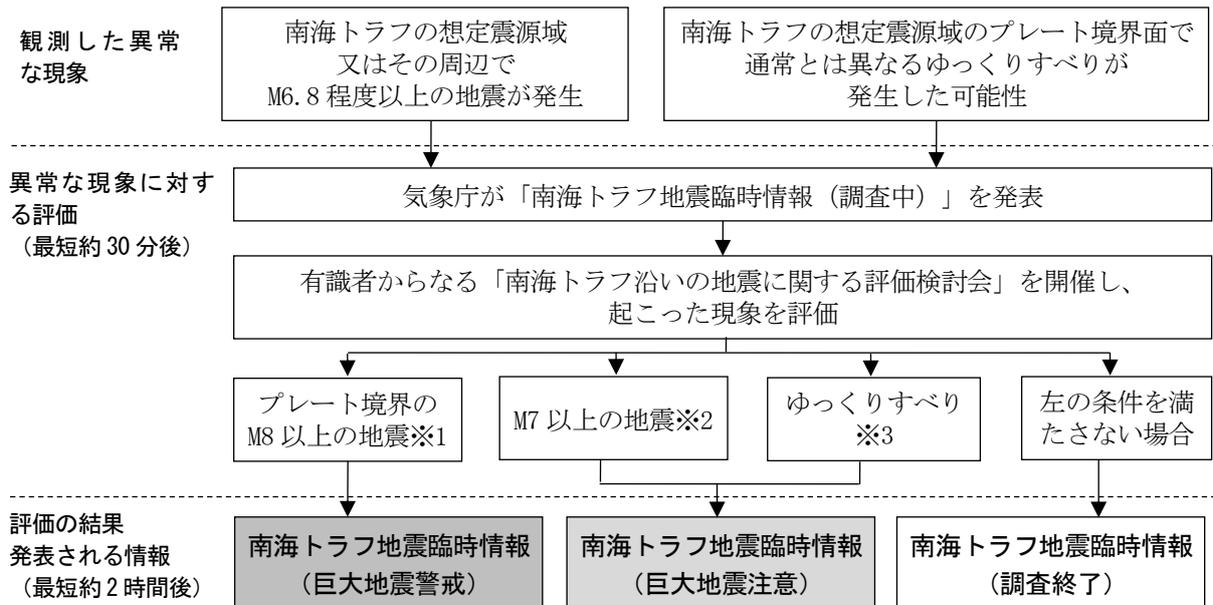
気象庁は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表する。

キーワード	内容
調査中	<p>下記のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1箇所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

3. 情報発表の流れ

異常な現象を観測した場合の情報発表の流れは、次のとおりである。

市は、評価の結果として発表される情報に基づき、対応する。



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0 以上の地震が発生した場合 (半割れケース)
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合 (一部割れケース)
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合 (ゆっくりすべりケース)

第3 防災対応

1. 対応の基本

南海トラフ地震臨時情報により、次の防災対応をとる。

異常現象の評価	プレート境界の M8 以上の地震 (半割れケース)	M7 以上の地震 (一部割れケース)	ゆっくりすべり
発表情報	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)
(最短) 2 時間程度 ~ 1 週間	〈巨大地震警戒対応〉 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・揺れが心配な市民は自主避難	〈巨大地震注意対応〉 ・日頃からの地震への備えを再確認する等	〈巨大地震注意対応〉 ・日頃からの地震への備えを再確認する等
1 週間後 ~ 2 週間	〈巨大地震注意対応〉 ・日頃からの地震への備えを再確認する等	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。
すべりが収まったと評価されるまで	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		
大規模地震発生まで			

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）への対応

市は、市民に対し、室内の安全対策、水の汲み置き、備蓄の確認等の備えを呼びかける。
また、自宅での生活が不安な方に対し、避難所を開放する。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）への対応

市は、市民に対し、室内の安全対策、水の汲み置き、備蓄の確認等の備えを呼びかける。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 市民生活のための緊急措置

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 被災者の生活確保	被害調査班、要配慮者班、給水班、復旧班、広報記録班、生活支援班、情報収集・システム班	我孫子市社会福祉協議会、県
第2 住宅の再建	住宅班、渉外班、庁内調整班	住宅金融支援機構
第3 地域経済への支援	物資班	
第4 その他関係機関が行う特例措置	被害調査班	県、松戸公共職業安定所、日本郵便（株）、日本放送協会

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

第1 被災者の生活確保

1. 被災者生活再建支援金の支給

要配慮者班（社会福祉課）は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者からの支援金の申請書を取りまとめ、県に提出する。

(1) 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア又はイの被害が発生した都道府県の他の市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

※エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象世帯

自然災害により被害を受けた次の世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

ア 居住する住宅の全壊した世帯

イ 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
全壊、解体、長期避難の支給額	200万円	100万円	50万円
中規模半壊の支給額	100万円	50万円	25万円

(4) 千葉県被災者生活再建支援事業

県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、「被災者生活再建支援法」に基づく支援金の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

支給の実施は市が行い、支援金の支給額は「被災者生活再建支援法」と同等とする。

2. 税等の減免等

(1) 市税の減免措置等

被害調査班（課税課、収税課）は、市税条例に基づき、被災した納税義務者に対し、期限の延長、猶予、減免の措置を講ずる。

また、要配慮者班（高齢者支援課、障害者支援課、国保年金課、子ども支援課、保育課）、給水班（水道局・給水課）、復旧班（下水道課）は、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、障害者関係、児童関係、上下水道関係等の負担額や保険税（料）、利用料について、被災者に対して、納付期限の延長、猶予、減免等の検討又は措置を講ずる。

(2) 国税・県税

国及び県は、地方税法又は千葉県県税条例の規定により、県税の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じる。

(3) 給付制度

要配慮者班（障害者支援課、子ども支援課）及び社会福祉協議会は、見舞金や貸付金及び手当等について、支給や据置期間の延長、償還金の支払い猶予、所得制限の解除等の特別措置を講ずる。

(4) 市税等の減免制度、給付制度、資金貸付制度等の広報・相談

広報記録班（秘書広報課）、被害調査班（課税課）及び市税等の減免制度、給付制度、資金貸付制度等の取扱いを講ずる各班は、それぞれの制度についてまとめた一覧表を作成すると

もに、申請様式についても統一の様式を作成するなどして、広く被災者に対して支援制度全般の一覧表を配付し周知を図る。

また、被災者相談窓口において減免制度、給付制度、資金貸付制度等の相談に対応するとともに、申込みにも対応する。

3. 授業料の減免・育英補助

(1) 授業料の減免

県は、生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免する。

また、私立高等学校が定めるところにより、り災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

(2) 育英補助の措置

県は、り災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、り災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

4. 災害弔慰金等の支給等

(1) 災害弔慰金の支給

要配慮者班（社会福祉課）は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき千葉縣市町村総合事務組合へ申請し、千葉縣市町村総合事務組合は災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

要配慮者班（社会福祉課）は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき千葉縣市町村総合事務組合へ申請し、千葉縣市町村総合事務組合は自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある市民に対して、災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付け

要配慮者班（社会福祉課）は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき千葉縣市町村総合事務組合へ申請し、千葉縣市町村総合事務組合は自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 災害見舞金の支給

要配慮者班（社会福祉課）は、「我孫子市災害見舞金規則」に基づき、災害により死亡した市民の遺族並びに災害により被害を受けた市民及び法人に対し災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給する。

5. 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

6. 被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳（個人番号未記載版）の作成

情報収集・システム班は、被災者への支援を漏れなく行うために、被災者再建支援制度の適用を受ける災害が発生した場合に、被害調査班が作成したり災台帳に基づき、次の情報を記載した被災者台帳（個人番号未記載版）を作成する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ （住民基本台帳に記載の）住所又は居所

オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況

カ 援護の実施の状況（支援金等の支給、租税・公共料金の減免等）

キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

ク 電話番号その他の連絡先

ケ 世帯の構成

コ り災証明書の交付状況

サ 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）

シ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）

ス 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）

セ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

また、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳を利用する。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

ウ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき

なお、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

(2) 被災者台帳（個人番号記載版）の作成

被災者台帳（個人番号記載版）については、被災者台帳（個人番号未記載版）に基づき、必要に応じて総括班長（市民安全課長）が作成し、管理する。

7. 安否情報の提供

生活支援班は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、被災者の安否情報を提供する。

提供の際には、個人情報管理の徹底に努める。

第2 住宅の再建

1. 災害公営住宅の建設

住宅班（建築住宅課）、渉外班（企画政策課）及び庁内調整班は、「公営住宅法」に基づく「災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等」に係る制度の活用が必要と判断された場合は、迅速かつ的確な供給を図ることができるよう、国に協力を要請し、庁内の体制を整備

する。

2. 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、住宅の建設、購入及び自宅の補修に対し融資を行う。

第3 地域経済への支援

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について市民に周知する。

1. 中小企業者への融資資金

物資班（企業立地推進課）は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、県等との連携を図り周知する。

2. 農林者等への融資資金

物資班（農政課）は、農林漁業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

3. 雇用の維持に向けた事業者への支援

県は、雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

また、雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

第4 その他関係機関が行う特例措置

1. 職業のあっせん等

松戸公共職業安定所は、震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災者のための臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談を実施する。

また、震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

2. 義援金の受付・配分

(1) 義援金の受付と保管

被害調査班（財政課）は、義援金を受け入れる口座を指定金融機関に開設し、市に送付された義援金及び日本赤十字社等を通じて配分された義援金を保管する。

(2) 義援金の配分

被害調査班（財政課）は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して配分計画を立案する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

3. 郵便関係の取扱い

日本郵便（株）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

また、窓口業務を維持するとともに、災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合に取扱いを行う。

4. 日本放送協会

日本放送協会は、災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

第2節 生活関連施設の復旧計画

第1 災害復旧事業

市は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

市が行う災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、法令の定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

〈法律により一部負担又は補助する復旧事業〉

法律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	私立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援事業の施設の復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

第2 激甚災害の指定

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第3節 災害復興

第1 復興体制

渉外班（企画政策課）は、被害状況をすみやかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興本部を早期に設置し、災害対策本部との密接な連携体制により運営する。

第2 災害復興基本方針の策定

渉外班（企画政策課）は、市長、市職員、学識経験者、市民代表等により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興基本方針等を策定する。災害復興基本方針を策定した場合は、すみやかにその内容を市民に公表する。

なお、災害復興を進めていく際には、この復興基本方針策定の段階はもとより、復興基本計画の策定から復興事業・施策の展開に至るまで、市民の意見を十分反映させていく。

第3 災害復興計画の策定

渉外班（企画政策課）は、災害復興基本方針に基づき、関係各課と調整の上、具体的な災害復興計画の策定を行う。

災害復興計画は、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における計画で構成するものとする。

なお、大規模災害からの復興に関する法律等が適応された場合には、それらの制度を活用し災害復興を推進する。

〈参考 災害復興計画の視点〉

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性和都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

重要な産業である農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 計画の目的

1. 推進計画の目的

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とした計画である。

本市は、過去に発生した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震において、大きな被害を受けた地域（震度6弱以上）に該当しているため、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定され、当該推進計画を定めることとされている。

2. 計画の適用

本市は、内陸に位置するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の揺れによって発生する現象を対象とする。

なお、市が行う地震対策は、海溝型地震のみならず、全ての地震に共通するものである。そのため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関して気象庁から発表される「後発地震への注意を促す情報等」への対応以外は、各章各節を準用するものとする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

防災関係機関が災害応急対策として行う事務又は業務の大綱は、総論編第2節を準用する。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

市は、防災都市づくりとして市街地整備、建築物の不燃化・耐震化等、防災拠点施設の整備として避難場所の整備等を実施する。

これらの内容については、地震対策編第2章第2節、第5節を準用する。

第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備手配

市は、災害時に必要な資機材、人員等について、防災関係法令及び相互応援協定等に基づき、国、都道府県、市町村、関係団体等に要請し、確保する。

これらの内容については、地震対策編第2章第7節、第3章4節を準用する。

第2 物資の備蓄・調達

市は、災害発生に備え、住民に対し、最低3日間分（推奨1週間分）の備蓄に努めるよう啓発を図る。

市の備蓄については、2万人を被災者として設定し、3日分を流通備蓄と市備蓄で充当するよう目標を定めている。

これらの内容については、地震対策編第2章第8節を準用する。

第4節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

第1 後発地震への注意を促す情報の発表

1. 北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表

日本海溝・千島海溝沿いの領域で規模の大きな地震が発生すると、その地震の影響を受けて新たな大規模地震が発生する可能性が相対的に高まると考えられている。

このため、気象庁は、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、モーメントマグニチュード (Mw) 7.0 以上の地震が発生した場合に、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表する。

発表基準は、次のとおりである。

〈北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表基準〉

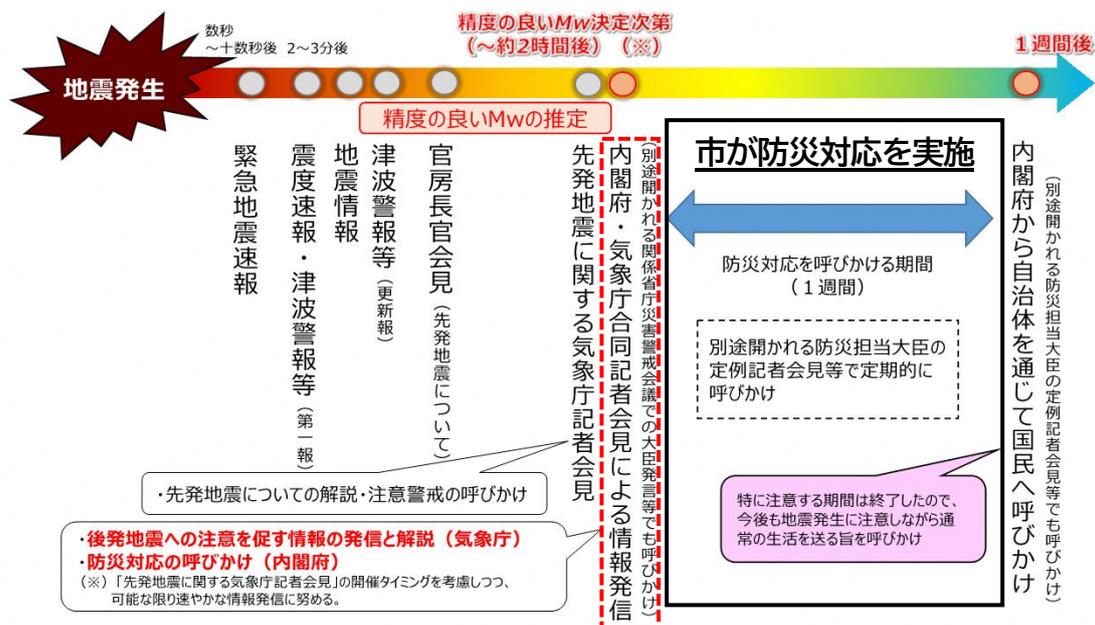
日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合。

なお、想定震源域に影響を与える外側のエリアで Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域への影響を評価し、想定震源域に影響を与えると評価した場合に限る。

2. 情報発表の流れ

気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表基準を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれる。

合同記者会見では、気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表と解説」が行われ、その後に内閣府から「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。



第2 応急活動体制

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、警戒配備体制（災害警戒本部）をしき、必要な職員を動員する。

また、事態の推移により、災害対策本部を設置する等、必要な体制をとる。

応急活動体制については、地震対策編第3章第1節を準用する。

第3 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」等について、住民に伝達する。

情報の伝達については、地震対策編第3章第2節を準用する。

第4 防災対応

1. 防災対応の基本

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、住民等は、次の防災対応をとることを基本とする。

〈防災対応の基本〉

- ア 後発地震に備え、地震への備えの再確認を行う。
- イ 通常的生活継続を基本とし、地震発生時に迅速な避難を行う。
- ウ 自宅での生活継続が不安な場合は、各自が確保した親戚・知人宅等の避難先、又は、市が開放した避難場所に自主避難を行う。

2. 対応期間

防災対応の期間は、先発地震が発生し、後発地震への注意を促す情報が発信されてから1週間とする。

3. 防災対応の呼びかけ

(1) 住民への呼びかけ

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合、住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認、避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

住民等に呼びかける内容は、次のとおりである。

〈住民等への呼びかけの内容〉

- ア 家具、家電製品の固定、落下物の除去
- イ 備蓄の確認、不足分の確保
- ウ 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備
- エ 非常持出品の常時携帯
- オ 避難場所・避難経路の確認
- カ 家族等との安否確認手段の取決め
- キ 地域の避難行動要支援者の避難体制の確認
- ク 自宅での生活が不安な場合は、市が開放した避難場所、親戚・知人宅等に避難すること等

〈地震対策編〉第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第4節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

(2) 事業者等への呼びかけ

市は、事業者等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の安全点検、従業員の避難誘導等の確認を呼びかける。

また、市施設においても、施設・設備等の安全点検を実施する。

事業者等に呼びかける内容は、次のとおりである。

〈事業者等への呼びかけ〉

- | |
|-------------------------------|
| ア 機械、棚等の設備の転倒防止対策・点検等 |
| イ 情報収集・連絡体制の確認 |
| ウ 施設利用者、従業員等への避難経路、避難場所等の周知 等 |

4. 自主避難の対応

市は、災害応急対策をとるべき期間において、自宅での生活が不安な住民が避難できるよう、一部の避難場所（開設順位第1位：小学校13校）を開放する。

なお、その場合の食料、生活物資等は、避難者が持参するものとする。

第5節 防災訓練に関する事項

市は、大規模な地震を想定して、市総合防災訓練、避難所運営訓練、地域における防災訓練等を実施する。

これらの内容については、地震対策編第2章第1節を準用する。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識、後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる対応等について、知識の普及・啓発に努める。

これらの内容については、地震対策編第2章第1節を準用する。

風水害対策編

第 1 章 総則

第1節 計画の前提条件

第1 河川及び沼

我孫子市の災害に影響のある主な河川及び沼は、次のとおりである。

1. 利根川

利根川は、上越国境にある大水上山（標高 1,831m）の山頂近くに端を發し、いくつもの支川の水を集めて流下している。全長は約 322km にも及び、流域面積は 16,840km² である。

我孫子市は、利根川の中流部にあたり、上流は柏市境より、下流は印西市境までの右岸堤防約 12.5km の延長にわたっている。

2. 手賀沼及び手賀川

手賀沼は、大堀川（柏市呼塚新田地先）から手賀川（柏市片山新田地先）に至る延長約 17km の千葉県が管理する河川である。

また、手賀川は、手賀沼（柏市片山新田地先）から利根川（印西市六軒地先）に至る延長約 8 km の国の直轄河川であり、手賀沼流域の水を利根川に排水するための重要な河川となっている。

3. つくし野川

つくし野川は、平成 2 年に準用河川として指定され、下流から約 1.9km を市が管理している。

第2 風水害の履歴

1. 水害の履歴

我孫子市は、北に利根川、南に手賀沼にはさまれた地形であることから、過去において何度となく大水害に見舞われ、その都度大きな犠牲を払ってきた。

近年においては、東京のベッドタウンとして宅地開発が進展し、急激な人口増加を見た。その結果、谷津や低地まで宅地開発が進み、河川及び排水路の末端、排水未整備地域において台風や集中豪雨等により、内水による水害が発生している。昭和 56 年の台風 24 号では、床上浸水 264 世帯、床下浸水 554 世帯が被害を受け、災害救助法の適用をうけた。

また、利根川や手賀沼の増水による二次的内水被害の発生も本市の特徴である。

2. 主な被害と気象状況

我孫子市で発生した水害の状況は、次のとおりである。

(1) 1981 年（昭和 56 年）10 月 22 日台風 24 号

10 月 22 日の午前 9 時から降り始め、総雨量 212mm を記録し、23 時に時間雨量 59mm を観測した。床上浸水 264 世帯、床下浸水 554 世帯の被害があり、災害救助法の適用を受けた。

(2) 1991 年（平成 3 年）9 月 19 日台風 18 号

台風 18 号は、平成 3 年 9 月 15 日に沖の鳥島の南海上で発生し、発達しながら北西に進み、沖縄の南海上で進路を北東に変え、19 日夜には房総半島の沿岸に接近した。

また、この台風により本州南岸に停滞していた前線の活動が活発となり、紀伊半島から東海、関東、東北の太平洋側で大雨となった。

我孫子市では、9月18日20時頃より降り始め、1日程度強弱を伴いながら継続した後に、台風の接近とともに雨量がピークに達し、積算雨量は244mmを記録した。全市的に低地住宅に浸水し、床上・床下浸水85件が発生した。

(3) 2003年(平成15年)8月5日の豪雨

平成15年8月5日は、関東地方の各地で気温が30度前後まで上昇し、表層の大気が暖められたうえ、前線が南下し南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気が非常に不安定となり、関東地方では夕方から局地的に雷を伴う大雨となった。

この雨により我孫子市内では、総雨量102mm、時間最大雨量73mmを記録し、床上浸水30戸、床下浸水82戸、道路冠水29箇所が発生した。

(4) 2007年(平成19年)6月10日の集中豪雨

関東地方上空5700mには氷点下18度以下の、この時期としては強い寒気を伴った渦があり、大気の状態が不安定となった。そのため市の西部地区では午前11時40分から午後0時40分の1時間に83.5mmの降雨量を記録した。市内では床上浸水17件、床下浸水67件、土砂流出3件の被害が発生した。

(5) 2008年(平成20年)8月30日の集中豪雨

寒冷前線への湿った空気の吹き込みと上空の寒気の影響で大気が不安定になり、雷雲が発生し局地的に激しい雨が降った。我孫子市の西部では、30日午後5時50分頃から強雨となり、1時間に104.5mmの降雨を記録した。28日の降り始めからの降雨量は、我孫子248.5mm、根戸181.5mm、布佐136.5mmであった。この雨により、床上浸水28件、床下浸水145件等の被害が発生した。

(6) 2013年(平成25年)10月15日～16日台風26号

強い勢力の台風26号が、房総半島の東をかすめる進路をとったため、長時間にわたり降雨が続き、アメダス我孫子の観測史上最大の日降水量196.5mm(10月16日)を記録した。

また、アメダス我孫子の15日からの降り始めからの積算降雨量は252.0mmを記録した。

この継続的な降雨による内水浸水や、手賀沼の水位上昇による湖岸堤からの越水により、布佐地区の広範囲や若松地区などが浸水し、床上浸水101件、床下浸水309件等の被害が発生した。

3. その他災害

我孫子市では、過去に数回降ひょうが発生しているが、2000年(平成12年)5月の降ひょうでは、人的被害や住家被害が発生した。

2000年(平成12年)5月24日、強い日差しで関東南部や内陸部を中心に気温が上昇し、日中の湿度が高く、上空の寒気が流れ込み積乱雲を発達させた。積乱雲は、北西の風に流され我孫子市に到達し、12時から13時の間に雷と突風を伴いゴルフボール大の大粒のひょうが降った。

第3 風水害等の想定

1. 風水害

(1) 洪水(外水氾濫)

我孫子市では、利根川、手賀川及び手賀沼が大雨によって増水し、堤防が決壊した場合を想定して「あびこハザードマップ」を作成している。このマップは、利根川流域及び手賀川・手

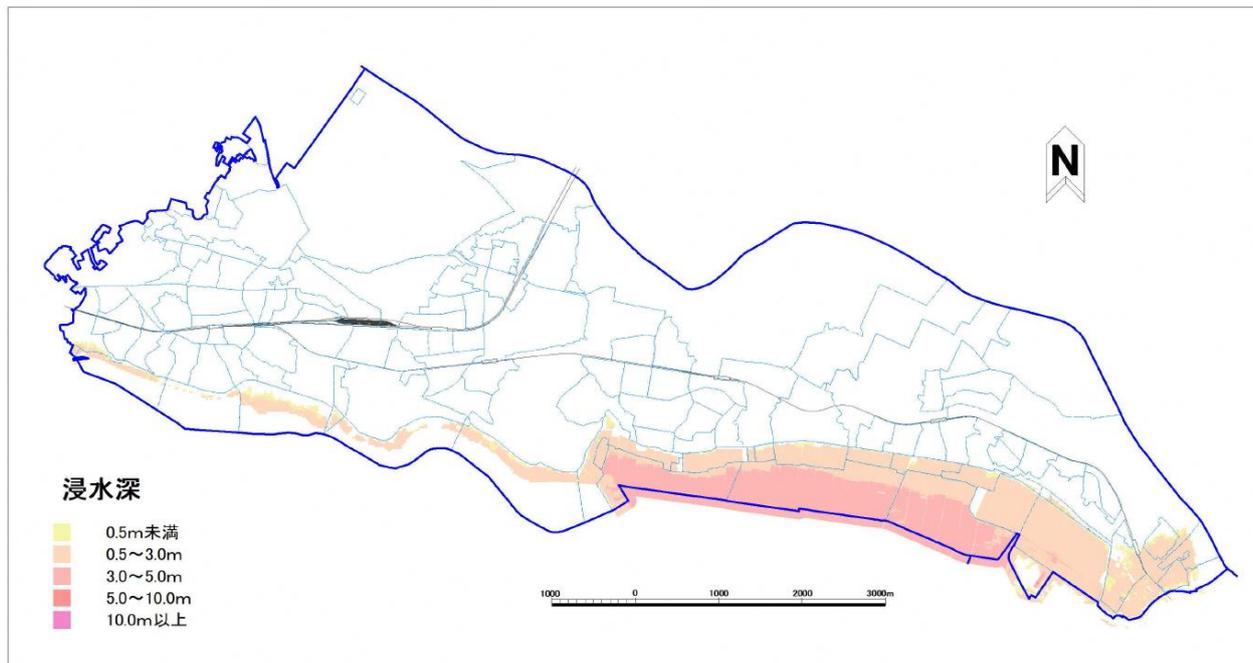
賀沼流域で想定最大規模の雨が降った場合を想定し、水防法に基づき国土交通省及び千葉県が作成した浸水想定区域図より作成したものである。

なお、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の避難対象世帯及び対象者は、次のとおりである。

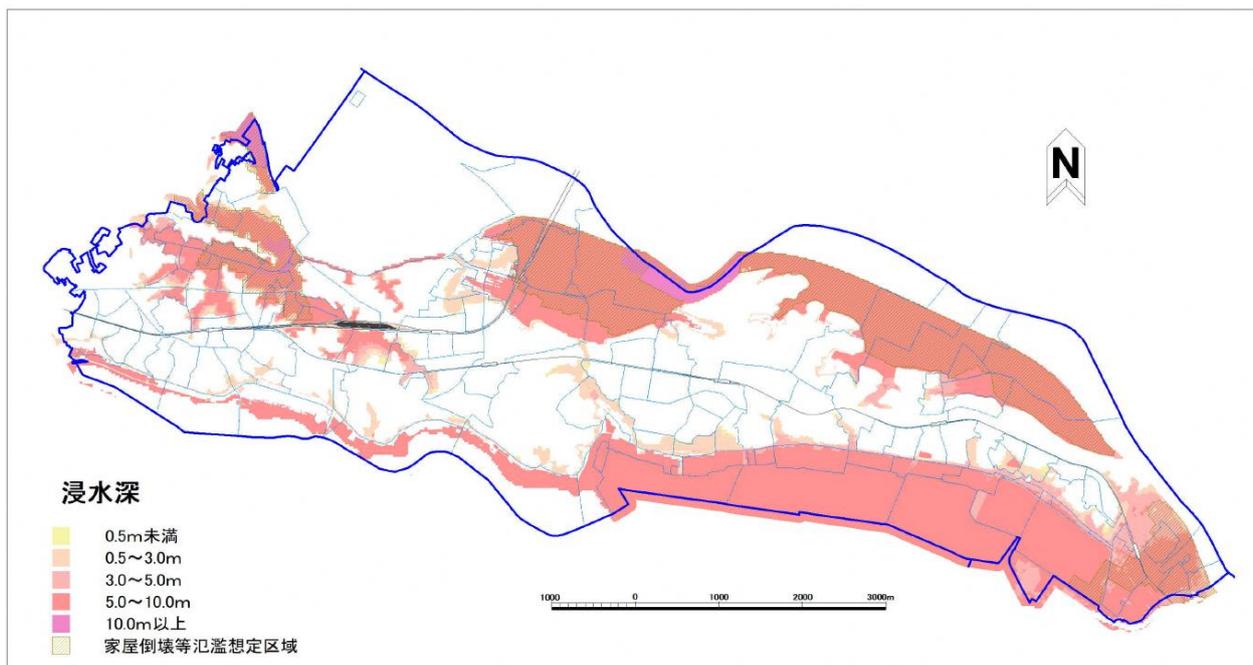
〈避難対象世帯及び対象者〉

※令和6年9月現在

利根川	19,298 世帯、40,746 人
手賀川・手賀沼	2,388 世帯、4,866 人
土砂災害	64 箇所、661 世帯、1,428 人



〈手賀川・手賀沼の洪水ハザードマップ〉



〈利根川の洪水ハザードマップ〉

(2) 内水氾濫

短時間に集中する豪雨によって、中小河川や排水路があふれる内水氾濫を想定する。

我孫子市では、浸水実績を活用した内水浸水想定区域図に基づく内水（浸水）ハザードマップを作成し、「あびこハザードマップ」に掲載している。

(3) 竜巻・旋風

局地的に発生する竜巻を想定する。

2. 雪害

降雪による交通障害及び農作物等への被害を想定する。

3. 火山災害

火山が噴火した場合には、風向や風の強さによっては降灰があり、市民生活や農作物に影響がでることが予想される。そこで、「富士山火山防災マップ」（内閣府）に基づく富士山の噴火による2cm程度の降灰や、浅間山の噴火による同程度の降灰を想定する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災力の向上

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 防災知識の周知・普及	学校教育課、指導課、市民安全課、障害者支援課、企画政策課、人事課	
第2 水防演習の実施	治水課、消防本部	各防災関係機関
第3 自主防災活動の推進	市民安全課、企業立地推進課、消防本部	
第4 災害対策本部体制の整備	各部、人事課、市民安全課	

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における災害危険箇所、防災知識の把握に関すること ・地域の自主防災活動への参加に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災活動の実施に関すること
学校、福祉施設、医療施設、事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災組織の編成、防災訓練等の実施に関すること ・職員、従業員等への防災知識の普及に関すること ・事業継続計画（BCP）の作成と実践に関すること

第1 防災知識の周知・普及

1. 児童・生徒への周知

学校教育課、指導課は、第3期千葉県教育振興基本計画に基づき、児童生徒等が風水害の現象やハザードマップを理解し、自らの判断で行動できる力を養うための防災教育を実施するよう、各学校に指導する。

2. 市民への周知

(1) 市の防災広報

市民安全課は、災害発生時に的確な判断に基づき行動ができるよう、自主防災組織等を通じ、防災知識等の普及を図る。

また、ハザードマップの配布やホームページでの公開を継続し、防災広報を実施する。

〈防災広報の内容と手段〉

防災広報の内容	手段
<ul style="list-style-type: none"> ・風水害等災害の基礎的な知識 ・災害関連情報の入手方法 ・災害発生時に備えて生活必需品の備蓄 ・土砂災害危険箇所及び避難場所、避難路等避難対策に関する知識 ・防災関係機関等が講ずる災害応急対策等 ・水防活動や避難行動の参考となる雨量や河川水位情報等 ・警報等や避難指示等の意味と内容の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報あびこ ・インターネット ・洪水ハザードマップ ・パンフレット、ポスター ・出前講座 ・啓発ビデオの貸し出し ・映画、防災座談会等

(2) 要配慮者への広報

市民安全課、障害者支援課及び企画政策課は、視覚障害者や外国人など、一般的な広報では不十分な方に対する啓発方法として、防災行動マニュアルの作成や外国語版のパンフレット・防災マップ作成を進める。

(3) 防災関係機関の防災広報

防災関係機関は、それぞれ所管する事務及び業務に関する水防対策等について職員に対し教育を実施するほか、利用者等についても周知する。

3. 市職員への周知

人事課及び市民安全課は、日常の行政事務を通じ積極的に防災対策を推進し、かつ、地域における防災活動を率先して実施できるよう、風水害等対策について、職員研修、講演会、防災のマニュアル等の手段をもって、防災意識の周知を図る。

第2 水防演習の実施

利根川等の増水及び堤防等の決壊を想定し、我孫子市と柏市の共催による合同水防演習を実施する。

(1) 実施時期及び場所

洪水の発生が多くなる出水期（6月～10月）前に実施する。演習会場については、利根川河川敷とし、その都度選定する。

(2) 参加機関

我孫子市、我孫子市消防本部（署）、我孫子市消防団、柏市、柏市消防局（署）、柏市消防団

(3) 演習内容

水防工法演習等

第3 自主防災活動の推進

1. 自主防災組織の結成

市民安全課は、災害発生による被害の防止及び軽減を図るため、自治会や管理組合等を母体として自主防災組織が結成できるように、規約の「標準様式」を活用して促進する。

また、資機材等への助成、防災リーダー等の育成等の支援を行う。

自治会、管理組合等は、自主防災組織が未結成の場合は、市の支援を受けて自主防災組織を結成し、自主防災活動を実施する。

2. 施設及び事業所等の防災組織強化

各施設・事業所等は、消防法等に基づいて、防災組織の結成、消防用設備の整備、防災訓練等を実施する。消防本部は、それらを指導する。

また、高層建築物、雑居ビル等は、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制の確立、災害発生時の防災体制を指導する。

企業立地推進課は、中小企業者等を対象に、風水害における事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

3. 自主的な避難確保・浸水防止の取組み

市民安全課は、水防法に基づき浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等を指定し、本計画に位置付ける。

要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成や訓練の実施及び自衛水防組織を設置した場合の市長への報告に努める。

大規模工場等の管理者は、浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織を設置した場合の市長への報告に努める。

なお、要配慮者利用施設については、避難指示等の情報を施設管理者に伝達するため、施設ごとに市の連絡担当を定めている。

4. 防災訓練（風水害）の実施

市民安全課は、自主防災組織等が実施する風水害に特化した防災訓練を支援する。

特に、自主防災組織等が水害時の避難誘導訓練を実施する場合、市民安全課は緊急避難場所との調整などの支援を行う。

5. 避難所設置・開設・受付・運営訓練（風水害対策）

市民安全課は、職員の災害対応能力の向上を図ることを目標に、「避難所開設・運営マニュアル〈風水害編〉」に基づき、風水害時に特化し、避難所開設から受付、運営・閉鎖までをシミュレーションした実践的かつ効果的な訓練を実施する。

(1) 実施時期及び場所

台風シーズン前までに、洪水時の第1優先順位で開設する避難所で実施する。

(2) 実施方法

避難所ごとに実践的な内容を定め実施する。参加は、風水害時に避難所を運営（担当）する職員とする。

(3) 訓練内容

避難所開設訓練、受付訓練、運営訓練、避難所における感染症対応訓練、避難所閉鎖訓練等

第4 災害対策本部体制の整備

1. 災害対策マニュアルの作成

各課は、風水害への警戒・避難対策や、被害発生後の対応を検討し、「我孫子市風水害対策マニュアル」や「作業手順書」等の作成を検討する。

また、風水害への動員を定めた動員表やマニュアル等を毎年、見直しを行い、所属職員に周知を図る。

2. 業務継続計画（BCP）風水害編の作成及び推進

行政管理課及び市民安全課は、風水害発生時のリスクのある中で市役所の業務が継続して行えるよう「我孫子市災害時業務継続計画（風水害編）」の作成を検討し、リスクの軽減や風水害時の優先業務を明確にするとともに、達成状況等を確認し、その見直しに努める。

第2節 水害予防対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 河川の整備と維持管理	治水課	県（柏土木事務所）、国（利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所）
第2 流域治水の推進	市民安全課、治水課	流域のあらゆる関係者
第3 雨水管理施設の整備	治水課	
第4 防災意識の周知等	市民安全課	

■自助・共助の役割

市民	・浸水想定区域、避難場所等の確認に関すること
自主防災組織等	・浸水想定区域、避難場所等の確認に関すること
事業所	・浸水想定区域、避難場所等の確認に関すること

第1 河川の整備と維持管理

(1) 利根川・手賀川・手賀沼

国及び県は、それぞれが管理する利根川、手賀川、手賀沼及び支流の改修工事等を行い、流域の浸水被害の軽減を行う。

治水課は、重要水防箇所をはじめとする河川整備について国及び県に要請する。

(2) 準用河川つくし野川

治水課は、準用河川つくし野川について、5年確率降雨に対する整備を完了した。

整備完了後においても、浚渫等、適切な維持管理を行うことで流下能力を確保する。

また、危機管理型水位計・河川監視カメラの設置により、リアルタイムでの河川の情報提供を行う。

第2 流域治水の推進

「流域治水」とは、気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で総合的かつ多層的な水災害対策を行う考え方である。

近年の線状降水帯等に伴う集中豪雨は、既存の雨水排水施設のみでは対応が困難な規模となっている。そのため、市は、河川や雨の情報を把握し、適切に対応するとともに、自助・避難等に必要な情報提供を行う。

第3 雨水管理施設の整備

1. 雨水排水・雨水抑制施設の整備と維持管理

治水課は、「我孫子都市計画下水道基本計画」に基づいて、5年確率降雨に対する施設整備を進める。常襲的な浸水被害地区において、地域特性に合わせ、計画的に水路及び雨水幹線等の排水施設の整備を進める。

また、浚渫など適切な維持管理を行い、雨水排水能力を確保する。

2. 雨水抑制（貯留）施設等の指導・支援

治水課は、開発行為や一定規模以上の建築行為において、調整池などの雨水抑制施設の設置を指導する。

また、個人住宅等において、雨水を一時的に貯留することにより流出を抑えるため、雨水貯留タンク設置の助成を行う。

3. 雨水貯留浸透施設の設置

治水課は、「我孫子市雨水浸透施設設置推進要綱」に基づいて、建築の際に規模に応じて浸透柵、浸透トレンチなどの雨水浸透施設の設置を促す。

第4 防災意識の周知等

1. ハザードマップの配布

水防法第10条の4の規定に基づき、平成29年7月に国土交通省から利根川の浸水想定区域図、平成29年6月に国土交通省・千葉県から手賀川・手賀沼流域の浸水想定区域図が公表された。

市は、河川や内水氾濫の浸水想定区域や避難場所等を示した「あびこハザードマップ」（令和7年2月発行）を市民に配布し、広く安全で適切な避難行動の周知を図っている。

2. 災害危険区域の指定

県及び市は、洪水等による危険の著しい区域について、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定の検討を行い、必要な措置を講ずる。

なお、指定を行う場合は、浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を検討する。

3. 要配慮者利用施設の避難体制の整備

市民安全課は、浸水想定区域内の要配慮者施設について、避難体制の整備を促進する。

対策の内容は、地震対策編第2章第3節「地盤災害の防止」に準拠する。

※資料編 資料5－7 要配慮者利用施設

第3節 土砂災害・風害等予防対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 土砂災害の防止	市民安全課、高齢者支援課	県（柏土木事務所）
第2 風害対策	市民安全課、農政課、水道局	東京電力パワーグリッド（株）、東日本電信電話（株）
第3 雪害対策	道路課、農政課	東京電力パワーグリッド（株）、東日本電信電話（株）

■自助・共助の役割

市民	・危険箇所の把握に関すること ・竜巻等の知識の習得に関すること
自主防災組織等	・危険箇所の把握に関すること
事業所	・危険箇所の把握に関すること

第1 土砂災害の防止

市民安全課は、土砂災害対策として、土砂災害区域等の県の指定に基づいて、ハザードマップ作成・配布、警戒避難体制の整備等を実施する。

対策の内容は、地震対策編第2章第3節「地盤災害の防止」に準拠する。

〈土砂災害警戒区域等の指定〉

番号	箇所名	箇所番号	指定箇所	告示日	自然現象の種類	柵警戒区域
1	久寺家	I-0245	我孫子市久寺家	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
2	日秀	I-0246	我孫子市日秀	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
3	白山	I-0247	我孫子市白山	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
4	布佐	I-0248	我孫子市布佐	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
5	久寺家2	II-1030	我孫子市久寺家	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
6	久寺家3	II-1031	我孫子市久寺家	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
7	つくし野2	II-1034	我孫子市つくし野	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
8	緑1	II-1037	我孫子市緑	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
9	中里1	II-1041	我孫子市中里	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
10	布佐3	II-1043	我孫子市布佐	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
11	布佐4	II-1044	我孫子市布佐	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
12	つくし野1	I-1476	我孫子市つくし野	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	
13	寿	I-2023	我孫子市寿	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
14	我孫子1	II-1035	我孫子市我孫子	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
15	岡発戸1	II-1038	我孫子市岡発戸	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
16	岡発戸新田1	II-1039	我孫子市岡発戸新田	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
17	中峠1	II-1040	我孫子市中峠	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
18	布佐2	II-1042	我孫子市布佐	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
19	布佐5	II-1045	我孫子市布佐	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
20	布佐6	II-1046	我孫子市布佐	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
21	布佐7	II-1047	我孫子市布佐	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
22	新木1	II-7030	我孫子市新木	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
23	久寺家4	II-1032	我孫子市久寺家、つくし野6丁目	令和3年1月15日	急傾斜地の崩壊	○
24	古戸1	I-042K2025	我孫子市古戸	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
25	古戸2	I-042K2026	我孫子市古戸	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
26	古戸3	I-042K2070	我孫子市古戸	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
27	古戸4	I-042K2028	我孫子市古戸、中峠	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
28	新木2	I-042K2024	我孫子市新木、古戸	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○

29	新木3	I-042K2049	我孫子市新木、古戸	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
30	新木4	II-042K2047	我孫子市新木	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
31	新木野1	I-042K2050	我孫子市新木野3丁目、新木野2丁目、新木野1丁目	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
32	中峠2	I-042K2061	我孫子市中峠、中峠台	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
33	中峠3	I-042K2062	我孫子市中峠	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
34	中峠4	I-042K2064	我孫子市中峠	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
35	中峠5	II-042K2060	我孫子市中峠	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
36	中峠6	II-042K2063	我孫子市中峠	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
37	布佐8	I-042K2079	我孫子市布佐	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
38	布佐9	I-042K2083	我孫子市布佐	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
39	布佐10	I-042K2084	我孫子市布佐、新木野2丁目、新木野3丁目	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
40	布佐11	II-042K2077	我孫子市布佐	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
41	布佐12	II-042K2078	我孫子市布佐	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
42	布佐13	II-042K2080	我孫子市布佐	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
43	布佐14	II-042K2081	我孫子市布佐	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
44	布佐15	II-042K2082	我孫子市布佐、布佐平和台2丁目、布佐平和台4丁目	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
45	南新木1	II-042K2068	我孫子市南新木1丁目、布佐	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	
46	日秀1	II-042K2071	我孫子市日秀	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
47	岡発戸2	I-042K2011	我孫子市岡発戸	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
48	下ケ戸1	I-042K2012	我孫子市下ケ戸	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
49	下ケ戸2	I-042K2014	我孫子市下ケ戸、柴崎	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
50	下ケ戸3	II-042K2013	我孫子市下ケ戸	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
51	我孫子2	I-042K2015	我孫子市我孫子、並木9丁目	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
52	我孫子3	I-042K2016	我孫子市我孫子、並木9丁目	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
53	我孫子4	II-042K2017	我孫子市我孫子	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
54	我孫子5	II-042K2018	我孫子市我孫子、柴崎	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
55	湖北台1	I-042K2029	我孫子市湖北台4丁目、湖北台2丁目、湖北台3丁目、湖北台5丁目	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
56	湖北台2	II-042K2030	我孫子市湖北台7丁目、都部、湖北台10丁目	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
57	柴崎1	I-042K2040	我孫子市柴崎、柴崎台1丁目、天王台4丁目	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	
58	柴崎2	I-042K2042	我孫子市柴崎、北新田	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
59	柴崎3	II-042K2041	我孫子市柴崎、北新田	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
60	柴崎4	II-042K2043	我孫子市柴崎、北新田	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
61	青山1	I-042K2051	我孫子市青山、青山台1丁目	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
62	青山2	I-042K2053	我孫子市青山、北新田	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	
63	青山3	II-042K2052	我孫子市青山、柴崎	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
64	南青山1	I-042K2070	我孫子市南青山、青山	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	

第2 風害対策

1. 情報提供と風害対策の周知

市民安全課は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、台風や竜巻等について、次の情報を提供し、風害対策の周知を図る。

(1) 気象情報

気象状況により、大風や竜巻が予想される場合は、気象庁が発表する警報や注意報、気象情

報などの防災気象情報については、確認することを呼びかける。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。

(2) 知識の普及

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

2. 農畜産物の風害防止対策

農政課は、農畜産物の風害防止について、農家に対して注意を促し、強風害及び降雹等の被害の軽減を図る。

3. 電力施設の風害防止対策

東京電力パワーグリッド（株）は、建物、送電設備、配電設備とも風圧荷重を、「建築基準法」、「電気設備の技術基準」、「送電用鉄塔設計基準」の各該当項目により設計している。

また、災害発生時における倒木等による停電被害を未然に防止するため、県と連携し、平常時から計画的な樹木の伐採に努める。

4. 通信施設の風害防止対策

東日本電信電話（株）は、次のように対策を講じている。

局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保については、予備エンジンにより実施する。空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度については、電気設備技術基準又は網構造物設計基準によっている。

また、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、県とともに地域性を踏まえつつ、平時における計画的な樹木伐採による予防保全や災害発生時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

5. 水道施設の風害による停電対策

水道局は、水道施設の非常用発電設備を整備するとともに、燃料の優先供給に関する協定締結を活用し燃料の確保に努める。

第3 雪害対策

1. 道路の雪害防止対策

道路課は、降雪による路面凍結が予想される場合には、交通事故を防止するため、管理する道路に砂や路面凍結剤等を散布するなどの体制を確保する。

2. 農畜産物の雪害防止対策

農政課は、農畜産物の雪害防止について、農家に対して注意を促し、被害の軽減を図る。

3. 東京電力の雪害防止対策

東京電力パワーグリッド（株）は、送電線設備、配電線設備の電線への着雪防止対策等に努める。

4. 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話（株）は、風害防止対策に準じて通信線路設備、局内設備対策を実施する。

第4節 火災予防対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 出火防止	消防本部	
第2 初期消火	消防本部	
第3 消防体制の整備	消防本部	我孫子市消防団
第4 救急救助体制の整備	消防本部	我孫子市消防団

■自助・共助の役割

市民	・家庭の出火防止に関すること
自主防災組織等	・地域の初期消火訓練、救命救護講習に関すること
事業所	・事業所の出火防止に関すること ・事業所の初期消火訓練、救命救護講習に関すること

火災の予防対策は、消防本部を中心に、予防査察、初期消火の指導、消防力の強化を行う。対策の内容は、地震対策編第2章第4節「火災予防対策」に準拠する。

第5節 要配慮者の安全確保体制の整備

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 要配慮者の支援	市民安全課、高齢者支援課、障害者支援課、保育課、社会福祉課、子ども相談課、子ども支援課、国保年金課、各施設を所管する課	我孫子市社会福祉協議会
第2 外国人への支援	企画政策課、市民安全課	

■自助・共助の役割

市民	・避難行動要支援者の把握、避難支援への参加に関すること
自主防災組織等	・避難行動要支援者の把握、避難支援体制の構築に関すること
事業所	—

第1 要配慮者の支援

「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき名簿を作成し、市、防災関係機関及び地域で連携して支援体制を構築する。その他、福祉避難所の指定、要配慮者用の備蓄等の支援体制を構築する。

対策の内容は、地震対策編第2章第9節第1「要配慮者の支援」に準拠する。

第2 外国人への支援

外国人を要配慮者として位置づけ、避難所等の標識の多言語化、外国語による防災パンフレット等の配布等の支援を行う。

対策の内容は、地震対策編第2章第9節第2「外国人への支援」に準拠する。

第6節 帰宅困難者支援体制の整備

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 一斉帰宅の抑制	市民安全課	
第2 帰宅困難者の安全確保	市民安全課	東日本旅客鉄道（株）
第3 帰宅支援対策	市民安全課	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水、食料、物資等の備蓄に関すること ・ 従業員への帰宅困難対策の周知、安否確認等の訓練に関すること ・ 一時滞留施設の提供に関すること

第1 一斉帰宅の抑制

一斉帰宅の抑制の周知徹底、安否確認手段の周知、交通機関との連携等、帰宅困難者対策を行う。対策の内容は、地震対策編第2章第10節第1「一斉帰宅の抑制」に準拠する。

第2 帰宅困難者の安全確保

一時滞留施設の確保と周知等、帰宅困難者の安全確保対策を行う。対策の内容は、地震対策編第2章第10節第2「帰宅困難者の安全確保」に準拠する。

第3 帰宅支援対策

災害時帰宅支援ステーションの認知度向上、輸送手段の確保等、帰宅支援対策を行う。対策の内容は、地震対策編第2章第10節第3「帰宅支援対策」に準拠する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 動員・配備	全ての班	
第2 配備検討会議	全ての班	
第3 災害警戒本部	全ての班	
第4 災害対策本部	全ての班	
第5 本部解散後の体制	全ての班	

第1 動員・配備

1. 配備基準

災害発生時の配備基準は、次のとおりとする。

〈配備体制の基準〉

配備種別	本部	本部設置・配備基準	組織	配備要員
配備検討会議		1 次の気象情報が発表され、かつ防災担当部長が必要と認めたとき (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 (4)竜巻注意情報 (5)大雪警報 2 次の気象情報が発表され、かつ防災担当部長が必要と認めたとき (1)記録的短時間大雨情報 3 利根川、手賀川及び手賀沼に水防警報又は洪水予報が発表され、かつ防災担当部長が必要と認めたとき 4 台風による被害の発生が予想され、かつ防災担当部長が必要と認めたとき 5 被害が発生している場合で、かつ防災担当部長が必要と認めたとき 6 その他の状況により各部（局）長が必要と認めたとき	副市長、企画総務部長、財政部長、防災担当部長、建設部長、都市部長、消防長	
情報収集・各部対応体制	情報収集本部	1 配備検討会議で決定 2 副市長が必要と認めたとき	・本部長（防災担当部長）	配備要員は各部署で定める。
緊急対応体制	緊急対応本部	1 配備検討会議の開催が困難で、かつ被害が発生しているが対策本部の設置基準を満たさず、かつ各部間の連携が必要なとき（集中豪雨時など）	・本部長（副市長） ・会議は開催しない。（副市長が決定又は副市長に報告）	市民安全課、道路課、治水課、健康づくり支援課、被害調査班（財政課、課税課、収税課）
警戒配備体制	災害警戒本部	1 配備検討会議で決定 2 市長、副市長が必要と認めたとき ※台風時のみ（集中豪雨時は設置しない） 3 台風の影響・被害が予想されるとき（ただし、対策本部設置基準を満たさない場合）	○災害警戒本部会議構成員 ・本部長（副市長） ・本部長（企画総務部長、財政部長、健康福祉部長、子ども部長、防災担当部長、環境経済部長、建設部長、都市部長、消防長、教育総務部長、生涯学習部長） ○事務局	被害調査班（財政課、課税課、収税課）、復旧班（道路課、下水道課、治水課）、その他警戒本部長が必要と認めた班

			<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長（防災担当部長） ・事務局次長（企画総務部長） ・局員（市民安全課、行政管理課、企画政策課、人事課、秘書広報課、資産管理課、生涯学習課、文化・スポーツ課、各部の本部連絡員） 	
第1配備体制	災害対策本部	1 配備検討会議で決定 2 台風により甚大な影響・被害が予測されるとき (1)避難所の設置が必要な場合（土砂災害警戒情報発令の場合は、自動配備） (2)台風の直撃や接近が予測される場合 (3)「被害の基準」以上が予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部会議構成員 ・本部長（市長） ・副本部長（副市長、教育長、水道局長） ・本部員（各部の部長、部長職にある者） ○事務局 ・事務局長（防災担当部長） ・事務局次長（企画総務部長） ・局員（市民安全課、行政管理課、企画政策課、人事課、秘書広報課、資産管理課、生涯学習課、文化・スポーツ課、各部の本部連絡員） 	全職員（会計年度任用職員を除く）
第2配備体制		3 特別警報が発表されたとき（自動設置・自動配備） 4 次の「被害の基準」に達したとき (1)全壊3件以上 (2)半壊6件以上 (3)床上浸水9件以上 ※半壊は2件で全壊1件とし、床上浸水は3件で全壊1件とする。 5 ライフラインに甚大な被害が発生した場合 6 市長が必要と認めたとき		全職員（会計年度任用職員を含む）

2. 職員の動員

(1) 配備の決定

配備は、原則として、配備検討会議を経て副市長が判断する。

(2) 動員の方法

勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により事務局が配備体制の伝達を行う。各所属長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

勤務時間外は、職員参集メールを用いて連絡を行う。

(3) 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各自の勤務場所又は指定場所とする。参集した職員は、所属単位に事務局に参集報告を行う。

3. 職員の配置

各所属長は、災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、災害の規模、状況により、職員の配備交代体制管理、必要な物資・資機材の確保を行う。

第2 配備検討会議

我孫子市域に災害が発生し、又は気象情報等により、災害が発生するおそれがあると認めたとき、防災担当部（市民生活部）長又は配備検討会議の委員である関係部長から要請があり、副市長が必要と認めたときは、配備検討会議を開催する。

配備検討会議の協議事項は、次のとおりである。

〈配備検討会議の協議事項〉

- | |
|-------------------------|
| ア 被害情報の収集及び分析 |
| イ 県及び防災関係機関からの情報収集並びに分析 |
| ウ 初期応急対策の検討 |
| エ 対策を実施するために適当な配備体制の検討 |
| オ その他 |

第3 災害警戒本部

1. 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

災害警戒本部の設置は、配備検討会議で協議により決定する他、市長又は副市長が必要と認めるとき設置する。

(2) 本部設置場所

災害警戒本部の設置場所は、議会棟1階AB会議室とする。

(3) 災害警戒本部会議の開催

災害警戒本部会議は、災害の状況に応じて、防災担当部長若しくは他の部長の提議により開催する。協議事項は概ね次のとおりである。

〈災害警戒本部会議の協議事項〉

- | |
|--------------------------|
| ア 被害情報の収集及び分析 |
| イ 初期応急対策の検討 |
| ウ 事態の推移に伴う今後の対応策と配備体制の検討 |
| エ 市長からの特命事項 |
| オ その他 |

2. 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織及び災害時事務分掌は、災害対策本部組織及び災害時事務分掌と同様とする。

3. 災害警戒本部体制の解除等

副市長は、災害のおそれが解消した場合、災害警戒体制を解除する。

第4 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

災害対策本部の設置は、配備検討会議又は災害警戒本部会議で決定する他、市長が必要と認めるとき設置する。

(2) 本部設置場所

災害対策本部の設置場所は、議会棟1階AB会議室とする。

災害本部事務所の設置場所は、本庁舎又は庁舎分館内の会議室とする。庁舎車両班は、本部事務所に必要な設備の設置を行う。

ただし、建物損壊等により、本部の機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、次の表の順により本部を移設する。

〈本部の設置場所〉

第1位 議会棟1階A B会議室	第2位 消防本部庁舎 大会議室
※ 以下、代替機能を有する適切な場所を選定する。	

2. 災害対策本部の運営

(1) 指揮

本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

本部の設置及び指揮は、本部長（市長）の権限により行われるが、本部長（市長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

〈災害対策本部の指揮権限の委任〉

第1位 副市長	第2位 教育長	第3位 水道局長
第4位 防災担当部長		

(2) 本部会議

本部長は、災害に関する情報を分析し、本部の基本方針を協議するため、本部会議を開催する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。本部員が出席できない場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

本部長は、必要に応じて、オブザーバーとして関係団体（社会福祉協議会、消防団等）に出席を要請し、参考意見を求める。

本部会議の協議事項は、次のとおりである。

〈本部会議の協議事項〉

ア 職員の配備体制（動員を含む。）の発令、切り替え、解除に関すること
イ 被害情報の収集及び伝達に関すること
ウ 災害情報、気象情報等の収集、報告、伝達等に関すること
エ 住民への避難指示等に関すること
オ 応急対策の実施に係る調整に関すること
カ 災害時優先業務に関すること
キ 被災者の救助、救済対策に係る調整に関すること
ク 国、自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること
ケ 災害救助法の適用申請、激甚災害の指定要請等各種救済措置に関すること
コ その他重要な災害対策に関すること

(3) 本部設置の通知

総括班は、本部を設置したときは、直ちにその旨を通知又は公表する。

〈本部設置等の通知〉

通知又は公表先	通知又は公表の方法
千葉県災害対策本部事務局 我孫子警察署 その他市民危機管理対策会議委員	千葉県防災情報システム、県防災行政無線、ファクシミリ、電話、口頭
市民	市防災行政無線、広報車
報道機関	電話、ファクシミリ

(4) 本部の運営

総括班は、本部会議の運営及び本部長の命令・指示に関する全体の統括を行う。

庁内調整班は、対策実施における各班の調整を行う。

本部連絡員班は、各班からの情報を情報収集・システム班に伝達するとともに、本部事務局での情報や調整事項等について、各班に連絡を行う。

3. 本部機能の維持

庁舎車輛班は、庁舎建物及びライフライン機能の点検を行い、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等の機能の維持を図る。

また、災害対策要員への食料、飲料水、資機材等の供給を行う。

4. 地域対策支部

(1) 地域対策支部の活動

地域対策支部は、災害対策本部の決定により設置する（自動設置としない）。地域対策支部の要員（支部職員・応援職員）は、あらかじめ定められた者とし、支部職員は、直接、地域の集合場所に集合する。地域対策支部の活動内容は、次のとおりである。

災害対策本部と地域対策支部との連絡は、渉外班が行う。

〈地域対策支部の設置場所と機能〉

	支部	第1順位（倉庫）	第2順位
設置場所	我孫子北部	我孫子北近隣センター（並木本館）	市民プラザ
	我孫子南部	アビスタ（生涯学習センター）	けやきプラザ
	天王台	天王台北近隣センター	近隣センターこもれび
	湖北	湖北地区公民館	湖北台近隣センター
	新木	新木近隣センター	障害者福祉センター
	布佐	市民図書館布佐分館	布佐南近隣センター
	機能	ア 被害情報の収集、被害箇所の確認 イ 避難所、避難者の把握 ウ 避難所、防災倉庫の開錠 エ 避難所の安全確認、避難者の初期受け入れ オ 自治会、自主防災組織等との連絡調整 カ 災害対策本部からの各種情報の掲示 キ 市民からの問い合わせ対応	

(2) 地域対策支部の応援体制

各地域対策支部において応援が必要な場合は、支部同士又は庁内調整班により応援体制を組

むこととする。

また、地域対策支部での対応が困難な場合には、支部長は本部長に対して現地対策本部の設置を要請する。

5. 現地対策本部

(1) 現地対策本部

本部長は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。現地対策本部長は、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する。

派遣職員は、本部会議で諮り各部の職員である。

(2) 合同調整所

本部長は、災害の現場において、現地関係機関（県、消防、警察、自衛隊、医療機関、事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

6. 災害対策本部の解散

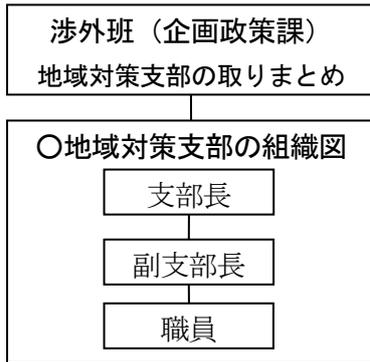
本部長は、災害の危険が解消したと認めた場合、若しくは災害発生後における応急措置が概ね完了したと認めた場合、本部を解散する。

第5 本部解散後の体制

災害対策本部及び災害警戒本部を解散した後に、引き続き災害対応や事務処理が必要な場合は、災害時事務分掌に基づき、副市長の指名により、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害対策班を組織して、対応にあたる。

指揮は副市長が行い、市民安全課が事務局として調整にあたる。





○構成

- ・支部長1、副支部長2、支部員2 合計：各支部5人（地域内在住）
- ※必ず女性が1名は所属すること。

支部名	指定職員	合計
我孫子北部	5名	30名
我孫子南部	5名	
天王台	5名	
湖北	5名	
新木	5名	
布佐	5名	

【本部事務局 災害時事務分掌】

班名	統括責任者	責任者	No.	災害時事務分掌			
総括班	市民生活部長 企画総務部長	市民安全課長	1	本部の設置、運営及び閉鎖に関すること 本部会議に関すること 本部運営の記録、対策本部会議の書記に関すること 本部長の命令及び指示の伝達等に関すること 国、自衛隊、千葉県、他市町村、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること 国、県等への災害報告に関すること 気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること 防災行政無線の運用に関すること 被災者台帳（個人番号記載版）の作成に関すること			
情報収集・システム班			行政管理課長		11	災害情報全体の収集、とりまとめ及び各部への提供に関すること 市民・自治会・団体からの災害情報の集約に関すること 本部運営の記録、対策本部会議の書記、対策本部の総括報告書に関すること 情報収集・伝達用機材の確保に関すること ネットワーク等通信手段の確保・復旧に関すること 庁内各種システムの復旧・運用に関すること 被災者台帳（個人番号未記載版）の作成に関すること	
					12		
					13		
					14		
					15		
					16		
					17		
渉外班			企画政策課長 会計管理者			18	国、自衛隊、千葉県、他市町村、関係機関、民間企業等への応援要請及び連絡調整に関すること 各機関からのリエゾン及び応援の受け入れ、連絡調整、受援の取りまとめに関すること 地域対策支部のとりまとめ及び連絡調整に関すること 復興計画の立案と進行管理に関すること 受援調整会議に関すること
19							
20							
21							
22							
庁内調整班	人事課長 行政管理課長		23	応急対策における庁内の調整に関すること			
広報記録班			秘書広報課長			24	市民への災害関係の情報提供及び広報に関すること 報道機関との連絡調整及び対応に関すること 災害の記録（映像・写真）に関すること 災害見舞者及び視察者の接遇に関すること
25							
26							
27							

〈風水害対策編〉第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制

班名	統括責任者	責任者	No.	災害時事務分掌
庁舎車輛班		資産管理課長①	28	庁舎の機能確保に関する事
			29	災害発生時の配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関する事
			30	緊急通行車輛の申請に関する事
			31	対策本部設置の設備・機材の確保に関する事
電話対応班		生涯学習課長	32	市民等からの電話問い合わせに関する事
特命班		文化・スポーツ課長	33	本部長の特命に関する対応に関する事
本部連絡員班			34	本部事務局と各班との連絡調整に関する事
			35	本部事務局の事務に関する事

【対策班 災害時事務分掌】 ◎は主たる災害時事務分掌

班名	統括責任者	業務責任者	No.		災害時事務分掌	
被害調査班	財政部長	財政課長	36	◎	被害調査総括に関する事	
			37	◎	被害発生状況の調査に関する事	
			38		住家被害認定調査に関する事	
			39		り災台帳の作成及びり災証明発行に関する事	
			40	◎	義援金の受け入れ及び配分に関する事	
			課税課長	41		被害調査総括に関する事
		42			被害発生状況の調査に関する事	
		43		◎	住家被害認定調査に関する事	
		44			り災台帳の作成及びり災証明発行に関する事	
		45		◎	税の減免等に関する事	
			収税課長	46		被害調査総括に関する事
		47			被害発生状況の調査に関する事	
		48			住家被害認定調査に関する事	
		49		◎	り災台帳の作成及びり災証明発行に関する事	
				市民協働推進課長	市民課長	50
51	◎	市民の安否及び所在の把握（行方不明者情報の収集）・公開に関する事				
52		ボランティアセンターとの連絡調整に関する事				
53		自治会、NPO等との連絡調整に関する事				
	市民協働推進課長	54				市民相談窓口の開設及び運営に関する事
55			市民の安否及び所在の把握に関する事			
56		◎	ボランティアセンターとの連絡調整に関する事			
57		◎	自治会、まちづくり協議会、NPO等の団体との連絡調整に関する事			
58		◎	自治会からの情報収集に関する事			
	健康福祉部長 子ども部長	社会福祉課長	60		◎	要配慮者の避難及び支援の総合調整に関する事
61				要配慮者支援に関する事		
62				福祉避難所の開設・運営に関する事		
63			◎	日赤、民生委員、社会福祉協議会等の福祉団体との連絡調整に関する事		
64			◎	災害救助法の適用に関する事		
65		◎	災害見舞金の支給に関する事			
		子ども相談課長 (こども発達センター)	66	◎	要配慮者の避難及び支援に関する事	
67				福祉避難所の開設・運営に関する事		
68				災害救助法の適用に関する事		
69				応急保育に関する事		

班名	統括責任者	業務責任者	No.		災害時事務分掌		
要配慮者班	健康福祉部長 子ども部長	障害者支援課長 (あらかき園、障害者福祉センター)	70	◎	要配慮者の避難及び支援に関すること 福祉避難所の開設・運営に関すること 福祉施設入所者の支援に関すること		
			71				
			72				
				高齢者支援課長	73	◎	要配慮者の避難及び支援に関すること 福祉避難所の開設・運営に関すること 福祉施設入所者の支援に関すること
		74					
		75					
				保育課長	76	◎	要配慮者の避難及び支援に関すること 福祉避難所の開設・運営に関すること 応急保育に関すること
		77					
		78					
				子ども支援課長	79	◎	要配慮者の避難及び支援に関すること 福祉避難所の開設・運営に関すること 福祉施設入所者の支援に関すること 応急保育に関すること 応急保育(学童保育)に関すること
80							
81							
82							
83							
		国保年金課長	84	◎	要配慮者の避難及び支援に関すること 福祉避難所の開設・運営に関すること 遺体の処理・安置・火葬に関すること		
85							
86							
医療班	健康福祉部長	健康づくり支援課長	87	◎	応急医療救護及び助産に関すること		
			88	◎	被災者(避難者)の健康管理に関すること		
廃棄物・し尿班	環境経済部長	生活衛生課長	89	◎	仮設トイレ設置及び管理に関すること 環境保全及び公害発生の防止に関すること 放射性物質のモニタリングに関すること		
			90				
			91				
				手賀沼課長	92	◎	廃棄物処理に関すること 仮設トイレ設置及び管理に関すること 簡易トイレの確保に関すること し尿の収集に関すること ペットに関すること
		93					
		94					
		95					
		96					
物資班	環境経済部長	商業観光課長	97	◎	生活用品の供給に関すること 救援物資の受け入れの全体調整に関すること 食料の供給に関すること 物資集積所の管理に関すること 生活用品及び救援物資の配送に関すること		
			98				
			99				
			100				
			101				
				企業立地推進課長	102	◎	生活用品の供給に関すること 救援物資の受け入れの全体調整に関すること 食料の供給に関すること 物資集積所の管理に関すること 生活用品及び救援物資の配送に関すること
		103					
		104					
		105					
		106					
				農政課長	107	◎	救援物資の受け入れ全般に関すること 避難所における物資の必要量の把握及び連絡調整に関すること 食料の供給に関すること 食料の配送に関すること
		108					
		109					
		110					
		農業委員会事務局長	111	◎	救援物資の受け入れ全般に関すること 避難所における物資の必要量の把握及び連絡調整に関すること 食料の供給に関すること 食料の配送に関すること		
112							
113							
114							

〈風水害対策編〉第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制

班名	統括責任者	業務責任者	No.		災害時事務分掌
復旧班	建設部長	道路課長	115	◎	道路及び橋りょうの復旧に関する事 交通規制に関する事 建設業界への協力要請に関する事
			116		
			117		
		下水道課長	118	◎	下水道の復旧に関する事
		治水課長	119	◎	河川・排水路等の復旧に関する事
住宅班	都市部長	建築住宅課長	120	◎	被災建築物の応急危険度判定に関する事 宅地の応急危険度判定に関する事 住宅の応急修理に関する事 住宅関係の障害物の除去に関する事 ◎ 応急仮設住宅の設置及び管理に関する事 ◎ 応急仮設住宅の入居者選定に関する事 崖崩れの応急対応に関する事
			121		
			122		
			123		
			124	◎	
			125	◎	
		126			
		市街地整備課長	127		被災建築物の応急危険度判定に関する事 ◎ 宅地の応急危険度判定に関する事 住宅の応急修理に関する事 住宅関係の障害物の除去に関する事 ◎ 応急仮設住宅の設置及び管理に関する事 ◎ 応急仮設住宅の入居者選定に関する事 ◎ 崖崩れの応急対応に関する事
			128	◎	
			129		
			130		
			131		
132					
都市計画課長	133	◎	被災建築物の応急危険度判定に関する事 宅地の応急危険度判定に関する事 ◎ 住宅の応急修理に関する事 ◎ 住宅関係の障害物の除去に関する事 ◎ 応急仮設住宅の設置及び管理に関する事 ◎ 応急仮設住宅の入居者選定に関する事 崖崩れの応急対策に関する事		
	134				
	135				
	136	◎			
	137	◎			
	138				
	139				
	140				
帰宅困難者班	都市部長	公園緑地課長	141	◎	我孫子駅の帰宅困難者支援に関する事
		資産管理課長②	142	◎	天王台駅他の帰宅困難者支援に関する事
		交通政策課長	143	◎	帰宅困難者支援の総括に関する事
			144	◎	公共交通情報の把握に関する事
会計管理者	145		帰宅困難者支援に関する事		
消防救助班	消防長	総務課長	146	◎	救急・救助に関する事 ◎ 消火に関する事 ◎ 水防活動に関する事 ◎ り災証明（火災）に関する事
		予防課長	147	◎	
		警防課長	148	◎	
		西消防署長	149	◎	
		東消防署長			
給水班	水道局長	経営課長	150		応急給水に関する事
		給水課長	151	◎	応急給水に関する事
			152		水道施設の復旧に関する事
		工務課長	153		応急給水に関する事
			154	◎	水道施設の復旧に関する事

班名	統括責任者	業務責任者	No.	災害時事務分掌
避難所班	教育総務部長 生涯学習部長	教委総務課長	155	◎ 避難所運営全体の総括に関する事
			156	◎ 避難者全体の把握の総括に関する事
			157	我孫子地区の避難所運営の総括に関する事
			158	応急教育に関する事
		学校教育課長	159	◎ 我孫子地区の避難所運営の総括に関する事
			160	◎ 応急教育に関する事
		指導課長	161	◎ 天王台地区の避難所運営の総括に関する事
162	湖北地区の避難所運営の総括に関する事			
163	応急教育に関する事			
教育相談センター所長	164	◎ 湖北地区の避難所運営の総括に関する事		
	165	天王台地区の避難所運営の総括に関する事		
鳥の博物館長	166	◎ 新木地区の避難所運営の総括に関する事		
	167	布佐地区の避難所運営の総括に関する事		
図書館長	168	◎ 布佐地区の避難所運営の総括に関する事		
	169	新木地区の避難所運営の総括に関する事		
市外被災者班	議会事務局 長	議会事務局長	170	◎ 市外の被災地の支援に関する事
			171	市外からの避難者及び市外へ避難した避難者（市民）の把握及び支援、情報提供に関する事
	監査委員事務局 長	監査委員事務局 長	172	◎ 市外の被災地の支援に関する事
			173	◎ 市外からの避難者及び市外へ避難した避難者（市民）の把握及び支援、情報提供に関する事

【地域対策支部】

班名	責任者	班員	No.	災害時事務分掌
地域対策支部	指定職員	指定職員	174	災害発生直後の被害情報の収集、被害箇所の確認に関する事
			175	地域の情報の取りまとめ及び本部情報班への報告に関する事
			176	避難所や防災倉庫の開錠及び避難所の安全確認、避難者の初期受け入れに関する事
			177	自治会、自主防災組織等との連絡調整に関する事
			178	災害対策本部からの各種情報の広報掲示等に関する事
			179	市民からの地域情報等の問い合わせ対応に関する事

【共通事務】

共通事務	180	所管施設利用者等の安全確保に関する事
	181	所管施設の復旧に関する事
	182	所管の被害調査に関する事
	183	避難所の運営に関する事
	184	本部長の特命事項に関する事

第2節 情報の収集・伝達

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 気象等に関する情報の収集	総括班、情報収集・システム班	銚子地方気象台
第2 通信連絡体制	総括班、渉外班、広報記録班	
第3 被害情報の収集・伝達	電話対応班、情報収集・システム班、渉外班、被害調査班、生活支援班、地域対策支部、住宅班	
第4 災害報告	総括班、消防救助班	

■自助・共助の役割

市民	・地域の被害情報の通報に関すること
自主防災組織等	・地域の被害情報の集約・通報に関すること
事業所	・地域の被害情報の通報に関すること

第1 気象等に関する情報の収集

1. 気象情報等

情報収集・システム班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報を速やかに収集する。

(1) 気象情報

気象情報は、次のとおりである

〈気象注意報・警報の種類〉

注 意 報	気象注意報	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷・着雪注意報、霜注意報、低温注意報
		高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報 浸水注意報（浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる） 地面現象注意報（地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）
警 報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
		高潮警報・波浪警報・洪水警報 浸水警報（浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる） 地面現象警報（地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）
記録的短時間大雨情報		1時間雨量で100mmを超過降水が観測された場合

〈特別警報の種類〉

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹く

	と予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(2) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、気象台等から県を対象に発表される。

(3) 水防活動用気象注意報・警報

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

〈水防活動用気象注意報・警報の種類〉

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報

(4) 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

〈火災気象通報の基準〉

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。 基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）
--

(5) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布等）

気象庁は、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、危険度が高まっている場所を「危険度分布」等で発表する。

〈キキクル（危険度分布等）〉

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） イ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） ウ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） エ 流域雨量指数の予測値

(6) 早期注意情報（警報級の可能性）

気象庁は、警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として[高]、[中]の2段階で発表する。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レ

ベル1である。

(7) 顕著な大雨に関する気象情報

気象庁は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する。

2. 土砂災害警戒情報

県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を発表する。

また、県はホームページ等を利用して、市内の災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

市民安全課は、土砂災害警戒情報が発表された時は、警戒区域内の住民に避難指示を行うとともに、周辺住民に対して周知徹底する。

3. 洪水予報・水防警報

国（関東地方整備局）及び気象台（気象庁予報部）は、河川の水位を示した洪水予報を発表する。国（関東地方整備局）は、利根川上流河川事務所を經由し、我孫子市に伝達する。

また、利根川上流河川事務所及び利根川下流河川事務所は、水防警報を発表し、千葉県を經由して、我孫子市に伝達する。千葉県は、手賀沼の水防警報を発表し、我孫子市に伝達する。

〈洪水予報・水防警報の水位（m）〉

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）
利根川上流部	栗橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70	5.00	7.60	9.20
利根川中流部	芽吹橋	千葉県野田市目吹	2.00	5.00	6.90	7.40
	取手	茨城県取手市新町	2.50	5.40	6.90	7.40
	押付	茨城県利根町押付新田	3.10	5.75	7.10	7.80
手賀川	曙橋	千葉県柏市曙橋	2.40	2.60	3.50	3.75
手賀沼	曙橋	千葉県柏市曙橋	2.40	2.60	2.60	2.80

※我孫子市は、栗橋水位観測所の洪水予報・水防警報について、インターネット等を通して情報を取得する。

第2 通信連絡体制

災害対策本部と地域対策支部及び防災関係機関との連絡のため、様々な通信手段を活用する。対策の内容は、地震対策編第3章第2節第2「通信連絡体制」に準拠する。

第3 被害情報の収集・伝達

市民、自治会等からの情報の受付、市の被害調査等により被害情報の収集を行い必要な機関等に伝達する。

対策の内容は、地震対策編第3章第2節第3「被害情報の収集・伝達」に準拠する。

第4 災害報告

市内の災害発生状況は、県、総務省消防庁等に報告を行う。対策の内容は、地震対策編第3章第2節第4「災害報告」に準拠する。

第3節 災害発生時の広報

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 災害広報活動	総括班、広報記録班、避難所班、地域対策支部、生活支援班	まちづくり協議会
第2 報道機関への対応	広報記録班	

■自助・共助の役割

市民	・情報入手と地域住民への伝達に関すること
自主防災組織等	・情報入手と地域住民への伝達に関すること ・地域住民への広報に関すること
事業所	・情報入手と従業員等への伝達に関すること

第1 災害広報活動

情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

対策の内容は、地震対策編第3章第3節第1「災害広報活動」に準拠する。

第2 報道機関への対応

災害の状況によって、報道機関への放送要請、取材への対応及び定期的な記者発表を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第3節第2「報道機関への対応」に準拠する。

第4節 応援要請、応援の受け入れ

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 自治体等への応援要請	総括班、渉外班、復旧班、消防救助班、給水班	
第2 自衛隊の災害派遣	総括班、渉外班	自衛隊
第3 民間団体等に対する協力要請	総括班	
第4 受援体制	総括班、渉外班	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

第1 自治体等への応援要請

災害が発生し、我孫子市のみでは対応が困難な場合は、国、県、他の市町村等に対し応援を要請し、受け入れのため必要な体制を整える。

対策の内容は、地震対策編第3章第4節第1「自治体等への応援要請」に準拠する。

第2 自衛隊の災害派遣

人命又は財産の保護のため必要がある場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求し、受け入れのため必要な体制を整える。

対策の内容は、地震対策編第3章第4節第2「自衛隊の災害派遣」に準拠する。

第3 民間団体等に対する協力要請

応急対策実施に必要な場合は、各種協定に基づき協定締結団体に応援を要請する。

対策の内容は、地震対策編第3章第4節第3「民間団体等に対する協力要請」に準拠する。

第4 受援体制

応援要請に基づき、応援隊、リエゾン等を適切に受け入れる体制を構築する。

対策の内容は、地震対策編第3章第4節第4「受援体制」に準拠する。

第5節 災害救助法の適用

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 災害救助法の適用基準	要配慮者班	
第2 災害救助法の適用手続き	要配慮者班	県
第3 災害救助法による救助の実施者	要配慮者班	

市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、市の被害報告に基づき、災害救助法が適用され、災害救助に係る費用が県の負担となる。

対策の内容は、地震対策編第3章第5節「災害救助法の適用」に準拠する。

第6節 消防・救急救助活動

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 消防活動	消防救助班	我孫子市消防団
第2 救急救助活動	消防救助班	我孫子市消防団、警察（我孫子警察署）
第3 危険物等の対策	消防救助班、避難所班	県、警察（我孫子警察署）、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、日本貨物鉄道（株）

■自助・共助の役割

市民	・初期消火、救助活動に関すること
自主防災組織等	・初期消火、救助活動に関すること
事業所	・初期消火、救助活動に関すること

第1 消防活動

火災等が発生した場合、消防本部及び消防団は、非常災害発生時の応急活動体制の確保を図り、消火活動等を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第6節第1「消防活動」に準拠する。

なお、水防活動は、我孫子市水防計画によるものとする。

第2 救急救助活動

風水害等により行方不明者、生き埋め者等が発生した場合、消防、警察、自主防災組織等が協力して救助し、医療機関に搬送する。

対策の内容は、地震対策編第3章第6節第2「救急救助活動」に準拠する。

第3 危険物等の対策

危険物等が被災した場合の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第6節第3「危険物等の対策」に準拠する。

第7節 災害警備・交通規制

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 災害警備		警察（我孫子警察署）
第2 防犯対策	生活支援班、避難所班	警察（我孫子警察署）
第3 交通規制	復旧班、帰宅困難者班、庁舎車輛班	警察（我孫子警察署）、県（柏土木事務所）、国（千葉国道事務所）

■自助・共助の役割

市民	・避難所、避難地区の防犯に関すること
自主防災組織等	・避難所、避難地区の防犯に関すること
事業所	—

第1 災害警備

警察は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第7節第1「災害警備」に準拠する。

第2 防犯対策

風水害等により避難所を開設した場合、避難所及び避難地域の防犯対策を実施する。

対策の内容は、地震対策編第3章第7節第2「防犯対策」に準拠する。

第3 交通規制

風水害等により道路が被災した場合、又は災害対策車両を優先する必要がある場合は、緊急輸送道路の交通規制や対策に使用する車両について緊急通行車両の申請等を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第7節第3「交通規制」に準拠する。

第8節 避難

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 安全で適切な避難		
第2 避難指示等	総括班、広報記録班	
第3 避難誘導	総括班	我孫子市消防団、警察（我孫子警察署）
第4 緊急避難場所・避難所の開設	総括班、避難所班、地域対策支部、市外被災者班、医療班	施設管理者（教職員）
第5 避難所の運営	総括班、避難所班、要配慮者班、物資班、医療班、渉外班	
第6 避難所の閉鎖	総括班	

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動の準備に関すること ・自主避難に関すること ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・避難所の開設・運営に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・自主避難に関すること ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・避難所の開設・運営に関すること
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に関すること

第1 安全で適切な避難

1. 事前の準備

市民は、台風接近等により風水害等が予測される場合、次のように避難行動に備えた準備を行う。

- (1) あびこハザードマップで浸水や土砂災害の危険箇所を確認する。
- (2) 家族で避難場所、避難経路、連絡手段を話しあう。
- (3) 避難行動、非常持出し品等を確認する。

2. 安全な避難行動

市民及び事業所は、気象情報等を入手し、市からの高齢者等避難の発令や、自らが状況を判断して早めの「安全な避難行動」をとるものとする。

- (1) 正確な情報を入手する。
- (2) 周辺の状況を把握する。
- (3) 早めに避難する（自らが状況を判断し、命を守る行動をする）。
 - ア 指定緊急避難場所、指定避難所へ避難
 - イ 親せきや知り合いの家へ避難
 - ウ 近隣の高い建物へ避難
 - エ 自宅等の建物内の安全な場所へ避難

3. 立退き避難と垂直避難

(1) 立退き避難

時間的な余裕をもって、近隣の指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等へ避難する。

(2) 垂直避難

避難開始時に、既に浸水が発生しているなど、避難行動が危険な場合は、自宅や近隣の堅牢建物の2階以上に避難する。土砂災害の危険がある場合は、がけと反対側の2階に避難する。

第2 避難指示等

1. 自主避難

(1) 自主避難所の開設

市が避難指示等を発令する前に、市民から自主避難の要望がある場合は、自主避難所開設・運営マニュアルに基づき、自主避難所を開設する。開設は基本的には、予測可能な台風襲来時などの災害に限定し、防災担当部長が判断する。

なお、夜間の避難行動の安全を確保するため、昼間の時間のみ避難者を受け入れるものとし、自主避難の主旨に基づき、原則として毛布以外の配付を行わないものとする。

〈自主避難所〉

地区	自主避難所
我孫子北	我孫子北近隣センター 並木本館
我孫子南	生涯学習センター アビスタ※
天王台	天王台北近隣センター
湖北	湖北台近隣センター
新木	新木近隣センター
布佐	近隣センター ふさの風※

※印の2箇所は、優先的に開設する。

(2) 自主避難所の運営・市職員の体制

自主避難所の運営について次の通りとする。

なお、施設の所管課職員は夜間対応ができるよう、該当施設又は本部に1名が待機する。

日中 (9:00~17:00)	1名 (施設の所管課職員又は近隣センター受付)
夜間 (17:00~9:00) 、 土日祝日	2名 (主担当課1名、対応する部1名)

地域名	避難所名	主担当課	対応する部
我孫子北部	我孫子北近隣センター 並木本館	子ども支援課	子ども部 建設部
我孫子南部	生涯学習センター アビスタ	生涯学習課	生涯学習部 水道局
天王台	天王台北近隣センター	指導課	教育総務部 財政部 会計課
湖北	湖北台近隣センター	教育相談センター	環境経済部 教育総務部

			都市部
新木	新木近隣センター	国保年金課	健康福祉部 議会、監査
布佐	近隣センター ふさの風	人事課	企画総務部 市民生活部

2. 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。

また、避難指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

総括班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。その場合、必要に応じて国や県へ助言を求める。

(2) 緊急安全確保措置の指示

本部長は、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合には、屋内での退避等の緊急安全確保措置を指示する。

〈避難の種類及び発令基準の目安〉

種類	内容	基準の目安
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等は避難を開始する。 高齢者以外の人、必要に応じて、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたりする。また、危険を感じたら自主的に避難を開始する。 	<p>【外水氾濫（利根川）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準4観測所のいずれかの水位が「避難判断水位（レベル3相当）」（栗橋：7.60m、芽吹橋：6.90m、取手：6.90m、押付：7.10m）に達した場合 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 <p>【外水氾濫（手賀川・手賀沼）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準観測所（曙橋）の水位が「避難判断水位（レベル3相当）」の3.50mに達した場合 <p>【外水氾濫（共通）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 <p>【土砂災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ強い降雨を伴う台風等が接近・通過することが予想され、かつ土砂災害の前兆現象が発見されたとき <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難する。 	<p>【外水氾濫（利根川）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準4観測所のいずれかの水位が「氾濫危険水位（レベル4相当）」（栗橋：9.20m、芽吹橋：7.40m、取手：7.40m、押付：7.80m）に達した場合 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 <p>【外水氾濫（手賀川・手賀沼）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準観測所（曙橋）の水位が「氾濫危険水位（レベル4相当）」の3.75mに達した場合 <p>【外水氾濫（共通）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 異常な漏水・侵食等が発見された場合

		<ul style="list-style-type: none"> ・強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 【その他】 ・その他市長（本部長）が必要と認めるとき
緊急安全確保（警戒レベル5）	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況であるため、洪水が迫るなど危険が切迫している場合は、最寄りの高い場所に上がるなど、生命を守る最低限の行動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 【外水氾濫（利根川）】 ・洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ・氾濫開始相当水位（取水水位観測所：9.419m）を越えた場合（又は到達した場合） 【外水氾濫（共通）】 ・利根川、手賀沼・手賀川が決壊や越流・溢水したとき ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 【土砂災害】 ・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ・土砂災害が発生したとき 【その他】 ・その他市長（本部長）が必要と認めるとき

(3) 警戒レベル

警戒レベルは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動と、その行動を居住者等に促す情報とを関連付けるもので、5段階に区分されている。避難情報の発令に際し、警戒レベルを付加し、避難対象地区の居住者等に伝達する。

（警戒レベル）

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	避難情報等
5	災害発生又は切迫	命の危険、直ちに安全確保	緊急安全確保
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	

(4) 避難指示等の内容

避難指示等は、次のことを明らかにして行う。

- ア 避難対象地域（町丁目、施設名、土砂災害警戒区域、浸水想定区域等）
- イ 避難の理由（避難要因、土砂災害、洪水等の災害種別等）
- ウ 避難先（安全な方向及び避難所の名称）

(5) 避難指示等の解除

本部長は、災害による危険がなくなると判断される場合は、避難指示を解除する。

3. 避難情報等の伝達

(1) 市民への伝達

総括班及び広報記録班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、LINE、メール、広報車等で伝達する。

(2) 要配慮者利用施設への伝達

総括班は、洪水予報が伝達された場合又は高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、原則、電話又はFAX、電子メール等により要配慮者利用施設へ伝達する。

(3) 県に対する報告

総括班は、高齢者等避難及び避難指示又は解除を発令した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局及び東葛飾地域振興事務所に報告する。

4. 避難手段

指定緊急避難場所・避難所への避難手段は、徒歩又は自転車、オートバイのみとする。

なお、車両での避難所への避難（駐車）については、避難所ごとに設置される「避難所運営委員会」の誘導、管理のもと受け入れる方針とする。

5. 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

また、避難指示等を発令した場合に、発令した区域内の各公共施設の管理者は、発令中の施設の利用中止（避難所等としての利用を除く）を検討する。

第3 避難誘導

避難誘導は、自主防災組織等、各施設の管理者が行うことを原則とする。浸水箇所や水路等には、必要に応じて消防団等を配置して警戒にあたる。

対策の内容は、地震対策編第3章第8節第2「避難誘導」に準拠する。

第4 緊急避難場所・避難所の開設

高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、避難対象地域の緊急避難場所を開放し、災害種別ごとにあらかじめ定められた避難所を開設する。

なお、災害種別ごとの避難所開設順位は、次のとおりである。

●土砂災害

土砂災害を警戒した避難所を開設する場合には、原則として次の6箇所の避難所を全て開設する。

我孫子北	我孫子北近隣センター 並木本館
我孫子南	生涯学習センター アビスタ
天王台	天王台北近隣センター
湖北	湖北台近隣センター
新木	新木近隣センター
布佐	近隣センター ふさの風

●利根川（洪水）

利根川の洪水を警戒した避難所を開設する場合には、原則として次の順位により避難所を開設する。

①第1順位（初めに開設する避難所） 計11箇所

我孫子北	久寺中学校	我孫子北近隣センター 並木本館	根戸近隣センター
我孫子南	我孫子第一小学校	我孫子第四小学校	*
天王台	我孫子第三小学校	高野山小学校	*
湖北	湖北台近隣センター	*	*
新木	新木小学校	*	*
布佐	布佐小学校	布佐南近隣センター	*

※利根川の洪水警戒時の避難所開設以前に、土砂災害警戒による避難所か、又は自主避難所が開設されている場合は、「生涯学習センター アビスタ」「天王台北 近隣センター」「近隣センター ふさの風」の避難者は、上位階に垂直避難するか、状況に応じて、それぞれ「我孫子第一小学校」「我孫子第三小学校」「布佐小学校」にマイクロバスなどを利用して移動（水平避難）する。

※新木近隣センターが既に設置されている場合は、利根川の洪水警戒時も継続して開設する。

②第2順位（第1順位の避難所の避難状況に応じて開設する避難所） 計5箇所

我孫子北	*	*
我孫子南	白山中学校	
天王台	我孫子中学校	我孫子第二小学校
湖北	湖北小学校	湖北台東小学校
新木	*	*
布佐	*	*

③第3順位（第2順位の避難所の避難状況に応じて開設する避難所） 計5箇所

我孫子北	電力中央研究所	*
我孫子南	*	*
天王台	近隣センターこもれび	*
湖北	湖北台西小学校	中央学院高校
新木	新木近隣センター	*
布佐	*	*

●手賀川・手賀沼（洪水）

手賀川・手賀沼の洪水を警戒した避難所を開設する場合には、次の計6箇所の避難所を開設する。

我孫子南	生涯学習センター アビスタ
天王台	高野山小学校
湖北	湖北台近隣センター
布佐	布佐南近隣センター
布佐	布佐中学校
布佐	近隣センター ふさの風

対策の内容は、地震対策編第3章第8節第3「避難所の開設」に準拠する。

第5 避難所の運営

1. 避難所運営の基本

浸水や土砂災害等の危険性が解消された場合は、避難所を閉鎖するが、住家の被害により居住することが困難な場合は、引き続き避難所に収容する。

ただし、避難所の長期的な運営は、原則として自主防災組織等による自治とする。
対策の内容は、地震対策編第3章第8節第4「避難所の運営」に準拠する。

2. 市職員の体制

風水害により災害対策本部が設置され避難所を開設する場合は、職員の体制について、次のとおりとする。体制の詳細についてはマニュアルにおいて明記するが、応急対策を行う部局の人員を考慮した上で、全部局の中から、毎年度あらかじめ職員を指名する。

また、風水害の発生時に、道路損壊や断水、公共施設の破損、人命救助などの理由により、あらかじめ指名した職員による配置が困難な場合や、被害状況により多くの避難所を開設する場合は、あらかじめ定められた課や指名職員のみならず、第2配備体制（全職員）において対応する。

なお、地震災害時と重複する避難所については、共通の配置とする。

(1) 土砂災害

地域名	避難所名	主管課	対応する部
我孫子北部	我孫子北近隣センター 並木本館	子ども支援課	子ども部、建設部、健康福祉部
我孫子南部	生涯学習センター アビスタ	生涯学習課	生涯学習部、水道局、健康福祉部、財政部
天王台	天王台北近隣センター	指導課	教育総務部、財政部
湖北	湖北台近隣センター	教育相談センター	教育総務部、環境経済部、企画総務部、市民生活部、健康福祉部
新木	新木近隣センター	国保年金課	健康福祉部、監査委員事務局
布佐	近隣センター ふさの風	人事課	企画総務部、市民生活部、都市部、健康福祉部

(2) 利根川の洪水

●第1順位（自主避難所を含む）

地域名	避難所名	主管課	対応する部
我孫子北部	我孫子北近隣センター 並木本館	子ども支援課	子ども部、建設部、健康福祉部
	久寺家中学校	保育課	
	根戸近隣センター	子ども相談課	
我孫子南部	生涯学習センター アビスタ	生涯学習課	生涯学習部、水道局、健康福祉部、財政部
	我孫子第一小学校	文化・スポーツ課	
	我孫子第四小学校	文化・スポーツ課	
天王台	天王台北近隣センター	指導課	教育総務部、財政部、会計課
	我孫子第三小学校	収税課	
	高野山小学校	指導課	
湖北	湖北台近隣センター	教育相談センター	教育総務部、環境経済部、企画総務部、市民生活部、健康福祉部
新木	新木近隣センター	国保年金課	健康福祉部、議会事務局、監査委員事務局
	新木小学校	社会福祉課	
布佐	近隣センター ふさの風	人事課	企画総務部、市民生活部、都市部、健康福祉部
	布佐小学校	人事課	
	布佐南近隣センター	行政管理課	

●第2順位、第3順位

地域名	避難所名	主管課	応援
我孫子北部	電力中央研究所	学校教育課	第2配備体制（全職員） で対応
我孫子南部	我孫子第四小学校	学校教育課	
	白山中学校	学校教育課	
	我孫子南近隣センター	生涯学習課	
天王台	我孫子中学校	指導課	
	我孫子第二小学校	指導課	
	近隣センターこもれび	指導課	
湖北	湖北小学校	教育相談センター	
	湖北台西小学校	教育相談センター	
	湖北台東小学校	教育相談センター	
	中央学院高校	教育相談センター	
新木	該当なし	鳥の博物館	
布佐	該当なし	図書館	

※第2順位、第3順位の避難所については、責任者を含め、あらかじめ職員配置（指名）を行わず、第2配備体制（全職員）で対応する。

(3) 手賀川・手賀沼の洪水 計6箇所（一斉）

地域名	避難所名	主管課	対応する部
我孫子南部	生涯学習センター アビスタ	生涯学習課	生涯学習部、水道局、健康福祉部、財政部
天王台	高野山小学校	指導課	教育総務部、財政部、会計課
湖北	湖北台近隣センター	教育相談センター	教育総務部、環境経済部、企画総務部、市民生活部、健康福祉部
布佐	近隣センター ふさの風	人事課	企画総務部、市民生活部、都市部、健康福祉部
	布佐中学校	図書館	
	布佐南近隣センター	行政管理課	

第6 避難所の閉鎖

避難所の開設期間は、原則7日以内とするが、本部長の判断により、必要に応じて応急仮設住宅等が確保され入居が終了するまで開設を継続する。

対策の内容は、地震対策編第3章第8節第6「避難所の閉鎖」に準拠する。

第9節 応急医療救護

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 初動医療体制	医療班、消防救助班、地域対策支部	我孫子医師会、我孫子市歯科医師会、我孫子市薬剤師会、我孫子市接骨師会、県（松戸保健所（健康福祉センター））
第2 被災者等への医療・保健活動	医療班、要配慮者班	我孫子医師会、我孫子市歯科医師会、我孫子市薬剤師会、我孫子市接骨師会、県（松戸保健所（健康福祉センター））

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急手当に関すること ・ 救護所への搬送に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急手当に関すること ・ 救護所への搬送に関すること
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急手当に関すること ・ 救護所への搬送に関すること

第1 初動医療体制

風水害等によって傷病者が発生した場合は、市内の医療機関に搬送する。

多数の傷病者が同時に発生した場合は、救護本部を設置するとともに、我孫子医師会等に医師会医療医救護班の編成及び出動を要請し対応にあたる。

対策の内容は、地震対策編第3章第9節第1「初動医療体制」に準拠する。

第2 被災者等への医療・保健活動

長期にわたって避難所生活が継続する場合は、避難所救護所を設置し、松戸保健所（健康福祉センター）及び我孫子医師会等と連携して被災者の健康管理にあたる。

対策の内容は、地震対策編第3章第9節第2「被災者等への医療・保健活動」に準拠する。

第10節 緊急輸送対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 緊急輸送路の確認	復旧班、被害調査班	県（柏土木事務所）、国（千葉国道事務所）
第2 緊急輸送	庁舎車両班、総括班	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

第1 緊急輸送路の確認

道路が被災した場合は、我孫子市建設業会の協力を得て緊急輸送道路を優先して復旧を行う。
対策の内容は、地震対策編第3章第10節第1「緊急輸送路の確認」に準拠する。

第2 緊急輸送

救援物資や災害対策要員等の輸送が必要になった場合は、市保有車両、輸送業者、ヘリコプターにて輸送を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第10節第2「緊急輸送」に準拠する。

第11節 ライフライン施設等の応急対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 ライフライン施設等	復旧班、給水班	北千葉広域水道企業団、県（手賀沼下水道事務所）、東京電力パワーグリッド（株）、（株）エナジー宇宙、東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、東日本旅客鉄道（株）
第2 道路・橋りょう	復旧班	国（千葉国道事務所）、県（柏土木事務所）
第3 河川・雨水管理施設	復旧班	国（利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所）、県（柏土木事務所）、利根土地改良区、手賀沼土地改良区
第4 公共施設	施設を所管する班	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

第1 ライフライン施設等

各ライフライン機関は、災害が発生するおそれのある場合は、被害を防止するための措置をとるとともに機能の維持及び供給を継続する。被害が発生した場合は、施設の応急復旧を迅速に行う。対策の内容は、地震対策編第3章第11節第1「ライフライン施設等」に準拠する。

第2 道路・橋りょう

道路管理者は、道路、橋りょう等について被害状況を把握し、危険箇所の通行禁止措置や、被害箇所の応急復旧措置を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第11節第2「道路・橋りょう」に準拠する。

第3 河川・雨水管理施設

復旧班(治水課)、利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、柏土木事務所、利根土地改良区、手賀沼土地改良区及び各雨水管理施設の管理者は、河川施設や排水路等の雨水管理施設の緊急点検をするとともに、河川の被害状況を把握し、がれきの撤去や被害箇所の応急復旧措置を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第11節第3「河川・雨水管理施設」に準拠する。

第4 公共施設

施設を所管する班は、所管施設の被災状況調査、施設利用者等の避難誘導措置等を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第11節第4「公共施設」に準拠する。

第12節 生活救援対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 飲料水・生活水の供給	給水班、総括班	
第2 食料の供給	物資班	
第3 生活必需品の供給	物資班	
第4 救援物資の受け入れ・管理	物資班	
第5 物資の輸送（供給）体制	物資班	
第6 災害相談	電話対応班、生活支援班、地域対策支部	
第7 停電時の充電スポット	生活支援班	

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内備蓄の活用に関すること ・避難所の災害対策用井戸、簡易防災井戸、受水槽等の活用に関すること ・地域住民の給水支援に関すること ・食料、生活必需品等の地域住民への配布に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の災害対策用井戸、簡易防災井戸、受水槽等の活用に関すること ・地域住民の給水支援に関すること ・食料、生活必需品等の地域住民への配布に関すること ・炊き出しの実施に関すること
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内備蓄の活用に関すること

第1 飲料水・生活水の供給

断水発生当初は、家庭内備蓄の水、小学校の受水槽・災害対策用井戸等を活用する。

また、応急給水栓を整備済みの市内中学校（6校）の受水槽も活用する。その後、市で給水体制を整えて、受水槽の水が不足する場合は組立式給水タンクを設置し給水車等で搬送し給水活動を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第12節第1「飲料水・生活水の供給」に準拠する。

第2 食料の供給

災害発生当初は、家庭内備蓄の食料で充当することを基本とする。住家被害により炊事ができない被災者に対して、市の備蓄、自衛隊等の炊き出し、救援の食料を供給する。

対策の内容は、地震対策編第3章第12節第2「食料の供給」に準拠する。

第3 生活必需品の供給

災害発生当初は、家庭内備蓄の生活必需品で充当することを基本とする。住家被害により生活必需品を失った被災者に対して、市の備蓄、救援物資を供給する。

対策の内容は、地震対策編第3章第12節第3「生活必需品の供給」に準拠する。

第4 救援物資の受け入れ・管理

家庭内備蓄、市の備蓄及び調達によっても食料・物資が不足する場合は、県、協定先自治体等に応援を要請し、救援物資を受け入れる。

対策の内容は、地震対策編第3章第12節第4「救援物資の受け入れ・管理」に準拠する。

第5 物資の輸送（供給）体制

物資を受け入れ避難所まで配送するため、物資輸送拠点を設置し、物流本部（チーム）によるオペレーションを行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第12節第5「物資の輸送（供給）体制」に準拠する。

第6 災害相談

市民等からの問い合わせや申請手続き等に対応するために、コールセンター、災害相談窓口を設置して対応する。

対策の内容は、地震対策編第3章第12節第6「災害相談」に準拠する。

第7 停電時の充電スポット

大規模停電が発生した場合、充電等の支援のため充電スポットを開設する。

対策の内容は、地震対策編第3章第12節第7「停電時の充電スポット」に準拠する。

第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 行方不明者の捜索	生活支援班、消防救助班	我孫子市消防団
第2 遺体の処理	要配慮者班	警察（我孫子警察署）、我孫子医師会、我孫子市歯科医師会
第3 遺体の埋葬等	生活支援班、要配慮者班	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	・地域の住民の安否確認、行方不明者の通報に関すること
事業所	—

第1 行方不明者の捜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

対策の内容は、地震対策編第3章第13節第1「行方不明者の捜索」に準拠する。

第2 遺体の処理

遺体が多数発生した場合は、遺体安置所を開設し検視・検案等を行い、遺族に引き渡す。

対策の内容は、地震対策編第3章第13節第2「遺体の処理」に準拠する。

第3 遺体の埋葬等

遺体の埋葬等のために埋葬許可書の発行や身元不明者の遺骨等の保存を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第13節第3「遺体の埋葬等」に準拠する。

第14節 感染症対策・清掃・廃棄物対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 感染症対策	医療班、廃棄物・し尿班	県（松戸保健所（健康福祉センター））、我孫子医師会、我孫子市歯科医師会、我孫子市薬剤師会
第2 障害物の除去	住宅班、復旧班	
第3 ごみ・廃棄物処理	廃棄物・し尿班	
第4 し尿の処理	廃棄物・し尿班	
第5 環境汚染の防止	廃棄物・し尿班	
第6 動物対策	廃棄物・し尿班	県（松戸保健所（健康福祉センター））、動物愛護センター東葛飾支所、千葉県獣医師会

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの組み立て、清掃に関すること ・消毒に関すること ・ペットの餌等の確保、飼養に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの組み立て、清掃に関すること ・消毒薬剤の配付に関すること
事業所	—

第1 感染症対策

浸水地域等での感染症発生を防止するため、消毒、被災者の健康管理等を行う。
対策の内容は、地震対策編第3章第14節第1「感染症対策」に準拠する。

第2 障害物の除去

河川管理者は、河川、水路等に堆積した障害物、一定基準に適合した宅地内の土砂等の除去を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第14節第2「障害物の除去」に準拠する。

第3 ごみ・廃棄物処理

災害廃棄物が大量に発生した場合は、発生量を推計し、処理体制を確立して処理にあたる。
対策の内容は、地震対策編第3章第14節第3「ごみ・廃棄物処理」に準拠する。

第4 し尿の処理

断水、住家の被害等によりトイレが使用できない場合は、仮設トイレの設置等によりし尿の収集・処理を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第14節第4「し尿の処理」に準拠する。

第5 環境汚染の防止

災害に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染への対処を行う。
対策の内容は、地震対策編第3章第14節第5「環境汚染の防止」に準拠する。

第6 動物対策

同行避難のペットの対応は、ペット所有者の自己責任とする。逃げ出したペットがある場合は、県と協力して救助、保護収容の措置をとる。

対策の内容は、地震対策編第3章第14節第6「動物対策」に準拠する。

第15節 住宅等対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 被災宅地の危険度判定	住宅班	
第2 応急仮設住宅の供与	住宅班	
第3 住宅の応急修理	住宅班	
第4 住家の被災調査・り災証明書の発行	被害調査班、消防救助班	
第5 文化財の保護	特命班	

■自助・共助の役割

市民	・住家の被災調査の協力に関すること
自主防災組織等	・応急仮設住宅入居者の見守りに関すること
事業所	—

第1 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第15節第2「被災宅地の危険度判定」に準拠する。

第2 応急仮設住宅の供与

災害により住家を失った被災者に対し、応急仮設住宅を供与する。

対策の内容は、地震対策編第3章第15節第3「応急仮設住宅の供与」に準拠する。

第3 住宅の応急修理

災害により被害を受け、一定条件を満たす被災者の住家、市営住宅に対し、応急修理を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第15節第4「住宅の応急修理」に準拠する。

第4 住家の被災調査・り災証明書の発行

1. 家屋の被災調査

(1) 調査方法

被害調査班は、家屋の被害状況の把握及びり災証明書を発行するために、床下浸水又は半壊以上の被害が見込まれる住家及びり災証明書の申請のあった住家等を対象に被災調査を行う。

被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）・床上浸水・床下浸水・被害なしに区分し、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防救助班が消防法に基づき火災調査を行う。

ア 浸水被害調査

住民への聞き取りや被害状況の目視確認により、床上浸水・床下浸水・その他について判

定する。

イ 被害認定調査

住家に損壊がある場合は、外観目視調査により、大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）を調査し判定する。

(2) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に災害発生初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

イ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、市専門職員及び県等に応援を求めて実施する。

ウ り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

2. り災証明書等の発行

被害調査班（収税課）は、家屋の被害調査の結果に基づき、相談窓口等において、り災証明書、被災（り災事項）証明書及びり災届出証明書を発行する。

火災により焼失した家屋等は、消防救助班がり災証明書を発行する。

発行については、我孫子市り災証明書等の交付に関する事務取扱規程によるものとする。

第5 文化財の保護

文化財に災害が発生した場合は、被害の拡大防止及び報告を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第15節第6「文化財の保護」に準拠する。

第16節 児童・生徒・園児の安全対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 災害発生時の対応	要配慮者班、避難所班	
第2 応急教育	避難所班	
第3 応急保育	要配慮者班	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

第1 災害発生時の対応

小中学校、幼稚園、保育園、こども発達センターは、災害のおそれがある場合は、児童・生徒・園児の安全を確保するとともに、災害が発生した場合は、危険が解消されるまで又は保護者の引取があるまで、学校等で保護をする。

対策の内容は、地震対策編第3章第16節第1「災害発生時の対応」に準拠する。

第2 応急教育

災害発生後、被害の状況にあわせて学校を再開する。

対策の内容は、地震対策編第3章第16節第2「応急教育」に準拠する。

第3 応急保育

災害発生後、被害の状況にあわせて保育園を再開する。

対策の内容は、地震対策編第3章第16節第3「応急保育」に準拠する。

第17節 要配慮者への対応

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 避難行動要支援者の避難支援	要配慮者班、地域対策支部	我孫子市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会
第2 要配慮者の生活支援	避難所班、要配慮者班、生活支援班	我孫子市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会

■自助・共助の役割

市民	・地域の要配慮者の支援に関すること
自主防災組織等	・地域の要配慮者の支援に関すること
事業所	—

第1 避難行動要支援者の避難支援

高齢者等避難、避難指示が発令された場合、地域の支援により避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第17節第1「避難行動要支援者の避難支援」に準拠する。

第2 要配慮者の生活支援

要配慮者に対し、避難所及び福祉避難所で必要な生活支援を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第17節第2「要配慮者の生活支援」に準拠する。

第18節 ボランティアへの対応

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 ボランティアの受け入れ	各班	我孫子市社会福祉協議会
第2 災害ボランティアセンターの活動	生活支援班	我孫子市社会福祉協議会
第3 ボランティア活動支援	生活支援班	我孫子市社会福祉協議会

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

第1 ボランティアの受け入れ

各対策においては、必要な専門ボランティアの応援を受け活動を行う。
対策の内容は、地震対策編第3章第18節第1「ボランティアの受け入れ」に準拠する。

第2 災害ボランティアセンターの活動

社会福祉協議会は、ボランティア活動の調整機関として災害ボランティアセンターを設置しボランティア活動を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第18節第2「災害ボランティアセンターの活動」に準拠する。

第3 ボランティア活動支援

必要に応じて、ボランティアの活動支援を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第18節第3「ボランティア活動支援」に準拠する。

第19節 帰宅困難者への支援対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 施設管理者等の対応		東日本旅客鉄道（株）
第2 市の対応	総括班、広報記録班、帰宅困難者班	

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	・利用者等の避難誘導に関すること

第1 施設管理者等の対応

道路の不通や交通機関が途絶して帰宅困難となった者は、事業所、学校、一時滞留場所で待機する。

対策の内容は、地震対策編第3章第19節第1「施設管理者等の対応」に準拠する。

第2 市の対応

市は、道路の不通や交通機関の途絶が発生した場合は、一斉帰宅抑制の呼びかけ、一時滞留施設の開設及び収容を行う。

対策の内容は、地震対策編第3章第19節第2「市の対応」に準拠する。

第20節 土砂災害対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 土砂災害警戒情報の発表		県、銚子地方気象台
第2 避難	総括班、広報記録班	
第3 市の対応	住宅班	

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自主避難に関すること ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・避難所の開設・運営に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・自主避難に関すること ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・避難所の開設・運営に関すること
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に関すること

第1 土砂災害警戒情報の発表

県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を発表する。県はホームページ等を利用して、市内の災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

第2 避難

1. 避難指示等

本部長は、土砂災害に関して、避難のための立ち退きを指示する。

〈土砂災害に対する避難の種類及び発令基準の目安〉

種類	内容	基準の目安
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるように準備を開始する。 ・避難行動要支援者は避難に時間がかかるため、この段階で避難開始を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ強い降雨を伴う台風等が接近・通過することが予想され、かつ土砂災害の前兆現象が発見されたとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・避難のための立ち退きを指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・危険が切迫している場合は、生命を守る最低限の行動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害が発生したとき

2. 避難情報等の伝達

総括班は、土砂災害警戒情報が発表された時は、警戒区域内の住民に避難指示を行うとともに、周辺住民に対して周知徹底する。

(1) 市民への伝達

総括班及び広報記録班は、高齢者等避難及び避難指示又は解除を発令した場合、防災行政無線、LINE、メール、広報車等で伝達する。

(2) 要配慮者利用施設への伝達

総括班は、高齢者等避難及び避難指示又は解除を発令した場合、原則、電話又はFAX、電子メール等により要配慮者利用施設へ伝達する。

(3) 県に対する報告

総括班は、高齢者等避難及び避難指示又は解除を発令した場合、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局及び東葛飾地域振興事務所に報告する。

第3 市の対応

住宅班は、土砂災害の被害が予想される場合に、土砂災害警戒区域などのパトロールを行う。また、土砂災害が発生した場合には、応急対策を行う。

第21節 雪害対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 大雪情報の収集・周知	総括班、広報記録班	
第2 雪害対策	復旧班、物資班、帰宅困難者班	我孫子警察署、東日本旅客鉄道（株）、国（千葉国道事務所）、県（柏土木事務所）

■自助・共助の役割

市民	・大雪に備えた事前措置をとること
自主防災組織等	—
事業所	・大雪に備えた事前措置をとること

第1 大雪情報の収集・周知

1. 大雪情報の収集

総括班（市民安全課）は、大雪注意報、大雪警報等の情報を収集する。
また、道路の積雪等の情報を道路管理者、各公共施設等から把握する。

2. 大雪情報の周知

総括班（市民安全課）及び広報記録班（秘書広報課）は、降雪の状況により生活や交通に多大な影響が予想される場合は、防災行政無線（固定系）、メール、LINE、X、ホームページ等により大雪への注意を喚起する。

第2 雪害対策

1. 道路対策

(1) 雪害予防対策

復旧班（道路課）は、所管する道路に障害が発生する場合は、防滑砂や路面凍結防止剤等の散布、除雪等を実施する。

また、警察署、その他の道路管理者等と、必要に応じて道路交通についての情報収集及び連携を図る。

(2) 道路通行規制

県及び復旧班（道路課）は、幹線道路上で大規模な車両滞留を回避するために、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行うよう努める。

2. 農畜産物への対策

物資班（農政課）は、農業団体等と連携し農畜産物の雪害対応について、適切な措置を検討し、指導する。

3. 帰宅困難者対策

帰宅困難者班（交通政策課）は、鉄道等の交通機関が途絶した場合は、東日本旅客鉄道（株）等と旅客等の対応について連絡調整を図る。帰宅困難者班は、必要に応じて、一時滞在施設を開

設する。

なお、対策については、第19節によるものとする。

第22節 竜巻対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 竜巻情報の収集・周知	総括班、広報記録班	
第2 竜巻被害への対応	各班	

■自助・共助の役割

市民	・竜巻に備えた事前措置をとること
自主防災組織等	—
事業所	・竜巻に備えた事前措置をとること

第1 竜巻情報の収集・周知

1. 竜巻情報の収集

総括班（市民安全課）は、気象台から雷注意報や竜巻注意情報が発表された場合、気象庁の竜巻発生確度ナウキャスト等の情報を収集する。

2. 竜巻情報の周知

総括班（市民安全課）及び広報記録班（秘書広報課）は、隣接市及び市内で竜巻が発生するなどの、緊急を要する竜巻に関する情報を入手した場合は、防災行政無線（固定系）、メール、LINE、X、ホームページ等により、堅牢な建物への一時退避等の注意を喚起する。

第2 竜巻被害への対応

竜巻により被害が発生した場合は、次の対応をとる。

- (1) 被害調査
- (2) 避難所の開設
- (3) 被災者への物資等の供給
- (4) 被災地の障害物の除去、清掃

なお、対応の詳細は、本章の各節を準用する。

第23節 火山噴火対策

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 火山情報の収集・周知	総括班、広報記録班	我孫子警察署
第2 降灰対策	総括班、復旧班、物資班	我孫子警察署、国（千葉国道事務所）、県（柏土木事務所）

■自助・共助の役割

市民	・降灰への注意
自主防災組織等	・降灰への注意
事業所	—

第1 火山情報の収集・周知

1. 火山情報の収集

総括班（市民安全課）は、市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する噴火警報等の情報を収集する。

特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

〈火山に関する情報〉

情報名	概要
噴火警報・予報	噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。 また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報が発表される。
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説される情報が発表される。
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する。
噴火に関する火山観測報	噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等が発表される。
降灰予報	噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報が発表される。 ① 降灰予報（定時） 噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表 ② 降灰予報（速報）

	<p>噴火発生後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表</p> <p>③ 降灰予報（詳細）</p> <p>噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火20～30分程度で発表</p> <p>降灰量は、降灰の厚さによって「多量（1mm以上）」「やや多量（0.1mm以上1mm未満）」「少量（0.1mm未満）」の3階級に区分する。</p>
--	---

2. 火山情報の周知

総括班（市民安全課）及び広報記録班（秘書広報課）は、市域に影響のある火山情報を把握したときは、防災行政無線（固定系）、LINE、メール、X、ホームページ、広報車による巡回等により、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を伝達する。

第2 降灰対策

1. 降灰調査

総括班（市民安全課）は、降灰についての通報、公共施設等で降灰が確認された場合は、その状況を把握する。

また、農作物、交通等の被害が発生した場合、被害状況を集計する。

2. 交通対策

復旧班（道路課）、その他道路管理者及び警察署は、降灰による事故の発生を防ぐため、必要に応じて、交通規制や散水、除灰等を実施する。

3. 農作物等への対策

物資班（農政課）は、農業団体等と連携して火山灰の除去等について、適切な措置を検討し、指導する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 市民生活のための緊急措置

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 被災者の生活確保	被害調査班、要配慮者班、給水班、復旧班、広報記録班、生活支援班、情報収集・システム班	我孫子市社会福祉協議会、県
第2 住宅の再建	住宅班、渉外班、庁内調整班	住宅金融支援機構
第3 地域経済への支援	物資班	
第4 その他関係機関が行う特例措置	被害調査班	県、松戸公共職業安定所、日本郵便（株）、日本放送協会

■自助・共助の役割

市民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

被災者に対し法令等に基づいて、各防災関係機関が生活・住宅・職業・産業等への支援を実施する。

対策の内容は、地震対策編第4章第1節「市民生活のための緊急措置」に準拠する。

第2節 生活関連施設の復旧計画

市は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

対策の内容は、地震対策編第4章第2節「生活関連施設の復旧計画」に準拠する。

第3節 災害復興

市域が甚大な被害を被った場合は、災害復興本部を設置し、災害復興基本方針、災害復興計画を策定し、災害復興事業にあたる。

対策の内容は、地震対策編第4章第3節「災害復興」に準拠する。

大規模事故対策編

第 1 章 総則

第1節 大規模事故体制

第1 大規模事故への対応の基本方針

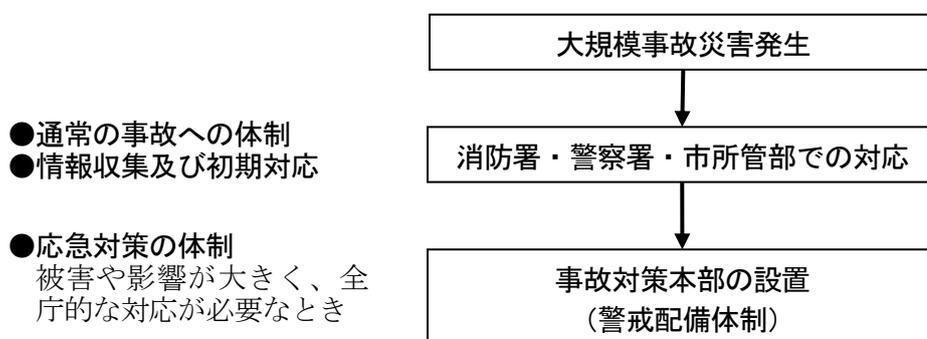
大規模事故への対策は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防機関及び警察が対応にあたるが、事故災害による被害が甚大な場合、あるいは市民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、市役所の機能をもって対応する。

なお、市及び防災関係機関等の業務大綱及び所掌事務は、地震対策編の規定に準ずるものとする。

第2 動員・配備

1. 動員配備の基本

大規模事故発生時の動員配備の基本は、次のとおりとする。



2. 配備基準

事故対策本部の配備基準は、次のとおりである。

配備種別	本部	本部設置・配備基準	組織	配備要員
警戒配備体制	事故対策本部	1 大規模事故の状況により、被災者への対応が必要と市長が認めたとき 2 大規模事故の状況により、市民生活に影響が予想され対応が必要と市長が認めたとき	○事故対策本部構成員 ・本部長（市長） ・副本部長（副市長、教育長、水道局長） ・本部長（事故に関わる所管部の部長、応急対策に関わる所管部の部長） ○事務局 ・事務局長（防災担当部長） ・局員（市民安全課、事故に関わる所管課）	本部長が必要と認めた班

3. 事故対策本部

事故対策本部を設置した場合の組織及び災害時事務分掌は、地震対策編を準用するものとし、事故の種類、規模等に基づき、本部長の命により対策に必要な班及び職員を動員する。



※共通事務：所管施設利用者等の安全確保、応急措置、施設被害調査
 ※選挙管理委員会事務局は、人事課を含む。
 ※本部事務局内の各班責任者及び本部連絡員全員は、本部会議に参加する。

4. 現地調整所

事故の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき、市又は県は、現地調整所を速やかに設置し現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

5. 情報収集・報告

総括班及び消防救助班は、「火災・災害等即報要領」に基づき、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報を県に報告する。

次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、消防庁へも報告する。

〈消防庁への直接即報基準〉

- | |
|--|
| (1) 「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合 |
| (2) 通信の途絶等により県に報告することができない場合、一時的に消防庁に報告（通信が回復したら県にも報告） |
| (3) 119番通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に報告 |

〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉

火災等即報	交通機関の火災	(1) 航空機火災 (2) トンネル内車両火災 (3) 列車火災
	危険物等に係る事故	(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺の500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キログラム以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (5) 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	(1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの (2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (3) 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	その他特定の事故	(1) ホテル、病院において発生した火災 (2) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャックによる救急・救助事故 (4) 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

第3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震対策編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 基本方針		
第2 予防計画	都市計画課、公園緑地課、消防本部、文化・スポーツ課	
第3 応急対策計画	総括班、広報記録班、電話対応班、物資班、避難所班、消防救助班	我孫子警察署

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・避難所の開設、運営に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・避難所の開設、運営に関すること
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に関すること

第1 基本方針

市街地の延焼や多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の対策について定める。

第2 予防計画

1. 建築物不燃化の促進

都市計画課は、建築物が密集し、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火・準防火地域の指定について検討していく。

2. 防災空間の整備・拡大

公園緑地課は、延焼を防止するためのオープンスペース等、防災空間の整備・拡大を図るために次の対策を行う。

- (1) 「我孫子市緑の基本計画」に基づく緑の確保目標により空間を確保し、延焼の防止に役立てる。
- (2) 地域の避難場所となる公園等の防災機能の向上を図る。

3. 市街地の整備

都市計画課は、災害時にも有効に機能する都市基盤施設の整備を進めるとともに、都市生活への被害を最小限にとどめられる市街地整備を図る。

4. 火災予防に係る立入検査

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動週間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って検査を実施し、関係者が法令遵守の下に火災危険の軽減を図り、継続した防火管理を指導することによって、火災予防の徹底を図る。

5. 住宅防火対策

県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

また、消防本部は、住宅用火災警報器の普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

6. 多数の者を収容する建築物

消防本部は、次の建築物の防火対策を行う。

(1) 消防計画の作成及び遵守

多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。

(2) 防火対象物の点検及び報告

特定防火対象物で収容人員 300 人以上の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(3) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、次の事項について指導する。

ア 消防防災システムの情報処理化の推進

(ア) 高水準消防防災設備の整備

(イ) 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

(ウ) 防災センターの整備

イ 自衛消防要員に対する高度な教育の計画的な実施

7. 文化財の防火対策

消防本部及び文化・スポーツ課は、文化財の所有者又は管理者に対して次の事項を指導若しくは啓発する。

(1) 消防用設備の設置・整備

ア 消火器、屋内・外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、ドレンチャー設備等を設置する。

イ 自動火災報知設備、漏電火災警報器等を設置する。

(2) 防火管理

ア 定期的な巡視と監視を実施する。

イ 危険箇所について消防機関から指導を受ける。

ウ 消防法等に基づき防火管理者を定め、防火管理計画、消防訓練等の具体的な消防計画を作成し指導する。

エ 毎年1月26日を文化財防火デーとして文化財建造物の消火訓練を実施する。

8. 消防組織及び防災資機材の充実

消防本部は、消防職員及び消防団員の確保及び消防資機材の拡充に努める。

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総括班は、火災の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び事故対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携をとる。

2. 情報収集・伝達体制

総括班は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

3. 消防活動

消防救助班は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

消防救助班は、火災現場からの救助活動及び負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県、市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

5. 交通規制

我孫子警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

6. 避難

総括班は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示を行い、避難所班は、安全な地域に避難所等を開設する。

自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、我孫子警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

7. 救援・救護

物資班は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、飲料水、生活必需品等を供給する。

8. 広報活動

広報記録班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ホームページ等による広報活動を行う。

また、電話対応班は、コールセンターを設置し市民等からの通報や問い合わせに対応する。

第2節 危険物等災害対策計画

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 基本方針		
第2 予防計画	消防本部	
第3 応急対策計画	総括班、広報記録班、電話対応班、物資班、廃棄物・し尿班、避難所班、消防救助班	我孫子警察署

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・避難所の開設、運営に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・避難所の開設、運営に関すること
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に関すること ・貯蔵する危険物等の安全対策に関すること

第1 基本方針

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物災害に対する予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

なお、危険物等とは次のものをいう。

〈対象とする危険物等〉

- | |
|---|
| <p>(1) 危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの
 (例) 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など</p> <p>(2) 火薬類：火薬類取締法第2条に規定されているもの
 (例) 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など</p> <p>(3) 高压ガス：高压ガス保安法第2条に規定されているもの
 (例) 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど</p> <p>(4) 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの
 (例) 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など</p> <p>(5) 指定可燃物：危険物の規制に関する政令第1条の12に規定されているもの
 (例) 紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類（タイヤ等）、再生資源燃料など</p> <p>なお、道路上での危険物等の災害については、第5節「道路災害対策計画」の定めるところによる。</p> |
|---|

第2 予防計画

1. 予防査察

消防本部は、消防法その他法令に基づいて、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物の規制を実施する。

2. 事業所防災対策の強化

消防本部は、危険物施設の管理者等に対し、危険物保安監督者・危険物保安統括管理者・危険物施設保安員の選任、防災組織の確立、消防用設備等の設置、防災訓練等を指導する。

各危険物施設は、防災組織を確立し情報連絡や緊急動員等に備えた体制を確立する。

また、従業員の保安教育や防災訓練を行い、応急措置等の習熟に努める。

3. 消防体制の強化

消防本部は、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの警防計画を作成するとともに、危険物取扱職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び事故対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

総括班は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

消防救助班は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に危険物火災の性状に応じた消火、二次災害の防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防組織に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

消防救助班は、事故現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

5. 交通規制

我孫子警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を行う。

6. 避難

総活班は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対し、避難指示を伝達し、安全な地域に開設する避難所を指定する。避難所班は、避難所を開設し避難者の受け入れを行う。

自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、我孫子警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

7. 救援・救護

物資班は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、生活必需品等を供給する。

8. 広報活動

広報記録班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ホームページ等による広報活動を行う。

また、電話対応班は、コールセンターを設置し市民等からの通報や問い合わせに対応する。

9. 環境汚染対策

廃棄物・し尿班は、危険物等による河川、湖沼及び大気への汚染を防止するため監視を行う。流出が確認された場合は、関係機関と連携して汚染の拡大を防止する。

第3節 航空機災害対策計画

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 基本方針		
第2 予防計画	市民安全課	
第3 応急対策計画	総括班、広報記録班、電話対応班、物資班、要配慮者班、医療班、廃棄物・し尿班、避難所班、消防救助班	我孫子警察署、我孫子医師会、我孫子市歯科医師会

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・避難所の開設、運営に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・避難所の開設、運営に関すること
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に関すること

第1 基本方針

市域において航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための対策について定める。

第2 予防計画

市民安全課は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

第3 応急対策計画

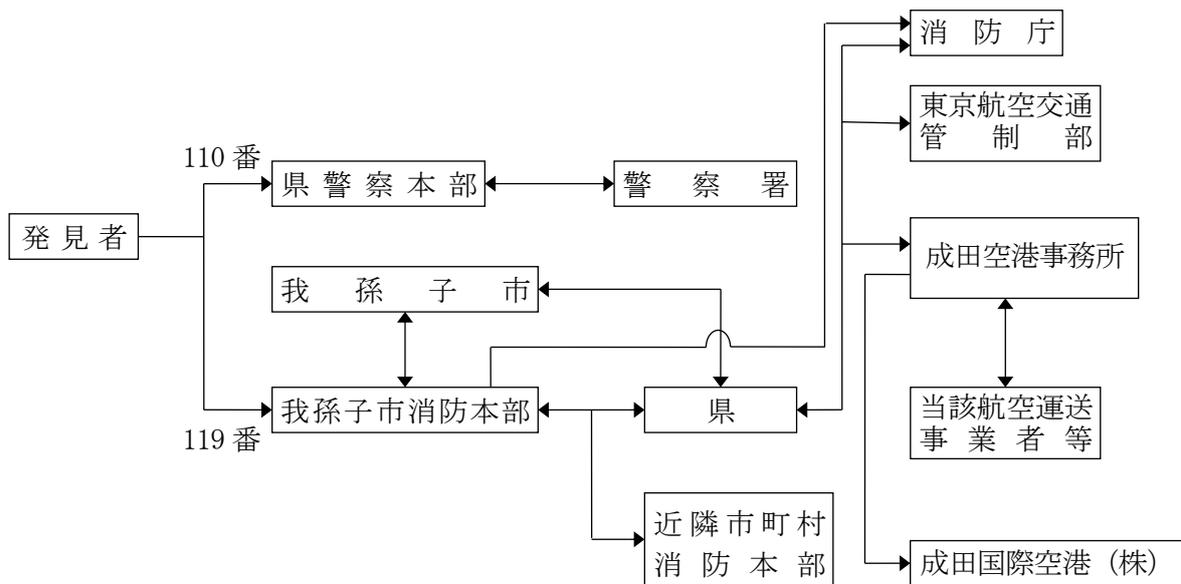
1. 応急活動体制

総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び事故対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

消防救助班及び総括班は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県、消防本部及び関係機関に連絡する。



〈情報連絡系統図〉

3. 消防活動

消防救助班は、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を行い、消防活動を円滑に行うため火災警戒区域を設定する。

また、必要に応じて他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

消防救助班は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他の市町村に応援要請をする。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

医療班は、負傷者の救護のため災害現場に応急仮設救護所を設置し、我孫子医師会、我孫子市歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する医師会医療救護班等の協力を得て、傷病者の傷害等の選別（トリアージ）、応急処置を行った後、救急指定病院又は災害拠点病院等に搬送する。

5. 遺体の収容

要配慮者班は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

6. 交通規制

我孫子警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。

また、その旨を交通関係者及び地域住民に広報する。

7. 感染症対策・清掃

廃棄物・し尿班は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

災害現場の清掃は、地震対策編の障害物の除去及び清掃・廃棄物処理の定めにより行う。

8. 避難

総括班は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を伝達し、安全な

地域に開設する避難所を指定する。避難所班は、避難所を開設し避難者の受け入れを行う。

9. 広報活動

広報記録班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ホームページ等による広報活動を行う。

また、電話対応班は、コールセンターを設置し市民等からの通報や問い合わせに対応する。

10. その他支援

総括班及び各班は、県、原因者等関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供、火葬等の必要な対応を支援する。

第4節 鉄道災害対策計画

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 基本方針		
第2 予防計画	市民安全課	東日本旅客鉄道（株）
第3 応急対策計画	総括班、広報記録班、電話対応班、医療班、避難所班、消防救助班	我孫子警察署、我孫子医師会、我孫子市歯科医師会

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・避難所の開設、運営に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・避難所の開設、運営に関すること
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に関すること

第1 基本方針

鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故といった鉄道災害に対する対策について定める。

第2 予防計画

市民安全課、東日本旅客鉄道（株）及び関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び事故対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

被害の規模や応急措置の実施において必要がある場合は、他の市町村の応援や自衛隊の派遣要請を求める。

2. 情報収集・伝達体制

総括班は、発見者からの通報があった場合、被災状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

3. 消防活動

東日本旅客鉄道（株）は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

消防救助班は、速やかに火災の状況を把握するとともに消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

東日本旅客鉄道（株）は、事故災害発生直後における負傷者の救急救助活動を行うとともに、必要に応じて救急救助活動を実施機関に協力要請する。

消防救助班は、乗客、地域住民の救出のため救出班を編成し、担架等必要な資機材を投入して救出にあたる。

医療班は、負傷者の救護のため災害現場に応急仮設救護所を設置し、我孫子医師会、我孫子市歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する医師会医療救護班等の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、救急指定病院又は災害拠点病院等に搬送する。

5. 交通規制

我孫子警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

6. 避難

総活班は、危険物事故により影響を受ける区域の住民に対し、避難指示を伝達し、安全な地域に開設する避難所を指定する。避難所班は、避難所を開設し避難者の受け入れを行う。

また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い避難場所を開設する。

避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

7. 広報活動

広報記録班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ホームページ等による広報活動を行う。

また、電話対応班は、コールセンターを設置し市民等からの通報や問い合わせに対応する。

8. 東日本旅客鉄道（株）の応急・復旧対策

輸送に大きな影響を及ぼす事故等が発生した場合又は災害発生のおそれ予測される場合は、「運転事故応急復旧処理手続き」に基づき、対策本部・現地対策本部を設置し、迅速・確実な復旧を行う。

災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に支社対策本部、災害現場に現地対策本部を設置し、指揮命令権を確立し対応にあたる。

第5節 道路災害対策計画

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 基本方針		
第2 予防計画	道路課	道路管理者、輸送事業者
第3 応急対策計画	総括班、広報記録班、電話対応班、避難所班、消防救助班	我孫子警察署、我孫子医師会、我孫子市歯科医師会、輸送事業者

■自助・共助の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・避難所の開設、運営に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・避難行動要支援者の避難支援に関すること ・避難所の開設、運営に関すること
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に関すること

第1 基本方針

橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等による多数の死傷者を伴う道路災害に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するための対策について定める。

第2 予防計画

1. 危険箇所の把握・改修

道路管理者は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資機材の保有に努める。

2. 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び事故対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防

隊に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

道路施設が被災した場合は、道路管理者は、警察署、消防本部等に通報する。

総活班は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

消防救助班は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

消防救助班は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

5. 交通規制

我孫子警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確な交通規制を行う。

6. 避難

総活班は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難指示を伝達し、安全な地域に開設する避難所を指定する。避難所班は、避難所を開設し避難者の受け入れを行う。

自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、我孫子警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

7. 広報活動

広報記録班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、ホームページ等による広報活動を行う。

また、電話対応班は、コールセンターを設置し市民等からの通報や問い合わせに対応する。

第6節 断水対策計画

■対策の体系と実施機関

体系	市担当	関係機関
第1 基本方針		
第2 予防計画	水道局	
第3 応急対策計画	総括班、情報収集・システム班、給水班、秘書広報班、広報記録班、電話対応班、廃棄物・し尿班、要配慮者班、特命班、地域対策支部	

■自助・共助の役割

市民	・給水容器の準備に関すること
自主防災組織等	・要配慮者等への給水活動の支援に関すること
事業所	・給水容器の準備に関すること

第1 基本方針

大規模断水が発生した場合の給水活動及び広報活動等の対策について定める。

第2 予防計画

水道局は、断水が発生した場合の対応等を定めたマニュアルを作成するなど、断水発生時の給水体制について整備する。

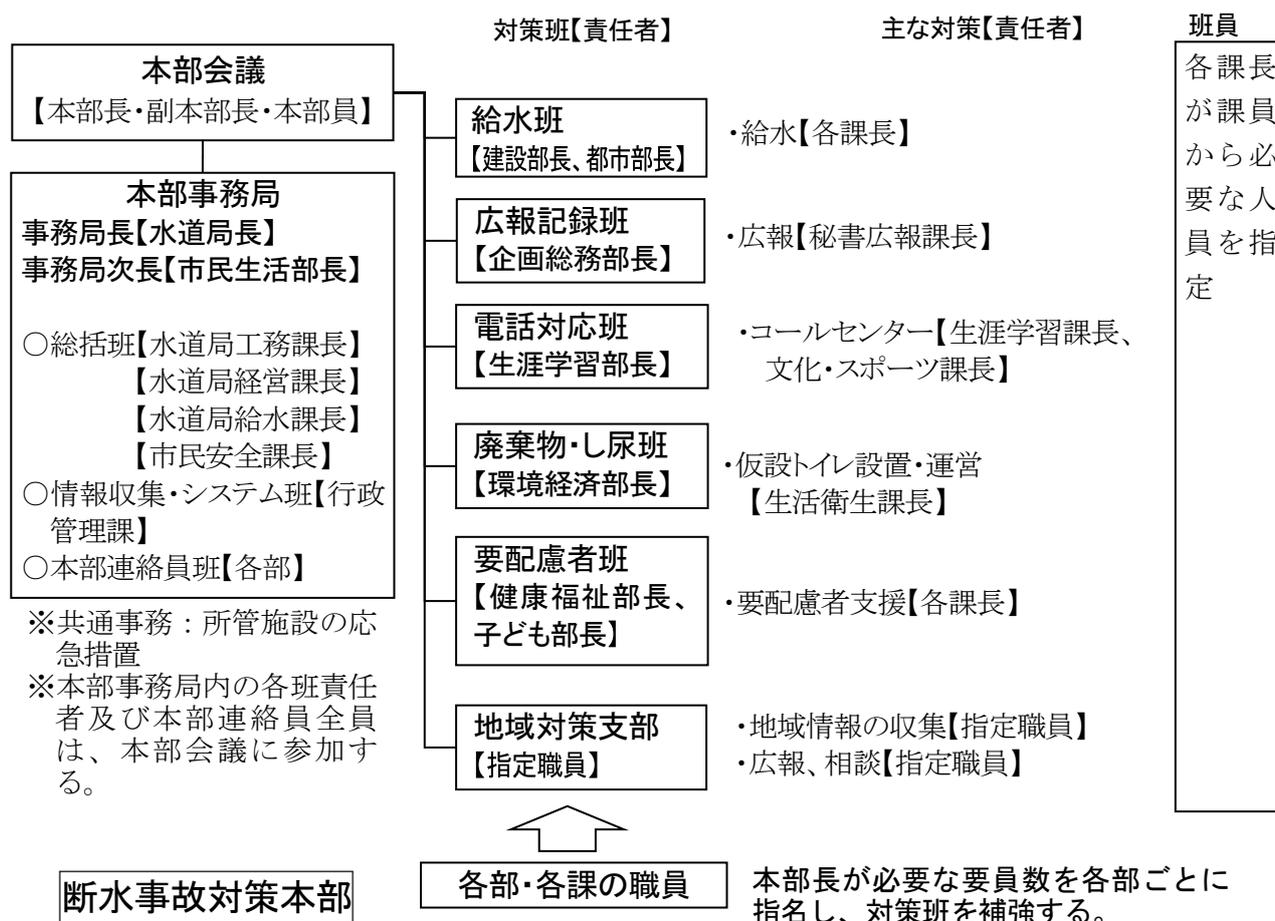
第3 応急対策計画

大規模断水（およそ100世帯以上）が予想されるか、又は発生し水道局のみでの対応が困難な場合に、水道局長からの要請があり、市長が必要と認めた場合には、全庁的な対応にて給水に対応する。

1. 応急活動体制

総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び事故対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。



2. 応急給水活動

(1) 応急給水計画の作成

総括班及び給水班は、断水の状況を把握するとともに、応急給水区域、給水目標量等を定めた応急給水計画を作成する。

特に、医療施設、社会福祉施設等への緊急給水を優先して行うものとする。

(2) 給水活動

給水班は、資機材、車両を確保し小学校等に給水拠点を設け、市民の持参した容器への給水を自主防災組織等と連携して行う。

また、要配慮者班及び自主防災組織、自治会等は、地域の要配慮者の給水活動を支援する。

3. 広報活動

広報記録班は、断水の発生状況や給水活動について、防災行政無線、広報車、ホームページ等による広報活動を行う。

電話対応班は、コールセンターを設置し市民等からの通報や問い合わせに対応する。

また、必要に応じて、地域対策支部を設置し、地域の情報収集や市民等への情報提供を実施する。

〈提供する情報〉

(1) 断水情報

ア 断水の原因 イ 断水の地域

(2) 給水情報

ア 給水拠点の位置 イ 給水時間 ウ 応急給水の方法等

(3) 復旧情報

断水地域の復旧見通し

4. 仮設トイレの設置

廃棄物・し尿班は、断水地区において水洗トイレが使えない場合は、公共施設、公園等に仮設トイレを設置する。

放射性物質事故対策編

第 1 章 総則

第1節 放射性物質事故への対応

市及び県には、「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所^{※7}のほか、核原料物質使用事業所^{※5}や核燃料物質使用事業所^{※6}が存在している。

また、「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）上、県外の原子力事業所^{※4}の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質^{※1}、核燃料物質^{※2}又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素^{※3}又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。

これらを受け、「地域防災計画」として、放射性物質取扱事業所^{※8}及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定める「放射性物質事故対応マニュアル」によることとする。

放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国の動向を踏まえ、本計画を改訂することとする。

- ※1 核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
- ※2 核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
- ※3 放射性同位元素：放射性同位元素等の規則に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
- ※4 原子力事業所：原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所
- ※5 核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※6 核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
- ※7 放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等の規則に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※8 放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

第2節 放射性物質事故の想定

県地域防災計画により、放射性物質事故を次のように想定する。

- (1) 県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。
- (2) 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出するなどを想定する。
- (3) 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。
- (4) 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

第2章 放射性物質事故対応計画

第1節 予防計画

1. 放射性物質取扱施設の把握

消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2. 情報の収集・連絡体制整備

県及び市民安全課は、国、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

3. 応急活動体制の整備

市民安全課は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備するものとする。

また、市民安全課、生活衛生課、消防本部、我孫子警察署及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

4. 環境放射線モニタリング体制の整備

生活衛生課は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備するものとする。

5. 退避誘導體制の整備

市民安全課は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めることとする。

また、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

6. 防災教育・防災訓練の実施

県及び市民安全課は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。住民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図ることとする。

また、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

7. 放射性同位元素等使用事業所の措置

放射性同位元素等使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

第2節 応急対策計画

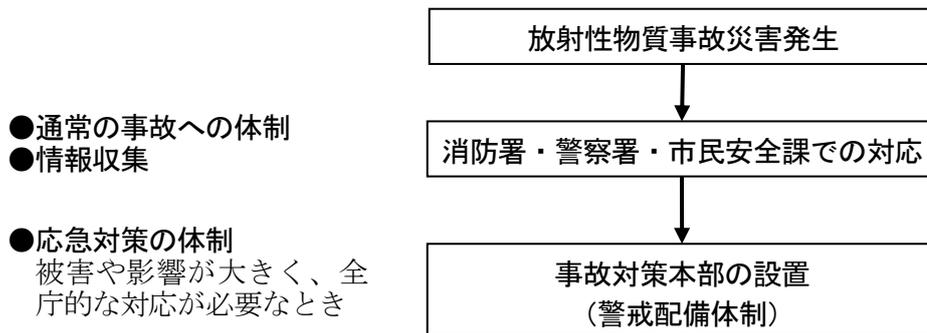
大規模事故への対策は、国、県からの情報により、市民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、市役所の機能をもって対応する。

なお、市及び防災関係機関等の業務大綱及び所掌事務は、地震対策編の規定に準ずるものとする。

第1 動員・配備

1. 動員配備の基本

大規模事故発生時の動員配備の基本は、次のとおりとする。



2. 配備基準

事故対策本部の配備基準は、次のとおりである。

配備種別	本部	本部設置・配備基準	組織	配備要員
警戒配備体制	事故対策本部	1) 大規模事故の状況により、被災者への対応が必要と市長が認めたとき 2) 大規模事故の状況により、市民生活に影響が予想され対応が必要と市長が認めたとき	○事故対策本部構成員 ・本部長（市長） ・副本部長（副市長、教育長、水道局長） ・本部長（事故に関わる所管部の部長、応急対策に関わる所管部の部長） ○事務局 ・事務局長（防災担当部長） ・局員（市民安全課、事故に関わる所管課）	本部長が必要と認めた班

3. 事故対策本部

事故対策本部を設置した場合の組織及び災害時事務分掌は、地震対策編を準用するものとし、事故の種類、規模等に基づき、本部長の命により対策に必要な班及び職員を動員する。

第2 応急対策

1. 応急活動体制

総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び事故対策本部の

設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報の収集・伝達体制

(1) 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある場合には速やかに次の事項について、国、県、市、警察及び消防などの関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲及び程度等
- カ その他必要と認める事項

また、県は、火災・災害等速報要領に基づき、その旨を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法に規定する関係周辺市町村にその旨を通報する。

(2) 被害状況の報告

総務班は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察及び消防などの関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 事業者による応急対策活動の実施

(1) 放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずるものとする。

(2) 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。

また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。

4. 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施

(1) 県の措置

県は、必要に応じて、関係部局による環境放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、次の実施項目及びそ

の他必要な対策について検討を行い、緊急時の環境モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

モニタリング項目は、次のとおりである。

〈県による緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施項目〉

ア 大気汚染調査	イ 水質調査
ウ 土壌調査	エ 農林産物への影響調査
オ 食物の流通状況調査	カ 市場流通食品等検査
キ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査	ク 廃棄物調査

(2) 市の措置

廃棄物・し尿班は、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、食品、農産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

5. 避難等の防護対策

県は、緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。

また、環境放射線モニタリング結果などから、原子力安全委員会が定める原子力災害対策指針「O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

総括班は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、市民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

6. 広報活動

広報記録班は、防災行政無線、広報車、ホームページ等で情報の提供を行う。電話対応班は、コールセンターを設置し市民等からの通報や問い合わせに対応する。

また、生活支援班は、問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設する。

7. 飲料水及び飲食物の摂取制限等

県及び物資班は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を要請する。

〈食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準〉

対象	放射性セシウム (セシウム 134 及びセシウム 137)
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

8. 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防救助班においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定

するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

9. 広域避難

(1) 市外への広域避難

放射性物質事故により、市域を越えて他の市町村へ避難することが必要な場合は、被災者の受け入れについて、県及び他市町村に要請し協議を行う。

また、避難後は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、市外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。所在が確認できる市外避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

(2) 広域避難者の受け入れ

被災市町村又は県から、広域避難者の受け入れ要請があった場合は、支援体制を構築するとともに、滞在施設の提供、所在地情報の把握、その他の支援に努める。

ア 避難者情報の提供

避難者を受け入れた場合、避難者から任意にいただいた情報を、避難前の都道府県や市町村に提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受け入れ体制を補完するため、市は、広域避難者に対し公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 協定に基づく広域避難者の受け入れ

「原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書」に基づき、水戸市民の県外広域避難の受け入れを支援する。

第3節 復旧対策計画

1. 汚染された土壌等の除去等の措置

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

市は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

2. 各種制限措置等の解除

市は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等の解除を要請する。

3. 住民の健康管理

市及び県は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた対応や心のケアを実施する。

4. 風評被害対策

市は、国及び県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5. 廃棄物等の適正な処理

放射性物質取扱事業所の事業者等は、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理を行う。

市は、国の指示、法令等に基づき、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

資料編

1 市民危機管理対策会議・災害対策本部関係

資料1-1 我孫子市市民危機管理対策会議条例

平成18年6月30日
条例第15号

改正 平成19年3月26日条例第3号
改正 平成20年3月28日条例第11号
改正 平成24年12月28日条例第45号

(設置)

第1条 本市は、自然災害、武力攻撃災害その他の災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第1項に規定する市町村防災会議、水防法（昭和24年法律第193号）第34条第1項に規定する水防協議会及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第39条第1項に規定する市町村国民保護協議会として、我孫子市市民危機管理対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事務を総合的に推進する。

- (1) 地域防災計画を作成し、その計画を実施すること。
- (2) 水防計画その他水防に関する重要事項を審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 市長の諮問に応じて市民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
- (5) 第2号から前号までの重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 対策会議は、会長及び委員40人以内をもって組織する。

- 2 会長は、会務を取りまとめ、対策会議を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会長及び委員の委嘱)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 自主防災組織を代表する者
 - (2) 自衛隊に所属する者のうちから防衛大臣の同意を得た者
 - (3) 市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
 - (4) 千葉県職員
 - (5) 市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (6) 副市長
 - (7) 教育長、水道事業管理者及び消防長
 - (8) 市職員
 - (9) その他市長が必要があると認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6条 対策会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 対策会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 対策会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところ

〈資料編〉

ろによる。

(部会の設置)

第7条 対策会議に、必要に応じ部会を開くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を取りまとめる。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する者のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑 則)

第8条 この条例に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(我孫子市防災会議条例の廃止)

2 我孫子市防災会議条例(昭和37年条例第29号)は、廃止する。

(我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2号の表中

「

防災会議委員
防災会議部会委員

」を「

市民危機管理対策会議委員

」に改める。

附 則(平成19年3月26日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(我孫子市水防協議会条例の廃止)

2 我孫子市水防協議会条例(昭和62年条例第23号)は、廃止する。

(我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

附 則(平成24年12月28日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） （2）附属機関の委員等		別表第1（第2条関係） （2）附属機関の委員等	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
社会教育委員の項から個人情報保護審議会委員の項まで 略	略 略	社会教育委員の項から個人情報保護審議会委員の項まで 略	略 略
建築、開発行為等及び土地区画整理事業紛争調整委員会委員	日額 10,000円	水防協議会委員	日額 7,000円
情報公開・個人情報保護審査会委員の項から男女共同参画審議会委員の項まで 略	略 略	建築、開発行為等及び土地区画整理事業紛争調整委員会委員	日額 10,000円
		情報公開・個人情報保護審査会委員の項から男女共同参画審議会委員の項まで 略	略 略

資料 1 - 2 我孫子市市民危機管理対策会議委員名簿

令和 7 年 2 月 1 日現在

区 分	職 名
会長	市長
第 1 号委員	自主防災組織を代表する者
第 2 号委員	陸上自衛隊需品学校長
〃	海上自衛隊下総教育航空群司令
第 3 号委員	国土交通省千葉国道事務所長
〃	国土交通省利根川上流河川事務所長
〃	国土交通省利根川下流河川事務所長
〃	関東農政局 千葉県拠点 地方参事官
第 4 号委員	我孫子警察署長
〃	東葛飾地域振興事務所長
〃	柏土木事務所長
〃	松戸健康福祉センター長
第 5 号委員	東日本旅客鉄道株式会社我孫子駅長
〃	東日本旅客鉄道株式会社湖北駅長
〃	東日本旅客鉄道株式会社我孫子保線技術センター 所長
〃	日本郵便株式会社 我孫子郵便局長
〃	東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉西支店 支店長
〃	東京電力パワーグリッド株式会社 東葛支社長
〃	株式会社エナジー宇宙 導管管理部 部長
第 6 号委員	副市長
第 7 号委員	教育長
〃	水道事業管理者
〃	消防長
第 8 号委員	企画総務部を代表する者
〃	財政部を代表する者
〃	環境経済部を代表する者
〃	健康福祉部を代表する者
〃	子ども部を代表する者
〃	建設部を代表する者
〃	都市部を代表する者
〃	市民生活部を代表する者
第 9 号委員	手賀沼土地改良区理事長
〃	利根土地改良区理事長
〃	消防団長
〃	我孫子医師会を代表する者
〃	我孫子市歯科医師会を代表する者
〃	我孫子市薬剤師会を代表する者
〃	我孫子市商工会を代表する者
〃	社会福祉協議会を代表する者
〃	我孫子建設業会会長
〃	我孫子市建設業会会長

資料 1－3 我孫子市災害対策本部条例

昭和 37 年 10 月 3 日条例第 30 号
改正 平成 12 年 3 月 23 日条例第 8 号
平成 24 年 12 月 28 日条例第 44 号
平成 25 年 3 月 27 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 37 条において準用する同法第 26 条の規定により、我孫子市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 災害対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 災害対策基本法第 23 条の 2 第 4 項の事務
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 34 条第 2 項の事務

(組織)

第 3 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第 4 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 23 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日条例第 44 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日条例第 5 号）

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正は、公布の日から施行する。

資料 1－4 我孫子市避難行動要支援者名簿に関する条例

平成 27 年 3 月 24 日条例第 6 号
改正 平成 27 年 9 月 30 日条例第 33 号

(目的)

第 1 条 この条例は、避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難支援等 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難支援等をいう。
- (2) 避難行動要支援者 法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者をいう。
- (3) 避難行動要支援者名簿 法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。
- (4) 避難支援等関係者 千葉県警察、社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会、我孫子市民生委員児童委員協議会、市に設立を届け出ている自主防災組織（法第 2 条の 2 第 2 号に規定する自主防災組織をいう。）並びに町内会及び自治会、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 3 条に規定する区分所有者の団体その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定める者をいう。

(避難行動要支援者の範囲)

第 3 条 避難行動要支援者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者のうち、要介護状態区分（同法第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分をいう。）が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）第 1 条第 1 項に規定する要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 のもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号身体障害者障害程度等級表に定める 1 級又は 2 級の障害にあるもの（心臓機能障害にのみ該当する者を除く。）
- (3) 千葉県知事から療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 6 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者
- (4) 単身の世帯に属する 65 歳以上の者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が 1 級又は 2 級のもの
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって、18 歳以上のもの
- (6) 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして規則で定めるもの

(避難行動要支援者名簿)

第 4 条 市長は、法第 49 条の 10 第 2 項の規定により避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録した

事項（以下「名簿情報」という。）について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（名簿情報の提供）

第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をすることができない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

（名簿情報の取扱いに関する協定）

第6条 市長は、前条第1項の規定により名簿情報の提供をしようとするときは、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

2 市長は、前項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該協定を締結した避難支援等関係者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

（名簿情報の漏えいの防止のための措置）

第7条 第5条第1項の規定により名簿情報の提供を受ける者は、当該提供を受ける名簿情報の漏えいを防止するため、名簿情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定め、あらかじめ市長に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第8条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外の者に提供してはならない。

（守秘義務）

第9条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者（次条において「避難支援等関係者に属する者」という。）又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（公表）

第10条 市長は、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者又は当該避難支援等関係者に属する者が、正当な理由がなく、第8条の規定に違反して当該名簿情報を利用し、若しくは当該避難支援等関係者以外の者に提供し、又は前条の規定に違反して避難行動要支援者に関する秘密を漏えいしたときは、当該避難支援等関係者に意見を述べる機会を与えた上で、当該避難者支援等関係者の名称及び代表者の氏名を公表することができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月30日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1－5 我孫子市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則

平成 27 年 3 月 31 日規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、我孫子市避難行動要支援者名簿に関する条例（平成 27 年条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(避難支援等関係者)

第 2 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 31 条第 1 項の規定により設立された社会福祉法人
- (2) 本市において、継続的に社会福祉の増進に寄与する活動を実施している法人、機関又は団体
- (3) その他市長が特に必要があると認める者

(避難行動要支援者)

第 3 条 条例第 3 条第 6 号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、市長の認定を受けたものとする。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者のうち、要介護状態区分（同法第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分をいう。）が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）第 1 条第 1 項に規定する要介護 1 又は要介護 2 のもので、避難支援等を希望するもの
- (2) 避難支援等を要すると町内会長、自治会長又は民生委員・児童委員が認める者
- (3) その他避難支援等を要する特別の事情を有する者

2 前項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、本人又はその代理人が、我孫子市避難行動要支援者名簿登録申請書（様式第 1 号）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、認定を決定したときは我孫子市避難行動要支援者名簿登録認定通知書（様式第 2 号）により、認定しないことを決定したときはその旨を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

4 前項の規定により認定を受けた者（以下「希望認定要支援者」という。）又はその代理人は、当該希望認定要支援者が転出（市の区域外へ住所又は居所を移すことをいう。以下同じ。）し、又は死亡した場合その他避難支援等を要しなくなった場合は、我孫子市避難行動要支援者名簿抹消届出書（様式第 3 号）により市長に届け出なければならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消し、当該取り消した希望認定要支援者を避難行動要支援者名簿から抹消するものとする。

- (1) 当該希望認定要支援者について、前項の届出書の提出があつたとき。
- (2) 当該希望認定要支援者が転出し、若しくは死亡し、又は第 1 項各号のいずれにも該当しなくなったことが判明したとき。

(避難行動要支援者名簿の修正)

第 4 条 希望認定要支援者又はその代理人は、当該希望認定要支援者に係る条例第 4 条に規定する名簿情報に変更が生じたときは、我孫子市避難行動要支援者名簿情報変更届出書（様式第 4 号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があつたときは、その内容を確認の上、速やかに名簿情報を修正するものとする。

(名簿情報の提供の拒否)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項の規則で定める方法は、避難行動要支援者又はその代理人が、我孫子市避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書（様式第 5 号）を市長に提出する方法とする。

2 前項の申出書を提出した避難行動要支援者又はその代理人は、当該申出を撤回しようとするときは、我孫子市避難行動要支援者名簿情報提供拒否撤回届出書（様式第 6 号）により市長に届け出

なければならない。

(協定に定める事項)

第6条 条例第6条第1項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 提供する名簿情報の対象者の住所又は居所に係る町名及び地番
- (2) 名簿情報を管理する責任者に関する事項
- (3) 名簿情報の保管に関する事項
- (4) 名簿情報の利用の制限に関する事項
- (5) 名簿情報の守秘義務に関する事項
- (6) 協定に違反した場合の措置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、名簿情報の管理に関し必要な事項

(公表の方法)

第7条 条例第10条の規定による公表は、我孫子市公告式条例(昭和30年条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示及び市ホームページへの掲載により行うものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第44号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式 略

2 情報の収集・伝達・調査

資料2-1 防災行政無線（固定系）屋外受信装置設置場所

各地域対策支管内別一覧表

No.	名称	所在地	No.	名称	所在地
我孫子北部（17箇所）			59	東我孫子市営住宅	東我孫子1-1-1
1	台田池尻公園	台田3-8	60	都部新田集会所	都部新田217
2	根戸小学校	つくし野4-17-1	61	五本松公園	岡発戸1408
3	つくし野2号公園	つくし野6-17	71	我孫子市役所	我孫子1858
5	並木小学校	つくし野7-30-1	73	天王台南公園	天王台6-19
23	塗手久保南公園	根戸654-5	湖北（14箇所）		
24	根戸上谷津公園	根戸1005-8	12	湖北台中学校	湖北台6-6
25	久寺家あけぼの公園	久寺家585-146	13	湖北台西小学校	湖北台8-17
26	並木2号公園	並木8-1456-9	14	中峠亀田谷公園	中峠1604-1
46	根戸近隣センター	根戸573-5	15	湖北台東小学校	湖北台4-3-1
48	我孫子駅南口第3自転車駐車場	本町1-205地先	16	湖北中学校	古戸300
49	土谷津集会所	布施2378	17	湖北小学校	中里95
50	久寺家根耕地台	久寺家751-6	36	湖北台6号公園	湖北台10-9
51	つくし野2号緑地	つくし野267-164	37	湖北台行政SC	湖北台3-1-1
54	旧丸石家具（現ヤクルト）	並木6-637-1	38	湖北台1号公園	湖北台1-11
55	電力中央研究所	我孫子1593-1	39	中峠下公民館	中峠1400
75	並木5号公園	並木9-2	62	中峠鹿島前公園	中峠395-1
76	船戸ときわ台公園	船戸1-8	63	根古屋団地	中峠2998
我孫子南部（9箇所）			64	みどり台青年館	中峠3050-10
4	白山中学校	白山3-7	77	湖北台7号公園	湖北台9-12
6	我孫子第一小学校	寿1-22	新木（10箇所）		
27	楚人冠公園	緑2-2258	18	新木小学校	新木1460
28	若松2号公園	若松158-1	19	新木大坂下公園	新木野4-12
29	消防本部	我孫子1847-6	40	北原地東公園	布佐834-139
47	船戸台子どもの遊び場	船戸2-12	65	新木香取神社	新木2598
52	手賀沼公園	若松2番地	66	下新木集会所（再送信）	新木野1-1984
53	八坂神社	白山1-2607-1	67	江蔵地集会所	江蔵地703-1
72	若松1号公園	若松104-1	69	つどいの公園	新木2086-5
天王台（19箇所）			70	遺跡の公園	新木2504-1
7	我孫子第三小学校	柴崎台3-3	78	新木道崎公園	新木野4-28
8	高野山小学校	高野山198	79	森の公園	南新木1-33
9	我孫子中学校	高野山537	布佐（10箇所）		
10	青山台北公園	青山台2-31	20	布佐南小学校	布佐平和台5-1-1
11	我孫子第二小学校	下ヶ戸628	21	布佐中学校	布佐1197-1
30	泉3号公園	泉1762-18	22	布佐1号公園	布佐1丁目-4
31	柴崎台西公園	柴崎784	41	長丁西公園	布佐1765-10
32	天王台西公園	柴崎411	42	東消防署	布佐1114-4
33	天王台東公園	天王台2-19	43	平和台3号公園	布佐1420-3
34	青山台中央公園	青山台4-355-5	44	和田前公園	布佐2195-3
35	下ヶ戸向口公園	下ヶ戸463-24	45	都2号公園	都21-11
56	我孫子市水道局	我孫子1692-3	68	県立我孫子東高校	新々田172
57	高野山宮脇公園	高野山638	74	布佐葭立公園	布佐西町52
58	岡発戸新田八幡神社	岡発戸新田162-1			

資料 2-2 防災行政無線（移動系）局の設置場所

無線局種別	名称	設置場所	所在地
陸上移動局 (車載型)	あびこ 1	市民安全課	
	あびこ 2	道路課	
	あびこ 3	治水課	
陸上移動型 (可搬型)	あびこ 101	市民安全課	
陸上移動局 (携帯型)	あびこ 201	市民安全課	
	あびこ 202	市民安全課	
	あびこ 203	市民安全課	
	あびこ 204	我孫子市消防本部	我孫子 1847-6
	あびこ 205	生涯学習センター	若松 26-4
	あびこ 206	保健センター	湖北台 1-12-16
	あびこ 207	市民安全課	
	あびこ 208	我孫子市水道局	我孫子 1684
	あびこ 209	我孫子警察署	柴崎 904-1
	あびこ 210	我孫子第一小学校	寿 1-22-10
	あびこ 211	我孫子第二小学校	下ヶ戸 610
	あびこ 212	我孫子第三小学校	柴崎台 3-3-1
	あびこ 213	我孫子第四小学校	白山 3-2-1
	あびこ 214	並木小学校	つくし野 7-30-1
	あびこ 215	根戸小学校	つくし野 4-17-1
	あびこ 216	高野山小学校	高野山 198
	あびこ 217	湖北小学校	中里 95
	あびこ 218	湖北台西小学校	湖北台 8-17-1
	あびこ 219	湖北台東小学校	湖北台 4-3-1
	あびこ 220	新木小学校	新木 1460
	あびこ 221	布佐小学校	布佐 1217
	あびこ 222	布佐南小学校	布佐平和台 5-1-1
	あびこ 223	我孫子中学校	高野山 537
	あびこ 224	白山中学校	白山 3-7-3
	あびこ 225	久寺家中学校	つくし野 171
	あびこ 226	湖北中学校	古戸 300
	あびこ 227	湖北台中学校	湖北台 6-9-1
	あびこ 228	布佐中学校	布佐 1301

資料 2－3 我孫子市防災行政無線局管理運用規定

昭和 62 年 12 月 25 日
訓令甲第 30 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、その他関係法令及び我孫子市地域防災計画に基づき我孫子市が行う災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する我孫子市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法規に定めるもののほか、この規程の定めるところにより効果的な利用を図り、市民の安全と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 無線設備 電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (3) 固定系親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (4) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備及び受信する機能に併せて自局の動作状態確認等に係る信号の送出機能（以下「アンサーバック」という。）を有する固定局をいう。
- (5) 基地局 陸上移動局との通信を行うため、我孫子市役所庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。
- (6) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中に運用する車載型、可搬型又は携帯型の無線局をいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、郵政大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の設置場所等)

第 3 条 無線局の種別、呼出名称及び設置場所は、別表第 1 のとおりとする。

(総括管理者)

第 4 条 無線設備に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線設備の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者等を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、市民部長の職にある者をもって充てる。ただし災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定により我孫子市災害対策本部を設置した場合は、我孫子市災害対策本部長をもって充てる。

(管理責任者)

第 5 条 無線設備に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線設備の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、防災担当課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理及び運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者が、その職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。
- 4 通信取扱責任者は、無線従事者及び通信取扱者を指揮する。

(管理者)

第7条 次の所に管理者を置く。

- (1) 固定系親局及び基地局の通信操作を行う部所
- (2) 陸上移動局を配備した部所

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部所に設置した無線設備の管理監督の業務を所掌する。

3 管理者は、本市にあつては当該部所の課長、出先機関にあつては当該機関の長をもって充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第8条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線局に属する無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌及び市町村防災行政無線〈固定系〉無線業務日誌〔免許人別〕の記載を行うものとする。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理のもとに電波法及び関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員及び市より命を受けた者とする。

(備付け書類等の管理)

第11条 通信取扱者は、電波法及び関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 通信取扱者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 管理責任者及び通信取扱責任者は、毎日無線業務日誌を査閲しなければならない。

4 通信取扱責任者は、電波法施行規則(昭和25年電波管理委員会規則第14号)第41条に規定する無線業務日誌抄録を毎年1月から12月までの分を翌年1月15日までに作成し、管理責任者に報告するものとする。

5 管理責任者は、前項の報告を受けたときは、当該無線業務日誌抄録を速やかに地方電気通信監理局長に提出しなければならない。

6 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届及び無線業務日誌の写しを整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定めるところによるものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次の保守点検を行うものとする。

- (1) 毎日点検
- (2) 毎月点検
- (3) 年点検

2 保守点検要領については、次のとおりとする。

- (1) 無線設備保守点検要領 無線設備の定期点検と、故障時の修理を専門業者と保守契約を結び委託実施するものとする。

〈資料編〉

(2) 点検要領

区 分	日々点検	月点検	年点検
実施監督者	通信取扱責任者	管理者	管理責任者
実施者	使用者	通信取扱責任者	専門業者
時 期	使用の都度	毎月末	年2回とする
基地局設備	点検簿による	点検簿による	別に定める保守契約による
移動局設備	点検簿による	点検簿による	
基地局設備及び移動局設備の点検項目	通話明瞭度	通話明瞭度外観、清掃等	出力、変調度、周波数復調、スプリアス、受信感度等
固定系親局設備	点検簿による	点検簿による	別に定める保守契約による
固定系子局設備	アンサーバックによる動作確認	アンサーバックによる動作確認	
固定系親局及び固定系子局の設備の点検項目	外観、動作	外観、動作 清掃等	出力、変調度、周波数復調、スプリアス、受信感度等

3 点検の結果異常を発見したときは、直ちに監理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため次により、定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に合わせた総合通信訓練 毎年1回以上
- (2) 定期通信訓練 四半期ごと

2 訓練は通信統制訓練並びに移動局による情報収集及び伝達訓練を重点として行うものとする。

(研 修)

第15条 総括管理者は毎年1回以上、通信取扱責任者等に対して電波法及び関係法令並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

附 則

この訓令は、無線局の免許の日から施行する。

附 則 (平成3年6月17日訓令第7号)

- 1 この訓令は、公示の日から施行し、この訓令による改正後の我孫子市防災行政無線局監理運用規程(以下「改正後の規程」という。)は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 この訓令の施行の日前に改正前の我孫子市防災行政無線局監理運用規程の規定によりなされた行為は、改正後の規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成4年4月1日訓令第9号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成5年3月26日訓令第2号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日訓令第6号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月25日訓令第25号)

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日訓令第 4 号）
この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日訓令第 11 号）
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 10 日訓令第 10 号）
この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 11 日訓令第 2 号）
この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 30 日訓令第 24 号）
この訓令は、公示の日から施行する。

別表第 1 略
様式 略

3 災害救助法及び応援協力関係

資料3-1 被害の認定基準(災害総括報告)

区分	項目	認定基準	備考
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	1 当該災害による負傷者が、災害発生後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。 2 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。	3 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。	
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、两部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。	1 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。 2 屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。 3 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 4 アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 (1) 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 (2) 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
	大規模半壊	住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。	
	中規模半壊	住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。	
	半壊	住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。	
	準半壊	住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。	
	準半壊に至らない（一部破損）	住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が 10%未満のものとする。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したものとする。	

区分	項目	認定基準	備考
非 住 家 被 害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 ○非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	1 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、两部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。
	り災世帯	1 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。	
そ の 他 被 害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2 道路冠水は被害には含めないが、交通に影響を及ぼす程度のものについては、その状況について報告すること。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	溢水は被害に含めないが、その状況について報告すること。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」には含めない。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。
	がけくずれ		
	道不通	自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常が無いことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。		

〈資料編〉

区分	項目	認定基準	備考
その他被害	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。
	ブロック石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
その他被害	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。	
	畑の流失埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	畑の冠水		
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。		
被害金額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。	
	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	左の施設として、かんがい排水施設、農業用道路、林道、沿岸漁場整備開発施設、農協・漁協等の所有する倉庫・加工施設・共同作業場等が該当する。（1箇所の災害復旧工事の事業費が40万円未満のものは加算しない。）
被害金額	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。	（災害復旧事業の1箇所の工事の費用が県及び指定市に係るものにあつては120万円に、市町村に係るものにあつては60万円に満たないものは加算しない。）
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。		

資料 3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

千葉県災害救助法施行細則による（令和5年4月1日現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	<p><基本額> 避難所設置費 1人1日当たり340円以内</p> <p><加算額> 冬季 別に定める額を加算</p> <p>1 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	災害発生の日から7日以内	<p>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p> <p>3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p>1 建設型応急住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ・限度額は1戸当たり6,775,000円以内 <p>2 賃貸型応急住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて1に定める規模に準ずる。 ・借上げのために支出できる費用は地域の実情に応じた額とする。 	災害発生の日から20日以内着工	<p>1 供与期間 最高2年以内</p> <p>2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。</p> <p>3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p>						
炊き出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に避難している者</p> <p>2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</p>	<p>1 1人1日当たり1,230円以内</p>	災害発生の日から7日以内	<p>1 費用は、主食、副食及び燃料等の経費</p> <p>2 被災者が直ちに食することができる現物による。</p>						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	<p>1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。</p> <p>2 下記金額の範囲内</p>	災害発生の日から10日以内	<p>1 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>2 日用品</p> <p>3 炊事用具及び食器</p> <p>4 光熱材料</p>						
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全 壊 全 流 半 壊 半 床上浸水		夏	19,200	24,600	36,500	43,600	53,900	8,000
				冬	31,800	42,000	57,200	66,900	84,300	11,600
夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700				
冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700				

〈資料編〉

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材 料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の 額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	医療の範囲 ・薬剤又は治療材 料の支給 ・処置、手術その 他の治療及び 施術 ・病院又は診療所 への収容 ・看護
助産	災害発生の日以前又は以後 7日以内に分べんした者で あって災害のため助産の途 を失った者	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料等 の実費 2 助産師による場合は、 慣行料金の8割以内の額	分べんした日から 7日以内	助産の範囲 ・分べんの介助 ・分べん前及び分 べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼ その他の衛生 材料の支給
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険 な状態にある者 2 生死不明な状態にある 者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 3日以内	
被災した住宅 の応急修理	1 住家の被害の拡大を防 止するための緊急の修理 は、災害のため住家が半 壊、半焼又はこれらに準 ずる程度の損傷を受け、 雨水の浸入等を放置すれ ば住家の被害が拡大する おそれがある者 2 日常生活に必要な最小 限度の部分の修理は、災 害のため住家が半壊、半 焼若しくはこれらに準ず る程度の損傷を受け、自 らの資力では応急修理を することができない者又 は大規模な補修を行わな ければ居住することが困 難である程度に住家が半 壊した者	1 住家の被害の拡大を防 止するための緊急の修理 は、合成樹脂シート、ロ ープ、土のう等を用いて 行う。費用は1世帯当 たり50,000円以内 2 日常生活に必要な最小 限度の部分の修理は、居 室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の 部分 費用は1世帯当たり 706,000円以内 半壊又は半焼に準ずる 程度の損傷により被害を 受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊 (焼)又は床上浸水により 学用品を喪失又は毀損し、 就学上支障のある小学校児 童、中学校生徒及び高等学 校等生徒、中等教育学校の後 期課程、特別支援学校の高等 部、高等専門学校、専修学校 及び各種学校の生徒	1 範囲 教科書、文房具、通学用 品 2 費用の限度額 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学 用品) 15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者を対象 にして実際に埋葬を実施す る者に支給	1 範囲 棺(附属品を含む。)、 埋葬又は火葬(賃金職員等 雇上費を含む。)、骨つぼ 及び骨箱 1 費用の限度額 1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以 前に死亡した者 であっても対象 となる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,500円以内	災害発生の日から10日以内	
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,300円以内 保健師、助産師、看護師、及び准看護師 14,100円以内 救急救命士 13,300円以内 土木技術者、建築技術者 13,900円以内 大工 24,800円以内 左官 26,900円以内 とび 27,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 3-3 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 3 月 15 日
組合条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)第 2 条に規定する災害(以下「自然災害」という。)により死亡した千葉県市町村総合事務組合規約(昭和 30 年千葉県告示第 496 号)第 3 条第 1 項第 10 号に掲げる事務を共同処理する団体(以下「共同処理団体」という。)の住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた共同処理団体の住民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた共同処理団体の世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて規定するものとする。

(災害弔慰金の支給)

第 2 条 組合は、次の各号に掲げる災害により死亡した者(当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。)の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

- (1) 法に基づく政令(以下「政令」という。)第 1 条の災害
- (2) 前号に規定する災害以外の自然災害

(遺族の範囲及び順位)

第 3 条 前条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。以下同じ。)、子、父母、孫及び祖父母で災害により死亡した者の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していた者
 - (2) 配偶者、子、父母、孫及び祖父母で前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が災害弔慰金を受ける順位は、前項各号の順位により、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前項の規定により難いときは、前項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうちで組合長が適当と認める者を第 1 順位者として災害弔慰金を支給することができる。
- 4 災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上ある場合には、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 4 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第 6 条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(災害による死亡の推定)

第 5 条 自然災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後 3 月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(災害障害見舞金の支給)

第 6 条 組合は、第 2 条に規定する災害により共同処理団体の住民(当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。)が負傷し又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」

という。)に対し、災害障害見舞金を支給する。

(災害障害見舞金の額)

第7条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(支給の制限)

第8条 災害弔慰金及び災害障害見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡又は当該障害者の負傷若しくは疾病が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条及び第2条の3に規定する事由に該当する場合
- (3) 災害に際し、市町村の長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市町村の長が支給を不相当と認めた場合

(認定等)

第9条 共同処理団体の長は、調査により判明した事実に基づき、第2条に規定する災害による死亡が発生したと料するに至った場合又は第6条に規定する障害者に該当すると思料するに至った場合は、速やかにその旨を組合長に報告しなければならない。

- 2 組合長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその死亡又は障害が第2条又は第6条に規定する災害によるものであるかどうか及び前条の規定の適用について認定しなければならない。
- 3 組合長は、第2条に規定する災害による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に当たり、自然災害による死亡等であるか否かの判定が困難な場合には、専門的見地から自然災害との相当因果関係等を審査するため、千葉県市町村総合事務組合災害弔慰金等支給審査会(以下「審査会」という。)の意見を聞くものとする。

(審査会)

第10条 組合に審査会を設置する。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者その他組合長が適当と認める者のうちから組合長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から4年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会に会長を置く。
- 6 会長は、組合長が指名する委員をもって充てる。
- 7 会長は、審査会を代表し、会務を統括する。
- 8 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 9 審査会は、必要があると認める場合には、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。
- 10 審査会は、必要があると認める場合には、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 11 前項の場合において、共同処理団体が資料の提出、意見の開陳を求められたときは、速やかに資料を提出し、また意見を開陳し、その他必要な協力を求められたときは、これに協力しなければならない。
- 12 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 13 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(災害援護資金の貸付け)

第11条 組合は、千葉県内において災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われた場合において、当該同一の自然災害により被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこ

〈資料編〉

れに属する者の所得の合計額が、第1号及び第2号に掲げる被害にあつては同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは690万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額、第3号に掲げる被害にあつては1,270万円に満たないものの住民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- (1) 療養に要する期間が1月以上である世帯主の負傷
- (2) 住民又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(次号に掲げる場合を除く。)

(3) 住居の滅失

(災害援護資金の限度額等)

第12条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - イ 世帯主の負傷の場合 150万円
 - ロ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)があった場合 250万円
 - ハ 住居が半壊した場合 270万円
 - ニ 住居が全壊した場合 350万円
 - (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - イ 家財の損害があった場合 150万円
 - ロ 住居が半壊した場合 170万円
 - ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円
 - ニ 住居の全体が滅失した場合 350万円
 - (3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 1災害について、前項の被害の2以上の事由に該当する場合における貸付限度額は、その該当する被害に対応する貸付限度額のうち、いずれか高い額とする。
 - 3 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(政令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利息)

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は前条に規定する据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16条の規定による違約金を包含するものとする。

(償還等)

第14条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況の報告等については、法第16条の規定によるものとする。

(一時償還)

第15条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受

けたとき、又は償還金の支払を怠つたときは、第 12 条の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第 16 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金につき、年 5 パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第 17 条 組合長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第 12 条の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第 14 条第 3 項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還の免除)

第 18 条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第 14 条第 3 項の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができる」と認められるとき。

(補則)

第 19 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附則抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例)

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。)第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。)第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 12 条第 3 項の規定の適用については、第 12 条第 3 項中「10 年」とあるのは「13 年」と、「3 年」とあるのは「6 年」と、「5 年」とあるのは「8 年」とする。

4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除については、第 18 条の規定にかかわらず、平成 23 年特別法第 103 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 14 条第 1 項の規定によるものとする。

附 則(昭和 50 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 7 月 1 日から適用する。

〈資料編〉

附 則(昭和 50 年条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 9 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 51 年条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 52 年条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害による被害について適用する。

附 則(昭和 52 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、昭和 52 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則(昭和 53 年条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害による被害について適用する。

附 則(昭和 53 年条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 54 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、昭和 54 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 55 年条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、昭和 55 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 56 年条例第 10 号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害による被害について適用する。

2 この条例の規定による改正前の千葉県市町村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例に基づいて、適用日からこの条例の施行の前日までの間に支払われた災害弔慰金は、改正後の条例の規定による災害弔慰金の内払いとみなす。

附 則(昭和 57 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条の規定は、昭和 57 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 57 年条例第 13 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害に関して適用する。

(千葉県市町村総合事務組合課設置条例の一部改正)

2 千葉県市町村総合事務組合課設置条例(昭和 45 年条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(昭和 58 年条例第 6 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 11 条の規定は、昭和 58 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 40 年条例第 4 号)の 1 部を次のように改正

する。

[次のよう] 略

附 則(昭和 59 年条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 11 条の規定は、昭和 59 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 60 年条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 10 条の規定は、昭和 60 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 61 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 10 条の規定は、昭和 61 年 6 月 1 日以後に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 62 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 11 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 62 年条例第 11 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、昭和 62 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(昭和 63 年条例第 7 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、昭和 63 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成元年条例第 6 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成元年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成 2 年条例第 8 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 2 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成 3 年条例第 8 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第 10 条の規定は、平成 3 年 6 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成 3 年条例第 11 号)

(施行期日)

〈資料編〉

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第7条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第10条及び第11条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
- 3 平成3年6月3日からこの条例の施行の日の前日までの間においてこの条例による改正前の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づいて支給された災害弔慰金は、新条例の規定による災害弔慰金の内払とみなす。

附 則(平成4年条例第8号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成4年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成6年条例第8号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成5年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成6年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成6年6月1日以後に自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成7年条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成7年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお、従前の例による。

附 則(平成8年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成8年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けにつ

いては、なお従前の例による。

附 則(平成8年条例第8号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条(「千葉県市町村総合事務組合(以下「組合」という。))を「組合」に改める規定を除く。)、第3条、第6条及び第10条の規定は、平成8年9月22日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により適用日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた災害弔慰金は、改正後の条例に基づく災害弔慰金とみなす。

附 則(平成9年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成9年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第10条の規定は、平成10年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第6号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則(平成31年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第12条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例第15条の規定は、同条の規定による違約金のうち平成31年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの

〈資料編〉

- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

資料3-4 我孫子市災害見舞金規則

平成9年2月4日規則第1号
改正 平成16年3月31日規則第8号
平成16年11月5日規則第46号
令和3年3月29日規則第36号

(目的)

第1条 この規則は、災害により死亡した市民の遺族並びに災害により被害を受けた市民及び法人に対し災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することにより福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市に住所を有していた者をいう。
- (3) 遺族 災害により死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに当該死亡した者の収入によって生計を維持していた者をいう。
- (4) 法人 本市に事務所、事業所、本店又は支店の登録のある法人をいう。
- (5) 住家 人の居住の用に供している建物をいう。
- (6) 非住家 家屋課税台帳に登録されている住家以外の建物で、現に法人又は個人の事業の用に供している店舗、工場、事務所、事業所、倉庫等（物置、車庫、軽作業場等簡易なものを除く。）をいう。

(支給の制限)

第3条 市長は、災害による被害がその被害を受けた者の故意又は重大な過失に基づくものである場合は、見舞金を支給しない。

(見舞金の種類及び額)

第4条 見舞金の種類及び額は、被害の程度に応じ別表に定めるところによる。

(支給申請)

第5条 見舞金の支給を受けようとする者は、我孫子市災害見舞金支給申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(支給決定等)

第6条 市長は、前条本文の規定による申請があったときは、これを審査し、見舞金の支給の可否を決定し、支給を決定したときは速やかにその支給を行うものとする。

- 2 市長は、前条ただし書の規定により見舞金の支給を行うときは、我孫子市災害見舞金支給調書（様式第2号）を作成しなければならない。
- 3 遺族に見舞金を支給する順位は、千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の弔慰金の支給の例による。

(取消し)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けた者がいるときは、既に支給した見舞金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(適用除外)

第8条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害については、適用しない。

〈資料編〉

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成15年8月5日の大雨による災害から適用する。

附 則（平成16年11月5日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の我孫子市災害見舞金規則の規定は、平成16年4月1日以後に発生した災害に係る見舞金から適用する。

附 則（令和3年3月29日規則第36号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

災害の種類	災害の程度	災害見舞金の額	
焼失、損壊	全焼、全壊	一般の住家	1世帯につき 50,000円
		独身社員寮、寄宿舎等	1人につき 20,000円
		非住家	1棟につき 50,000円
	半焼、半壊	一般の住家	1世帯につき 30,000円
		独身社員寮、寄宿舎等	1人につき 10,000円
		非住家	1棟につき 30,000円
浸水	床上浸水	一般の住家	1世帯につき 30,000円
		独身社員寮、寄宿舎等	1人につき 5,000円
		非住家	1棟につき 30,000円
死亡		1人につき 100,000円 ただし、1世帯当たり 300,000円を限度とする。	

資料3-5 災害応援協定等一覧（防災担当課締結分）

種別	協定名称	協定先	協定締結日	協定の内容
自治体	災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定	東葛飾8市1町	昭和50年7月24日	職員の派遣、物資の提供など
	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内全市町村	平成8年2月23日	職員の派遣、物資の提供など
	我孫子市及び取手市災害時相互応援に関する協定	取手市	平成20年5月22日	職員の派遣、物資の提供など
	大和市・我孫子市災害時相互応援協定書	神奈川県大和市	平成24年8月1日	職員の派遣、物資の提供など
	足利市・我孫子市災害時相互応援協定書	栃木県足利市	平成24年10月5日	職員の派遣、物資の提供など
	山形県金山町・我孫子市災害時相互応援協定書	山形県金山町	平成24年11月7日	職員の派遣、物資の提供など
	災害時における相互応援協定書	茨城県つくば市	平成25年2月13日	職員の派遣、物資の提供など
	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定書	北茨城市他計65市町村	平成25年7月12日	職員の派遣、物資の提供など
	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	茨城県水戸市	平成30年10月31日	原子力災害発生時の広域避難
医療救護	災害時の応急救護活動に関する協定書	我孫子市接骨師会	平成29年5月10日	医療救護活動
	災害時の医療救護活動に関する協定書	我孫子市薬剤師会	平成29年5月10日	医療救護活動
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	(社)我孫子市歯科医師会	平成29年5月10日	医療救護活動
	災害時医療救護活動に関する協定書	(社)我孫子市医師会	平成29年5月10日	医療救護活動
	災害時における動物救護活動に関する協定	東葛地域獣医師会	令和元年11月28日	動物救護活動
応急対策	災害時における被災避難所等の応急措置に関する協定書	我孫子市住宅センター協議会	平成20年10月30日	避難所等の応急措置・補修
	災害応急復旧工事等に関する協定書	我孫子建設業会	平成20年12月22日	応急対策活動
	地震・風水害・その他の災害応急業務に関する協定	我孫子電設協同組合	平成28年8月5日	電気設備等の応急対策活動
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	(株)アクティオ	令和2年1月15日	レンタル機材の提供
	災害時及び感染症発生時における消毒業務に関する協定	千葉県ペストコントロール協会	令和2年7月1日	消毒業務等
	災害発生時における我孫子市災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定	社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会	令和6年6月6日	災害ボランティアセンターの設置、運営
	災害時における応急復旧等の協力に関する協定	我孫子市緑化推進協力会	令和7年2月28日	応急対策活動
施設	災害時における施設等の使用等に関する協定書	(株)日立総合経営研修所	平成21年4月28日	施設の利用
	障がい者を対象とした避難所施設利用に関する覚書	千葉県立我孫子特別支援学校	平成24年5月1日	施設の利用(福祉避難所)

〈資料編〉

種別	協定名称	協定先	協定締結日	協定の内容
施設	災害時における施設利用に関する協定書	学校法人川村学園	平成24年11月30日	施設の利用 (物資集積所)
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	ぽけっとランドあびこ保育園	平成25年1月21日	施設の利用 (福祉避難所)
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	布佐宝保育園	平成25年1月21日	施設の利用 (福祉避難所)
	災害時における施設利用の協力に関する協定書	学校法人二階堂学園我孫子二階堂高等学校	平成25年2月18日	施設の利用
	災害時における施設利用の協力に関する覚書	中央学院大学	平成25年3月4日	施設の利用
	災害時における施設利用の協力に関する協定書	中央学院高等学校	平成25年3月4日	施設の利用
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	特別養護老人ホーム おはら	平成25年5月31日	施設の利用・設置 (福祉避難所)
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	特別養護老人ホーム アコモード	平成25年5月31日	施設の利用・設置 (福祉避難所)
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	介護老人保健施設 葵の園・我孫子	平成25年5月31日	施設の利用・設置 (福祉避難所)
	災害時における施設利用の協力に関する覚書	千葉県立我孫子東高等学校	平成25年7月8日	施設の利用
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 ひろがり 障害福祉サービス事業所 みずき	平成25年8月26日	施設の利用・設置 (福祉避難所)
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	特別養護老人ホーム アクイール	平成25年11月29日	施設の利用・設置 (福祉避難所)
	災害時における施設利用の協力に関する覚書	千葉県立我孫子高等学校	平成26年4月1日	施設の利用
	障がい者を対象とした避難所施設利用に関する覚書	千葉県立湖北特別支援学校	平成27年5月1日	施設の利用 (福祉避難所)
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人聖華	平成31年3月12日	施設の利用・設置 (福祉避難所)
	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	(株)デベロップ	令和2年8月28日	移動式宿泊施設等の提供
	災害時における施設利用の協力に関する協定	一般財団法人電力中央研究所	令和3年4月20日	施設の利用
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	特別養護老人ホーム けやきの里	令和4年10月19日	施設の利用・設置 (福祉避難所)
	災害時におけるランドリー施設及び有償設備の利用に関する協定	トリオマネジメント(株)	令和7年2月28日	施設の利用

種別	協定名称	協定先	協定締結日	協定の内容
物資	災害時における井戸の使用に関する協定書	市民・事業所	平成16年4月1日	生活用水の供給
	災害時における生活物資等の応急供給に関する協定書	(社)千葉県エルピーガス協会柏支部	平成19年7月9日	物資の供給
	協定書	千葉県石油商業協同組合我孫子支部	平成21年5月1日	ガソリンの供給、帰宅困難者への飲料水の提供及び施設の開放
	災害時における救援物資の提供に関する協定書	(株)カスミ	平成22年8月9日	物資の供給
	災害時における飲料水の供給等に関する協定書	(株)伊藤園	平成25年9月30日	飲料水の提供
	災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定書	(一社)日本福祉用具供給協会	平成27年8月12日	福祉用具等物資の供給
	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	(株)セブン-イレブン・ジャパン	平成27年11月19日	物資の供給及び店舗営業継続・早期再開
	災害時における物資の供給協力に関する協定	(株)マツモトキヨシ	平成29年8月31日	物資の供給
	災害時における物資の供給に関する協定	三協フロンテア(株)	平成31年3月31日	物資の供給
	「情報提供・災害対応型自動販売機」の設置に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	平成31年4月24日	災害情報の提供及び物資の供給
	災害時における支援物資の受け入れ及び配送等に関する協定	佐川急便(株)	令和元年10月31日	救援物資の輸送等
	災害時における物資の供給協力に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	令和元年11月22日	物資の供給
	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社イトーヨーカ堂	令和2年7月15日	物資の供給
	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社アイリスプラザユニディカンパニー	令和5年6月2日	物資の供給
	災害対応型自動販売機設置事業に関する協定	(株)伊藤園	令和6年7月19日	飲料水の提供
遺体	災害時における協力に関する協定書	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	平成18年3月30日	遺体の収容・安置・搬送など
	災害時における協力に関する協定書	千葉中央葬祭業協同組合	平成18年3月30日	遺体の収容・安置・搬送など
	災害時における緊急輸送協力に関する協定書	全国霊柩自動車協会	平成18年3月30日	遺体の収容・安置・搬送など
関係機関	我孫子市防災行政無線の活用に関する協定書	日本電信電話株式会社柏支店	平成6年4月6日	防災行政無線を活用した広報
	災害時における我孫子郵便局、我孫子市内特定郵便局、我孫子市間の協力に関する覚書	我孫子郵便局我孫子市内特定郵便局	平成9年10月30日	郵政事業に係る災害特別事務特別援護対策 施設・用地の提供

〈資料編〉

種別	協定名称	協定先	協定締結日	協定の内容
	災害時用公衆電話の利用・設置に関する覚書	東日本電信電話(株)	平成28年10月25日	災害用公衆電話の設置
	我孫子市防災行政無線の使用に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)東葛支社	平成31年1月31日	防災行政無線を活用した広報
	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)東葛支社	令和4年5月26日	応急復旧活動、電源車の配備、連絡調整員の派遣
	災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定	東日本電信電話(株)千葉事業部	令和6年6月6日	応急復旧活動、連絡調整員の派遣
その他	(一財)電力中央研究所我孫子地区における異常事態発生時の通報連絡等に関する協定書	(一財)電力中央研究所我孫子運営センター	平成17年12月15日	異常事態発生時の通報連絡等
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	平成24年12月7日	災害情報の提供
	千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定書	千葉県	平成20年3月31日	防災情報装置の設置及び管理運用
	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年1月13日	情報交換
	災害時における放送等に関する協定書	(株)ジェイコムイースト	平成25年7月19日	災害情報の放送
	防災行政無線との連携に係る協定書	(株)ジェイコムイースト	平成26年2月24日	行政告知放送をジェイコムイーストの設備を利用し送信する
	災害時における駐車場の一部使用に関する協定書	(株)ナリタヤ	平成26年6月24日	災害時の駐車場利用
	広告付避難場所等電柱看板に関する協定書	東電タウンプランニング(株)千葉総支社	平成27年10月6日	広告付電柱看板による避難場所等の誘導表示
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	平成29年1月25日	住宅地図の提供
	災害時における無人航空機による災害情報の収集等に関する協定	(株)ネクスト J U A V A C ドローンエキスパートアカデミー千葉校	令和元年8月1日	無人航空機による災害情報の収集
	災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	令和元年8月5日	被災者の支援など
	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	令和2年3月19日	家屋被害認定調査等の支援

※防災担当部署締結分を掲載

4 交通輸送・避難対策関係

資料4-1 指定緊急避難場所一覧

地域対策支部名	No	名 称	所 在 地	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	面積 (㎡)	備考
我孫子北部	1	久寺家中学校	つくし野 171	○	○	○	—	26,175	
	2	根戸小学校	つくし野 4-17-1	—	○	○	—	21,473	
	3	並木小学校	つくし野 7-30-1	—	○	○	—	26,342	
	4	中央学院大学	久寺家 451	—	○	○	○	53,370	
	5	我孫子二階堂高等学校	久寺家 479-1	—	○	○	○	33,117	
	6	一般財団法人電力中央研究所	我孫子 1646	○	—	○	○	35,000	
我孫子南部	7	我孫子第四小学校	白山 3-2-1	○	○	○	○	14,536	
	8	白山中学校	白山 3-7-3	○	○	○	○	27,817	
	9	我孫子第一小学校	寿 1-22-10	○	○	○	—	20,097	
	10	手賀沼公園	若松 1 (若松 26-4)	—	○	—	○	40,980	
	11	県立我孫子高等学校	若松 18-4	—	○	—	○	35,736	
天王台	12	高野山小学校	高野山 198	○	○	○	—	18,059	
	13	高野山桃山公園	高野山字前原 454-3 地先	○	○	○	—	14,800	
	14	我孫子中学校	高野山 537	○	○	○	○	27,222	
	15	我孫子第三小学校	柴崎台 3-3-1	○	○	○	—	16,463	
	16	柴崎台中央公園	柴崎台 2-14	—	○	○	—	11,000	
	17	天王台西公園	天王台 4-8	○	○	○	—	10,000	
	18	我孫子第二小学校	下ヶ戸 610	○	—	○	—	22,322	
	19	我孫子ゴルフ倶楽部	岡発戸 1110 他	○	○	○	○	600,000	
	20	五本松運動広場※	岡発戸 1433-2	○	○	○	○	34,650	
	21	五本松公園	岡発戸 1431 他	○	○	○	○	50,900	
湖北	22	中央学院高等学校	都部 765	○	○	○	○	39,944	
	23	湖北台東小学校	湖北台 4-3-1	○	—	○	—	28,546	
	24	湖北台西小学校	湖北台 8-17-1	○	○	○	—	23,319	
	25	湖北台中学校	湖北台 6-9-1	—	○	○	○	29,792	
	26	湖北台中央公園	湖北台 7-5	○	○	○	○	52,000	
	27	中峠亀田谷公園	中峠 1645-1	—	—	○	—	12,377	
	28	湖北小学校	中里 95	○	○	○	—	23,977	
新木	29	湖北中学校	古戸 300	—	—	○	○	36,907	
	30	新木小学校	新木 1460	○	○	○	—	27,496	
	31	气象台記念公園※	新木野 2-5	○	—	○	○	43,000	
布佐	32	南新木沖田公園	南新木 3-12-1	○	○	○	—	10,000	
	33	布佐南小学校	布佐平和台 5-1-1	—	○	○	○	25,572	
	34	布佐南公園	布佐平和台 5 丁目地内	○	○	○	○	20,700	
	35	県立我孫子東高等学校	新新田 172	—	○	—	—	18,649	
	36	布佐小学校	布佐 1217	○	○	○	○	18,454	
	37	布佐中学校	布佐 1301	—	—	○	○	20,588	

※緊急消防援助隊等を受け入れる活動拠点として活用する。

資料4-2 指定避難所一覧

①小中学校（19箇所）

学校名	収容可能面積 (㎡)	収容人数(人) (2.0㎡/人)
我孫子第一小学校	1,914.2	957
我孫子第二小学校	1,597.0	798
我孫子第三小学校	2,136.7	1,068
我孫子第四小学校	2,183.8	1,091
湖北小学校	1,887.7	943
布佐小学校	1,630.0	815
湖北台西小学校	2,017.1	1,008
高野山小学校	2,154.3	1,077
根戸小学校	2,926.1	1,463
湖北台東小学校	1,648.7	824
新木小学校	1,623.2	811
並木小学校	1,943.0	971
布佐南小学校	1,217.7	608
我孫子中学校	2,988.7	1,494
湖北中学校	1,997.2	998
布佐中学校	2,005.7	1,002
湖北台中学校	1,905.0	952
久寺家中学校	1,831.7	915
白山中学校	2,085.9	1,042
合計	37,693.9	18,837

②小中学校以外（7箇所）

施設名	収容可能面積 (㎡)	収容人数(人) (2.0㎡/人)
中央学院大学	3,190.9	1,595
我孫子二階堂高等学校	2,376.6	1,188
一般財団法人電力中央研究所	807.8	403
我孫子市生涯学習センター	535.9	267
県立我孫子高等学校	1,660.0	830
中央学院高等学校	1,105.9	552
県立我孫子東高等学校	992.8	496
合計	10,669.9	5,331

資料4-3 福祉避難所一覧

地域対策支部名	場所 No.	場 所 名	受入対象			所 在 地
			高齢者	障害者	乳幼児・児童	
我孫子北部	1	根戸保育園			○	我孫子市根戸 967-2
	2	つくし野保育園			○	我孫子市つくし野 4-17-2
	3	ぼけっとランドあびこ保育園			○	我孫子市我孫子 1-19-13
	4	根戸近隣センター	○	○	○	我孫子市根戸 573-5
	5	久寺家近隣センター	○	○	○	我孫子市久寺家 686-5
	6	我孫子北近隣センター 並木本館	○	○	○	我孫子市並木 5-4-6
	7	我孫子北近隣センター つくし野館	○	○	○	我孫子市つくし野 3-22-1
我孫子南部	8	聖華みどり保育園			○	我孫子市緑 1-6-2
	9	寿保育園			○	我孫子市 1-13-11
	10	我孫子南近隣センター	○	○	○	我孫子市本町 3-1-2
天王台	11	東あびこ聖華保育園			○	我孫子市東我孫子 1-9-31
	12	天王台北近隣センター	○	○	○	我孫子市柴崎台 2-15-8
	13	近隣センターこもれび	○	○	○	我孫子市東我孫子 1-41-33
	14	特別養護老人ホーム アクイール	○	○		我孫子市岡発戸 1498
	15	特別養護老人ホーム おはら	○	○		我孫子市岡発戸 1500-2
	16	介護老人保健施設 葵の園・我孫子	○	○		我孫子市柴崎 137-1
	17	特別養護老人ホーム けやきの里	○	○		我孫子市青山 417
湖北	18	湖北台保育園			○	我孫子市湖北台 3-1-16
	19	湖北台近隣センター	○	○	○	我孫子市湖北台 8-2-1
	20	県立湖北特別支援学校		○		我孫子市日秀 70
新木	21	障害者福祉センター		○		我孫子市新木 1637 番地
	22	あらき園		○		我孫子市新木 1637 番地
	23	こども発達センター			○	我孫子市新木 1637 番地
	24	県立我孫子特別支援学校		○		我孫子市新木 1685 番地
	25	新木近隣センター	○	○	○	我孫子市新木 1500 番地
	26	障害福祉サービス事業所みずき		○		我孫子市古戸 804
布佐	27	布佐宝保育園			○	我孫子市布佐 2318 番地
	28	布佐南近隣センター	○	○	○	我孫子市布佐平和台 4-1-30
	29	近隣センターふさの風	○	○	○	我孫子市布佐 2972-1
	30	特別養護老人ホーム アコモード	○	○		我孫子市布佐 1559-2

資料4-4 我孫子市内の緊急輸送道路一覧

- (指定の理由) ①一般県道
 ②国道・県道と避難所、市防災備蓄倉庫、市内主要施設、駅をつなぐ市道
 ③市の南北をつなぐ道路

	路線名	備考()内は道路愛称	指定理由
一般国道	6号	県指定緊急輸送道路1次路線	—
〃	356号	〃(一部オオバン通り)	—
県道	主要地方道船橋我孫子線	〃	—
〃	356号バイパス	〃	—
〃	主要地方道千葉竜ヶ崎線	県指定緊急輸送道路2次路線	—
市道	00-023号線	〃(手賀沼ふれあいライン)	—
県道	一般県道我孫子利根線	市指定緊急輸送道路	①
市道	00-003号線	〃(根戸城址通り)	③
〃	00-004号線、00-006号線	〃(丘の道)	③
〃	00-005号線	〃(久寺家通り)	②基幹備蓄倉庫
〃	00-007号線	〃	③国6号、356号間
〃	00-008号線	〃(つくし野通り)	②根戸小、並木小
〃	00-011号線	市指定緊急輸送道路	③
〃	00-012号線	〃(日の出通り)	②川村学園女子大
〃	00-013号線	〃	②水道局
〃	00-014号線	〃(くすの木通り)	②第三小
〃	00-015号線	市指定緊急輸送道路	②天王台駅
〃	00-016号線	市指定緊急輸送道路	②天王台駅
〃	00-017号線	〃(相野谷通り)	③
〃	00-018号線	市指定緊急輸送道路	②天王台駅
〃	00-020号線、00-021号線	〃(あやめ通り)	③
〃	00-022号線	〃(手賀沼ふれあいライン)	②アビスタ、市役所
〃	00-024号線、00-025号線、 00-038号線	〃(四季の道)	③
〃	00-026号線、00-027号線、 00-028号線	〃	②湖北台西小
〃	00-036号	〃	②布佐駅
〃	00-039号線	〃(我孫子駅北口通り)	②我孫子駅
〃	00-041号線	市指定緊急輸送道路	②布佐駅
〃	00-042号線	〃	②手賀沼公園
〃	00-044号線	〃	③布佐、印西市間
〃	00-103号	〃	②第四小
〃	00-104号	〃	②白山中
〃	00-106号	〃	②二階堂高、中央学院大
〃	00-121号	〃	②湖北台中
〃	00-124号	〃	②湖北東小
〃	00-127号	〃	②湖北中
〃	00-128号	〃	②湖北小
〃	00-129号線、00-130号	〃	②新木小
〃	00-135号線、00-141号線	〃(やすらぎの道)	②布佐南小
〃	18-001号線	〃(公園坂通り)	②我孫子駅、手賀沼公園

資料4-5 京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画

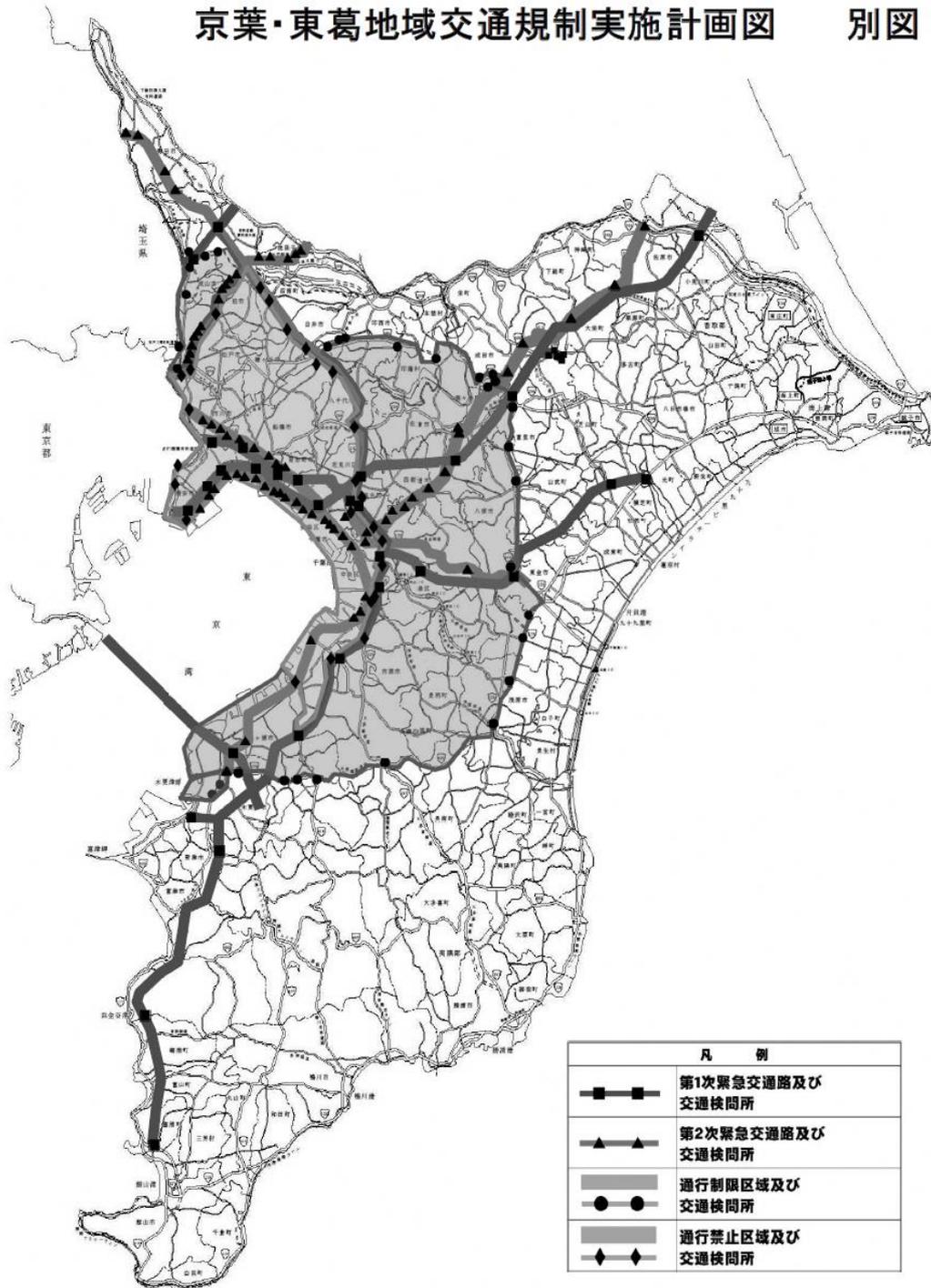
項目	内 容						
1 通行禁止区域	下記及び別図のとおり、◇印 26 箇所の車両通行禁止規制線（国道 16 号等）南西側の地域。						
2 通行制限区域	下記及び別図のとおり、○印 31 箇所の車両通行制限規制線（国道 16 号、国道 464 号等）南西側の地域とする。						
3 緊急交通路	下記及び別図のとおり。						
3 実施方針	(1) 通行禁止・制限規制線上の検問場所において、規制地域への一般車両の流入を禁止・抑制する。（規制線を迂回路とし、車両を左右に誘導し規制地域への流入を禁止する） (2) 別図の緊急交通路上の検問所において一般車両を排除し被災地に向かう緊急通行車両（救助活動等の車両）の緊急交通路を確保する。 (3) 上記検問所のうち交付検問所において、緊急通行車両の事前届出済証等の確認を行い、緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を行う。 (4) 運転者及び住民等に対し、流入抑制場所や緊急交通路確保のための交通規制情報をラジオ等及び車両の拡声器等により積極的に提供し、交通総量の抑制に努める。						
5 配置場所	交通規制線	通行禁止	国道 6 号	◇第 2 中学校前、◇陣ヶ前、◇根木内	3	6	
			国道 16 号 （一部 297 号）	◇大井、◇大島田、◇折立、◇白井、◇小室、◇島田台十字路、◇下市場、◇長沼、◇穴川インター北側、◇穴川インター千葉方向分岐、◇都橋南側、◇加曽利高架橋西側、◇松ヶ丘橋西側、◇浜野高架橋下東側、◇千葉石油前、◇千葉健康ランド前、◇八幡橋際、◇市原インター東側、◇岡島ビル前山側	19	38	
		江戸川沿い	◇広小路、◇今井橋取付部、◇浦安橋取付部、◇舞浜	4	8		
		通行制限	県道守谷・流山線	○南 T 字路、○コマ食堂前、○高田原交番前	3	6	
			国道 464 号	○高橋方前、○多田羅 IC、○天王前、○竜腹寺南、○瀬戸、○宗吾霊堂前、○乃ぞ美の園先	7	14	
			国道 51 号	○ブリジストンタイヤ東側、○富里インター入口	2	4	
			国道 409 号	○とん八亭前、○住野、○八街十字路	3	6	
			国道 126 号	○丘山小学校入口	1	2	
			国道 128 号	○大網バイパス入口、○経田十字路、○外房有料道路入口、○バイパス入口	4	8	
			国道 409 号	○米沢、○高谷十字路、○笠原製綿西側、○トキワ肉店前、○清川、○長須加郵便局前、○長須加交番前	7	14	
		江戸川	○流山 IC 入口、○流山八丁目、○古ヶ崎五差路、○浅間橋	4	8		
		計			◇通行禁止検問所	26	52
					○通行制限検問所	31	62
		第 1 次緊急交通路	首都高速湾岸線	□舞浜 IC～□潮来 IC までの各インターチェンジ		9	24
			東関東自動車道				
			新空港自動車道	□成田 JCT～□空港までのインターチェンジ、料金所及び流入口		5	12
			京葉道路	□市川 IC～□蘇我 IC までの各インターチェンジ		10	26
			館山自動車道	□市原 IC～□富浦 IC までの各インターチェンジ		6	16
			富津館山道路				
			東京湾アクアライン連絡道	□木更津金田 IC～□横芝光 IC までの各インターチェンジ及び料金所		6	16
首都圏中央連絡自動車道							
銚子連絡道路			2	8			
千葉東金道路	□千葉東 IC～□東金 JCT までの各インターチェンジ及び料金所						
常磐自動車道	□流山 IC～□柏 IC までの間		2	10			
国道 14 号	△本八幡駅前～△鷺沼一丁目までの間		9	18			
国道 357 号	△美浜立体～△県立衛生短大西側までの間		14	28			
国道 14 号	△千葉西警察署入口～△登戸までの間		4	8			
国道 357 号	△寒川大橋南側～△茂原街道入口までの間		2	4			
国道 16 号（市原方面）	△五十谷橋際～△桜井交差点までの間		5	10			

第2次緊急交通路	国道 51	△車坂下～△新水郷橋際までの間	14	28
	国道 6 号	△七畝割～△青山台入口までの間	16	32
	国道 16 号 (野田方面)	△金野井大橋取付部～△コココーラ前までの間	4	8
	国道 126 号	△穴川十字路～△宮田までの間	3	6
	計	□第1次緊急交通路 △第2次緊急交通路	40	112
			71	142

備考

- (1) 緊急交通路は、上記及び別図のとおりとするが、道路の損壊状況等に応じ、△の国道等を第2次緊急交通路として別に指定するものとする。
- (2) 各検問所の設置箇所は別表1から4のとおりである。
- (3) 上記検問場所は、信号機の交差点名とし略称とした。

京葉・東葛地域交通規制実施計画図 別図



5 風水害・土砂災害関係

資料5-1 重要水防箇所一覧

国土交通省管理

事務所名	図面対象 番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種別	階級		地先名	杆杭位置 (K、m)			担当水防 団体	担当土木事 務所		
利根川上流河 川事務所	利右 88-7	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	我孫子市布 施下	88.0k 下 233m 88.0k 下 208m	440.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (水防団意見反映) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じ る可能性がある箇所	我孫子市	柏土木事務 所	守谷出張所	積土のう工 築きまわし 工 釜段工
利根川上流河 川事務所	利右 87-1	利根川	越水(溢水)	B	右	我孫子市布 施	88.0k 下 208m 88.0k 上 260m	51.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は 計画堤防高未満)	我孫子市	柏土木事務 所	守谷出張所	積土のう工
利根川上流河 川事務所	利右 87-2	利根川	基礎地盤漏水	B	右	我孫子市久 寺家	87.5k 上 130m 87.5k 下 17m	147.1	堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じ る可能性がある箇所	我孫子市	柏土木事務 所	守谷出張所	釜段工
利根川上流河 川事務所	利右 87-3	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	我孫子市久 寺家	87.5k 下 17m 87.5k 下 81m	63.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じ る可能性がある箇所	我孫子市	柏土木事務 所	守谷出張所	積土のう工 釜段工
利根川上流河 川事務所	利右 87-4	利根川	基礎地盤漏水	B	右	我孫子市久 寺家	87.5k 下 81m 87.5k 下 207m	126.8	堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じ る可能性がある箇所	我孫子市	柏土木事務 所	守谷出張所	釜段工
利根川上流河 川事務所	利右 87-5	利根川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	我孫子市柴 崎	87.5k 下 207m 87.0k 上 254m	115.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は 計画堤防高未満) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じ る可能性がある箇所	我孫子市	柏土木事務 所	守谷出張所	積土のう工 釜段工
利根川上流河 川事務所	利右 87-6	利根川	越水(溢水)	B	右	我孫子市我 孫子	87.0k 上 254m 87.0k 上 236m	17.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満)	我孫子市	柏土木事務 所	守谷出張所	積土のう工
利根川上流河 川事務所	利右 86-1	利根川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	A B B	右	我孫子市柴 崎	87.0k 下 275m 87.0k 上 343m	68.7	遊水地内であり、直接的な浸水の危険性は低いが、 有堤部で堤防高が低く、越水の危険がある区間 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照 査) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支障が生じ る可能性がある箇所	我孫子市	柏土木事務 所	守谷出張所	積土のう工 かご止め工 釜段工

事務所名	図面対象 番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種別	階級		地先名	杆杭位置 (K、m)			担当水防 団体	担当土木事 務所		
利根川上流河 川事務所	利右 86-2	利根川	(重点) 越水(溢水)	A	右	我孫子市柴 崎	87.0k 下 343m 86.5k 下 302m	41.2	遊水地内であり、直接的な浸水の危険性は低いが、 有堤部で堤防高が低く、越水の危険がある区間	我孫子市	柏土木事務 所	守谷出張所	積土のう工
利根川上流河 川事務所	利右 85-1	利根川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	我孫子市北 新田	86.0k 下 381m 85.5k	381.3	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照 査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じ る可能性がある箇所	我孫子市	柏土木事務 所	守谷出張所	かご止め工 釜段工
利根川下流河 川事務所	利右 85-1	利根川	工作物	B	右	我孫子市青 山	85.50 下 90	1ヶ所	大利根橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	
利根川下流河 川事務所	利右 85-2	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	我孫子市北 新田～青山	85.50 ～ 85.25 上 18	373.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に関する変状が生じるおそれのある 箇所	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	積土のう 杭打積土のう 月の輪 釜段工
利根川下流河 川事務所	利右 85-3	利根川	工作物	B	右	我孫子市青 山	85.00 上 88	1ヶ所	常磐線橋梁 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	
利根川下流河 川事務所	利右 85-4	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B B 要注意	右	我孫子市青 山	85.25 上 18～ 85.00 上 45	358.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に関する変状が生じるおそれのある 箇所 旧河道跡	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	積土のう 杭打積土のう 月の輪 釜段工
利根川下流河 川事務所	利右 84-1	利根川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	我孫子市青 山	85.00 上 45～ 85.00 下 40	112.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に関する変状が生じるおそれのある 箇所	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	積土のう 杭打積土のう 月の輪 釜段工
利根川下流河 川事務所	利右 84-2	利根川	越水(溢水)	B	右	我孫子市青 山～中峠	85.00 下 40～ 84.50 上 100	560.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	積土のう
利根川下流河 川事務所	利右 84-3	利根川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	我孫子市中 峠	84.50 上 100～ 84.00 上 124	277.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧河道跡	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	積土のう 月の輪
利根川下流河 川事務所	利右 82-4	利根川	旧川跡	要注意	右	我孫子市中 峠	82.50 上 62～ 82.50 下 100	162.0	旧河道跡	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	月の輪
利根川下流河 川事務所	利右 81-1	利根川	越水(溢水)	B	右	我孫子市中 峠	82.00 下 18～ 81.25	730.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	積土のう

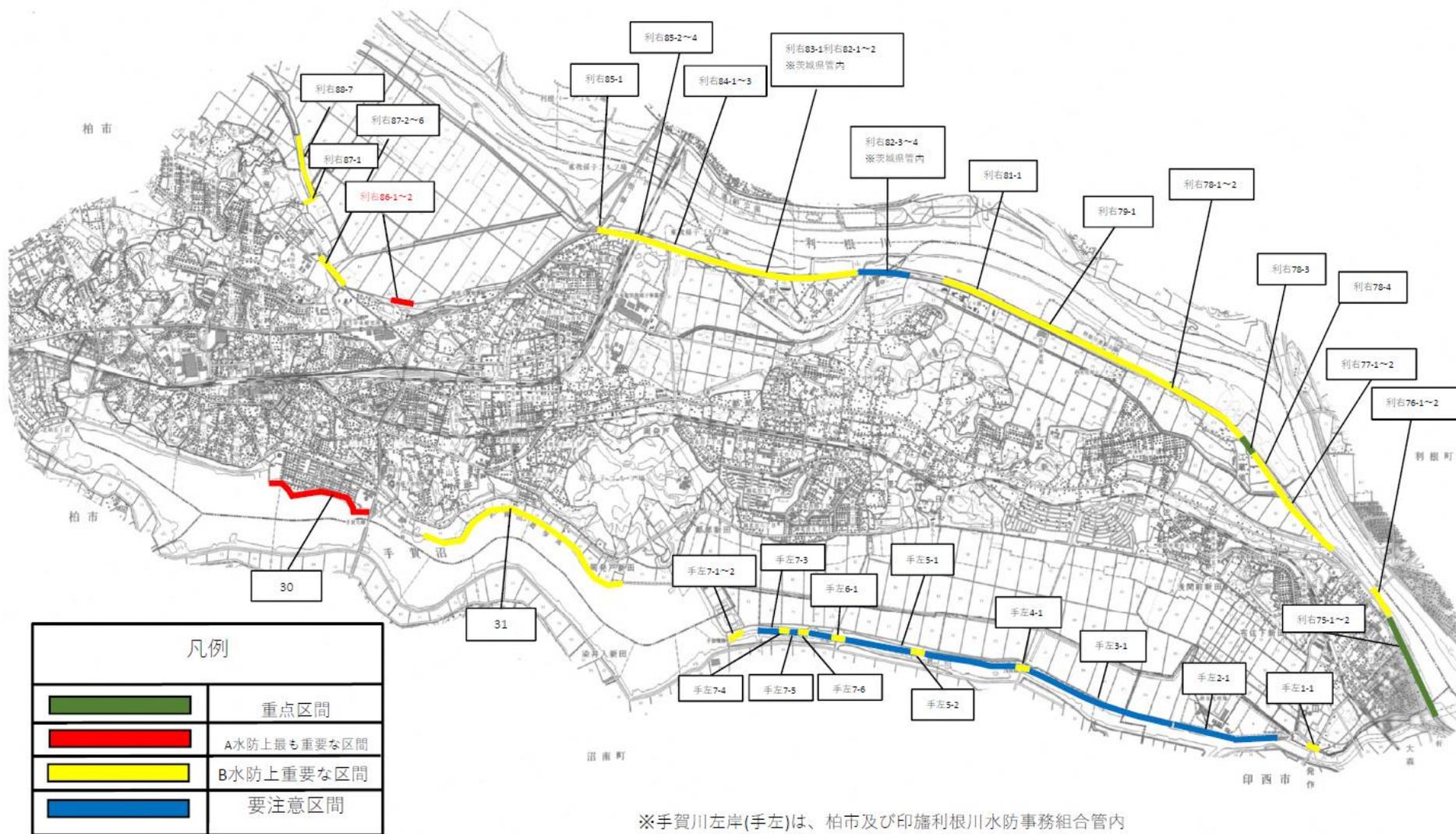
事務所名	図面対象 番号	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
			種別	階級		地先名	料杭位置 (K, m)			担当水防 団体	担当土木事 務所		
利根川下流河 川事務所	利右 79-1	利根川	越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	我孫子市中 峠～新木	81.25～ 79.75	1,500.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じるおそれのある箇所 基礎地盤漏水に関係する変状が生じるおそれのある 箇所	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	積土のう 杭打積土のう 月の輪 釜段工
利根川下流河 川事務所	利右 78-1	利根川	越水 (溢水)	B	右	我孫子市新 木～江蔵地	79.75～ 78.75 下 83	1,082.0	はん濫危険水位設定箇所 (取手観測所) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	積土のう
利根川下流河 川事務所	利右 78-2	利根川	越水 (溢水) 旧川跡	B 要注意	右	我孫子市江 蔵地	78.75 下 83～ 78.50 上 56	111.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧河道跡	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	積土のう 月の輪
利根川下流河 川事務所	利右 78-3	利根川	(重点) 越水 (溢水)	B	右	我孫子市江 蔵地	78.50 上 56～ 78.50 下 66	122.0	(特に越水の可能性が高い) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	積土のう
利根川下流河 川事務所	利右 78-4	利根川	越水 (溢水)	B	右	我孫子市江 蔵地	78.50 下 66～ 78.00	433.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	積土のう
利根川下流河 川事務所	利右 77-1	利根川	越水 (溢水) 旧川跡	B 要注意	右	我孫子市江 蔵地～布佐	78.00～ 78.00 下 100	100.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧河道跡	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	積土のう 月の輪
利根川下流河 川事務所	利右 77-2	利根川	越水 (溢水)	B	右	我孫子市布 佐	78.00 下 100～ 77.50 上 57	343.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	積土のう
利根川下流河 川事務所	利右 76-1	利根川	工作物	B	右	我孫子市布 佐	76.50 上 115	1ヶ所	栄橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	
利根川下流河 川事務所	利右 76-2	利根川	越水 (溢水)	B	右	我孫子市布 佐～大森	76.50 上 2～ 76.50 下 93	95.0	計算水位と現況堤防高が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	積土のう
利根川下流河 川事務所	利右 75-1	利根川	(重点) 越水 (溢水)	B	右	我孫子市布 佐	76.50 下 93～ 75.50	907.0	(特に堤防が低い) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	積土のう
利根川下流河 川事務所	利右 75-2	利根川	(重点) 越水 (溢水)	B	右	我孫子市布 佐	76.50～ 75.50 下 74	74.0	(特に堤防が低い) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	我孫子市	柏土木事務 所	取手出張所	積土のう
利根川下流河 川事務所	手左 1-1	手賀川	工作物	B	左	我孫子市布 佐	1.75 下 80	1ヶ所	関杵橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	印旛利根川水防 事務組合	印旛土木事 務所	北千葉導水路 管理支所	

県管理

事務所名	対照番号	河川・海岸名	重要度		重要水防区域箇所		延長 (m)			重要な理由
			種別	階級	地先名	海岸	右岸	左岸		
柏土木事務所	30	一級 手賀沼	堤防高	A	我孫子市若松		—		1,100	A2
柏土木事務所	31	一級 手賀沼	堤防高	B	我孫子市岡発戸新田～高野山新田		—		1,900	B1

我孫子市重要水防箇所 位置図

334



資料5-2 水害関係年表

(『手賀沼周辺の水害』中尾正己著、我孫子市史叢書より。水害記録は我孫子市周辺に限る。事項欄末尾の括弧内数字は、末尾記載の出典文献を示す。)

年 号	事 項
元和 7 (1621)	赤堀川最初の開削 (川幅七間)
寛永 6 (1629)	鬼怒川の付け替え、小貝川と分離
7 (1630)	小貝川の付け替え
承応 3 (1654)	赤堀川の掘削、通水なる
寛文 2 (1662)	布佐布川間の締切り起工、この頃から手賀沼開発の機運高まる
6 (1666)	常陸国谷原新田水害 (31)
9 (1669)	布佐布川間の締切り廃止
11 (1671)	海野作兵衛らによる手賀沼開発工事行われる
延宝 3 (1675)	利根川満水、手賀沼落堀埋まる (11)
天和 元(1681)	利根川出水 (11・12)
元禄 元(1688)	六軒 (築留) 堰樋破壊、手賀沼洪水 (4・11)
11 (1698)	利根川出水、吉田村収穫皆無 (6)
12 (1699)	手賀沼堰樋抜け、堤四十二間切れる (23)
13 (1700)	六軒 (築留) 堰樋破壊、手賀沼洪水 (4・13・23)
宝永 元(1704)	7月利根川大洪水、布佐・新木・古戸・笠神等で破堤 (5・11)
正徳 2 (1712)	利根川洪水 (1)、築留堰樋破壊、堤四十二間余決壊 (4・13・23)
享保 6 (1721)	7月布佐・笠神で破壊 (11)
8 (1723)	築留堰樋破壊、手賀沼満水 (4・11・13・23)
11 (1726)	布川堤防決壊 (1・9)
12 (1727)	木下前堰樋大破、築留堰樋押抜け (23)、井沢為永による手賀沼干拓
13 (1728)	利根川出水、柏・我孫子の流作地被害 (1・7)
19 (1734)	手賀沼洪水千間堤等破損し、沿岸水害 (16・18)
20 (1735)	手賀沼水害 (18)
元文 3 (1738)	手賀沼内水洪水、千間堤決壊 (4・13)
4 (1739)	手賀沼干拓始まる
寛保 元(1741)	手賀沼水害 (18)
2 (1742)	6月利根川出水、笠神村堰樋押抜け (4・11・13)
3 (1743)	8月利根川大洪水、木下堤惣越し、我孫子村久寺家村水田皆無
延享 2 (1745)	手賀沼水害 (18)
3 (1746)	笠神堰樋破壊、手賀沼新田洪水氾濫 (4・13・23)
寛延 元(1748)	秋出水金山堀切れ所、手賀沼水害 (16・18)
4 (1751)	手賀沼水害 (18)
宝暦 2 (1752)	手賀沼水害 (18)
3 (1753)	8月蒔俵堰樋押抜け、手賀沼新田水災を被る (4・11・13・23)
7 (1757)	5月利根川大洪水、我孫子村久寺家村囲堤の堰樋切れる (1・17)
8 (1758)	六軒堰樋抜け木下で堤四十間破壊 (11・13・18・23)
11 (1761)	手賀沼内水洪水 (12・18)
11 (1761)	6・7月大雨、手賀沼の新田冠水 (17・18)
明和 3 (1764)	利根川洪水、松平常陸守お手伝い普請 (2・11)
安永 3 (1774)	手賀沼水害 (18)
4 (1775)	手賀沼水害 (18)
7 (1778)	手賀沼水害 (18)
9 (1780)	6月利根川洪水、我孫子村久寺家村囲堤の堰樋破壊、 吉田村収穫皆無 (6・17)、手賀沼水害 (18)

〈資料編〉

年 号	事 項
天明 元(1781)	7月利根川満水、布川破堤(1・15) 我孫子村内水被害(17) 手賀沼水害(18)
2(1782)	手賀沼水害(18)
3(1783)	6月利根川洪水、我孫子村久寺家村圉堤破壊(17)、手賀沼水害(18) 浅間山大噴火
5(1785)	手賀沼干拓着手、手賀沼水害(18)
6(1786)	7月利根川大洪水、我孫子・中峠・古戸・木下等各地の堤防続々決壊、手賀沼 大洪水(4・5・12・13・14・17)
7(1787)	古戸堤切所(14)
寛政 2(1790)	手賀沼の新田に被害、蒔俵締切り堤廃止
3(1791)	8月利根川満水、我孫子村久寺家村圉堤破壊、六軒圉堤破れ、 手賀沼洪水(4・13・18・23・26)
8(1796)	秋霧雨、手賀沼の新田に被害(4・18・26)、手賀沼水害(18)
9(1797)	9月利根川出水、我孫子村久寺家村圉堤破壊(17)
10(1798)	4月洪水、8月暴風雨、手賀沼の新田に被害(2・21・26)
享和 2(1802)	利根川出水、古戸村圉堤破壊(1・14・24)、手賀沼の新田に被害(26)
文化 元(1804)	手賀沼の新田に水害(18・26)
4(1807)	手賀沼洪水、新田に水害(18・26)
5(1808)	手賀沼洪水(19・26)、利根川出水(1)
6(1809)	赤堀川拡幅(川幅四十間となる)
8(1811)	手賀沼の新田に水害(26)
9(1812)	7月利根川大水、古戸村堤防決壊、我孫子村・久寺家村・柴崎村・ 吉田村等水害(6・17・20)、手賀沼水害(19・21・26)
文政 2(1819)	6月利根川出水(7)
3(1820)	利根川出水、中峠村圉堤破壊(10・17)
5(1822)	4・5月洪水(4・7)
6(1823)	6月利根川出水、吉田村収穫皆無(1・6)、木下前圉堤破壊、 手賀沼沿岸の被害甚だし(21・23・25)
8(1825)	8月利根川出水、小文間村水腐(6)
9(1826)	利根川出水、小文間村水腐(6)
11(1828)	7月利根川洪水、柴崎村耕地水腐、布川村堤決壊(1・9・20)、 手賀沼の新田被害(21・26)
天保 2(1831)	4月利根川洪水(20)
6(1835)	6・7月大風雨洪水、手賀沼の新田に水害(1・21)
7(1836)	7・8月利根川大水、柴崎村・吉田村・大宝村等甚しい被害(2・6・7) 手賀沼内水水害(21・22)
11(1840)	8月利根川出水、手賀沼の新田に水害(26)
12(1841)	5月大雨洪水、小文間村水腐(6)
14(1843)	9月上総下総大風雨(2)
弘化 元(1844)	6・7月大風雨洪水、柴崎村田畑水腐(7・20)、手賀沼の新田に被害
2(1845)	8・9月利根川満水(7)
3(1846)	6～9月まで長雨、利根川大洪水、柴崎村・古戸村・新木村等破堤 (5・20)、手賀沼沿岸甚だしい被害(20・26)
嘉永 2(1849)	4月柴崎村堤切所田畑水腐(20)、手賀沼内水被害(26)
3(1850)	7月利根川大水(20)
4(1851)	布施村洪水(7)
5(1852)	5月洪水(7)
安政 3(1856)	8月洪水(4)
4(1857)	7月大雨洪水、中峠村市領堤破壊(翌年修復)(5・10)、 手賀沼の新田に水害(21・26)

年 号	事 項
5 (1858)	9月利根川出水 (1)、手賀沼水害甚だし (21・26)
6 (1859)	7月利根川出水、柴崎村風水損により稀なる凶作 (1・4・20)
	8月手賀沼畑冠水 (7)
文久 元(1861)	手賀沼の新田に水害 (26)
慶応 元(1865)	5月布施村冠水 (7)、8月大室村冠水 (7)
2 (1866)	手賀沼水害 (25)
明治 元(1868)	5月頃から霖雨続き、9月利根川出水、手賀沼満水 (2・7)
2 (1869)	7月13日烈風雨、利根川・手賀沼出水 (7)
3 (1870)	7月中旬豪雨、21日未明布佐堤堤防決壊、手賀沼大洪水、湖北堤防決壊 (5)他、9月中旬手賀沼満水、水田冠水 (7)
6 (1873)	8月利根川出水 (1)、六軒及び木下前坊樋破堤 (4)
8 (1875)	リンドウらにより低水工事起工
17(1884)	9月台風、利根川出水十五尺五寸 (4)
18(1885)	6月下旬より連日降雨、利根川出水十三尺 (4)
21(1888)	7月利根川出水十五尺五寸 (4)、10月利根川出水十五尺五寸 (4)
23(1890)	8月20日～23日台風、24日六軒坊樋破壊、手賀沼大洪水
24(1891)	6月六軒坊樋廃止、木下前坊樋を鉄扉コンクリート造に改造竣工
25(1892)	5月下旬手賀沼洪水 (7)
27(1894)	8月利根川洪水、富勢村堤防決壊 (7)
28(1895)	8月利根川出水、十七尺 (7)
29(1896)	7月利根川出水 (5・13)、9月9日台風、利根川大洪水、青山地先の堤防決壊 (5、青山決壊はあるいは39年か)
31(1898)	6・8・9月度重なる出水、9月7日我孫子堤防決壊 (30)、布川破堤 (1・15)
33(1900)	利根川改修工事 (第一期佐原―銚子間) 着工
34(1901)	8月下旬利根川洪水 (1・3)
35(1902)	9月台風房総半島を通過、手賀沼内水洪水
39(1906)	7月大雨利根川出水、布佐江蔵地・布川等破堤 (1・3・15・29)、8・9月にも利根川出水
40(1907)	8月下旬台風、利根川稀なる大水、湖北村堤防決壊 (5)
42(1909)	8月連続降雨、手賀沼水害 (28)
43(1910)	利根川改修二期工事 (取手―佐原間) 着手、8月洪水後改訂、8月2度の台風により利根川未曾有の大洪水、各地に破堤防相次ぐ
44(1911)	7月に3度の台風、手賀沼3年連続の水害 (28)
大正 3 (1914)	8月に2度の台風、布佐・湖北・我孫子など浸水 (4)
5 (1916)	7月下旬台風、手賀沼洪水 (27)
6 (1917)	9月30日から10月1日台風関東を縦断、各地に風水害 (4)
7 (1918)	9月下旬台風、水稻被害 (27)
9 (1920)	5月9日木下鉄扉門一連破壊、苗代に被害 (27・28)
10(1921)	10月10日集中豪雨、手賀沼Y・P 5 m、布佐住宅地に浸水 (7・28)
12(1923)	9月下旬台風銚子沖を通過、手賀沼出水 (27)
13(1924)	9月中旬台風房総半島をかすめる、手賀沼出水 (27)
昭和 元(1926)	10月1日数日來の降雨で利根川・手賀沼氾濫 (7)
3 (1928)	8月1日暴風雨、利根川・手賀沼出水 10月8日暴風雨、利根川・手賀沼氾濫 (7)
5 (1930)	利根川改修工事竣工
10(1935)	9月下旬台風、利根川大出水
11(1936)	6月12日手賀沼洪水、水田に被害、7月16日豪雨、手賀沼水田冠水 (7)
13(1938)	6月下旬梅雨前線台風による希有の豪雨、手賀沼大洪水、利根川沿岸内水被害

〈資料編〉

年 号	事 項
	8月31日～9月1日台風関東を通過、利根川出水
15(1940)	8月下旬台風、手賀沼出水
16(1941)	7月下旬梅雨前線台風にて豪雨、利根川・手賀沼大洪水
18(1943)	10月初旬台風房総半島を通過
20(1945)	10月台風が房総半島を通過
21(1946)	7月利根川洪水
22(1947)	9月15日カスリーン台風襲来、栗橋で破堤
23(1948)	8月20日集中豪雨150mm、手賀沼水位4.50m、耕地冠水(8・28) 9月15日アイオン台風
24(1949)	利根川改訂改修計画樹立、9月1日キティ台風襲来、利根遊水池開拓に被害
25(1950)	6月連日の降雨で手賀沼増水、布佐大森の麦作水稻に被害(29)
31(1956)	8月熱帯性低気圧相次いで上陸、利根開拓地泥沼と化す
33(1958)	11月16日手賀沼排水機場竣工式
34(1959)	9月21・22号(狩野川)台風のため利根遊水池の溢流提溢水
41(1966)	8月14日7号台風により利根遊水池の溢流提決壊、収穫皆無
45(1970)	6月大型の4号台風房総沖を抜ける、9月26号台風により利根遊水池浸水
46(1971)	7月1日大多喜町に集中豪雨
47(1972)	8・9月23・25号台風接近
54(1979)	9月中旬20号台風中部日本を横断、利根遊水池浸水
55(1980)	3月北千葉導水事業着手
56(1981)	12月利根川水系工事実施基本計画策定 8月23日15号台風関東直撃、小貝川破堤、利根遊水池浸水 10月22、23日未明に台風24号が房総半島をかすめ、低地の住宅浸水、手賀沼出水。床上544件、床下264件。災害救助法の適用。
57(1982)	8月2日10号台風により利根遊水池水没 9月12日18号台風東日本を縦断、低地の住宅に浸水、利根遊水池すべて水没
58(1983)	7月27日雷雨のため低地に浸水 8月16日5号台風により遊水池浸水
60(1985)	6月30日～7月1日未明の6号台風により利根遊水池一部浸水
61(1986)	8月4日台風10号により、全市的に浸水。床上・床下浸水192件 9月13日雷雨による集中豪雨により、布佐地域に浸水。床下浸水24件
平成 3(1991)	5月24日突風を伴う降雹が発生。 9月8日台風15号により、全市的に低地住宅に浸水。床下浸水38件 9月18日～19日台風18号により、全市的に低地住宅に浸水。 床上・床下浸水85件
4(1992)	8月11日～12日雷雨による集中豪雨により、我孫子地区で浸水。床下浸水5件
5(1993)	12月7日～8日集中豪雨により、低地住宅に浸水。床上・床下浸水11件
8(1996)	8月26日～27日台風11号により、根戸地区に浸水。床下浸水5件 7月3日雷雨による集中豪雨により、低地住宅に浸水。床下浸水6件 9月22日台風17号により、布佐地区を中心に浸水。床上・床下浸水62件
12(2000)	5月24日雹により被害。大粒の雹により家屋や車等全市的に被害が発生
13(2001)	7月2日雷雨により大雨。床下8件 9月11日台風15号により、住家一部破損28件
15(2003)	10月10日集中豪雨により、全市的に浸水被害。床上1件、床下浸水10件 8月5日集中豪雨により、全市的に浸水被害。床上30件、床下浸水82件(時間雨量73mm)
16(2004)	10月13日集中豪雨により、全市的に浸水被害。床上9件、床下浸水30件 9月4日雷雨による大雨。布佐地区で床上・床下浸水7件。 10月9日台風22号により大雨。中峠で法面崩落。住宅に被害。全市的に床下浸水16件。

年 号	事 項
17(2005)	6月28日雷雨による大雨。布佐地区で床下浸水4件
18(2006)	9月26日低気圧による大雨。布佐地区で床下浸水6件
19(2007)	6月10日集中豪雨による大雨。西部地区で床上17件、床下浸水63件（時間雨量83mm）
	9月12日秋雨前線による大雨。市内で床下浸水5件
20(2008)	7月27日雷雨による大雨。市内で床下浸水7件、店舗内浸水4件。
	8月27日雷雨による大雨。市内で床上浸水1件、床下浸水7件、店舗内浸水1件。
	8月30日集中豪雨により1時間に104.5mm（アメダス）の降雨を記録。西部地区で床上浸水28件、床下浸水145件、店舗内浸水24件。
21(2009)	8月10日台風9号による大雨。市内で床下浸水6件、店舗内浸水1件。
	10月8日台風18号による大雨。市内で床上浸水2件、床下浸水4件、店舗内浸水1件。
22(2010)	9月28日低気圧による大雨。布佐地区で床下浸水4件。
	12月3日低気圧による大雨。布佐地区で床下浸水3件。
23(2011)	6月21日雷雨による大雨。市内で床上浸水1件、床下浸水3件、店舗内浸水3件。
25(2013)	10月15日～16日台風26号による大雨。積算降雨量は252.0mm。布佐地区、若松地区など市内で床上浸水101件、床下浸水309件
令和 元(2019)	10月12～13日台風19号による大雨。積算降雨量は150.0mm（アメダス我孫子）。利根川上流域の降雨により水位が上昇し、田中調節池に大規模な流入。市内の住家被害なし。
5(2023)	9月20日秋雨前線の影響による1時間に95.5mmの大雨（我孫子北近隣センター並木本館）。我孫子、天王台地区で床上浸水14件、床下浸水32件、店舗内浸水6件。

- (1) 利根川文献目録と歴史年表 (2) 千葉県気象災害史 (3) 水郷 (4) 千葉県東葛飾郡誌
(5) 湖北村誌 (6) 取手市史史料集 (7) 柏市年表 (8) 沼南町史 (9) 竜ヶ崎郷土史
(10) 野田地方庶民災害年表 (11) 旧記(印西市) (12) 竹袋村旧来記 (13) 手賀沼沿革誌
(14) 古戸名主日記 (15) 井上武家文書 (16) 岩井孝夫家文書 (17) 小熊勝夫家文書
(18) 海野実家文書 (19) 川村一男家文書 (20) 川村正信家文書 (21) 染谷勝彦家文書
(22) 高田勝喜家文書 (23) 富田忠次郎家文書 (24) 豊島清衛家文書 (25) 布佐文書
(26) 飯合節夫家文書 (27) 増田実日記 (28) 手賀沼沿岸水害早魃と干拓事業の沿革（大菅喜一）
(29) 千葉毎日新聞 (30) 新房総 (31) 徳川実紀

資料5-3 土砂災害警戒区域指定地一覧

番号	箇所名	箇所番号	指定箇所	告示日	自然現象の種類	特別警戒区域
1	久寺家	I-0245	我孫子市久寺家	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
2	日秀	I-0246	我孫子市日秀	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
3	白山	I-0247	我孫子市白山	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
4	布佐	I-0248	我孫子市布佐	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
5	久寺家2	II-1030	我孫子市久寺家	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
6	久寺家3	II-1031	我孫子市久寺家	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
7	つくし野2	II-1034	我孫子市つくし野	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
8	緑1	II-1037	我孫子市緑	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
9	中里1	II-1041	我孫子市中里	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
10	布佐3	II-1043	我孫子市布佐	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
11	布佐4	II-1044	我孫子市布佐	平成24年3月30日	急傾斜地の崩壊	○
12	つくし野1	I-1476	我孫子市つくし野	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
13	寿	I-2023	我孫子市寿	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
14	我孫子1	II-1035	我孫子市我孫子	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
15	岡発戸1	II-1038	我孫子市岡発戸	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
16	岡発戸新田1	II-1039	我孫子市岡発戸新田	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
17	中峠1	II-1040	我孫子市中峠	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
18	布佐2	II-1042	我孫子市布佐	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
19	布佐5	II-1045	我孫子市布佐	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
20	布佐6	II-1046	我孫子市布佐	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
21	布佐7	II-1047	我孫子市布佐	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
22	新木1	II-7030	我孫子市新木	令和元年7月30日	急傾斜地の崩壊	○
23	久寺家4	II-1032	我孫子市久寺家、つくし野6丁目	令和3年1月15日	急傾斜地の崩壊	○
24	古戸1	I-042K2025	我孫子市古戸	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
25	古戸2	I-042K2026	我孫子市古戸	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
26	古戸3	I-042K2070	我孫子市古戸	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
27	古戸4	I-042K2028	我孫子市古戸、中峠	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
28	新木2	I-042K2024	我孫子市新木、古戸	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
29	新木3	I-042K2049	我孫子市新木、古戸	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
30	新木4	II-042K2047	我孫子市新木	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
31	新木野1	I-042K2050	我孫子市新木野3丁目、新木野2丁目、新木野1丁目	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
32	中峠2	I-042K2061	我孫子市中峠、中峠台	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
33	中峠3	I-042K2062	我孫子市中峠	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
34	中峠4	I-042K2064	我孫子市中峠	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
35	中峠5	II-042K2060	我孫子市中峠	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
36	中峠6	II-042K2063	我孫子市中峠	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
37	布佐8	I-042K2079	我孫子市布佐	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
38	布佐9	I-042K2083	我孫子市布佐	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
39	布佐10	I-042K2084	我孫子市布佐、新木野2丁目、新木野3丁目	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
40	布佐11	II-042K2077	我孫子市布佐	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
41	布佐12	II-042K2078	我孫子市布佐	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
42	布佐13	II-042K2080	我孫子市布佐	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
43	布佐14	II-042K2081	我孫子市布佐	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
44	布佐15	II-042K2082	我孫子市布佐、布佐平和台2丁目、布佐平和台4丁目	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
45	南新木1	II-042K2068	我孫子市南新木1丁目、布佐	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○
46	日秀1	II-042K2071	我孫子市日秀	令和5年9月19日	急傾斜地の崩壊	○

47	岡発戸 2	I-042K2011	我孫子市岡発戸	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
48	下ケ戸 1	I-042K2012	我孫子市下ケ戸	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
49	下ケ戸 2	I-042K2014	我孫子市下ケ戸、柴崎	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
50	下ケ戸 3	II-042K2013	我孫子市下ケ戸	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
51	我孫子 2	I-042K2015	我孫子市我孫子、並木9丁目	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
52	我孫子 3	I-042K2016	我孫子市我孫子、並木9丁目	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
53	我孫子 4	II-042K2017	我孫子市我孫子	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
54	我孫子 5	II-042K2018	我孫子市我孫子、柴崎	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
55	湖北台 1	I-042K2029	我孫子市湖北台4丁目、湖北台2丁目、湖北台3丁目、湖北台5丁目	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
56	湖北台 2	II-042K2030	我孫子市湖北台7丁目、都部、湖北台10丁目	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
57	柴崎 1	I-042K2040	我孫子市柴崎、柴崎台1丁目、天王台4丁目	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	
58	柴崎 2	I-042K2042	我孫子市柴崎、北新田	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
59	柴崎 3	II-042K2041	我孫子市柴崎、北新田	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
60	柴崎 4	II-042K2043	我孫子市柴崎、北新田	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
61	青山 1	I-042K2051	我孫子市青山、青山台1丁目	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
62	青山 2	I-042K2053	我孫子市青山、北新田	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	
63	青山 3	II-042K2052	我孫子市青山、柴崎	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	○
64	南青山 1	I-042K2070	我孫子市南青山、青山	令和6年8月2日	急傾斜地の崩壊	

資料 5-4 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

箇所番号	箇所名	字名
I-1476	つくし野 1	つくし野 2 丁目
II-1034	つくし野 2	つくし野 2 丁目
II-1038	岡発戸 1	岡発戸原久保
II-1039	岡発戸新田 1	岡発戸新田岡掘戸新田
II-1035	我孫子 1	我孫子妻子原
I-0245	久寺家	久寺家
II-1032	久寺家 4	久寺家下居村附
II-1030	久寺家 2	久寺家上居村附
II-1031	久寺家 3	久寺家上居村附
I-2023	寿二丁目	寿二丁目
III-1065	新木 2	新木
II-7030	新木 1	新木竹之内
II-1040	中峠 1	中峠大日
II-1041	中里 1	中里東原
I-0246	日秀	日秀石井戸
II-1036	白山 2	白山 1 丁目
I-0247	白山	白山 2 丁目
I-0248	布佐	布佐
II-1042	布佐 2	布佐
II-1043	布佐 3	布佐
II-1044	布佐 4	布佐
II-1045	布佐 5	布佐
II-1046	布佐 6	布佐
II-1047	布佐 7	布佐
II-1037	緑 1	緑 2 丁目

○急傾斜地崩壊危険箇所 I、II、IIIとは

傾斜度 30 度以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地で、1 戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む。）に被害を及ぼす恐れのある箇所をいう。

上記の急傾斜地が被害を及ぼす可能性のある人家戸数により

5 戸以上等は、急傾斜地崩壊危険箇所（I）

1～4 戸は、急傾斜地崩壊危険箇所（II）

と区分する。

また、被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内や人口増している市町村等で住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所を、急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面（III）と区分する。

資料5-5 気象庁注意報・警報の発表基準

令和5年6月8日現在
発表官署 銚子地方気象台

我孫子市	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	北西部		
	市町村等をまとめた地域	東葛飾		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	113
	洪水		流域雨量指数基準	手賀川流域=25.8
			複合基準	手賀川流域=(7, 23.2)
			指定河川洪水予報による基準	利根川中流部 [芽吹橋・取手・押付]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9
			土壌雨量指数基準	91
	洪水		流域雨量指数基準	手賀川流域=20.6
			複合基準 ^{*1}	手賀川流域=(7, 16.5)、利根川流域=(5, 135.7)
			指定河川洪水予報による基準	利根川中流部 [芽吹橋・取手]
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%		
	なだれ			
	低温	夏季(最低気温): 銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温): 銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下		
霜	晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

資料5-6 市内の雨量観測所

観測地区	設置箇所	所在地	設置団体	備考
我孫子北部	根戸近隣センター	我孫子市根戸 573-5	我孫子市	
我孫子北部	我孫子北近隣センター 並木本館	我孫子市並木 5-4-6	我孫子市	
湖 北	湖北台保育園	我孫子市湖北台 3-1-15	我孫子市	
新 木	气象台記念公園	我孫子市新木野 2-5	気象庁	アメダス
布 佐	近隣センターふさの風	我孫子市布佐 2972-1	我孫子市	

資料5-7 要配慮者利用施設

1 洪水

水防法第15条第1項第3号に規定される要配慮者利用施設は、次のとおりである。

No.	種別	名称	定員	所在地	担当課	
1	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	和楽園	50	中峠 2473	高齢者 支援課	
2	介護老人保健施設	我孫子ロイヤルケアセンター	150	中峠 2614		
3	介護付有料老人ホーム	グランドめいと我孫子布佐	62	布佐 2195-2		
4	住宅型有料法人ホーム	ウェルライフヴィラ我孫子	56	布佐 2900-7		
5	グループホーム	じょんから	18	布佐 3078-9		
6	グループホーム	めいとグループホームふさ	9	布佐 2198		
7	ケアハウス	ケアハウスわらく	36	中峠 2473		
8	サービス付高齢者向け 住宅	ご隠居長屋 和楽久 布佐	22	布佐 2641-1		
9	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	久遠苑	100	日秀 208		
10	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	けやきの里	100	青山 417		
11	地域密着型特別養護老 人ホーム(地域密着型 介護福祉施設入所者生 活介護)	つくし野荘	29	久寺家 361-12		
12	介護付有料老人ホーム	ベストライフ我孫子	56	つくし野 2-27-22		
13	介護付有料老人ホーム	ベストライフ我孫子Ⅱ	53	我孫子 4-2-14		
14	住宅型有料老人ホーム	れんげの里	44	柴崎台 4-13-13		
15	グループホーム	ガーデンコート天王台	9	柴崎台 3-9-19		
16	サービス付高齢者向け 住宅	ソレイユ倶楽部布佐	26	布佐 2602-2		
17	ショートステイ(介護 予防短期入所生活介 護)	あずみ苑我孫子	24	柴崎 1261-7		
18	ショートステイ(介護 予防短期入所生活介 護)	天王台ケアセンターそよ風	20	柴崎台 3-13-1		
19	住宅型有料老人ホーム	めいと我孫子布佐新館	49	新々田 303-1		
20	ケアハウス(軽費老人 ホーム)	ケアハウス鳥の里	15	日秀 208		
21	障害者グループホーム	みどりの家壱番館	10	中峠 2291	障害者 支援課	
22	障害者グループホーム	みどりの家弐番館	10	中峠 2291		
23	障害者入所施設	みどり園	80	中峠 2310		
24	グループホーム	地球	10	都部新田 13-1		
25	生活ホーム	第一北斗	4	布佐 2749-9		
26	生活ホーム	第二北斗	4	布佐 2735-1-103 ・104		
27	医療施 設	病院(20床以上)	我孫子聖仁会病院	168	柴崎 1300	健康づ くり支 援課
28	病院(20床以上)	東葛辻仲病院	56	根戸 946-1		
29	病院(20床以上)	アビコ外科整形外科病院	28	我孫子 4-22-22		

〈資料編〉

2 土砂災害

土砂災害防止法第8条に規定される要配慮者利用施設は、次のとおりである。

No.	種別	名称	定員	所在地	担当課
1	高齢者施設	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	100	日秀 208	高齢者支援課
2		久遠苑			
3		特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	95	布佐 8 3 4-28	
4		特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	50	中峠 2473	
5	学校	特別支援学校	*	新木 1685	教 総 務 課、学校 教育課
6		中学校	*	布佐 1301	
7		中学校	*	古戸 300	
8		小学校	*	湖北台 4-3-1	

6 その他

資料6-1 我孫子市自主防災組織一覧

我孫子北部 地域対策支部			
番号	組 織 名	設立日	世帯数
1	松園自治会自主防災隊	S60.2.19	280
2	根戸中第三町会防災会	S60.2.25	118
3	都自治会防災会	S61.11.29	190
4	台田中央防災会	S63.2.17	259
5	学園通り町内会防災部会	H3.9.1	516
6	並木自治会防災会	H5.2.6	581
7	並木7丁目自治会自主防災組織	H5.2.25	253
8	久寺家区自治会防災会組織	H6.4.24	165
9	つくし野中央自治会自主防災組織	H6.5.15	900
10	けやき自治会防災会組織	H7.5.24	27
11	つくし野北自治会自主防災委員会	H8.4.7	343
12	あびこ自治会自主防災会	H8.4.7	156
13	根戸グリーンタウン自治会自主防災組織	H8.10.20	114
14	つくし野東自治会防災会	H9.1.24	160
15	並木9丁目自治会自主防災会	H9.4.1	267
16	モア・クレスト我孫子ヒルズ自治会防災会	H10.4.28	183
17	エクセレンス我孫子自治会防災会	H10.12.10	33
18	天子山自治会防災会	H11.5.9	97
19	つくし野西自治会自主防災会	H11.8.1	238
20	土谷津町会防災会	H11.11.1	69
21	台田新富町会防災会	H11.12.1	171
22	つくし野みどり自治会防災会	H12.4.10	93
23	久寺家三菱自治会防災会	H12.11.1	304
24	久寺家2丁目自治会防災会	H12.12.1	188
25	並木八丁目自治会防災会	H13.2.20	284
26	久寺家マンション自治会防災会	H13.12.1	77
27	日新自治会防災会	H14.1.1	38
28	中台自治会防災会	H14.2.1	134
29	エールの丘自治会防災会	H15.10.1	482
30	我孫子中央自治会防災会	H17.10.29	92
31	ダイアパレス自治会防災会	H18.3.1	33
32	シティア自治会防災会	H19.3.24	851
33	菱田自治会防災会	H20.7.4	133
34	アクア・レジデンス自主防災会	H21.6.26	424
35	グラン・レジデンス自主防災会	H22.1.8	738
36	妻子原自治会防犯防災委員会	H23.4.1	79
37	根戸中第二上町会防災会	H24.12.2	82
38	エステ・スクエア我孫子Ⅱ自主防災部	H25.5.21	57
39	つくし野南自治会防災会	H25.8.30	283

〈資料編〉

40	つくし野台自治会防災会	H26. 10. 22	111
41	新生自治会防災会	R3. 6. 18	44
42	パークシティ我孫子自主防災組織	R4. 1. 20	298
43	台田町会防災組織	R4. 4. 7	67
44	ザ・フォレシス自主防災会	R5. 8. 18	263
45	けやきの丘自治会自主防災会	R5. 10. 23	85

我孫子南部 地域対策支部			
番号	組 織 名	設立日	世帯数
1	ときわ台防災会	S60. 4. 14	745
2	根戸新田自治会自主防災会	S63. 3. 1	23
3	しらさぎ自治会防災会	H3. 6. 9	110
4	新船戸町会防災会	H5. 3. 5	58
5	若松第一自治会防災会組織	H8. 5. 29	385
6	白山湖畔町会自治会防災会組織	H8. 7. 24	180
7	若松第二自治会防災会組織	H8. 10. 22	383
8	舟戸台自治会防災対策委員会	H9. 7. 16	194
9	(株)東京鐵骨橋梁我孫子マンション自治防災会	H9. 12. 12	17
10	子の神台自治会防災委員会	H10. 4. 1	820
11	我孫子第十町内会自治会防災会	H10. 8. 6	297
12	栄自主防災会	H11. 11. 11	413
13	東町々会自主防災会	H12. 5. 15	172
14	我孫子第一町内会自主防災会	H13. 12. 3	360
15	寿町内会防災会	H18. 2. 1	260
16	湖畔町内会防災会	H22. 5. 27	217
17	白山東町会防災会	H25. 9. 18	185

天王台 地域対策支部			
番号	組 織 名	設立日	世帯数
1	青山台自治会災害対策委員会	H1. 10. 11	993
2	東高野山自治会防災組織	H7. 7. 1	365
3	岡発戸新田自治会防災会	H8. 2. 20	40
4	柴崎区自治会防災会組織	H8. 2. 26	313
5	都部新田自治会防災会組織	H8. 2. 28	22
6	岡発戸茶ノ木会防災会	H8. 10. 29	14
7	柴崎台自治会自主防災会	H9. 6. 17	725
8	青山区防災会	H9. 6. 23	192
9	泉自治会自主防災委員会	H9. 8. 20	671
10	早稲田地区自治会防災会	H9. 9. 25	174
11	天王台ファミリーハイツ自主防災会	H10. 7. 31	161
12	東我孫子区自治会防災会	H10. 8. 14	975
13	パークハイツ我孫子台防災会	H11. 6. 27	100
14	天王台ハイツ自治会防災会	H12. 4. 24	80
15	天王台自治会防災会	H12. 10. 14	678

16	笹山町会防災会	H14. 1. 17	428
17	アベニュー高野山自治会防災会	H14. 4. 7	73
18	下ヶ戸自治会防災・防犯会	H18. 1. 28	661
19	天王台ウィルヒルズ自治会自主防災組織	H18. 4. 1	36
20	南青山自治会防災会	H18. 12. 10	496
21	CRS 自治会防災会	H19. 10. 31	56
22	岡発戸自治会防災会	H20. 4. 8	170
23	高野山自治会自主防災組織	H24. 4. 27	1120
24	ヒルズ我孫子ガーデンア自治会防災会	H25. 4. 1	96
25	藤和天王台ハイタウン自衛消防隊	H25. 8. 7	220
26	天王台西自治会防災会	H27. 9. 30	39
27	ハイマート天王台管理組合防災委員会	H27. 12. 5	147
28	フォリア天王台自治会防災会	H29. 12. 20	43
29	小暮町内会自主防災会	R3. 8. 2	130

湖北 地域対策支部			
番号	組 織 名	設立日	世帯数
1	湖北台10丁目自治会防災会	S56. 12. 20	410
2	湖北台8丁目防災の会	S60. 4. 1	280
3	湖北台団地自治会中央防災委員会	S61. 3. 10	1619
4	湖北台団地自治会西防災委員会	S61. 9. 6	
5	湖北台団地自治会東防災委員会	S61. 9. 6	
6	朝日会防災会	S63. 3. 1	27
7	湖北台島原自治会防災会	H2. 12. 19	244
8	みどり台自治会防災会	H6. 3. 1	195
9	湖北台9丁目自治会防災会組織	H8. 2. 5	283
10	中峠台自治会防災会組織	H8. 2. 9	511
11	湖北台2丁目自主防災会	H8. 2. 9	369
12	古戸防災会	H8. 2. 19	61
13	湖北台4丁目自治会防災会組織	H8. 7. 30	208
14	湖北台6丁目自治会防災会	H8. 9. 28	210
15	湖北台1丁目自治会防災隊	H8. 10. 4	225
16	湖北台五丁目自治会防災会組織	H8. 10. 25	297
17	中峠大和自治会防災委員会	H9. 4. 22	308
18	湖北台3丁目自治会自主防災会	H9. 10. 27	142
19	日秀区防災会	H10. 6. 16	356
20	中峠下区自治会自主防災会	H12. 6. 1	589
21	中峠上区自治防災会	H12. 12. 1	516
22	中里区自主防災会	H19. 6. 10	473
23	根古屋団地自治会防災会	H19. 7. 29	51

新木 地域対策支部			
番号	組 織 名	設立日	世帯数
1	新木団地自治会自主防災組織	H6. 1. 14	667
2	江蔵地自治会防災会組織	H6. 1. 26	44

〈資料編〉

3	下新木自治会防災会組織	H6. 5. 12	125
4	上新木区防災会組織	H8. 2. 21	57
5	我孫子市上あらき台自治会防災会	H9. 7. 11	219
6	あらき野自治会自主防災組織	H11. 7. 19	611
7	北原地自治会防災会	H11. 11. 1	12
8	ニュー新木自治会防災会	H13. 12. 1	59
9	新木住宅自治会防災会	H14. 2. 10	14
10	松風苑自治会防災会	H15. 11. 17	59
11	南新木自治会自主防災部	H19. 12. 26	717
12	南新木一丁目自治会防災会	H22. 5. 8	444
13	新木県営住宅防災会	H25. 6. 5	101
14	吾妻台自治会防災会	H26. 9. 16	118

布佐 地域対策支部			
番号	組 織 名	設立日	世帯数
1	布佐平和台自治会防災組織	S63. 7. 16	1253
2	布佐三丁目自治会防災会	H2. 12. 19	422
3	布佐南自治会自主防災組織	H7. 5. 8	31
4	ウイング自治管理組合防災会	H10. 3. 23	446
5	布佐二丁目自治会防災会	H10. 4. 21	216
6	布佐台自治会防災会	H10. 7. 27	73
7	布佐大和町自治会防災会	H11. 7. 1	313
8	布佐下自治会防災会	H11. 9. 19	103
9	布佐上町自主防災会	H12. 3. 13	264
10	新々田自治会防災会	H12. 12. 15	96
11	布佐和田前自治会防災会	H15. 2. 14	55
12	布佐一丁目自主防災会	H17. 11. 1	281

地域対策支部名	組織数	市内 全自治会数	対自治会 組織率
我孫子北部地域対策支部	45	63	71. 4%
我孫子南部地域対策支部	17	29	58. 6%
天王台地域対策支部	29	43	67. 4%
湖北地域対策支部	21	25	84. 0%
新木地域対策支部	14	16	87. 5%
布佐地域対策支部	12	13	92. 3%
合 計	138	189	73. 0%

※ 世帯数は、令和6年12月1日現在。

※ パークシティ我孫子自主防災組織、ハイマート天王台管理組合防災委員会、ザ・フォレンス自主防災会は自治会が設立されていない自主防災組織。

※ 湖北地域対策支部の湖北台団地自治会中央防災委員会、湖北台団地自治会西防災委員会、湖北台団地自治会東防災委員会については、同一自治会のため、一つの自主防災組織として算定。

資料6-2 避難行動要支援者の現況

令和6年12月1日現在

避難行動要支援者の種別	人数(人)
① 要介護3～5の認定者	1,785
② 身体障害者手帳1・2級所持者(心臓機能障害のみの該当者は除く)	762
③ 療育手帳A・Bの所持者	837
④ 精神障害保健福祉手帳1・2級を所持する65歳以上の単身世帯の者	47
⑤ 市の生活支援(障害福祉サービス)を受けている難病者	0
⑥～⑧ その他、支援が必要な事由があり、名簿登録を希望する者 (要介護1・2の認定者で登録希望者を含む)	363
1. 同意人数(平常時の名簿提供に掲載される総数)	3,126
2. 同意拒否人数	668
名簿掲載人数(災害発生時の名簿提供に掲載される総数)(1+2)	3,794

※複数の要件に該当する場合は上記①～⑤の若い番号の該当箇所を含む。

※長期入院及び施設入所者、DV等支援措置対象者は除く。

名簿提供自治会

	団体名	協定締結日
1	島原自治会	平成28年8月30日
2	東高野山自治会	平成28年8月30日
3	大久保台自治会	平成28年8月30日
4	都自治会	平成28年8月30日
5	つくし野南自治会	平成28年8月30日
6	並木9丁目自治会	平成28年8月30日
7	つくし野中央自治会	平成28年11月28日
8	グランレジデンス自主防災会	平成28年10月17日
9	並木七丁目自治会	平成29年3月27日
10	松園自治会防災会	平成29年2月28日
11	布佐上町自治会	平成29年6月29日
12	湖北台5丁目自治会	平成29年12月1日
13	若松第一自治会(若松地区防災防犯委員会)	平成29年11月20日
14	若松第二自治会(若松地区防災防犯委員会)	平成29年11月20日
15	シティア自治会	平成30年5月25日
16	大久保町会	平成30年4月26日
17	みどり台自治会	平成31年1月9日
18	ハイマート天王台管理組合防災委員会	令和元年7月16日
19	東町会	令和5年7月19日
20	エールの丘自治会	令和5年8月29日
21	藤和天王台ハイタウン自治会	令和5年11月13日

用語集

【あ行】

雨水貯留タンク

建物の屋根に降った雨水を貯留することで雨水の流出を抑制するとともに、貯留した雨水を利用するために設置するタンクのこと。

液状化

地震によって地盤が一時的に液体のようになる現象で、小規模な場合は、地下から泥水が噴き出す程度であるが、規模が大きくなると地盤が軟弱になるため不等沈下による建物や石油タンクの倒壊や、道路の陥没、堤防の沈下等が発生する。埋立地や河川沿いの低地など、水分をたくさん含んだゆるい砂質の地盤で発生しやすい。

エコノミークラス症候群

長時間座り詰めの結果、血流が徐々に悪くなり下肢静脈に血栓(血の固まり)ができる。この血栓が肺まで達すると肺動脈の血管が詰まり息苦しさや胸の痛みとなり、最悪の場合呼吸困難により死亡することがある。避難生活等で長時間同じ姿勢を取っている場合に発症することがあり、平成 16 年新潟県中越地震において自家用車等で避難生活をした被災者に発生し、注目された。エコノミークラスで長時間フライトする乗客にこの症状が見られることから「エコノミークラス症候群」と呼ばれるようになった。

MCA無線

800MHz 帯の電波を利用したデジタル業務用移動通信のことで、マルチチャンネルアクセス方式という複数の定められた周波数を複数のユーザーで共同使用して通信を行うものである。

Lアラート

災害情報共有システムのことで、市町村が発する避難指示等の情報を、テレビ、ラジオ事業者等の提供し、データ放送や読上げ、インターネット等で住民に伝達するシステムのことである。

応急仮設住宅

大規模災害によって住家が滅失又は破損し、居住する住家が得られない者を收容するために応急的に建設する仮設住宅のこと。応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は県が行い、市はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、市長（本部長）が特に必要と認めた場合において設置する。

大雨・豪雨

強い雨を表す言葉で、両者は必ずしも明確に区別されていない。気象庁が発表する予報や警報では、大雨警報というように大雨を用いている。大きな災害が発生した場合には、「平成 17 年〇〇豪雨」のように命名し、災害対策基本法でも豪雨を用いている。このように、大雨は多量の雨が降ることを表し、豪雨は災害を含んだ空間的・時間的なまとまりをもった現象に使用されている。

【か行】

海溝型地震

日本付近では、海のプレートが陸のプレートを押すとともに引きずり込みながら、陸のプレートの下にもぐり込んでいるが、プレート境界の摩擦力が限界に達すると急激なすべりが起こり、巨大な地震が発生する。この地震を海溝型地震（プレート境界型地震）という。海側のプレートのもぐり込む場所は、日本海溝や南西諸島海溝及びトラフと呼ばれる海底の凹地（駿河トラフ、南海トラフなど）で、マグニチュード 8 程度以上の巨大地震である関東大地震、東海地震、南海地震などが発生している。

〈用語集〉

外水氾濫

河川の水位が上昇し、堤防を越えて氾濫したり、堤防が決壊して洪水となったりすることをいう。

核燃原料物質

ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質のこと。

核燃料物質

ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質のこと。

活断層（断層）

地質学的に最近の期間(数 10 万年～200 万年)において、地震を繰返し発生させ、今後も引き続き活動して地震を引き起こす可能性の高い断層のこと。

寒冷前線

寒気が暖気の境目にみられる境界面のこと。寒冷前線では、風向・風速が急激に変わり、雷雨を伴うことが多く、気温も低下する。

帰宅困難者

災害発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」という。

記録的短時間大雨情報

大雨警報が発表されている時に、数年に 1 回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したことを発表する情報で、現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために気象庁から発表される。

急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度が 30 度以上かつ斜面の高さが 5 メートル以上の箇所、人家等に被害が生じるおそれのある地区をいう。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、一定の行為を制限したり、防災工事を行う必要がある区域について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて、県知事が指定する区域である。

救護所

災害や大規模事故が発生した場合に、被災現場等に医師会や病院から医師等が派遣され応急的な医療活動を行うための場所である。

緊急消防援助隊

平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、平成 7 年 6 月に創設された。この緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防の責任の遂行に全力を挙げる一方、我が国のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、全国から当該災害に対応できるだけの消防部隊が被災地に集中的に出動するというシステムである。大規模災害発生に際し、県知事からの応援要請に対し消防組織法第 24 条の 3 に規定する消防庁長官の要請（同法改正後は指示も含む）により、被災地に出動し、被災市町村長の指揮の下、活動することを任務としている。

緊急輸送路

県や市等が、人命の救助や災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な緊急

輸送を行うために、事前に指定する道路のことである。指定された緊急輸送路の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

クラッシュシンドローム（挫滅症候群）

筋肉が長時間の圧迫によって、筋組織が壊死を起こすために起こる循環障害で、著しい脱水・高カリウム血症・急性腎不全を引き起こす症状をさす。症状が重い場合は、不整脈や心停止など全身に重篤な障害をもたらすため、血液透析などの速やかな治療が必要となる。

警戒区域

災害現場で身体等に対する危険防止、また、消火活動火災調査のため関係者以外の出入りを禁止したり制限したりする区域のことである。立入制限区域ともいう。火災のほか、風水害、土砂災害、火山災害、原子力関連の事故などの場合にも設定される。一般には災害対策基本法第 63 条に基づき指定される区域をいい、罰則付きで区域内への立ち入りが制限、禁止、退去を命令される。

警報

重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報で、地方気象台などが府県予報区を一次細分区域、又は二次細分区域に分けて定められた基準をもとに発表する。ただし、津波警報は、全国を 66 に区分した津波予報区に対して発表する。気象、地面現象、津波、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。

激甚災害制度

甚大な被害が発生した場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害が「激甚災害」として指定される。激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。

原子力事業所

原子力対策特別措置法により規定される原子力事業者が原子炉の運転や核燃料物質の取扱いを行う施設のこと。

広域避難場所

地震時の市街地延焼火災から身を守るための広いオープンスペースのこと。概ね 10ha 以上の空地（10ha 未満の空地であっても、周辺に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場所を含む）、又は土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの。

洪水予報

洪水予報指定河川について、気象庁と国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状態を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報である。気象庁と国土交通省の機関が行う洪水予報では、氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその水深を予報する。

国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

【さ行】

災害救助法

災害時に、国が地方自治体や日本赤十字社及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の安定を図ることを目的とした法律である。災害救助法の適用を受けた災害の場合は、救出、避難所設置、食品の給与、応急仮設住宅の設置等の対策にかかる費用が国庫負担の対象になる。

災害時帰宅支援ステーション

千葉県を含む九都県市では、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等と帰宅支援協定を締結している。この協定に賛同した店舗を「災害時帰宅支援ステーション」といい、徒歩帰宅者に対し水道水やトイレの提供、地図等による道路情報、ラジオ等得知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報提供が行われる。

災害拠点病院

災害時に発生する傷病者に対応するため、「24 時間体制が取れる」「ヘリ等の広域搬送に対応できる」などの条件を満たす総合病院で厚生労働省が指定する。災害拠点病院は、地域災害拠点病院と、特に各県単位で中心となる施設が基幹災害拠点病院として指定されている。

災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。1959（昭和 34）年の伊勢湾台風の被害をきっかけに、防災関係法令の一元化を図るために 1961（昭和 36）年に制定された。

災害対策本部

災害時に対策を決定し、指揮をとる本部。大規模な災害発生時の対策・指揮をとるところで、災害発生直後に設立される部門であるが、災害の規模、種別等によりその役割・内容は大きく異なる。また、設置される場所・所属等も多数となる可能性がある。JCO 臨界事故では、政府、県庁、市町村、各防災対策機関、対応にあたる医療施設、JCO 工場等で設置された。

災害用伝言ダイヤル

地震など大災害発生時は、安否確認、見舞、問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況（電話ふくそう）が 1 日～数日間続くことが予想される。そのため、このような状況の緩和を図るため、通信事業者が提供する被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールのサービスのことである。

社会福祉施設

台風や集中豪雨による浸水被害に対して、社会福祉施設の入所者がいち早く避難行動がとれるように、避難指示等の避難情報に先駆けて「高齢者等避難」が新たに設定された。「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年 3 月 28 日政令第 84 号）」では、老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、母子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設が社会福祉施設として定められている。

Jアラート

全国瞬時警報システムのことで、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステムである。

指定行政機関

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する行政機関のことである。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省がある。

指定公共機関

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する公共機関のことである。

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている組織。

指定地方行政機関

内閣総理大臣が関係法に基づいて指定する指定行政機関の地方支分局のことである。

指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する。

自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という連帯感に基づき自主的に結成する組織。平常時には知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備を行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの活動を行う。災害による被害を最小限にし、いち早く立ち直るためには、地域ぐるみの協力体制が不可欠であり、自主防災組織がこの役割を果たす。

地面現象

地すべり、山崩れ等の地表で発生する現象のこと。

集中豪雨

集中豪雨とは、狭い地域に比較的短時間に多量の雨が降る現象をいう。その範囲や雨量にはっきりとした定義はない。集中豪雨が初めて使われたのは、1953年8月15日の朝日新聞の夕刊とされており、集中豪雨という表現が現象を的確に表していたため、マスコミ用語からしだいに気象用語として定着した。

受水槽

水を貯める容器のことで、ビル・マンションなどの建物では、水道から供給された水を一度、受水槽に受け、ポンプで水を汲み上げて給水している。

震度

その地点での地震の揺れの強さを示す数値で、ある場所での地震動の強さをいくつかの階級に分けて表す数値をいう。日本では気象庁震度階級によって表され、かつては体感及び周囲の状況から推定していたが、1996年（平成8年）4月からは、計測震度計により自動的に観測し10段階に区分している。

浸透トレンチ

雨水を地面に浸透させる施設で、長い溝内に砂利や碎石等を敷き、雨水を濾過浸透させ、雨水の急激な流出を抑制するとともに地下水の涵養にも役立てるもの。

浸透ます

雨とい等から流入してくる雨水を受ける枡（ます）で、側面及び底面にある浸透孔から雨水

〈用語集〉

を地中に浸透させる構造のもの。

水防管理団体

水防の責任を有する市町村（特別区を含む。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

水防機関

水防団及び消防機関（消防本部、消防署、消防団）をいう。水防管理団体は、区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないときは、水防団を置かなければならないとしている。

水防計画

水防法に基づき、水防上必要な監視、警戒等、水門等の操作、水防団・消防機関・水防協力団体の活動、器具・設備の整備等を定めた計画のことである。

水防警報

水防法に基づいて、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を、河川管理者から水防管理者に対して警告を行う発表をいう。水防警報の種類は、次のとおりであり、水防機関（消防本部、消防署、消防団）への指示を行うためのものである。

待機：状況に応じて直ちに水防機関（消防団の場合は自宅から詰所に）が出動できるように待機する必要がある旨を警告

準備：水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関（消防団の場合は詰所から）に出動できるよう準備をさせる必要がある旨を警告

出動：水防機関が出動し、重要水防箇所等の巡視を行う必要がある旨を警告

指示：出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示

解除：水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告

水防法

洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として制定された法律である。

水防活動は、この法律により定められた水防計画に基づき、具体的な活動が行われる。

スフィア基準

人道憲章と人道支援における最低基準のことで、紛争や災害の被害者が尊厳のある生活を送ることを目的に定められた基準である。スフィア基準では、「人道憲章」、「権利保護の原則」、「コア基準」とともに、「人間の存続のために必要不可欠な4つの要素」として、①給水、衛生、衛生促進、②食糧の確保と栄養、③シェルター、居留地、ノン・フードアイテム（非食糧物資）、④保健活動の分野における最低基準が定められている。

スプロール

都市の急激な発展で、市街地が無計画、無秩序に都市の郊外に広がっていくこと。

積算雨量

降り始めからの降雨量、あるいは任意の時間内の降水量を集計したもの。

総算雨量

降り始めの時刻から降り終わりの時刻まで（あるいは降り始めから任意の時刻まで）の雨量のこと。

【た行】**大規模地震対策特別措置法**

大規模地震災害に備えるために規定された法律で、大規模な地震災害から国民の生命や財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定や地震観測体制の整備、地震防災体制の整備などを規定している。

現在は、東海地震がこの法律に基づいて、陸地のひずみや地下水・潮位・地震など 186 項目のデータを 24 時間監視する対策が講じられている。

耐震性貯水槽

通常時は水道管の一部として貯水槽内に水を流しているが、災害等で水道管から水が漏れ出すと、水圧の低下により緊急遮断弁が作動して貯水槽の中の水を確保する水槽のこと。

台風

熱帯の海上で発生する低気圧を熱帯低気圧と呼び、そのうち北西太平洋（赤道より北で東経 180 度より西の領域）又は南シナ海に存在し、なおかつ低気圧域内の最大風速（10 分間平均）がおよそ 17m/s（34 ノット、風力 8）以上のものを台風という。

竜巻

積乱雲や積雲に伴って発生する強い上昇気流をもった激しい渦巻きのこと。台風や寒冷前線、寒気の流入など、局地的に大気の状態が非常に不安定な場合に多く発生する。

地区防災計画

市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画のこと。地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、災害対策基本法第 42 条の 2 に定められた制度である。

注意報

大雨などによって、災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報で、地方気象台などが、府県予報区を一次細分区域、又は二次細分区域に分けて定められた基準をもとに発表する。ただし、津波注意報は、全国を 66 に区分した津波予報区に対して発表する。気象、地面現象、津波、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。

中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画等の作成及びその実施の推進、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議、防災に関する重要事項に関する内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申等を行う。

直下型地震

陸地を震源とする比較的浅い地震の通称。海のプレートの動きは、海溝型地震の原因となるだけでなく陸のプレートを圧迫し、内陸部の岩盤にもひずみを生じさせる。ひずみが大きくなると、内陸部の地中にあるプレート内部の弱い部分で破壊が起こる。こうして起こる地震は、海溝型の巨大地震に比べると規模は小さいが、局地的に激震を起こす。都市直下の浅いところを震源とする場合には大きな被害をもたらす。兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）はこれにあたる。

〈用語集〉

DMAT

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）の略である。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームである。

都市（型）水害

都市部では、地面が道路舗装やコンクリートで覆われているため、降った雨が地面にしみ込まずに大部分が河川に流れ込む。このため、強い雨が短時間に降ると、河川や水路の水位が急激に上昇して氾濫しやすくなる。また、下水溝、用水溝でも排水機能が追いつかなかつたり、河川から逆流したりして浸水する。これを都市（型）水害と呼ぶ。

土砂災害

急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十六条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。）又は、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したこと）によって水がたまる自然現象をいう。

土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報のことである。土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。レーダー・アメダス解析雨量、降水短時間予報をもとに、全国くまなく 5km 四方の領域ごとに算出する。

また、土壌雨量指数と土砂災害の危険度との対応を分かりやすく表現するため、5km 四方領域ごとに、過去の一定期間内に出現した一雨毎の土壌雨量指数を、高い順に並べたものを履歴順位といい、一般に、履歴順位が高いときほど土砂災害発生の危険度が高くなる。

トリアージ

災害や事故の時、多数の傷病者が同時に出た際に、早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を受けさせることで、より多くの人命を救うことを目的として傷病の程度や治療の優先順位の判定をすることをいう。本来は戦場での負傷者の傷病の程度を判定するために使われていた言葉である。

【な行】

内水氾濫

大きな河川の水位が上昇したために、そこに流れ込む水路の水が行き場を失って、宅地等に逆流したり、宅地等に降った大雨が水路や下水道に排水しきれずに水が溜まったりすることをいう。

南海トラフ地震

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。（東海地震は、南海トラフ沿いで想定さ

れている大規模地震の1つである。)

前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年））の発生から70年以上が経過した現在では、東海地震に限らず、南海トラフ全域で大規模地震発生の切迫性が高まっている。

【は行】

ハザードマップ

災害による被害を予測し、その被害範囲を地図にまとめたものである。最近では避難場所や避難経路などを書き込んだものもハザードマップとよんでおり、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、地震防災対策特別措置法により、洪水、土砂災害、地震・津波に対するハザードマップの作成が市町村の義務となっている。

氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。以前は、「危険水位」と呼ばれていたが、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要綱」に準じて、平成19年4月からは防災用語としては「氾濫危険水位」と表現している。

氾濫注意水位

水害の発生に備えて、水防法で定める水防管理団体が出動する目安になる水位である。以前は、「警戒水位」と呼ばれていたが、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要綱」に準じて、平成19年4月からは防災用語としては「氾濫注意水位」と表現している。

被災建築物の応急危険度判定

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的として行われる。

その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供するものである。これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て行われる。

被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。

被災宅地危険度判定

災害対策本部が設置されるような大規模な地震又は大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的として行われる。

BCM（事業継続管理）

Business Continuity Managementの略で、企業が事業継続に取り組むうえで必要な、BCP（事業継続計画）の策定から、その導入・運用・見直しという継続的改善を含む、包括的・統合的な事業継続のためのマネジメントのことをいう。

BCP（事業継続計画）

Business Continuity Planの略で、地震などの災害や事故・事件などが起きた場合に、企業が、従来の防災対策に加え、中核事業の継続・早期復旧を図るために平常時に行うべき活動並びに緊急時（災害時）の対応方法、手段などを事前に取り決めておく計画のことである。

〈用語集〉

PTSD

心的外傷後ストレス障害 (Post-Traumatic Stress Disorder) の略。本人若しくは近親者の生命や身体保全に対する重大な脅威となる出来事に巻き込まれたことにより生じる障害で、外傷体験が反復的かつ侵襲的に想起され、あたかも過去の外傷的な出来事が目の前で起こっているかのような苦痛に満ちた情動を伴う錯覚 (解離性フラッシュバック)、孤立感、睡眠障害、過度の驚愕反応などの症状を特徴とする疾患である。

避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものである。

避難指示

災害対策基本法、水防法等に基づき市町村長等が住民に対し、被害の危険が切迫したときに避難のための立ち退きを促すために発令する情報である。

高齢者等避難

事態の推移によっては避難指示を発令することが予想される場合に、避難のための準備や避難活動に時間を必要とする避難行動要支援者の避難を開始するために、市町村長が住民に対し発表する情報である。法的根拠はなく地域防災計画で規定される。

避難所

住居が被災した人などを収容し、避難生活の場とする施設のこと。

避難場所

地震や大規模な火災等による熱や延焼、水害における浸水等の危険から、身の安全を図るために避難する空間や施設の総称である。

避難判断水位

避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を要する水位である。指定河川では、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合に、〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報) を発表する。

風水害

大雨によって河川が氾濫したり、排水できない水が溜まって浸水したり、山や崖で崩壊、土石流が発生したりする災害を総称している。

福祉避難所

災害発生後に、障害者や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮 (身体的ケアやコミュニケーション支援等) を必要とする方々を収容し保護する施設のことである。

プレート

地球の表面は厚さ数 10~200km 程度の固い岩石の層で覆われ、その層はいくつかのブロックに分割されている。この板状の固い岩石の層をプレートと呼ぶ。

防災会議

自治体の防災対策を推進するために、都道府県知事、市町村長を会長として、地域の防災関係機関の代表者によって組織された会議で、地域防災計画の策定や災害情報の収集等を行う。災害対策基本法によって設置が定められている。

防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画のことである。

防災行政無線（移動系）

車載型や携帯型の移動局と市役所等の基地局との間で通信を行う無線のこと。

放射性同位元素

りん 32、コバルト 60 等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物。

放射性物質

放射能を出す能力をもつ物資のことで、健康への影響のあるのは、放射性ヨウ素 131、セシウム 137、ストロンチウム 90 などがある。

【ま行】

マグニチュード

地震全体の規模を表す数値、震源のエネルギーの大きさを示す。マグニチュード 1 の違いは、約 30 倍である（マグニチュード 2 の違いで 1000 倍）。関東大震災はマグニチュード 7.9、兵庫県南部地震は 7.2、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は 9.0 であった。

【ら行】

ライフライン

現代社会においては、電気・ガス・水道・電話、道路、鉄道など、日常生活を維持していくうえで必須の諸設備のことである。

り災証明書

災害による被害の程度を証明する書面のことで、市町村が災害対策基本法に基づき、住家等の被害程度について現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書である。各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる。

【や行】

谷津

低地や低湿地のことで、下総台地などでみられる台地面に入り込んだ谷のことをいう。

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害時要援護者と同義）である。

関係機関等関連項目一覧

	自助・共助			国(指定地方行政機関)		自衛隊	県				指定公共機関				指定地方公共機関		公共的団体等					
	市	自主防災組織等	事業所	千葉国道事務所	利根上流河川事務所		利根下流河川事務所	我孫子警察署	柏土木事務所	松戸保健所	手賀沼下水道事務所	東京電力パワーグリッド㈱	東日本電信電話㈱	東日本旅客鉄道㈱	日本郵便㈱	㈱エナジー宇宙	手賀沼土地改良区	利根土地改良区	我孫子市医師会	我孫子市歯科医師会	我孫子市薬剤師会	我孫子市消防団
総則編																						
第1節 計画の方針																						
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
第3節 市の地勢																						
第4節 地域防災力の向上	○	○	○																			

	自助・共助			国(指定地方行政機関)		自衛隊	県				指定公共機関				指定地方公共機関		公共的団体等					
	市	自主防災組織等	事業所	千葉国道事務所	利根上流河川事務所		利根下流河川事務所	我孫子警察署	柏土木事務所	松戸保健所	手賀沼下水道事務所	東京電力パワーグリッド㈱	東日本電信電話㈱	東日本旅客鉄道㈱	日本郵便㈱	㈱エナジー宇宙	手賀沼土地改良区	利根土地改良区	我孫子市医師会	我孫子市歯科医師会	我孫子市薬剤師会	我孫子市消防団
地震対策編																						
第1章 総則																						
第1節 計画の前提条件																						
第2章 災害予防計画																						
第1節 防災力の向上	○	○	○																			
第2節 防災都市づくり	○	○	○	○				○			○	○			○							
第3節 地盤災害の防止	○	○	○					○			○	○			○							
第4節 火災予防対策	○	○	○																			○
第5節 防災拠点施設の整備	○	○	○																			
第6節 応急活動体制の整備												○										
第7節 広域応援体制の整備																						
第8節 被災者支援体制の整備	○	○	○					○	○									○	○	○		○
第9節 要配慮者の安全確保体制の整備	○	○																				○
第10節 帰宅困難者等対策			○										○									
第3章 災害応急対策計画																						
第1節 災害応急活動体制																						
第2節 情報の収集・伝達	○	○	○																			
第3節 災害発生時の広報	○	○	○																			
第4節 応援要請、応援の受け入れ							○															
第5節 災害救助法の適用									○													
第6節 消防・救助救急活動	○	○	○					○														○
第7節 災害警備・交通規制	○	○	○	○				○	○													
第8節 避難	○	○	○					○														○
第9節 応急医療救護	○	○	○						○													○
第10節 緊急輸送対策				○				○														
第11節 ライフライン施設等の応急対策				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○					○
第12節 生活支援対策	○	○	○																			
第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬			○					○														○
第14節 防疫・清掃・廃棄物対策	○	○							○													
第15節 住宅等対策	○	○																				
第16節 園児・児童・生徒の安全対策																						
第17節 要配慮者への対応	○	○																				○
第18節 ボランティアへの対応																						○
第19節 帰宅困難者対策			○											○								
第20節 被災時への市外被災地への支援																						
第21節 被災地への支援対策(市以外大規模災害)																						
第22節 南海トラフ地震対策	○	○																				
第4章 災害復旧・復興計画																						
第1節 市民生活のための緊急措置														○								○
第2節 生活関連施設の復旧計画																						
第3節 災害復興																						

〈関係機関等関連項目一覧〉

地震対策編	自助・共助			国(指定地方行政機関)		自衛隊	県				指定公共機関			指定地方公共機関		公共的団体等								
	市	自主防災組織等	事業所	千葉国道事務所	利根上流河川事務所		利根下流河川事務所	我孫子警察署	柏土木事務所	松戸保健所	手賀沼下水道事務所	東京電力パワーグリッド㈱	東日本電信電話㈱	東日本旅客鉄道㈱	日本郵便㈱	㈱エナジー宇宙	手賀沼土地改良区	利根土地改良区	我孫子市医師会	我孫子市歯科医師会	我孫子市薬剤師会	我孫子市消防団	我孫子市福祉協議会	北千葉広域水道企業団
第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画																								
第1節 総則																								
第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項																								
第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項																								
第4節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	○	○	○																					
第5節 防災訓練に関する事項																								
第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項																								

〈関係機関等関連項目一覧〉

風水害対策編	自助・共助			国(指定地方行政機関)		自衛隊	県				指定公共機関				指定地方公共機関		公共的団体等							
	市	自主防災組織等	事業所	千葉国道事務所	利根上流河川事務所		利根下流河川事務所	我孫子警察署	柏土木事務所	松戸保健所	手賀沼下水道事務所	東京電力パワーグリッド㈱	東日本電信電話㈱	東日本旅客鉄道㈱	日本郵便㈱	㈱エナジー宇宙	手賀沼土地改良区	利根土地改良区	我孫子市医師会	我孫子市歯科医師会	我孫子市薬剤師会	我孫子市消防団	我孫子市社会福祉協議会	北千葉広域水道企業団
第1章 総則																								
第1節 計画の前提条件																								
第2章 災害予防計画																								
第1節 防災力の向上	○	○	○																					
第2節 水害予防対策	○	○	○			○		○			○	○												
第3節 土砂災害・風害等予防対策	○	○	○					○			○	○												
第4節 火災予防対策	○	○	○																		○			
第5節 要配慮者の安全確保体制の整備	○	○																					○	
第6節 帰宅困難者等対策			○										○											
第3章 災害応急対策計画																								
第1節 災害応急活動体制																								
第2節 情報の収集・伝達	○	○	○																					
第3節 災害発生時の広報	○	○	○																					
第4節 応援要請、応援の受け入れ							○																	
第5節 災害救助法の適用									○															
第6節 消防・救助救急活動	○	○	○					○														○		
第7節 災害警備・交通規制	○	○		○				○	○															
第8節 避難	○	○	○					○															○	
第9節 応急医療救護	○	○	○						○										○	○	○			
第10節 緊急輸送対策				○				○																
第11節 ライフライン施設等の応急対策				○	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○						○	
第12節 生活救援対策	○	○	○																					
第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬		○	○					○												○	○	○		
第14節 防疫・清掃・廃棄物対策	○	○							○											○	○	○		
第15節 住宅等対策	○	○																						
第16節 園児・児童・生徒の安全対策																								
第17節 要配慮者への対応	○	○																					○	
第18節 ボランティアへの対応																							○	
第19節 帰宅困難者対策			○										○											
第20節 土砂災害対策									○															
第21節 雪害対策	○			○				○	○				○											
第22節 竜巻対策	○																							
第23節 火山噴火対策	○			○				○	○															
第4章 災害復旧・復興計画																								
第1節 市民生活のための緊急措置														○										○
第2節 生活関連施設の復旧計画																								
第3節 災害復興																								

大規模事故対策編	自助・共助			国(指定地方行政機関)		自衛隊	県				指定公共機関				指定地方公共機関		公共的団体等							
	市	自主防災組織等	事業所	千葉国道事務所	利根上流河川事務所		利根下流河川事務所	我孫子警察署	柏土木事務所	松戸保健所	手賀沼下水道事務所	東京電力パワーグリッド㈱	東日本電信電話㈱	東日本旅客鉄道㈱	日本郵便㈱	㈱エナジー宇宙	手賀沼土地改良区	利根土地改良区	我孫子市医師会	我孫子市歯科医師会	我孫子市薬剤師会	我孫子市消防団	我孫子市社会福祉協議会	北千葉広域水道企業団
第1章 総則																								
第1節 大規模事故体制																								
第2章 大規模事故対策計画																								
第1節 大規模火災対策計画	○	○	○					○																
第2節 危険物等災害対策計画	○	○	○					○																
第3節 航空機災害対策計画	○	○	○					○												○	○			
第4節 鉄道災害対策計画	○	○	○					○					○							○	○			
第5節 道路災害対策計画	○	○	○	○				○	○											○	○			
第6節 断水対策計画	○	○	○																					

地域防災計画改定の経緯

年度	修正内容	備考
昭和 50 年度	全編	昭和 51 年から昭和 56 年まで、毎年小規模な修正
昭和 57 年度	全編	
昭和 63 年度	全編	
平成 元 年度	全編	
平成 3 年度	全編	
平成 4 年度	全編	
平成 9 年度	地震対策編	
平成 12 年度	風水害対策編	
平成 16 年度	全編	
平成 19 年度	全編	
平成 24 年度	全編	
平成 27 年度	全編	
平成 30 年度	全編	
令和 3 年度	全編	
令和 6 年度	全編	

我孫子市地域防災計画

令和 7 年 3 月発行

我孫子市市民危機管理対策会議

事務局／我孫子市 市民生活部 市民安全課

〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地

電話 04-7185-1111 (代)

業務委託／国際航業株式会社
